

同十一年 二、五七八 1011 六二四 二七五 一、八五三
 同十二年 (C) 三、五七三 110 八一四 三一一 (A)
 註 (A) 不詳 (B) ニツケル含有率を三分の一と假定して算出 (C) 一月から七月まで

金屬回收

昨年英米勢力の對日經濟禁輸と其の後に於ける時局の進展は、金屬資源の供給制確立の早急樹立が要請されるに至つた、よつて生産力増充の推進一翼として、政府では國內金屬資源の回收を行ふことになつた、即ち四月一日から官廳及市町村の如き公共團體の鐵製品及銅製品の強制回收を實施、更に六月下旬より七月に至る、全國工場、事業場等の清掃運動を斷行、然して八月三十日國家總動員法にもとづく金屬回收令を公布、九月一日これを實施したのである、右は國內金屬資源回收の徹底的強化を期したもので、その實施要領を示せば左の如くである

回收の對象たるものは法規による供出指定施設並に一般家庭にあるとを問はず鐵製品又は銅製品(銅合金製品を含む)にして比較的不急用途に供せられたるもの又は代替物件を以て替へ得るものとす
 但し回收實施に當りては操業上に支障を與

へぬことならびに代替品を以て替へ得ぬ生活必需品の回收の如きは之を行はざる方針を堅持する等いやしくも經濟生活には不安を與へぬ
 勅令による供出指定施設の物件回收に就ては工場事業場清掃運動實施の際に設けたる各工場、事業場及び團體の回收事務擔任組織を整備し、其活動に俟つと共に同業者團體は監督官廳と表裏一體をなしてその補助的役割に任ず團體員の供出強化徹底に任ずる固より指定されたる回收物件と雖も例へば法令または之にもとづいてたす處分に回收物件を譲渡する場合、天災その他緊急の事由ある場合、特別の事情により地方長官の許可を可けたる場合等は除外する
 しかして指定施設以外の施設ならびに一般實地の物件に關しては町内會、部落會等の確保組織の活用により供出及びこれにとりなす手續を可及的に協同化せんとする
 回收物件の撤去、代替物件の備付等の工作は原則として供出者の有する勞力に依らん

とするも撤去時に困難なるか、自己に所要勞力を有せざる場合等においては土木建築業者をして行はしむる方針にして、これがため土木建築業者をして本回收の實施に協力せしむる方針にして、これがため土木建築業者をして特に本回收の實施協力せしむるためその團體たる工業組合聯合會並に各種道府縣工業組合の統制力を發揮せしめ傘下業者の動員を容易ならしめんとす集荷に關しては指定施設に對しては日本鐵屑統制株式會社および日本故銅統制株式會社系統の集荷網を動員し、その他の施設および一般家庭に就ては原則として財團法人臨時物資活用協會をしてこれが獨に當らしむる方針なり
 回收物件の譲受については原則として賣買の方法により集荷機關の購入價格は金屬屑の公道價格による、但し回收物件の撤去その他引渡に要する費用、修理費ならびに必要止むを得ざる代替物件の價額および備付に要する費用(回收物件の賣却價額を差引きたるものに限る)は一定の基準内において國庫がこれを負擔するものとす
 しかして九月中を以て本準備期間となし各

種實施組織の整備實施手續の周知徹底を完了する豫定にして撤去、集荷等本格的實施は爾後可及的速かにこれを開始するものとす

なほ金屬類回收令第三條の規定により回收機關は十月十四日商工省告示され百三十八條を以て左の通り指定された

一、銅又は黃銅、青銅其の他の銅合金を主たる材料とする材料とする回收物件の回收機關

一、鐵を主たる材料とする回收物件の回收機關

- 關
 財團法人臨時物資活用協會、日本鐵屑統制株式會社、小樽鐵屑株式會社、合名會社室蘭產銅商會、北海道鐵屑株式會社、東北鐵屑株式會社、群馬鐵屑株式會社、川口鐵屑株式會社、關東鐵屑株式會社、合名會社白井商店、興亞鐵屑商事株式會社、大富故鐵株式會社、岡田榮一、株式會社黑澤商店、株式會社小宮山商店、中央鐵屑株式會社、株式會社鈴木徳五郎商店、相山徳夫、東京故鐵株式會社、合資會社高島芳平商店、株式會社東洋工業商會、東京鐵屑商事株式會社、東亞鐵屑株式會社、昭和故鐵株式會社

非鐵金屬

- 社、株式會社中田屋商店、西商事株式會社、三菱商事株式會社、三井物產株式會社、東京第一製鐵原料株式會社、和進故鐵株式會社、合資會社青柳幸一商店、伊藤小太郎丸信商會堀勝治、橫濱鐵屑株式會社、新潟故鐵株式會社、北陸合同鐵屑有限公司、磯井彦重、東海鐵屑株式會社、名古屋合同鐵屑商會大津政市、株式會社岡谷商店、中部鐵屑株式會社、伊藤謙太郎、京和鐵業合資會社、株式會社安宅商會、足立合名會社、株式會社岩井井商店、池田鐵屑株式會社、株式會社大阪鐵屑商會、風早和夫、金田周藏、片岡文治郎、株式會社木本シャリソグ工場、北浦乙次郎、株式會社桑原進商店、株式會社阪口定吉商店、阪口鐵男、關西故鐵株式會社、城東鐵屑株式會社、東洋鐵屑株式會社、田所商事株式會社、合資會社玉巻辰藏商店、株式會社多田伊太郎商店、武田嘉平、大同鐵屑株式會社、津田鐵屑販賣株式會社、合資會社浪華商會、株式會社山口商店、矢島甲辰始、合資會社吉田松商店、株式會社渡邊榮一商店、近藤正二、合資會社上原商店、加藤商事株式會社、神戸鐵屑株式會社、兵庫鐵屑株式會社、合資會社廣

- 田隆商店、伊藤金次郎、佐藤輝夫、廣島縣鐵屑株式會社、田中仁兵衛商店田中仁一、岡田賢吉、土佐鐵屑株式會社、合名會社井本考商店、福西ミヨノ、北九州鐵屑株式會社、岸川商事株式會社、藤原岩吉、株式會社草野商店、廣田商行野田安兵衛、株式會社博多金物商會、合名會社松本商店、株式會社宮内商店、山下未松、株式會社橋本商會古鐵部、南九州鐵屑株式會社、合資會社井上藤藏商店

合金鑄物

合金鑄造業者の整備は十五年度に於て相當具體化するものとされたが、國際情勢の變遷と國內經濟事情とに依り持越され、本年九月合金聯の整備通牒が地方長官並に關係團體たる合金聯、日工聯、故銅統制會社宛發せられた、即ち商工省では故銅の山向け及これが供給の不足に鑑み、銅合金鑄物資材の供給適正を期するため、之等業者の組合を整備することとした。

自動車・航空機工業

自動車

(概況) 昭和十六年の我が自動車工業

界は生産部門に於ける技術的昂揚が圖られると共に複雑極まりなき國際情勢化に對應した幾多の施策が講ぜられた、即ち商工省の自動車技術委員會は昭和十五年に引續いてニッサントヨタ兩車のシャシー規格統一をはじめ、いすゞ貨物車五千CC、八千CCの試作或ひはニッサン千CC乗用車の規格、小型二輪、三輪自動車の標準型試作、トヨタ四米シャシー試作乃至は乗合自動車車體の標準型、ニッサン、トヨタ、いすゞ貨物自動車の運轉高規格統一を圖り又他面に於ては昭和十五年機械局長を委員長に設置された自動車用不足物資補填對策委員會に於ける協議事項についても技

術委員會及び日本自動車製造工業組合の技術委員會と緊密なる連絡のもとに諸種の物資確保並に技術的研究を行ふなど、その事業は見るべきもの多々あつた、以上の事項を一々茲に列擧する自由を持たぬが、以下十六年十月末現在迄に至る主なる問題を列記してみよう

自動車修理用部分 品配給統制規則 制定

國防及産業の兩方面から見て自動車が極めて重要な機關であることは周知の事實であるが此の自動車の生命は一に所謂サーブイスの良否に懸つて居るのであり、従つて之に要する修理用部分品の重要性に就ても改めて贅言を要しない所である、しかるにこの方面に於ける我國の現状をみると、時局の進展に伴ひ各種の事情から部分品に對する需要は愈々増

加し然も品質の優良なるものが要求せられる一方、之れが資材の方面は益々窮屈となつて來てゐる實情であり、此の儘では到底生産の確品質の向上、配給の適正回滑を圖ることが出來ない様な状態になつて來た、そこで商工省では昭和十二年法律第九十二號に基き商工省令第四十一號を以て自動車修理用部分品配給統制規則を制定し、昭和十六年五月十二日公布七月一日より實施したこれは大體に於て全國の主な部分品製造業者を網羅して組織されて居る全國自動車部分品工業組合聯合會(部品工聯)及自動車製造許可會社(現在日産自動車株式會社、トヨタ自動車工業株式會社、日産自動車工業株式會社)を組合員とする日本自動車製造工業組合に於て、必要な修理用部分品の計畫生産を爲さしめ、之を各道府縣に相當を爲し、之が道府縣内の需給に關しては地方長官に於て調整を行ふこととし、少い資材を以て出來るだけ優良多量の部分品を生産し必要方面に回滑適正に配給出來る様にしたものであつてその適用品目は次の如き九十五品目に及んでゐる

- ハ、シリンダヘッドガスケット
- ニ、クランク軸軸受 ホ、カム軸軸受
- ヘ、クランク軸 ト、クランク軸齒車
- チ、クランク軸スプロケット
- リ、ハズミ車齒車 ヌ、連結桿
- ル、連結桿軸受 ヲ、ピストン
- ワ、ピストンピン カ、ピストンリング
- ヨ、カム軸 タ、カム軸齒車
- レ、カム軸スプロケット
- ソ、タイミングチェイン ツ、吸氣弁
- ネ、排氣弁 ナ、弁バネ
- ラ、バルブリフター ム、ロッカーアーム
- ウ、プッシュロッド
- バ、ファン
- 三、放熱器及同部分品中左に掲ぐるもの放熱器
- コ、放熱器
- 四、冷却水ポンプ及同部分品中左に掲ぐるもの
- 冷却水ポンプインペラー
- 五、水溫計
- 六、氣化器
- 七、燃料ポンプ
- 八、燃料計
- 九、マニホールノガスケット

自動車・航空機工業

- 一〇、油ポンプ及同部分品中左に掲ぐるもの油ポンプ齒車
- 一一、油壓計
- 一二、點火栓
- 一三、點火栓輪
- 一四、蓄電池
- 一五、配電器及同部分品中左に掲ぐるもの
- イ、ブリーカーアーム
- ロ、コンタクトポイント
- ハ、配電器ローター
- ニ、配電器キヤツプ
- 一六、充電發電機
- 一七、起動電動機及同部分品中左に掲ぐるもの
- イ、ベンデックススピニオン
- ロ、ベンデックススプリング
- 一八、前照燈
- 一九、尾燈(停燈を含む)
- 二〇、電流計
- 二一、カットアウトリレー
- 二二、クラッチ及同部分品中左に掲げるもの
- イ、クラッチ板
- ロ、クラッチフェーシング
- ハ、クラッチスプリング

- 二三、變速機及同部分品中左に掲ぐるもの
- イ、變速齒車 ロ、變速齒車軸
- 二四、プロペラ軸
- 二五、自在接手及同部分品中左に掲ぐるもの
- 自在接手シャーナル
- 二六、差動機及同部分品中左に掲ぐるもの
- イ、差動ドライブスピニオン
- ロ、差動リング齒車
- ハ、差動スピニオン
- ニ、差動サイド齒車
- 二七、後車軸及同部分品中左に掲ぐるもの
- ア、クサルスシャフト
- 二八、前車軸
- 二九、ブレーキ裝置部分品中左に掲ぐるもの
- イ、ブレーキドラム
- ロ、ブレーキバンド
- ハ、ブレーキシュー
- ニ、ブレーキライニング
- ホ、ホイールシリンダ
- ヘ、マスターシリンダ
- 三〇、操向裝置部分品中左に掲ぐるもの
- イ、キングピン
- ロ、ステアリングナックル
- ハ、ステアリングナックルアーム

自動車・航空機工業

- ニ、タイロッド
- ホ、ドラッグリング
- ヘ、ピットマンアーム
- ト、ステアリングセクタ
- チ、ステアリングウォーム
- 三二、車輪及同部分品中左に掲ぐるもの
 - イ、ホイールリム
 - ロ、サイドリング
 - ハ、ホイールハブ
- 三三、撥ハネ及同部分品中左に掲ぐるもの
 - イ、スプリンググリーフ
 - ロ、スプリングシヤツクル
- 三三、速度計
- 三四、組合計

自動車修理加 工業整備

自動車輸送力の増強確保は喫緊の要務にして之が爲め自動車修理加工業亦愈々其の重要性を加へつつあり一面に於て自動車修理用部分品の配給統制規則が設定せらるも、業界の現況は未だ之が緊急の必要に即應し得ざるものありとなし商工省では機械鑄造製品工業整備要綱(昭和十五年十二月二十一日商工次官

理的状況等を考慮すること
 ロ、組合結成に際しては必要に應じ既存關係組合の改組合併等の方法に依り可然整備統合を爲すこと

自動車部分品 工業整備

自動車輸送量の激増に伴ひ自動車的重要性頗る加はり來り従つて自動車部分品の生産の確保、品質の向上は喫緊の要務として商工省は機械鑄造製品工業整備要綱に基き自動車部分品工業を整備すべく昭和十六年十月四日機械局長、振興部長名を以て全國自動車部分品工業組合聯合會及び全國地方長官宛整備要綱を頒布した

整備要綱

一、方針 機械鑄造製品工業整備要綱(昭和十五年十二月二十一日附一五機第四八四號商工次官通牒)の趣旨に據り全國に於ける自動車部分品製造工業者を其の有する設備技術、實績、經營方針並需給等の關係を考

通牒)に據り全國に於ける自動車修理加工業者を其の有する設備技術及師理的狀況等の關係を考慮し之が組織化を圖り斯業をして現下の要求に即應するの體制を整備せしむる方針のもとに左の如き實施方法を全國地方長官に通牒整備せしめた結果、十月六日日本自動車修理加工工業組合聯合會の結成をみるに至つた

- 一、全國的統制團體として日本自動車修理加工工業組合聯合會を設け必要なる統制を行はしむること
- イ、本聯合會の地區は内地一圓とす
- ロ、本聯合會は各道府縣毎に組織せらるべき道府縣別自動車修理加工工業組合を以て構成すること
- 二、地方長官は右趣旨に依り道府縣内自動車修理加工業者にして適當と認むる者を指定し道府縣別修理加工工業組合を組織せしむること
- イ、道府縣別修理加工工業組合員たるべき者の資格は自動車(小型自動車を含む)用車體及シヤシー(機關、放熱器、電氣部分品等を含む)の修理加工業者たることを要し之が指定に當りては業者の設備技術、地

庫し之が組織化を圖り現下の要求に即應するの體制を整備せしめんとす

- 二、實施方法 (一)統制團體として日本自動車部分品工業組合を設け必要なる統制を行はしむること
- (二)日本自動車部分品工業組合の組合員たるべき者は凡そ左の各項に該當する者なること
 - イ、自動車部分品(小型自動車以外の自動車の部分品並附屬品及自動車用工具類にしてタイヤ、チニープ、蓄電池球並コロ軸を除く)の製造を営むものなること
 - ロ、別表に掲ぐる各種に付同表記載の資格基準を現に具備するものなること
 - ハ、全國自動車部分品工業組合聯合會所屬組合の組合員に付ては同聯合會に於て其他の者に付ては地方長官に於て調査の上適當と認むる者にして商工省の指定を受けたるものなること
 - (三)現に前(二)に該當せざる者に在りても企業の合同其他に依り適當と認めらるるに至りたるものに付ては其の都度日本自動車部分品工業組合員として指定することあるべきこと

- (二)日本自動車部分品工業組合の結成に伴ひ全國自動車部分品工業組合聯合會其の他關係組合を解散すること
- 品種、資格基準(工作機臺數)(職工數)並びに内容は左の如くである
- 一、シリンダ(一〇)(二五)シリンダ、シリンダヘッド、シリダスリーブ
- 二、クランク軸及カム軸クランク軸、カム
- 三、連結桿、連桿
- 四、ピストンピストン、ピストン(キングピンを含む)ピストング
- 五、タイミングチェンタイミングチェン
- 六、吸氣弁又排氣弁吸氣弁排氣弁、バルブリフター、ローカム、ブツシユロッド
- 七、放熱器放熱器、サーモスタツト
- 八、冷却水ポンプ及油ポンプ冷却水ポンプ、油ポンプ、冷却水ポンプインペラー
- 九、氣化器及燃料ポンプ、氣化器、燃料ポンプ、ガソリンストレーナー、燃料噴射ポンプ燃料噴射ポンプ燃料噴射弁
- 十、起動電動機及充電發電機起動電動機、發電機、ガットアウトリレー
- 十一、點火栓、點火栓
- 十二、四電哭及四電哭具、四電哭、四電哭キ

- ヤツブ、配電器ローター、ブリーカーアームコンタクトポイント、バキニームコントロール、點火線輪、蓄電器、前照燈、尾燈
- 十三、クラツチ、クワツチ板
- 十四、車軸類、プロペラ軸、自在接手、シャーナル、前車軸後車輪、ホイールハブ
- 十五、ブレーキ、マスターシリンダ、ブレーキドラム、ブレーキシユ、ブレーキパン
- 十六、操向機ステアリングナツクル、ステアリングナツクルアーム、タイロッド、ドラツグ、ピットマンアーム
- 十七、臺座サイドフレーム、クロスメンバー
- 十八、軸受クランク軸受、カム軸軸受、連結桿軸受
- 十九、齒車類變速齒車、變速齒車軸差動齒車、起動齒車操向齒車、タイミング齒車及フロケツト油ポンプ齒車
- 二十、バネ、補助擔バネ、辨バネ、クラツチバネ、ペンデツクススプリング、スプリングツヤツクル
- 二十一、計器、速度計、油壓計電流計、燃料計、水溫計、組合計
- 二十二、ライニング及ガスケツト(五)(一)

自動車・航空機工業

- 五) クラッチフェーシング、ブレーキライニング、シリンダヘッドガスケット、マニホールドガスケット
 - 二十三、車體、乗用車車體、乗合車車體、貨物車運轉臺、貨物車荷臺
 - 二十四、板金(一〇)(一五)ファン、空氣清淨器、バンパー、消音器、燃料タンク、オイルパン
 - 二十五、其の他の部分品、螺子類ワッシャー、オイルニップルタイヤバルブツシユ其の他の部分品但しタイヤチューブ、蓄電池、球及コロ軸受を除く
 - 二十六、附屬品、警音器、方向指示器、窓硝子拂器、其の他の附屬品
 - 二十七、工具類スパナ、ボックスレンチ、プライヤー、起動用ハンドル、グリースポンプ、空氣ポンプ、其の他の工具類
- 備考 一、資格基準中工作機械數は工作機械登録規則に依り定まりたる工作機械數とす
- 二、同右中職工數は經驗工數とす
- 三、右の資格基準以下の者に在りても特に必要ありと認めらるる場合には考慮することあるべきこと

小型自動車部分
品工業整備

小型自動車部分品工業整備に關し商工省は昭和十六年八月七日附を以て東京、千葉、埼玉、大阪、兵庫、神奈川、愛知、廣島、東京等各地方廳宛通牒に對する報告に基き、斯業整備の具體案を考究し、小型自動車部分品製造業者中製造品種多岐に過ぐる者、賣上高過少なる者を除外し工作機械五臺以上十人以上の職工を有する工場を基準とし日本小型自動車部分品工業組合を結成せしむべく十月四日各關係方面へ右資格者を指定通牒し超えて十一月八日大阪に於て創立總會を開催創立をみたが、資格者は東京、千葉、埼玉、愛知、大阪、兵庫、神奈川、廣島の各府縣を通じ左の如くである

△千葉縣株式會社昭和内燃機製作所其の社の製造車用部分品

△埼玉縣日本ビストンリング同ビストンリング、ライト自動車工業同其の社の製造車用部分品

△大府 株式會社淺野齒車工作所 齒車

七〇

- 川中工作所各種ピン、ビストン
- 木村金屬製作所 螺子類各種ピン
- 栗林製作所 各種ピン、齒車
- 小山隆條同 バネ
- 合資會社中西同 各種ピン、螺子類
- 庄野同 フレーム
- 東金藤同 ビストン
- 赤銅同 軸受
- 竹田同 氣化器、螺子類
- 高田清次郎 各種ピン
- 東亞スプリング製作所 バネ
- 中村金屬同 螺子類、各種ピン
- 出口 音吉 照明器具
- 旭内燃機株式會社 其の社の製造車用部分品
- アカツキ工業所 ブツシユ
- 合資會社玉造鍛冶所 ビストンリング
- 梅里製作所 板金製品
- 大森彌一郎 ブツシユ、キングピン
- 大森製作所 齒車、各種ピン
- 押谷工業株式會社 石綿製品、クラッチ板
- 大阪車體製作所 其の社の製造車用部分品
- 同 製鋼 同 バネ
- 同メーター同 計器

部分品

- 株式會社山合同 其の社の製造車用部分品
- 同高尾鐵工所 フレーム
- 同長瀬商店東野田工場 車軸類、フレーム
- 同日新製作所 齒車
- 日本電氣音響器製作所 警音器
- 福島電機同 電裝品
- 向井同 ビストン、ビストンピン
- 報德商會製作所 齒車
- 柳生サドル商會 サドル
- 八洲自動車株式會社 辨
- 油野同 車輪フーム
- 和氣製作所 各種ピン、辨
- 發動機製造株式會社 其の社の製造車用部分品
- 土谷工業所 齒車
- 日邦自動車工業株式會社 附屬品
- △兵庫縣 神戸ミツシヨン製工所 變速機、差動裝置
- 株式會社平尾製作所 板金製品、電裝品
- 石産精工株式會社 其の社の製造車用部分品
- 株式會社賴良製工 附屬品
- 日本電氣自動車製造株式會社 其の社の製造車用部分品
- 合名會社安達機械工併所 車軸類、齒車
- 合資會社兵庫ボルト製作所 螺子類
- 日本エヤープレキ株式會社 其の社の製造車用部分品
- 株式會社兵庫モーター製作所 同
- 合名會社君岡製作所 板金製品
- 合資會社東原同 螺子類
- 昭和造機株式會社 ビストンリング、ピストン
- 株式會社中島製作所 其の社の製造車用部分品
- △神奈川縣 東亞スプリング製作所 バネ
- 富士同 バネ
- 株式會社東洋ラヂエーター製作所 放熱器
- 佐藤自動車業株式會社 螺子類
- △愛知縣 帝國製鉄株式會社其の社の製造車用部分品
- 株式會社平野製作所 右同
- 同名古屋自動車同 右同
- みつほ自動車同 機關、變速機
- 水野鐵工所 其の社の製造車用部分品
- 近藤製作所 右同
- 合名會社伊藤鐵工所 螺子類
- △廣島縣 東洋工業株式會社其の社の製造車
- △東京府 芝浦電氣株式會社 照明器具
- 株式會社中央製作所 電裝品
- 同石川ランブ同 照明器具
- 同小糸同 同
- 同極東同 フレーム
- 同川田電機同 配電器
- 三國商工株式會社 電化器
- 株式會社目黒製作所 變速機
- 日本ブレーキライニング株式會社 石綿製品
- 株式會社日本電化器製作所 氣化器、燃料ポンプ
- 同大垣同 板金製品
- 陸王内燃機株式會社 其の社の製造車用部分品
- 日本内燃機株式會社 其の社の製造車用部分品
- 株式會社昭和鍛工所 車軸類
- 田邊製鋼株式會社 車輪
- 高速機關工業株式會社 其の社の製造車用部分品
- 株式會社有信商會 計器、電裝品
- 山本放熱器製作所 放熱器

自動車・航空機工業

七一

自動車・航空機工業

アール軽合金鑄造所 ビストン

ディーゼル自動車

許可會社指定

商工省では自動車製造事業法第三條の規程に依り昭和十六年四月十一日商工省告示第百九十四號を以て四月九日付にて東京自動車工業株式會社を許可會社に指定した、即ち東京自動車工業株式會社ではいすゞディーゼル自動車の氣密容積の合計約五千立方センチのもの及び八千立方センチのもの製造に主力を注ぎ傍ら一部ガソリン自動車(商工省標準型式車「いすゞ」及び軍用制式自動車)の製造をもなし、従来は主として軍用自動車のみ製造してゐたが、今後は工場設備の擴張を行つて民需用にもり出す計畫でありディーゼル自動車製造事業に對する許可はこれが最初である、尚ほ會社は四月三十日其の商號をディーゼル自動車工業株式會社と變更した

部分品許可會社

指定

自動車部分品工業の確立は急務と認めらる

- 區田村町五丁目二番地 昭和十六年六月三十日第七回の分として左記の通り十品目の認定を行つた
- 品名、製造者の氏名又は名稱、本店の所在地は左の如し
- 電氣管音機 日本電氣管音機製作所 大阪市東淀川區豊崎東通四丁目五十番地
- 擔ハネ 大阪鋼鋼株式會社 同市西淀川區西島町九十三番地ノ一
- クラッチ板 押谷工業株式會社 同市西區立賣堀北通五丁目十二番地
- ピストンリング 昭和造機株式會社 兵庫縣川邊郡立花村永堂字島林千二百二十四番地
- 同 東海精機重工業株式會社 静岡縣濱松市山下町三十番地
- 同 東洋精工工業株式會社 埼玉縣北足立郡蘇町塚越八百六十番地
- 平軸受 大同メタル工業株式會社 名古屋市港橋玉船町三丁目一番地
- ピストンピン 株式會社内外製鋼所 東京市京橋區二丁目四番地
- 充電發電機 澤藤電機株式會社 同市板橋區志村中臺町三百九十八番地
- 起動電動機 同 同

自動車・航空機工業

るを以て商工省では主要自動車部分品は漸次自動車製造事業法適用品目に加へ自動車製造事業法許可會社たり得るの道を拓くを適當と認め先づ車輪を追加することとし九月十五日附を以て左の如く自動車製造事業法施行規則を改正した

即ち自動車製造事業法施行規則中第二條第六號の次に左の一號を加ふ
七、車輪

附 則

本令は昭和十六年十月十日より之を施行す

車輪の製造許可

九月十五日自動車製造事業法施行規則第一條を改正し車輪を自動車製造事業法適用品目に加へ十月一日より施行したる處車輪工業株式會社より十月二日附を以て十日附許可したが、車輪工業株式會社は
一、商工省優良部分品(車輪)認定工場に統合したる會社にして東京車輪製作所と阿部鐵工所とが合併しプレス工業株式會社より車輪部門の資本及技術並に機械設備の一部を提供し之に参加したるものにして資本金五百萬圓(拂込額三百七十五萬圓)

優良部分品認定

商工省に於ては昭和十三年六月以來毎年六月及び十二月の二回優良自動車部分品及び自動車材料の認定を行ひ來つたが、その第六回分として昭和十五年十二月二十三日左の四社を
品名製造者の氏名又は名稱本店の所在地は
可鍛鑄鐵品 吉年可鍛鐵鑄造所
大阪府南河内郡長野町大字長野百五十番地
ダイカスト部分品 蒲田ダイカスト株式會社 東京市日本橋區室町三丁目一番地
燃料ポンプ 昭和精機製作所 同市板橋區練馬南町一丁目三子四百五十一番地
配電線 合資會社矢崎電線營業部 同市芝

配電線 株式會社日立製作所 東京市麹町區丸ノ内二丁目十二番地

燃料ポンプ 同 同

運送事業組合商工組

合中央金庫出資加入

商工省では自動車交通云業法中改正法律附則第八條に依り商工組合中央金庫法中一部を改正せられ自動車運送事業組合及自動車運送事業組合も商工組合中央金庫に出資加入し得ることとなつたので商工組合中央金庫法施行規則中總代理擧に關する規定等を改正九月三十日商工、大藏省令第七一〇三號を以て告示した

第二條第一項中「又は貿易組合聯合會」を『貿易組合聯合會又は自動車製造事業組合聯合會』に改む

第四條第一項を左の如く改む

總代會は定款の定むる所に依り左の各號に掲ぐる者の中より各別に互選したる總代を以て之を組織す

一、所屬の商業組合聯合會、商業組合聯合會、商業小組合、自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會並に工業組合、工

業組合聯合會及工業小組合

二、所屬の貿易組合及貿易組合聯合會

滿洲國自動車修理用

部分品取扱要綱

内地に於ける自動車修理用部分品の配給統制並に修理加工業者整備に關聯して商工省は昭和十六年六月滿洲國內自動車修理加工用部分品に關する取扱要綱を關係當局へ通達した一、滿洲國は同國に於て必要とする自動車修理用部分品の種類別製造者別需要豫想數量を決定し之を對滿事務局を通じ商工省(機械局)に通知し商工省は右に基き部品工廠及自動車製造組合をして生産計畫を樹立せしむる義務を課すること
右の製造に要する資材は滿洲國に於て内地に移讓不能のものは關係方面と配給方接觸すること
二、同和自動車工業株式會社は前一、の需要數量の内
イ、自動車組合所屬組合員の製造する自動車以外の自動車に使用する部分品に付ては

輸出組合に對し發註を爲し輸出組合は部品工聯に對し發註を爲すこと
ロ、自動車組合所屬組合員の製造する自動車に使用する部品に付ては直接自動車組合に對し發註を爲すこと
三、前二、により製造を了したる部分品の内イの部分品は部品工聯より輸出組合に賣渡を爲し會社(同和)は之を輸出組合より買受くることとし
ロの部分品は自動車組合より會社(同和)賣渡を爲すこと
四、前三、の場合商工省(貿易局)は速に輸出許可或は承認の手續をなすこと

支那向自動車修理用
部分品取扱要綱
支那向自動車修理用部分品の取扱方に關しては十月一六機第四八七九號に依り機械局長貿易局長官連名を以て次の如く要綱を關係方面へ通譯實施した
一、興亞院連絡部は現地に於て必要とする自動車修理用部分品の種類別製造者別需要數量を毎四半期間開始一ヶ月前に之を本院に

通報すること、本院は取纏め商工省(機械局)に通知し商工省は右に基き部品工聯及自動車組合をして生産計畫を樹立せしむる様措置すること
右の製造に要する資材は本院に於て内地に移譲し移譲不能のものは關係方面と配給方折衝すること
二、興亞院の證明を受けたる輸入業者は前一の需要數量の内
イ、自動車組合所屬組合員の製造する自動車以外の自動車に似用する部分品に付ては輸出組合に對し發註を爲し輸出組合は部品工聯に對し發註を爲すこと
ロ、自動車組合所屬組合員の製造する自動車に似用する部分品に付ては直接自動車組合に對し發註を爲すこと
三、前二、に依り製造を了したる部分品の内イ、の部分品は部品工聯より輸出組合に賣渡を爲し興亞院の證明を受けたる輸入業者は之を輸出組合より買受くることとし
ロ、の部分品は自動車組合より興亞院の證明を受けたる輸入業者に賣渡を爲すこと
四、前三、の場合商工省(貿易局)は速に輸出許可或は承認の手續を爲すこと

滿洲移駐工場

商工省に於ては滿洲國其の他關係方面と協力的の上昭和十六年度に於て滿洲國に移駐せしむべき工場を選定中であつたが、各地より應募した六十九工場中より左記の工場として決定した、之を昭和十四年度以降の移駐した工場に加へると合計六十八工場となる、十六年度の移駐工場は滿洲國の北邊振興計畫及び農業開拓計畫との關係上、自動車關係工場及び農機具工場の二種であつて十月末迄に移駐を完了する豫定にあつてゐる尙移駐に先立ち現地事情の紹介等々五月中旬より下旬に亘り移駐工場主、從業者を集め札及神戶の二箇所に於て講習會を開催した而して十六年度に於ては決定をみた二十一工場以外の中小工場の移駐は原則として許可されなかつた、自動車關係は次の八工場となつてゐる
工場名、代表者、所在地、事業別、入植地は左の如し
齊藤自動車工場 齊藤義四郎 東京府 自動車修理 富錦
進興自動車商會 樋田實壽 栃木縣 同 綾

稱向自動車修繕工場 野田辰吉 兵庫縣 同 孫吳
田中自動車工場 田中鶴男 岡山縣 同 林
口又は緩塚
九段下自動車工場 武田英三郎 東京府 同
四平街
市川自動車工場 市川彌平 埼玉縣 同 白
城子
東興自動車工業有限會社 仲野市郎 長野縣 同 依蘭
平野サービス工場 村上喜吉 大阪府 同
嫩江又は安達

稱向自動車修繕工場 野田辰吉 兵庫縣 同 孫吳
田中自動車工場 田中鶴男 岡山縣 同 林
口又は緩塚
九段下自動車工場 武田英三郎 東京府 同
四平街
市川自動車工場 市川彌平 埼玉縣 同 白
城子
東興自動車工業有限會社 仲野市郎 長野縣 同 依蘭
平野サービス工場 村上喜吉 大阪府 同
嫩江又は安達

中間鋼製自動車の重板發條製造販賣

共に禁止

自動車用重板發條に付ては十六年二月六日商工省告示第九十二號を以て、ネ鋼第七種製同第二種製及び中間鋼製の三種に付其の販賣價格が指定せられたが、中間鋼製のものには品質劣悪で、之が製造及び販賣の自由を認めてゐたのでは我國の自動車製造工業の健全なる

自動車・航空機工業

發達を阻害する虞が多分にあるので同年八月五日以降は之が製造を禁止すると共に十七年二月五日以降は新品は勿論中古品に付ても販賣を禁止することとなり其の旨四月十八日商工省告示第三百二十二號及び同年三月二十三號を以て公布した、従つて今後製造及び販賣される自動車用重板發條は、ネ鋼第七種製及び第二種製の二種類に限定されることになり此等のものに付ては夫々七又は二の印を附することとなつてゐる

代用燃料使用装置

統制規則公布

商工省では石油消費規正の強化に伴ひ之が對策として石油代用燃料使用への轉換を促進する必要上、石油代用燃料使用装置の生産、配給及び設置を統制するの要あるを以て昭和十二年法律第九十二號に基き昭和十六年十月石油代用燃料使用装置統制規則を制定し、之に伴ひ石油代用燃料使用装置設置獎勵金交付規則及石油代用燃料使用装置性能試験規程を一部改正すると共に右統制規則に基き石油代

用燃料使用装置、装置の種類型式及之が統制機關を指定し又獎勵金付規則に基き獎勵金の額を定め昭和十六年十月二日附官報を以て告示即日實施した

瓦斯發生裝置の指定

商工省では告示第八百八十二號を以て石油代用燃料裝置統制規則第一條の規定に依り十月二日裝置を瓦斯發生裝置、壓縮瓦斯使用裝置、液化瓦斯使用裝置を指定し、告示第八百八十三號に依り規則第二條及第三條の規定に依り種類及型式並に統制機關を指定した、因に統制機關は瓦斯發生裝置にありては日本燃料機合同株式會社、壓縮及び液化瓦斯使用裝置に在りては高壓瓦斯機關工業株式會社が指定された

- 一、瓦斯發生裝置
 - (一) 乗合自動車用 日燃式乗合自動車用
 - 木炭瓦斯發生裝置
 - (二) 貨物自動車用 日燃式貨物自動車用
 - 木炭瓦斯發生裝置

- (三) 乗合自動車及貨物自動車用 陸式日燃式貨物(乗合)自動車用新瓦斯發生機装置
- 日燃式A型石炭瓦斯發生機装置
- 日燃式半成コークス瓦斯發生機装置
- (四) 乗用自動車用 日燃式乗用車用木炭瓦斯發生機装置
- 日燃式乗用車用石炭瓦斯發生機装置
- 日燃式乗用車用半成コークス瓦斯發生機装置
- (五) 小型三輪自動車用 中央式双立A型木炭瓦斯發生機装置
- 東亞式D型木炭瓦斯發生機装置
- 日燃式C型無煙炭瓦斯發生機装置
- (六) 小型四輪乗用自動車用 津田式乗用車用木炭瓦斯發生機装置
- 日燃式A型無煙炭瓦斯發生機装置
- (七) 小型四輪貨物自動車用 日燃式I型木炭瓦斯發生機装置
- 一、壓縮瓦斯使用装置
- (一) 乗合自動車、貨物自動車及乗用自動車用
- 日帝式ピストン式N1型壓縮瓦斯使用装置

百圓
營業用小型自動車に設置したる場合百圓
營業用機關車又は氣動車に設置したる場合三百圓

代燃専門 エンヂ

ン試作

石油以外の燃料を使用して自動車を動かすことは今や半恒久策となりたるを以て商工省機械局では自動車技術員會に於て研究の結果日産トヨタ、ディーゼル自工の許可會社三社に於て左の燃料に向くエンヂンの試作をなすことになり昭和十六年秋から試作に着手した

- △日産自動車無煙炭、コークライト、木炭
- △トヨタ自動車工業無煙炭、コークライト、有煙炭
- △ディーゼル自動車工業無煙炭、コークライト、瓦斯

代燃設置獎勵會 交付範圍擴大

昭和十六年十月二日商工省告示第八百八十五號により石油代用燃料使用装置設置獎勵金交付規則第三條の規定に依り昭和十六年度に於ける獎勵金の額を左の如く定められた
營業用自動車に設置したる場合一基に付三

航空機

歐米民間航空路 の發達と列強空 軍力の現状

高度度交通機關並運輸機關としての民間航空機の發達が顯著なるに鑑みこの機關の文化的使命が如何に重大であるかを痛感せざるを得ない。交通機關としての旅客輸送は現在世界定期航空路圖においても明かに示された如く歐米諸國に於ける航空路は正にくもの巢を張つたやうで、その動脈をなす歐洲から亞細亞大陸への航空路は素晴しく伸展しつゝある。かくの如く歐米各國が民間航空輸送事業に凡ゆる犠牲と努力を拂つてゐることは一面政治、經濟、戰時的に重大意義をもたらしつゝあることも察知出来るのである。右の歐米航空路は今次歐洲戰爭によつて相當航路上打撃を蒙つたもの勢からざる状態であるが、若し

かくまでに戰時状態が急激に擴大進展しなかつたらそれこそ獨逸からチベットを経て亞細亞大陸へ三、四日で航路を見ることになつたかも知れない

しかし太平洋ではまだ太平洋ほど空路が盛大に行はれては居ないサンフランシスコ、ハワイ、ミッドウエーグ、アムステルダム、マニラ、香港間を毎週一往復通航してゐる。本年四月以來さらにマニラ、シンガポール間にも伸びて東亞共榮圈内に浸入してゐる状態である。一方我國航空路は東京、福岡、臺北、京城、新京、大連、北京、上海等へ、上海より中華航空により内地への連絡は緊密化されてゐる

その間東京、上海間の一八七五斤を僅か數時間をもつて就航が出来、日滿支間の所要日數もこれによつてほぼ推測され得る位六輪東に萬全か期待されてゐる南方海洋コースは横濱、サイパン、パラオ四千餘斤を汽船なれば十數日を費すところを夜間ぬきの二日間であつたパラオを起點とする南洋島内線もありこれは所要日數上から見て距離を五分の一度に短縮した結果となつてゐる。また南方コースに於ては東京、臺灣、廣東、サイゴン、パノック線も空輸を開始して居り昨年十月よ

り數回パラオより赤道を趣えてポルトガル領チモール、臺灣、横濱間の處女空路開拓にも成功した。以上の如き輸送事業は惠天候でない限り一定時間に基づき定期航行を行つてゐるのである。民間航空事業の發達と共に近代戰に著しき戰果を收めつゝある歐米列強の空軍力を比較検討して見ると大體左の如き情勢下に置かれてゐる

「英國」

は一九三九年チエッコ問題

が起ると獨逸の空襲を恐れて俄かに四千萬個の瓦斯マスクを製造市民に與へ、阻害を疎をロンドン上空の掃掃したり兒童を西方に避難せしめたりして消極的防禦態勢を整へたに過ぎず何等積極攻勢に出でたものではなかつたかゝる防禦態勢は結局今次大戦における凡ての敗戦の原因となつて現はれたことは疑ふ餘地がない。空軍の編成は大體機體部と機關部とに時九機體部はハリケーンやスピットファイヤーの如き優秀機をもつて敵の空襲部隊を引き寄せこれを攻撃目標に達せざる前に海軍艦隊の新開スキンスキン以來のインターセプターを主眼としてゐたが今次の「露」を見るとき全くその目的は達せられてゐない。機體

隊としては積極的防空と稱して敵の航空基地工業地帯を攻撃するといふのであるが一向にその戦果が擧げられない状態にあり即ち四十機内外の編隊が獨乙國內キール軍港などを襲ひ二、三千機編隊で伯林空襲をも敢行したかその戦果は極めて不確実なるものであつたといふ、殊し白晝空襲決行に際しては一機も本國へ歸還しなかつたほどむしろ莫大の損害を蒙つたと傳へられる英國は前世界大戦において列國に先し空軍統一の標式をもつて空軍省を設置しそれを世界に誇つたのであるがその後思想的に退嬰防禦の傾向を辿り今次大に於ては獨軍の空襲下にあつて伏腹は今や全く時局の問題となるに至つた、今次大開戦當時の空軍兵力は約四十臺、その製造能力は月産最高四百臺を推定せられたが爾來米國の援助により約一千臺に達してゐるといふ、しかしこの間獨軍のため五千臺程度を撃破されてその補充がつかず第一線用機數三千臺以下を有するのみでこのうち艦隊所屬のもの約二百機艦隊以外海軍機四百機に過ぎない

米國 の航空政策は海陸分屬による世界第一主義をモットーとして居り所謂海

陸軍は主従の關係にあるといつてもよい、即ちこれら種算の點に見ればまづ海軍航空種算の次に陸軍航空種算を通過をせしめることなどによつても明かに立證されてゐるのである又戦場の上空は航空陣で全く整へ、しかるの艦隊出動といふ魚想で、彼等の謂ふ制空權下の艦隊決戦主義が即ちこれである、米國の國防上第一外敵に當るのは海軍でその艦隊の戦前において制空するといふ仕組みなのである、海上で多數の飛行機を使用するためには航空母艦を必要とする、世界最大の母艦レキシントン、サラトガなどの使用に次いで中型母艦レンジヤー、ヨークタウン、エンタープライズなどを建造し、臺式のものを含せ大小約十隻、その他主力艦、巡洋艦にも他國より遙かに多いカタバルト式飛行機を満載し得るものがあるまた沿岸、島嶼の各戰略地には多數の航空隊を増設して直ちに艦隊所在の戦場に集中し得る飛行機が一千八百機乃至二千機もあるといはれてゐる、右の如く米海軍航空艦隊に比較すると陸上航空隊は全く僅少なもので教育隊或は研究實驗の外は殆んど海上艦隊に充てるといふ真合で艦隊航空に全力を傾注してゐるのは太平洋制空權を自ら獲得せ

んとするためである、米海軍が太平洋制空權を目標とするのも國策の一大眼目たるアジア大陸を目標してゐるからであり國防上、海軍航空兩局政策上からでもある、最近特に米海軍が力を入れてゐるのは航空基地の準備であつてパナマのコ、ソロからサンチエゴ、アラメダ、布哇、ウナラスカの間には飛行艇隊が張り廻され或はまたフェニックス群島のカントン島へは一九四〇年七月から既に米國のボーイング八十二人乗り飛行艇が毎月往復してゐる状態にある

獨逸 は前大戦において敗戦の憂目を見たがその空軍力は偉大なる戦績を収めてゐる

すなはち當時撃墜した敵機總數は一萬機に上るといふ、戦後列國の航空干涉によつて相當の制限が加へられたが一九二六年制限緩和されるやたちまち軍事航空布陣に邁進しつゝ一九三六年スペイン内亂勃發に際しフラコ軍を支持するため六百機を送つてこれを援助しさらにズデーデン問題の際にはチェッコ國境線に五百機を派し戦はずして意外の戦果を収め今次大戦に於ては約八千有餘機をもつ

て英佛兩空軍に對し三割以上の優勢を占めるに至つたのであるその製造能力は開戦當初月産機數五百に比し佛國七〇、英國二百といふ割合であつた、當時空軍再建四年目の記念日におけるゲーリング空相の演説中に『今日の如き偉大なる軍備なかりせば血を流さずしてズデーテンを回復することは出来なかつた、獨軍殊に空軍の強大なることが昨年九月緊迫せる數日間の外國政治家をして何等かの行動を起す前に再考三思せしめた要因をなすのである』との言葉をもちつても如何に獨空軍力の偉大なるかを物語るものである、平野に於ける獨空軍は戰略上から東西南及び塊のウインの四集團より成立し全國を十空軍管區に分けてその老なる工業能力を全幅に集め開戦當時月産五百機が漸次二千乃至三千機に發展し今や戦場に於ける消耗機數三千餘に達するもその製造能力はなほ餘裕綽々たるものがある有様である

伊太利 は前大戦末期に於いて軍用機三千機を保有したのであつたが、その後左傾反軍化と共に航空事業も漸次衰微するに至り一九三二年にはわづか式機八十臺にま

で轉落した、ムツソリニ首相によつて一九二五年空軍を獨立せしめ今日では兵力二百二十中隊總機數三千五百でそのうち第一聯機約二千を擁すると稱される、エチオピアに於ける伊太利空軍の偉力こそは即ちその現はれである、エチオピアを征服するには數年を要するといはれたのを僅か一ケ年で完了したことによつても明かである

ソ聯 前大戦に於ける空軍は全く劣勢なるものがあつた即ち大戦中期は約一千機、末期に於ては五分の一の二百機まで轉落したのである、一九二二年革命起りレーニンの戦争教書により大空軍の建設に邁進しさらにスターリン政權によつて『舉國航空』をモットーにこれが擴充にとめた、現在ソ聯軍の兵力は九百中隊、七千機といはれその三分の一は極東攻勢配備にあり、海軍機はこのうち八百機内外で航空母艦は現在スターリン一隻その他二隻計畫中であると傳へてゐる、ソ聯の狙ひどころはこの老なる空軍力をもつて開戦に及び敵の心臟部に猛爆を浴びせかけるといふにある、就中軍爆撃大編成隊、落下傘部隊に重點を置いてゐるにもかゝはらず今

次獨逸との開戦に於ては少からず敗戦の憂目を續けつゝあることは全く不鮮とせざるを得ないがしかしソ聯の爆撃機は一般に鈍重で速力の鈍いのが特徴であるといふ點から見ればソ聯の舉國航空なるスローガンの疑はしきか如實に現はれてゐる

機械工業

概況

昭和十六年の我が國機械工業は高度國防國家體制の確立を目標とする整備の一年と云つて良からず、即ちこれまで行はれて來た鐵鋼の配給統制方法はすでに現下の逼迫せる情勢に即應出來ず、これよりもむしろ重要機械製品そのものの生産確保に重點が置かれねばならぬこととなり、この目的遂行にはこれまで資材の配給統制をその主眼とせる組合組織は改編若くは蠲脱せねばならぬこととなり、これを準備的方策として商工省では機械鐵鋼製品工業の整備要綱を定め、これに基づいて下請工業の指定制、機業生産分野の劃定品種別組合の整理、新業種別組合の整備等を進めるに至つた、また政府では機械工業の法的統制を行ふため、本年の機會に重要機械製造事業法案並に工作機械製造事業法中改正法案を提出、兩案無修正通過となり、改

正工作機械事業法は十一月二十日施行され重要機械製造事業法も本年中にはこれか施行されることとなつて居る、また組織の問題としては重要産業團體令による統制會組織が機械工業部門にも適用されることとなつて居り、閣令による業種指定をまつて、大體生産機械精練機械、電氣機械、原動機、車輛の五部門別に統制會が設置される豫定となつて居り、前記事業法はこの統制會を組成するメムバーに對して適用される筈である、一方現在最も問題とされて居るのは道府縣工團關係業者の整理であり、これに關しては商工當局と日本鐵工聯にて種々協議を進めつつある模様だが、とに角業者數の龐大なこと、業態の複雑な點で未だに成案を見ず、最後に殘される問題とされて居る。

機械鐵鋼製品工業

商工省では高度國防國家建設を目標とする機械鐵鋼製品工業の整備を行ふためこれが要綱を定め、これに基づいて整備を進めつつあるが、これに關しては、その重點を生産性の場には置き大工場を生産能力を充分發揮せしむると共に中小工場中技術、設備能力比較的優秀なるものを積極的に再編成機構中に参加せしめその有する能力を活用し、生産力の増強資材及び勞力の有効利用をはかるため、生産分野の劃定、下請制度の整備、企業形態の合理化、非能率工場の整理等を實施することとなつたものである。

△機械鐵鋼製品工業

整備要綱

一、時局産業機器工業に於ける生産分野の劃定
時局産業機器工業に於ける生産分野を劃定し製品の特長を以て機械の質的向上及不足機種の國産化に資すること
(一)機械工聯(日大鐵道車輛製造工業組合を含む以下同じ)及新業種別工聯傘下業者の製作すべき機種を劃定すること

者の製作すべき機種を劃定すること

(二)部品専門工場を育成し之に適する品目に付ては各専門工場の整備に伴ひ機械工聯及新業種別工聯傘下業者に於ける製作を漸次抑制すること

(三)下請制度を整備し下請製作又は加工に適する品目に付ては機械工聯及新業種別工聯傘下業者に於て出來得る限り下請工場を利用せしむること

二、下請工業の整備 中小工場中技術、設備能力比較的優秀なるものを可及的に下請工場として動員し親工場との間に定常的有機的關係を持続せしむる爲下請工場指定制度を設けると共に錯綜せる下請關係の整備を圖ること

(一)民間設註工場(機械工聯及新業種別工聯傘下業者の工場其の他之に準ずる工場を謂ふ以下同じ)に於て利用すべき下請工場の指定制度を採すること

(二)下請工場の民間設註工場への専屬化製品の専門化を圖らしむること
(三)民間設註工場をして下請工場の經營改善、技術向上に關する指導、金融の援助等を爲さしむると共に下請工場の事業繼續

機械工業

に對し協力せしむること

(4)下請工場への下請設註を確保する爲民間設註工場に對し發註義務を課すること
(5)民間設註工場及關係道府縣廳の指導の下に必要あるときは下請工場の企業合同又は共同經營を促進し技術、設備能力の向上を圖らしむること

(6)民間設註工場を中心とする下請工場の團體を組織せしめ下請工場の統制を圖らしむること
(7)下請工業の連絡、整備等を圖る爲全國を數個のブロックに分ちたる地方下請工業協力會を設置すること

(8)陸海軍其の他の發註官衙に於て直接利用する下請工場の整備に付ては別に之を定むること

三、國民生活用其の他の機器及鐵鋼製品工業の整備

國民生活用其の他の機器及鐵鋼製品工業の技術の向上、生産の合理化を圖ること
(一)國民生活用又は輸出用の機器、鐵鋼製品等にして比較的設備技術を要するものに付ては其の製造工場の製品の専門化及企業の組織化、合理化を圖らしむること

(2)鑄物工場及鍛工品工場の製品の特長化及企業の組織化、合理化を圖らしむること
(3)簡易なる雜機器及雜鐵鋼製品工場又は修繕工場の企業の合理化を圖らしむること

四、中小の機器及鐵鋼製品工業の整理

中小の機器及鐵鋼製品工場は其の能力に應じ出來得る限り前各項の實施に依り其の活用を圖ると共に設備、技術、原材料配給等の關係上已むを得ざる場合は之が整理を行ふこと

實施方法

一、生産分野の劃定に付ては差當り左の方法に依ること

(一)機械工聯及新業種別工聯傘下業者の製作すべき機器の種類は各工場毎に品目を選定し所屬組合及所屬工聯を経て商工省の承認を受けしむること

(二)部品専門工場に於て製作せしむべき品目は關係業者の團體の意見を徴し商工省に於て之を選定すること
(三)新業種別工聯傘下業者をして時局産

業機器の専門業者たらしむる爲下請受託は原則として之を抑止すること
 下請受託の抑止に因り差當り事業維持の上著して困難を來す慮ありと認めらるる業者に付ては商工省の承認を受け下請工場の指定を受くることを得しむること
 下請受託多量にして下請工場として維持存續せしむるを適當と認めらるる者に付ては道府縣廳に於て新業種別組合より脱退せしむること
 (備考) 本要綱に於て下請とは當該機器に特有し一般性なき部分品の製作又は一般加工を謂ふ
 二、下請工業の整備に付ては差當り左の方法に依ること
 (一) 下請工業の指定は機械工聯及新業種別工聯傘下業者に在りては組合毎に選出せる委員を以て組織する委員會に於て、其の他の民間設工場に在りては當該工場に於て爲し商工省の承認を受けしむること
 指定せらるべき下請工場が陸海軍設工官衙より民間設工場に設工場に設工せられたるもの下請を爲すものなるときは指定に先ち當該設工官衙の承認を受くること

(2) 下請工場指定の範圍は左に依ること
 (イ) 從來下請工場として利用せるものは一應原則として全部指定に入ること
 (ロ) 未だ下請工場として利用せざる中小工場にして技術、設備能力比較的優秀なるものを指定に入ること
 (ハ) 企業合同又は共同經營を爲さしむることにより下請工場としての適格を有するに至るものあるときは關係設工工場及道府縣廳指導の下に努めて之を實現せしめ指定に入ること
 (3) 指定せられたる下請工場は原則として下請作業のみに依り其の事業を營ましめ下請以外の製品の製作を抑止すること但し已むを得ざる事情あるときは當分の内道府縣廳の承認を受け下請以外の製品の製作爲すことを得しむること
 (4) 下請設工は原則として指定を受けたる下請工場以外には之を爲さざること
 (5) 下請設工に際しては原則として直接所製材料として直接所製原材料(切符を含む)は設工工場より文を交給せしむること
 (6) 下請設工業務は物資配給に際し一定量を限度として之を定むること

(7) 第二次以下の下請制度は原則として之を認めざること但し設備技術等の關係上特に必要あるときは所屬上位の設工場の關係を明かにし之を下請工場として指定することを得ること
 (8) 下請の設工に付てはブローカー、問屋等の件介を認めざること
 (9) 地方下請工業協力會は左に依り之を設置すること
 (イ) 協力會は全國を左のブロックに分ち之を設置すること(○印は幹事府縣とす)
 北海道地區(北海道)
 關東、東北地區(○東京、神奈川、埼玉、群馬、栃木、山梨、茨城、千葉、福島、宮城、山形、岩手、秋田、青森)
 北陸地區(○新潟、富山、石川、福井)
 中部地區(○愛知、靜岡、岐阜、三重、長野)
 近畿地區(○大阪、兵庫、京都滋賀、奈良、和歌山)
 中國、四國(○廣島、鳥取、島根、岡山、徳島、高知、愛媛)
 九州地區(○福岡、大分、佐賀、宮崎、熊本、長崎、鹿兒島、山口、沖縄)

(ロ) 協力會は陸海軍其の他の設工官衙關係官、道府縣廳關係、民間設工工場代表者、下請工場代表者、學識經驗ある者等を以て之を之の會議の開催其の他協力會運用に關する事務は幹事府縣に於て之を掌理すること
 (ハ) 協力會は概ね左の事項に付協議すること
 1、下請工業の註文配分調整に關する事項
 2、下請工業の調査及連絡統制に關する事項
 3 下請工業の整備確立に關する事項
 三、國民生活用其の他の機器及鐵鋼製品工業の整備に付ては差當り左の方法に依ること
 (一) 品種別工聯(單一組合を含む以下同じ)を組成せる工業にして原材料の供給減等の事由に依り整理を必要とするもの付ては左に依り企業合同及整理を行ふこと
 (イ) 企業合同の配給見込額は各品種別に商工省より指示すること
 (ロ) 各品種別の工聯(工聯なきものは單一組合)に於ては右の配給見込額を基準とし商工省指導の下に企業合同及計畫を樹

つること
 (ハ) 各所屬工業組合に於ては右計畫に基き關係道府縣廳指導の下に具體案を樹て實施すること
 (ニ) 企業合同は可及的に優秀工場を中心として設備の集中を行ふこと但し資材、地理的事情等の關係上已むを得ざるときは差當り設備の集中を行はず經營の統合のみを行ふも差支なきこと
 (ホ) 企業合同の形態としては商法上の會社、有限會社、工業小組合の中適宜選擇し差支なく又已むを得ざるときは商法上の匿名組合又は組織者中の一名を業務執行者とし之に組合員の營業權一切を委託し經營を爲さしむる契約に基き民法上の組合等の形態を採ること
 (ヘ) 企業合同に際しては遊休設備は合同體に於て整理すること
 (ト) 業者にして企業合同によらず單獨整理を爲さんとする者あるときは之に依らしむること
 (2) 道府縣工聯傘下業者の工場中國民生活用又は輸出用の機器、鐵鋼品等にして比較的設備、技術を要するものの製造工場に

付ては之を道府縣工聯より抽出し品種別組合の取扱の例に準じ其の組織化及企業合同整理を圖らしむること
 (3) 道府縣工聯傘下業者の企業合同及整理は左に依ること
 (イ) 企業合同及整理の基準となるべき所製原材料の配給見込額は道府縣毎に一括して商工省より指示すること
 (ロ) 道府縣工聯に於ては右配給見込額を基準とし道府縣廳指導の下に企業合同及整理の計畫を樹て實施すること
 (ハ) 企業合同の方法及遊休設備の整理に付ては(1)の(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)に準ずること但し特に左の事項を留意すること
 1、在續せしむべき業者の選定に付ては當該工場に於ける製品の需要關係、他産業に及ぼす影響等を考慮し之を爲すこと
 2、在續せしむべき業者の操業率を出來得る限り高めしめ操業率低下工場を多數存せしむるか如きことなき様措置すること
 3、原材料の配給に付ては單なる實績主義に依らず最も有効適切なる配分を行ふ様留意すること

4. 地方の事情に即し可及的業者の希望を尊重し一律なる合同及整理の方針を強制するが如きことなれば相宜すること

(4) 企業の合同及整理に伴う措置に付ては左の方法に依ること

(イ) 企業の合同に際しては左の措置を採ること

1. 新規設備の増設は原則として之を認めざるも従来の設備を能率的に活用する爲めに必要ある場合に於ては若干の増設を認むることあるべきこと

2. 資金調整、設備制限等の取扱に付ては前各項に準據せる企業合同は原則として之を認むること

(ロ) 各業者の團體に於ける企業の合同及整理計畫に基き合同體に於て整理を爲す場合に生ずる遊休設備は國民更生金庫其他の施設に於て之を買上ぐること

機械鐵鋼製品工業整備要綱による下請工業

の整備は機械工聯關係の機械工場を親工場とする下請工場指定より着手され目下進行中であるが、商工省では下請なる言辭が面白か

(5) 指定民間發註工場は其の指定協力工場が指定民間發註工場よりの受託品の製作のみに依り事業を繼續し得る機が育成を爲すべきこと二以上指定民間發註工場を有する協力工場に付ては當指定民間發註工場に於て協議の上か育成に當ること

(6) 指定民間發註工場に於て指定協力工場以外の工場を新に協力工場として利用せんとするときは別添「機械工聯關係協力工場指定要綱」、「新業種別工聯關係協力工場指定要綱」、「協力工業の範圍第一項第三號民間發註工場の協力工場指定手續」に依り指定手續を取るべきこと

(7) 板金協力工場に於て其の板金間發註工場に指導に依るも其の成果を擧げ得ざる場合等に於ては左に依り協力工場指定の取消を爲し得ること協力工場の指定の取消は機械工聯及新業種別工聯傘下の指定民間發註工場に在りては協力工場指定委員會に於て、其他の指定民間發註工場に在りては當該工場に於て商工省の承認を受け之の取消を爲すこと但し陸海軍發註官衙の承認を以て指定したる協力工場に指定取消に付ては豫め當該陸海軍發註官衙の承認を

受くることを要すること

らずとなしこれを協力工業、協力工場と改め昭和十六七月十一月協力工業整備要綱を定め昭和十七年一月よりこれによる指定制度を實施することとした

協力工業整備

實施要綱

(一) 下請工業の整備に付ては目下民間發註工場をして其の利用すべき協力工場指定手續を取らしめつゝあり近く之が指定承認を完了すべきを以て昭和十七年一月より左に依り機械鐵鋼製品工業整備要綱に依る指定制度の實施を行ふものとす

尙下請なる名稱は適當ならざるものあるを以て機械鐵鋼製品工業整備要綱に所謂下請工業、下請工場は尙今協力工業、協力工場と稱するものとす

(1) 商工省より其の利用すべき協力工場の指定承認を受けたる民間發註工場(以下指定民間發註工場と稱す)は其の指定せる協力工場(以下指定協力工場と稱す)に對してのみ製品の加工を發註すべきこと

尙指定民間發註工場相互に於ける加工の委

(8) 指定民間發註工場に於て其の指定協力工場に發註するに當りては所要原材料(切符を含む)は原則として之を當該指定民間發註工場より支給すべきこと

右の實施を確保する爲指定協力工場に於て似用する直接所要原材料は指定民間發註工場に對し配給すること

(9) 指定協力工場は其の指定民間發註工場以外の工場よりの受託品の製作を爲さざること但し道府縣廳の承認を受けたる場合に於ては此の限に在らざること

尙指定協力工場に於て地方統制工場關係製品の製作を爲す場合は右に依らざること

(二) 協力工業指定の實施に伴ひ協力工業の連同、整備等を圖る爲別紙「地方協力工業協議要綱」に依り地方協力工業協議會を設置するものとす

尙機械鐵鋼製品工業整備要綱に所謂地方下請工業協力會は尙今之を地方協力工業協議會に改むるものとす

受くることを要すること

地方協力工業協議會要綱

託に付ては右に依らざること

(2) 指定民間發註工場に於ては指定協力工場以外の工場に製品加工を發註すべからざるものとするも設備、技術等の關係上已むを得ざる場合に於ては指定協力工場以外の工場を臨時的に利用することを得ること

(3) 指定民間發註工場に於て指定協力工場以外の工場を臨時的に利用せんとするときは其の都度其の事由を具し協力工場指定委員會(從來の機械工聯、新業種別工聯關係下請工場指定委員會を指稱す)に届出づべきこと但し發註せんとする製品が陸海軍發註官衙よりの受託に係るものなるときは當該發註官衙の承認を受くることを要すること

(4) 機械工聯、新業種別工聯傘下の指定民間發註工場に在りては協力工場指定委員會に於て其他の指定民間發註工場に在りては當該工場に於て三ヶ月毎に指定協力工場及指定協力工場以外の工場の利用状況(指定民間發註工場相互間に於ける加工の委託を爲す場合を含む)を取録し商工省に届出づべきこと

一、設置要領

(一) 地方協力工業協議會は關係官廳の諮問に應じ左の事項に付調査審議すること

(1) 協力工業(地方統制工業の中機械鐵鋼製品工業關係のものを含む以下同じ)の註文の配分調整に關する事項

(2) 協力工業の連同統制に關する事項

(3) 協力工業の整備に關する事項

(4) 地方協力工業協議會は別表との地區別に各地區内の幹事道府縣に之を置き當該地區の名を冠すること

(三) 地方協力工業協議會は會長及委員を以て之を組織すること

(四) 地方協力工業協議會の會長は幹事道府縣の地方長官を以て之に充つること

(五) 地方協力工業協議會の委員は三十人以上とする

(六) 地方協力工業協議會の委員は道府縣廳長官、陸海軍其他の發註官衙關係官民間發註工場代表者、協力工場代表者、學識経験ある者等を以て之を構成すること

地方協力工業協議會の委員は會長之を任命

又は委嘱すること會長委員の指命又は委嘱を爲すに當りては豫め商工省に協議すること

(七) 會長は會務を總理すること

(八) 地方協力工業協議會に幹事若干人を置くこと幹事は幹事道府縣の商工課長其の他適當なる者の中より會長之を指命又は委嘱すること

(九) 地方協力工業協議會に書記若干人を置くこと書記は會長之を指命又は委嘱すること

書記は上司の指揮を承け庶務に従事すること

(十) 會長は地方協力工業整備確立に關する特別の事項に付、地方協力工業協議會の諮問に應せしむる爲、専門委員會を置くことを得ること

(十一) 専門委員會は委員長一人及専門委員若干人を以て之を組織すること

(十二) 委員長は地方協力工業協議會の委員の中より會長之を指命又は委嘱すること

専門委員は道府縣關係官、陸海軍其の他の發註官關係官、民間發註工場代表者、協力工場代表者、學識經驗ある者等の中より會長之を指命又は委嘱すること

別表

地區別	區	幹事道府縣名
北陸地區	新潟縣、富山縣、石川縣及福井縣	新潟縣
中部地區	愛知縣、靜岡縣、岐阜縣、三重縣及長野縣	愛知縣
近畿地區	大阪府、兵庫縣、京都府、滋賀縣、奈良縣及和歌山縣	大阪府
中國、四國中地區	廣島縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、香川縣、德島縣、高知縣及愛媛縣	廣島縣
九州地區	福岡縣、大分縣、佐賀縣、宮崎縣、熊本縣、鹿兒島縣、山口縣及沖繩縣	福岡縣
北海道地區	北海道一圓	北海道
關東、東北地區	東京府、神奈川縣、玉縣、栃木縣、山梨縣、茨城縣、千葉縣、福島縣、宮城縣、山梨縣、茨城縣、千葉縣、福島縣、宮城縣、山形縣、岩手縣、秋田縣及青森縣	東京府

- ### 二、運用方針
- (一) 地方協力工業協議會は各地區の實情に應じ之を運用すべきものなるも差落り左の事項に付調査審議するものとす
 - (1) 協力工業に關する發受註の地域的配分の調整に關する事項
 - (2) 民間發註工場の協力工場の利用率の協定に關する事項
 - (3) 民間發註工場を中心とする協力工場の組織化に關する事項
 - (4) 協力工場の民間發註工場への専屬化製品の専門化に關する事項
 - (5) 協力工場の經營の合理化、技術の向上に關する事項
 - (6) 協力工場に對する金融援助に關する事項
 - (7) 協力工場に對する資材配給方法の改善に關する事項
 - (8) 協力工場に協力すべき工場(所謂第二次以下の下請工場)の整備に關する事項
 - (二) 地方協力工業協議會に諮問を爲すべき關係官廳は地方長官及陸海軍其の他の發註官衛とし地方長官及陸海軍其の他の發註官衛に於て地方協力工業協議會に諮問を爲す

場合に於ては豫め幹事道府縣に打合せを爲すこと

(三) 地方協力工業協議會に於て審議會に於て審議せる事項を實施せんとする場合に於ては豫め商工省に打合せを爲すこと

三、本會を運用するに要する經費に付ては商工省より幹事道府縣に對し補助金を交付するものとす(補助金に關しては別途幹事道府縣に對し通牒の見込)

整備要綱に並行して陸海軍等の直接利用工場の整備を行つたが、これは集團利用工場と單獨利用工場に分けて整備が行はれたものである

陸海軍其の他の發註官衛直接利用の下請工業の整備

一、集團利用工場の整備に付ては左に依ること

(一) 要綱中 一、集團利用工場の整備(1)の(イ)に付ては發註官衛よりの要求あるときは受注工場の調査等に付協力相成は勿論實應に於ても至急指定適格工場に付設備能力、操業状況等必要な事項を調査の上貴廳の意見を具し發註官衛に提出せられたること

(2) 要綱中一、集團利用工場の整備(2)

(ロ)に依れば「地方統制工業の發註は道府縣各統制團體を通じ各工業組合の地方統制工業指定工場の團體(契約は工業組合名を以て之を爲す)に對し之を爲すこと」とあるも特別の必要ある場合は工業組合聯合會を契約の相手として發註せらるることあるべきこと

(3) 工業小組合は小組合を集團利用の一工場と看做して指定を受くることとなるべきを以て關係工業組合に加入したる上所屬工業組合を通じ受注すること但し加入すべき工業組合なきときは此の限に在らざること

(4) 商法上の會社、有限會社が集團利用の一工場として指定を受けたるときは當該會社が關係工業組合に加入、たゞ上所屬工業組合を通じ受注を爲すこと

(5) 要綱中一、集團利用工場の整備(2)の(イ)の團體は發註官衛別に之を組織するを原則とするも陸軍部、海軍部等の程度に於て團體を組織するを適當とする場合は之に依るも差支なきこと

(6) 集團利用工場として指定を受けたる工場は地方統制工業の利用のみに依り事業

を営ましむることを原則とせず必要あるときは地方統制工業以外の下請工場としての指定を受けることを得しめ又は一般獨立事業を兼營することを得しむることとなれるも民間發注工場の下請と一般獨立事業の双方を同時に兼營することを得ざらしむること但し已むを得ざる事情あるときは機械鑄造製品工業整備要綱實施方法二の(3)に依り當分の内道府縣廳の承認を受けしめ双方の兼營を認むること

(7) 陸軍關係下請工業事務所は爾今統制工業〇〇事務所と改稱すること

二、單獨利用工場の整備に付ては左に依ること

(1) 單獨利用工場の指定は發注官衙に於て之を爲すこととなれるも發注官衙よりの要求あるときは受注工場の調査等に付協力すること

(2) 單獨利用工場にして所屬發注官衙への專屬化を圖らしむる爲發注官衙以外より下請受注及一般事業は原則として抑止することとなれるも之に依り差當り事業維持の上に著しく困難を來す虞ありと認めらるる業者あるときは發注官衙と協議の上例外

の取扱を爲すこと

△陸海軍其の他の發

註官衙直接利用の

下請工業整備要綱

陸海軍其の他の發注官衙に於て直接利用する下請工業(金屬工業、機械工業、木工業、織物工業、メリヤス工業、裁縫工業、製靴工業等)の受注工場は之を集團利用工場と單獨利用工場とに分ち其の生産性を昂揚する爲左記に依り之が整備を圖らんとす

記

一、集團利用工場の整備

集團利用工場としての下請工業は單獨利用工場としての下請工業及一般下請工業と區別する爲之を地方統制工業と稱し左に依り之が整備を圖ること

(1) 地方統制工業の利用工場の指定制度を採ること

(イ) 地方統制工業の利用工場の指定は道府縣廳の意見を徴し各發注官衙に於て之を爲すこと

(ロ) 現に單獨利用工場として利用せるも、中所謂發注官衙に專屬せしむるを不適當と認めらるるものは之を集團利用工場の指定に入るること

(3) 單獨利用工場の所屬發注官衙は當該單獨利用工場の經營改善、技術向上等に關する指導を爲すと共に其の事業繼續に對し協力すること

(4) 發注官衙及關係道府縣廳の指導の下に必要あるときは單獨利用工場の企業合同又は共同經營を促進し技術、設備能力の向上を圖らしむること

緊密なる連繫を保持し地方統制工業の受注品の納入成績の向上、發注に關聯する事務の簡捷、經費の節減等を圖らしむること

二、單獨利用工場の整備

單獨利用工場は左に依り之が整備を圖ること

(1) 單獨利用工場の指定制度を採ること

(イ) 單獨利用工場の指定は各發注官衙に於て之を爲すこと

(ロ) 發注官衙單獨利用工場の指定を爲したるときは之を商工省及關係道府縣廳に通報すること

(2) 單獨利用工場の發注官衙への專屬化を圖ること

(イ) 單獨利用工場をして所屬發注官衙への專屬化を圖らしむる爲原期として所屬發注官衙より下請作業のみに依り其の事業を営ましめ其の他の下請受注及一般事業は之を抑止すること

所屬發注官衙以外の下請受注及一般事業の抑止に依り差當り事業維持の上に著しく困難を來す虞ありと認めらるる業者に於ては當該發注官衙と商工省と協議の上例外の取扱を爲すことを得ること

(ロ) 現に單獨利用工場として利用せるも、中所謂發注官衙に專屬せしむるを不適當と認めらるるものは之を集團利用工場の指定に入るること

(3) 單獨利用工場の所屬發注官衙は當該單獨利用工場の經營改善、技術向上等に關する指導を爲すと共に其の事業繼續に對し協力すること

(4) 發注官衙及關係道府縣廳の指導の下に必要あるときは單獨利用工場の企業合同又は共同經營を促進し技術、設備能力の向上を圖らしむること

陸海軍其の他の發注

官衙直接利用の下請

工業の整備

副官より兵器本部總務部長、航空本部總務部長、被服本部長、糧秣本部長、衛生材料本部長、獸醫資材本部長、運輸部長、製絨本部長、東京經理部長、技術本部長、軍事課長、軍務課長、設備課長、交通課長、資源課長、銃砲課長、機械課長、大糧課長、醫事課長、建築課長、馬政課長へ通報

の指定を受けることを得しめ又は一般獨立事業を兼營することを得しむること

(4) 地方統制工業は道府縣廳に於て之が指導監督に當ること

(イ) 道府縣廳は地方統制工業の受注の幹旋、受注品の配分、納期、品質、規格等に付監督を爲し原材料の検査、工程検査、製品検査等を行ふと共に技術其の他の指導に當ること

(ロ) 必要あるときは道府縣廳は發注官衙と協力の下に地方統制工業指定工場の企業合同又は共同經營を促進し技術、設備能力の向上を圖らしめ又は工業組合の共同設備の設置等に依り設備の補強を圖らしむること

(5) 地方統制工業の連絡機關を整備すること

(イ) 地方統制工業中機械鑄造製品關係工業に付ては地方統制工業以外と同種の下請工業との連絡を圖る爲新に設置せらるる地方下請工業協力會(機械鑄造製品工業整備要綱参照)を活用すること

(ロ) 統制工業事務所を整備し發注官衙、道府縣廳及受注組合(聯合會を含む)との

機械工業

首題の件に關しては我國内外の諸情勢に鑑み中小工業の犧牲の均霑化を避け生産性の昂揚を主眼とし海軍其他該法官衙を有する關係應協議の上別冊の如く定められたるに付承知相成度依命通牒す

追而本要綱下請工業の利用に關しては先に指示せられたる軍需工業指運要綱に基き其の設備技術に應ずる如く品種、數量等を決定相成度申添ふ

兵備二機密第九〇號
昭和十六年二月一日
海軍省兵備局長
各鎮守府參謀長殿

地方統制工業

整備申進

地方統制工業の助長利用に關しては相當の實績を擧げられつゝある處今般商工省に於ける地方工業化委員會の決議たる陸海軍其他該法官衙直接利用の下請工業整備要綱の具體化に關し商工次官より別紙の通依頼有之候條左記に依り之が整備相成様致度

追て商工省に於ては機械鐵鋼製品工業整備要綱(地方工業化委員會決議)に依り機械

鐵鋼製品工業の整備を圖ること、相成候に付同要綱參考の爲送付致候(別紙及參考添付)

記

一、集團利用工場(地方統制工業)の整備
昭和十一年官房第三八三一號次官申進の外下請工業整備要綱一に準據し實施するものとす

二、單獨利用工場の整備
發註廳に於て專屬利用工場として指定の要あるときは下請工業整備要綱二に準據し實施するものとす

寫送付先

海軍省軍需局、經理局、建築局、醫務局
海軍艦政本部總務部長
海軍航空本部總務部長

内國各監督長(首席監督官)

整備要綱中府縣工聯より抽出して品種別組合を結成せしむる當局の方針は左の如くである

△機械鐵鋼製品工業

整備要綱に依る品

種別工業組合結成

道府縣機械鐵鋼製品工業組合聯合會(以下

(3) 道府縣廳の指定基準は別表(一)の通とすること但し指定基準に達せざるも特に技術優秀なるものは之を指定することを得ること

(4) 右指定基準に達せざる事業者に付ては可成企業の合成化を圖りて指定基準に達せしめ組合に加入せしむる様措置すること
第二、各品種工業組合聯合會聯合會(以下品種別工聯と稱す)の構成及事業

(一) 各機種別に工聯を組織せしむること
(二) 各品種別組合をして夫々各品種別工聯に加入せしむると共に當該組合所在道府縣の道府縣工聯に加入せしむること

(三) 各品種別工聯は之を日本鐵鋼製品工業組合聯合會(以下日本鐵工聯と稱す)に直屬せしめ日本鐵工聯より割當を受けしむること

(四) 各品種別組合に對する資材の割當は夫々各品種別工聯より道府縣工聯を通じて之を爲すこと但し右以外の事項に付ては各品種別工聯は夫々直接各品種別組合と折衝すること

(五) 各品種別工聯は商工省の指示に依り資材の配給計畫を樹立し之に基き組合員の

機械工業

製品の生産及配給を統制すること但しリヤカーの生産及配給に付ては昭和十六年一月二十七日附一六機第三六九號商工次官通牒に依ること

第三各品種別組合及同工聯に對する監督

(一) 商工省は各品種別工聯傘下の各組合に對する割當量の決定に付日本鐵工聯を通じて承認を受けしむる等原則として各品種別工聯に對する監督を行ふこと

(二) 道府縣廳は各品種別組合をして組合員に對する割當量の決定に付承認を受けしむること割當材料の使用先を監視すること等管下の品種別組合に對する監督を行ふこと

別表

機種別

取扱品目

組合加入資格の基準

一、消防ポンプ
自動車ポンプ (イ) 年生産額一萬以上
手挽ポンプ (ロ) 職工數五人以上
腕用ポンプ 職工數五人以上

二、製材木工機
製材機 (イ) 設備工作機以上(ロ) 職工數十五人以上
木工機 (イ) 設備工作機以上(ロ) 職工數十五人以上
ベニヤ機 職工數十五人以上

道府縣工聯と稱す)傘下業者の工場中機械鐵鋼製品工業整備要綱に依り之を道府縣工聯より抽出して品種別工業組合(以下品種別組合と稱す)を結成せしめ企業の整備を圖らしむるに付ては左記に依るものとす

第一 品種別組合の構成

(一) 差當り左の機械に付品種別組合を組織せしむることとし、其の取扱品目は別表の通とすること

消防ポンプ、製材木工機、事務用機械、土木機械、バルブコック、空氣機、輕車輛、ストリーカ

(二) 品種別組合設置の府縣は別表(二)の通とすること

組合の地區は關係道府縣協議の上定むること

既設組合は關係道府縣協議の上其の地區を擴張すること

(三) 品種別組合の加入資格

(一) 道府縣廳の指定を受けたる事業者に限ること

(二) 道府縣廳に於て前項の指定を爲さんとするときは各機種毎に夫々別紙工場調査表添附の上豫め商工省に協議すること

三、事務用機械

タイプライター (イ) 設備工作機十以上
タイムレコー (イ) 職工數十以上
青寫眞機 (イ) 職工數十以上

四、土木機械

別表(二)取扱品目を参照すること
(イ) 年生産額十二萬以上
(ロ) 職工數二十人以上

五、バルブコック

バルブコック製造(鑄造事業者を除く)
(イ) 年生産額一萬以上
(ロ) 職工數五人以上
(ハ) 設備工作機十以上
(ニ) 職工數二十人以上

六、空氣機

空氣動機ポンプ (イ) 設備工作機十以上
空氣手ハンマ (イ) 職工數二十人以上
空氣ドリル (イ) 年生産額十人以上
空氣グライнда (ハ) 年生産額十二萬以上
空氣ホイスト (イ) 設備工作機十以上
空氣動機機 (イ) 設備工作機十以上
空氣動機石機 (イ) 設備工作機十以上
空氣プレス (イ) 設備工作機十以上
其の他 別工業組合新業種聯合會又ハ新業種聯合會所屬の工業組合以上各品目の部合員を除くこと
分品及附屬品

機種別 取扱品目 組合設置府縣組
合加入資格の基
準

七、輕車
リヤカー(乗
用を含む) 機
車(馬力五匹以
上) 手押し車
人力車 二名以上又ハ
ハ、過去一年
の製造工場に於
テ製造組立に於
テ平均五名以上
製造したる者
ヲ指ス

八、スト
一カ
下方式給炭機
上方式給炭機
上方式移炭機
上方式移炭機
上方式移炭機
上方式移炭機
上方式移炭機
上方式移炭機
上方式移炭機
上方式移炭機

備考 1、工作機械は印刷研磨用工作機械を
謂ふこと
2、職工数は常時使用職工数を謂ふこと
3、年生産額は最近一年間生産額を謂ふこと

土木機械製造工脚
取扱品目

掘設機(水力、電氣工事、隧道工事、岩壁工

事、河川工事、橋梁工事、船渠工事等の掘
設機
1、シヨベル掘機 2、パケツ掘機 3、
ドラグライン掘機
杭打工事用機械(基礎工事、地下鑛工事、河
川工事、護岸工事、等の杭打シートパイル
打、並に引抜用機械器具)
I、パイルハンマ 2、杭打器具 3 杭引拔機
及器具
混泥土工事用機械(混泥土及モルタル製造並
に混泥土モルタル打機)
1、混和機 2、混泥土材料測定器 3、セメ
ント注入機
道路工事用機械(道路並に飛行場工事に専門
に使用せられる機械器具)
1、道路壓機 2、アスファルト工事機械
器具
土木用工作船(港灣河川工事の如く水上で作
業する土木用工作船並機械)
1、深機並に深船 2、杭打船
其の他特殊土木機械

以上の外品種別組給を結成せしむるため整
備を行ひつゝあるものは蒸氣機、自動車修理
加工、小型自動車部品、理化學器械等であ
る

△高度の技術を要す
る鑄物工業の整備

一、『高度の技術を要する鑄物工業の整備要
綱』(以下要綱と稱す)に基く指定を受け
んとする鑄物業者は別紙様式に依る指定申
請書を商工省に提出すること
前項の申請書は指定を受けんとする工場
の所在地を管轄する地方長官を經由すること
二、日本鑄工聯内に鑄物統制協會を設置する
こと
前項の鑄物統制協會は鑄物の各品目に付
之を組織し、當該鑄物の品目名を冠するこ
と
前項の鑄物統制協會は日鑄工聯代表者、
當該鑄物の需要統制團體代表者及日本鑄工
聯内當該鑄物部會代表者及學識經驗ある者

若干名を以て之を構成すること
鑄物統制協會の會長は日本鑄工聯理事長
を以て之に充つること
三、鑄物統制協會は商工省の指導の下に指
定鑄物業者の鑄物製作の専門化に關する事
項、其の他鑄物工業の整備に關する事項に
付協議し、之が具體的實施方法に付關係統
制團體と連、調整を爲すこと
四、要綱四に於ける鑄物の原材料の配給統制
鑄物の發註統制等に依る鑄物製作の専門化
及鑄物生産の集中化は昭和十六年度第四四
半期より之を實施すること

△高度の技術を要す
る鑄物工業の整備

要綱
鑄物工業の生産性の昂揚を圖る爲高度の技術
を要する鑄物に付左記に依り其の製作の専門
化を圖り企業の整備を圖らしむるものとす
一、本要綱に於ける鑄物とは差當り工作機械
鑄物、内燃機關鑄物、自動車鑄物又は鐵道
車輛鑄物を謂ふ漸次他の品目に之を及ぼす
こと

要綱
鑄物の品目追加

高度の技術を要する鑄物工業の整備に關し
ては九月一日附一六機第三五八號及九月二
十五日附一六機第四五五號を以て及通牒
置候處今般別紙の通製機械鑄物(『ロー

ル』及『インゴットケース』追加改正相成候條右御了知の上之が運用に付遺漏なきを期せられ度此段及通牒候也

追而貴廳に於ては製鐵機械鑄物工業指定申請書は十一月十日迄に取調めの上當省に進達相成度申添候

尙製鐵機械鑄物統制協議會設置に付ては追而別途通牒すべき製鑄用ロール、インゴットケース、定製製給統制要綱の定むる所に依ることとし九月二十五日附一六機局第四五五六號通牒に於ける鑄物統制協議會設置要綱に依らざるに付申添候

高度の技術を要する

銑鐵鑄物工業の整備

要綱

鑄物工業の生産性の昂揚を圖る爲高度の技術を要する鑄物に付左記に依り其の製作の専門化を圖り企業の整備を圖らしむるものとす
一、本要綱に於ける鑄物とは差當り工作機械鑄物、内燃機關鑄物、自動車鑄物、鐵道車輛鑄物又は製鐵機械鑄物を謂ひ漸次他の品目を之を及ぼすこと

前項に於ける工作機械鑄物とは工作機械の内滑り面、摺動面等重要な部分の鑄物を謂ひ、内燃機關鑄物とはディーゼル機關及石油機關の『シリンダ』『シリンダライナ』『シリンダヘッド』『ピストン』及『ピストンリング』鑄物(自動車用内燃機關鑄物を除く)を謂ひ、自動車鑄物とは『シリンダ』『シリンダヘッド』『ピストン』『ピストンリング』『ギヤボックス』『デフアレンシャルギヤケース』『ブレーキドラム』『マニホールド』『氣化器ボデー』及『オイルブレイキシリンダ』鑄物を謂ひ、鐵道車輛鑄物とは車輛、軸箱、制輪子『シリンダ』『ピストンリング』抵抗器、制動裝置部分品、引張機裝置部分品及過熱管々等鑄物を謂ひ、製鐵機械鑄物とは『ロール』及『インゴットケース』を謂ふこと

二、日本鑄物工業組合聯合會(以下日本鑄工聯と稱す)傘下の鑄物業者(以下鑄物業者と稱す)中技術、設備能力の優秀なる者に付ては之を商工省に於て工作機械鑄物業者、内燃機關鑄物業者、自動車鑄物業者、鐵道車輛鑄物業者又は製鐵機械鑄物業者として指定すること(以下指定鑄物業者と稱す)

三、商工省に於て前項の指定を爲すに爲りては豫め日本鑄工聯及鑄物の需要者統制團體をして之が鑄物業者の業態を調査せしむること
四、日本鑄工聯に於ける鑄物の原材料の配給統制、鑄物需要者團に於ける鑄物の發註統制等に依り指定鑄物業者の鑄物製作の専門化を圖ると共に鑄物の生産は之を指定鑄物業者に集中せしむること
五、鑄物指定業者をして日本鑄工聯内に工作機械鑄物部會、内燃機關鑄物部會、自動車鑄物部會、鐵道車輛鑄物部會又は製鐵機械鑄物部會又は製鐵機械鑄物部會を組織せしめ右各部會をして原材料の配給統制、技術の向上等に付協議せしむること

發註承認

商工省では昭和十四年度第二四半期より實施して來た計畫産業用機器に對する發註承認書の様式及び手續を本年度第一四半期より左の如く改正した

發註承認書様式並に取扱手續改正

一、改正を爲したる主なる點

- (イ)發註承認書交附依頼書、發註承認書下附申請書、發註承認書(正、副、控)の所要資材其他の記載を機器製作者と爲したること
- (ロ)資材記載品名を普通鋼材のみならず球素鋼板仕上鋼板鑄鉄、鑄鋼、特殊鋼、銅をも記入する事と爲したること
- (ハ)第一希望機器製作者名及第二希望機器製作者名を記入せしめたること
- (ニ)査定の結果を明かならしめたること
- 二、發註承認書下附申請の手續
- (イ)機器製作者は發註者の依頼を受け發註承認書下附に要する發註承認書交附依頼書、發註承認書下附申請及發註承認書(正、副、控)を作製し發註者に提出すること
- (ロ)發註者は發註承認書下附申請書及發註承認書(正、副、控)に第二希望製作者名を記入し夫々捺印の上之れを所管官廳に提出すること
- (一)發註者より機器製作者に註文交渉をなし、發註承認書の下附に要する書類製作方を依頼す

三、書類作製並に記載注意事項

- (イ)本用紙は總て機器製作者に於て調達すること
 - (ロ)本書類作製に當り各欄記入者は備考欄に示す通り
 - △印欄は發註者記入
 - 印欄は所管官廳記入
 - ◎印欄は商工省機械局記入
 - 其他の各欄は機器製作者記入
 - 摘要欄は特に必要を認めたる場合適宜記入すること
 - (ハ)書類の記入は總て『タイプ』又は『カーボン』複寫によるものとす
 - 四、所管官廳査定注意事項
 - (イ)事業の重要性並に緩急度を査査し機器需要の可否を決定すること
 - (ロ)當該期の資材配給量を査定し之が發註承認書下附申請書査定量及發註承認書(正、副、控)の承認量欄に記入すること
 - (ハ)査定に控除されたる機器資材に對する再申請の可否を殘量處置欄に記入すること
- 右の場合一臺又は一式當り資材量は分割査定せざるを原則とするも特別の事情ある場合

合は商工省機械局（連絡の上機械局に於て分割するものとする）

五、附記

- (イ) 商工省機械局は必要ある場合機器製作者の受託能力を考慮の上工場技術を参酌し第一希望機器製作者を第二希望機器製作者に變更することあるべし
- (ロ) 本取扱の實施は昭和十六年第一四半期（昭和十六年四月六月）よりとす
- (ハ) 各所管官廳より發註承認書發行に關する連絡並に要望の手續方法は從來の通りとす

(ニ) 用紙の大きさは日本標準規格A列、四號、印刷の色は發註承認書（正）は褐副（は緑（控））並に發註承認書交付依頼書及同下附申請書は黒副とし紙質は（正）はB模造五十斤程度、其他は薄用紙程度のものを使用のこと

發註承認制度

適用

昭和十六年度第一四半期（四—六月）より別記事業生産擴充品目となりたるを以て右

機械需要に對しては發註承認制度を適用致すことと相成條御了知の上貴管下各聯合會及組合に右の趣通達相成度此段及通牒候也

別記

- 一、セメント
- 二、重要機械 蒸氣機、蒸氣タービン、電氣機器、水車、鑛山用機器、製鐵用機器、化學工業用機器、人造石油用機器、軸受、工具
- 三、船舶部門に五百施以上千噸未満の船舶を追加
- 四、非鐵金屬部門に水銀、螢石、石綿、雲母、黒鉛を追加

△農林水産土木建築

用機器に對し發註

承認制度適用

昭和十六年度第三、四半期（十一—十二月）より左記農材水産土木建築用機器に對し發註承認制度を適用致すことと相成條御了知の上貴管下各聯合會及組合に對し右の趣通達相成度此段及通牒候也

- 加工々業組合 亞鉛鑛板同 同磨粉鋼同 ドラム織工業組合聯合會 五方ロン織工業組合 食料品罐詰製罐同 日本王冠コルク工業組合聯合會 同洋傘骨製造工業組合 同磁鐵器工業組合聯合會 同磁力製品同 同鐵鋼統制會 取扱品目 取扱品目の内容鐵力、帶鐵

軸受

商工省では軸受供給の調整を圖ると共に必要量の充足を確保する爲昭和十六年度第一四半期所要分より民需軸受に付配給統制を實施することとなり一月十四日商工省機械局長より關係統制團體に對し通牒を發したが、右配給統制は日本軸受製造工業組合員たる軸受製造業者の製品及輸入品に付當業者の統制團體をして發註及受註の斡旋を爲さしむることにより自治的に行はしめたのであつて、差當り統制を受ける需要者の範圍は軸受の主要需要者と認められる日本機械製造工業組合聯合會所屬工業組合の組合員であつたが漸次其の範圍を廣げて行く方針となつてゐる

記

- 一、公共團體分 道府縣、市町村、水利組合、耕地整理組合、北海道土巧組合、農會、森林組合、畜産組合、牧野組合、日本競馬會
- 二、民需分 (一) 農地開發營團 (二) 其他民需緊急需要と認めたるもの

△公共團體用機器に對し發註承認制度適用に關する件

六月二日附發第二九號を以て御照會相成候標記に關する件左記の通適用實施方別段異議無之候條御了知相成度此段及回答候也

記

- 一、適用範圍 公共團體中道府縣及六大都市（六大都市との市町村組合を含む）の需要機器
- 二、實施時期 昭和十六年第二四半期（七月九日）以降

△輸出品用鐵鋼取扱要綱

商工省では輸出品用鐵鋼當證明書の發行は本年第一四半期より左の要綱により行ふに至つた

軸受の配給統制

一、配給統制の必要 軸受の需要は益々増加の一途を辿りつゝある感國內の生産及輸入の數共々に限度あり、仍て軸受供給の調整を圖ると共に現在の供給を以て必要量の充足を確保するの要あり

二、自治的統制を爲さしむる理由 軸受は其の種類、寸法等極めて多岐に涉り之が配給統制には複雑なる技術的考慮を必要とするを以て差當り當有監督の下に當業者の團體をして發註及受註の斡旋を爲さしむることにより需給の調整を圖らんとす

三、配給統制の目的 本統制は左の目的を達せんとす

- (イ) 軸受に對する需要の緩急順序に従ひ適正なる割當を爲すと共に必要量の充足を圖ること
- (ロ) 供給不足に依る見越註文を防ぐこと
- (ハ) 輸入軸受に依存する傾向を是正し國産可能なものに付ては國産品を併用せしむること
- (ニ) 軸受製造業者間に於て受註の融通を爲すこと

- に依り鐵鋼當證明書を發行するものとする
- 二、輸出品買取會社より製造註文を受けたる製造業者海外より輸出註文を受けたる製造業者又は海外よりの輸出註文に基く製造註文を受けたる製造業者は日本貿易振興株式會社（以下會社と稱す）に對し輸出品用鐵鋼當證明書の發給方を申請するものとする但し製造業者輸出品の製造に似用する鑛物を外註する場合に於ては當該鑛物業者と連署の上申請するものとする
- 三、會社は前項の申請書を審査の上鐵鋼の割當數量を決定し日本鐵鋼製品工業組合聯合會（以下日工聯と稱す）に對し鐵鋼當證明書の交付方を申出づるものとする
- 四、日工聯は前項の申出に對し鐵鋼當證明書を當該製造業者に對し交付するものとする右鐵鋼當證明書の作成事務に付ては日工聯は會社に委託するものとする
- 五、會社は第三項の鐵鋼當數量に付商工省及日工聯に報告するものとする

- 機 工 聯
- 新業種別工聯 日本自動車工業組合聯合會 同内燃機同 同輕自動車工業組合 同線材製品工業組合聯合會 同硬鋼線材

(ホ) 軸受製造業者をして可及的に専門的生産を爲さしめ軸受生産分野の確立に資すること

(ハ) 軸受の規格統一の促進に資すること

四、統制品の範囲 日本軸受製造工業組合員たる軸受製造業者(日本精工株式会社、東洋ベアリング製造株式会社、光洋精工株式会社及不二越鋼材工業株式会社)に以下(四社と稱す)の製造に係る軸受及輸入軸受但し軍需軸受、官需軸受、軍需品の部分品たる軸受及陸軍大臣又は海軍大臣の認定を受けたる軍需品製造工場に於ける軍需品製造設備の補修用軸受は之を除く

五、統制を受ける需要者の範囲 差當り軸受の主要需要者と認めらるる日本機械製造工業組合聯合會所屬各工業組合(別紙)の組合員

六、統制の機構 四社の製造に係る軸受については日本軸受製造工業組合及各需要者の配給統制團體、輸入軸受については商工省機械局及各需要者の配給統制團體

七、統制方法の概要 イ、國産軸受 (一) 商工省は各需要者の配給統制團體(日本機械製造工業組合聯合會所屬各工業

組合を利用す)に對し四半期毎に月平均軸受發註限度を指示し配給統制團體は右發註限度内に於て所屬員に對し月平均發註限度を割當すること

(二) 配給統制團體所屬員たる軸受需要者其の事業の用に供する軸受(國産品たる輸入品たるを問はず)を購入せんとするときは所要時期より四ヶ月以前に軸受需要票(様式一)正副寫三通に當該事業の主務官廳又は配給統制團體より當該發註が發註限度内なることに付證明を受け、之を四社の中の一社又は其の販賣業者に交付すること 販賣業者需要者より軸受需要票の交付を受けたるときは直ちに之を更に四社の中の一社に交付すること

(三) 四社は軸受需要票に受註可能量及納期を記入し之を日本軸受製造工業組合に提出すること

(四) 日本軸受製造工業組合は軸受需要票に依り四社の供給能力を基き製造者及受註量を査定し之を軸受需要票に記入して(正)を保存し、(副)を需要者に(寫)を配給統制團體に返付すること

(五) 需要者は日本軸受製造工業組合より返

九、日本起重機製造工業組合

十、日本ポンプ及水車製造工業組合

十一、日本工作機械製造工業組合

十二、日本人造石油機械製造工業組合

十三、日本電氣通信機製造工業組合

十四、日本電氣用車製造工業組合

十五、日本電氣計測器製造工業組合

去る第七十六回閣議の議案を経て昭和十六年三月十五日公布された工作機械製造事業法中改正法律は十一月二十日より施行され上法中改正法律は十一月二十日より施行され上法に先立ち閣議の施行期日に關する勅令及工作機械製造事業法施行令中改正勅令、工作機械製造事業法施行規則中改正省令が十九日公布された工作機械製造事業法中改正法律施行に依つて工作機械製造事業を営むこととする者は總て商工大臣の許可を要することとなり其の結果中小規模の工場と雖も技術優秀なるものは今後許可事業者として工作機械製造事業の法に依る保護監督を受けることになり共に許可を受け得ない工場は事業を営むことが出来なくなるわけであり、之に依つて我國工作機械工業の整備確立は一層促進されることとなるものである然し現在在工作機械製造事業を営んで居る者又は之を営む爲め建設工事中の者

を直ちに中止せしめるとは極に失うるので三月以内に申告書を商工大臣に提出すれば商工大臣は其の設備を査定し本年三月十五日現在を基準として其の事業の範圍を決定し之を通知するから其の範圍内に於ては今後五年間を限り事業を繼續することが出来るのである又工作機械工業の質的向上を圖る爲め技術上の協力、見本機械及圖面の利用、機械の鑄造、事業の調整等に付て政府が命令を爲し種々の之を指導することが出来る様になり、技術の向上、經營の合理化に遺憾なきを期したものである改正の要點は左の如くである

工作機械製造事業 業法中改正要綱

- 一、第三條第一項但書を削除し事業の許可を受くべき限度を撤廢すること
- 二、第四條の規定する帝國法人たる條件を備ふることを要する者は其の設備が命令の定める規模以上の者に限ること
- 三、第十條の設備の償却に關する規定の適用

八、本統制は昭和十六年度第一〇四半期分所要軸受より實施すること

別紙二

- 一、日本電氣機械製造工業組合
- 二、日本電氣タービン製造工業組合
- 三、日本内燃機製造工業組合
- 四、日本電氣機器工業組合
- 五、日本水壓管製造工業組合
- 六、日本鑄山用機械製造工業組合
- 七、日本製鋼用機械製造工業組合
- 八、日本化學機械製造工業組合

を受け得る者は命令を以て定むる許可事業者たる株式会社に限ること

四、許可事業者の営む工作機械製造事業にして勅令を以て定むるものは土地を收用又は使用し得ること

五、許可事業者に對し左の監督を爲すこと

(イ) 第十六條第一項の規定を改め許可事業者は事業計畫を定め政府に之を届出で又は政府の認可を受くべきものとする。其の變更に付亦同じきこと

(ロ) 許可事業者工作機械の製造又は販賣に關し協定を爲したるときは之を政府に届出づべきこと其の變更又は廢止に付亦同じきこと

六、政府工作機械製造事業の發達を圖る爲めに必要ありと認むるときは左の命令を爲すことを得ること

(イ) 許可事業者に對し工作機械又は其の部分品に付研究、試作其の他製造に關する命令を爲すことを得ること

(ロ) 許可事業者に對し工作機械の製造若

は販賣に關し協定の設定を命じ又は協定に依るべきことを命ずること

(ハ) 許可事業者に對し技術又は研究に付他の許可事業者に對する協力を爲し又は他の許可事業者より協力を受くることを命ずること

(ニ) 工作機械の製造に必要な見本機械若しは圖面を所有する者に對し許可事業者に之を利用せしめ又は許可事業者に對し之を利用することを命ずること

(ホ) 工作機械の製造に必要な器具又は機械を所有する者に對し其の譲渡又は賃貸に付許可事業者と協議を爲すべきことを命ずること

(ヘ) 許可事業者に對し他の許可事業者に事業の譲渡を爲し又は他の許可事業者より事業を譲受すべきことを命ずること

(ト) 許可事業者に對し其の供給を受くる部分品の種類、數量又は供給者に付必要な命令を爲すこと

七、政府は工作機械又は其の部分品若しは附屬品に付其の規格を定むることを得ること

八、第二十六條の規定を改正し第二十一條の補償金額の決定のみ工作機械製造事業委員

會の議を経べきものとする

九、本法施行の際現に工作機械製造事業を営む者は勅令を以て定むる期間を限り許可を受けざるるときは雖も本法公布の日以前に於て營める事業の範圍内に於て其の事業を営むことを得ること

十、罰則を改正及追加すること

△重要機械製造 研究獎勵金交付

昭和十六年度に於ける重要機械製造研究獎勵金の下附申請件數は二十六件に上りたるが審議の結果其の中十三件は國防上産業上重要なものと認め夫々獎勵金の交付方指令したり其の總額は二十五萬圓にして交付先付先並に其の金額左の如し

交 付	先 金 額	
大 阪	株式會社大阪プレス製作所	五、〇〇〇
同	同	四、五〇〇
同	同	三、五〇〇
京 都	株式會社島津製作所	一五、〇〇〇

神奈川 東京芝浦電氣株式會社

同	同	一〇、〇〇〇
三 重	同	三〇、〇〇〇
兵 庫	三菱電機株式會社	二一、〇〇〇
同	同	一、〇〇〇
東 京	山下英男	一〇、〇〇〇
神奈川	芝浦共同工業株式會社	一〇、〇〇〇
東 京	株式會社三豐製作所	五五、〇〇〇
神奈川	三菱化工機株式會社	二五、〇〇〇
計		五〇、〇〇〇
		一五〇、〇〇〇

商工省では機械工業の生産、配給全面的に亘る強力統制を行ふため、重要産業團體令に基き機械工業統制會を産業機器、精密機器、電氣機器、車輛、自動車の一部門に設置することとなり、昭和十七年一月十五日を設立期限として設立委員、會長銓衡委員組織要綱を定め昭和十六年十一月末より準備を開始した

機械工業統制會の設立

機械工業

機械工業部門に於ては先般の閣令指定に依り産業機器、電氣機器、精密機器、自動車及車輛の五個の統制會を設立することとなつて其後商工省では鋭意其の設立準備を進めて居たが、會員、設立委員、會長銓衡委員の内定を見、此の理設立に必要な書類の決裁を了した

官廳掲載は事務の都合上十一月末又は十二月早々になる見込であつて創立總會の期限は昭和十七年一月十五日である

内定を見たる設立委員及會長銓衡委員は左の如くである

一、産業機器統制會

設立委員	安 藤 儀 三
安藤鐵工所	宇野澤 辰 次
株式會社宇野澤組鐵工所	島山一清
株式會社在留製作所取締役社長	船田要之助
汽車製造株式會社取締役會長	船田要之助
株式會社久保田鐵工所取締役社長	久保田禮四郎
同 神戸製鋼所	田宮嘉右衛門
同 櫻田機械製造所	櫻田 壬午郎
住友機械工業株式會社事務取締役	五村 起 一

二、電氣機器統制會

設立委員	淺野 總一郎
油電氣株式會社取締役會長	船田 要之助
汽車製造株式會社	船田 要之助
株式會社島津製作所取締役副社長	島津 當三郎

株式會社關東機械製作所取締役社長	關 義孝
月島機械株式會社取締役會長	大倉 毅身
株式會社東京石川島造船所取締役社長	荒木 彦 弼
同 新瀉鐵工所	同
同 日本鋼製所	同
同 日立製作所	同
同 三菱重工業株式會社	同
會長銓衡委員	荒木 彦 弼
	小平 浪 平
	田宮嘉右衛門
	郷古 深
	竹村 吉 郎
	島山 一 清
	吉田 俊 助

株式會社電業社原動機製造所代表
取締役社長 寒川 恒貞
東京芝浦電氣株式會社 同 山口 喜三郎
日本電氣株式會社取締役會長 古田俊之助
同電機株式會社取締役社長 平坂英則
株式會社日立製作所 同 小平 浪平
株式會社北辰電機製作所 同 清水 莊平
三菱重工業株式會社 同 郷古 深
株式會社明電舎 同 重宗 雄三
日本無線電信電話株式會社 同 門野重九郎
富士電機製造株式會社代表取締役
吉村 萬治郎
株式會社安川電機製作所取締役社長
安川 第五郎
會長銓衡委員

小平 浪平
山口 喜三郎
郷古 深
寒川 恒貞
古田 俊之助
吉村 萬治郎

三、精密機器統制會
設立委員

株式會社大隈鐵工所取締役社長 大隈榮一
大阪機工株式會社 同 原 清明
株式會社津津鐵工所 同 竹尾 年助
國產精機株式會社 同 齋藤 浩介
芝浦工作機械株式會社代表取締役
古市 龍雄
品川精機株式會社取締役社長 池貝 杉二
株式會社國池製作所事務取締役 山内福秀
同津上安宅製作所取締役社長 津上 退助
東洋機械株式會社 同 元良信太郎
東洋ベアリング製造株式會社 同 丹羽 昇
株式會社新潟鐵工所 同 大内 愛七
日本光學工業株式會社 同 斯波孝四郎
同 精工株式會社 同 高橋 是賢
株式會社野村製作所 同 石塚 象藏
不二越鋼材工業株式會社 同 井村 荒喜
會長銓衡委員

古市 龍雄
高橋 是賢
原 清明
斯波 孝四郎
井村 荒喜
大隈 榮一
齋藤 浩介

四、自動車統制會

設立委員
トヨタ自動車工業株式會社取締役社長
日産自動車株式會社 同 豐田 喜一郎
チーゼル自動車工業 同 村上 正輔
川崎車輛 同 鈴木 重康
日本内燃機 同 鍋谷 正輔
車輛工業 同 寺田 基吉
會長銓衡委員
鈴木 重康
鍋谷 正輔
豐田 喜一郎
村上 正輔
野長 忠男

設立委員
日本車輛製造株式會社取締役社長
三瓶 勇佐
同 輸送機株式會社取締役 藤井 尙
東京芝浦電氣株式會社取締役社長
山口 喜三郎
同 機器工業 同 横田 千秋
東洋電機製造 同 上遠野 亮三
川崎車輛 同 鍋谷 正輔

株式會社加藤製作所 同 加藤 秀三郎
大同鋼機株式會社 同 下出 義雄
同信機株式會社事務取締役 吉岡 正司
株式會社三三製作所 同 樋口 佐兵衛
同神戸製鋼所取締役社長 田宮嘉右衛門
汽車製造株式會社 同 船田 要之助
三菱重工業 同 郷古 深
株式會社日立製作所 同 小平 浪平
住友金屬工業株式會社 同 春日 弘
會長銓衡委員

船田 要之助
小平 浪平
鍋谷 正輔
春日 弘
三瓶 勇佐

機械工業關係統
制會組織要綱

- 一、本會は當該機械工業の確立を期し以て高度國防國家體制を完備する爲其の綜合的統制運営を圖ることを目的とする
- 二、本會は前項の目的を達成する爲左の事項に付必要なる事業を行ふこと
 - (一) 當該機械の生産計畫の設定及遂行に關する事項
 - (二) 當該機械の配給計畫の設定及遂行に關する事項
 - (三) 當該機械工業用原材料に關する計畫の設定及遂行に關する事項
 - (四) 當該機械工業用資金、勞務、燃料及動力に關する計畫の設定及遂行に關する事項
 - (五) 當該機械工業の體制的整備確立に關する事項
 - (六) 當該機械工業に於ける技術の向上、能率の増進、規格の統一、經理の改善に關する事項
 - (七) 當該機械工業に關する調査及研究に關する事項
 - (八) 會員の當該機械工業に關する検査に關する事項
 - (九) 前各號に掲ぐるもの、外本會の目的

- 三、本會は當該機械に關する事業を營む者自之を組織すること
- 四、本會に左の役員を置くこと

會長 一人
理事 若干人
監事 若干人
評議員 若干人

本會には前項の役員の外副會長一人又は理事一人を置くことを得ること

會長は本會を代表し當該機械工業の統制指導其の他の會務を總理すること

副會長は會長を輔佐し會長缺があるときは其の職務を代理し會長缺員の時ときは其の職務を行ふこと

理事は會長及副會長を輔佐し會務を總理し會長及副會長共に事故あるときは其の職務を代理し會長及副會長共に缺員の時ときは其の職務を行ふこと

監事は會長、副會長及理事長を輔佐し會務を分掌すること

評議員は本會の財産の状況を監査すること

評議員は會長の諮問に對し答申し又は會長に對し意見を具申すること

機械工業

- 六、會長は銓衡委員の推薦したる者の中より主務大臣之を命ずること前項の銓衡委員は當該機械工業に關し經驗ある者及學識ある者の中より主務大臣之を命ずること
- 副會長、理事長、理事及評議員は當該機械工業に經驗ある者及學識ある者の中より會長之を命ずること
- 監事は評議員之を選任すること
- 七、役員任期は左の通とすること但し特別の事由ある場合に於ては任期中之を解任することあるべきこと
- 會長 三年
- 副會長 三年
- 理事長 三年
- 理事 三年
- 監事 二年
- 評議員 二年
- 八、會長、副會長、理事長及理事は政府の認可を得たる場合を除き他の職務又は商業に従事することを得ざること
- 九、本會に事務局を置くこと
- 事務局に事務局長一名及部長若干名を置くこと
- 事務局長は理事長を以て之に充て理事長なきときは理事の中より會長之を命し事務局長の命を承けて事務局の事務を分掌すること

- 十、本會に總會、常任委員會及技術委員會を置くこと
- 總會は通常及臨時の二種とすること
- 通常總會は毎年一回開催し臨時總會は會長必要と認めたる時臨時之を開催すること
- 會長は總會に於て別に定むる事項を語り又は報告すべきこと常任委員會及技術委員會は評議員を以て構成し會長必要と認めたる時臨時之を開催すること
- 常任委員會及技術委員會は會長の諮問に應ずること
- 十一、日本機械製造工業組合會及新業種別工業組合聯合會並に別に定むる工業組合は本會の設立に伴ひ發展的解消を爲すべきこと

機械工業關係

統制會

(一) 産業機械統制會

△自動車統制會

員名

- (生産機器) (切削研磨用以外の金屬工作機械) (運搬機器) (蒸氣罐)
- (蒸氣タービン) (内燃機關) (ポンプ、風力機) (水門、鐵塔)
- (二) 電氣機器統制會
- (電氣通信機器) (電氣計測器) (電池) (發電用蒸氣、蒸氣タービン、水車)
- (三) 精密機器統制會
- (工作機械) (工具) (測定機器、光學機器、光學計器、試驗機) (軸受)
- (四) 車輛統制會 (鐵道車輛) (産業用車輛) (車輛部分品) (鐵道信號保安裝置)
- (五) 自動車統制會
- (自動車) (自動車部分品)
- トヨタ自動車工業 (愛知)
- 日産自動車 (横浜) 車輪工業 (東京)
- ディーゼル自動車工業 (東京)
- 日本内燃機 (東京) 川崎車輛 (神戶)

△精密機器統制

會會員名

- 金子鐵工 (札幌)
- 工作機械製作 (北海道)
- 富岡鑄工場 (函館)
- 本間鐵工 (同)
- 東北特殊鋼 (仙台)
- 秋木機械製作 (能代)
- 桐生機械 (桐生)
- 小島鐵工 (高崎)
- 飯島鐵工 (大宮)
- 清水機械製作 (埼玉)
- 角田研磨機製作 (川口)
- 青木鐵工所 (東京)
- 淺野重工業 (同)
- 朝比奈機工舎 (同)
- アシア機械製作 (同)
- 淡路鐵工 (同)
- 飯島鐵工 (同)
- 飯田製作 (同)
- 井口鐵工 (同)
- 池貝鐵工 (同)

機械工業

- 石井精密工業 (同)
- 石井鐵工 (同)
- 石橋機械工具製作 (同)
- 井手工作機械製造 (同)
- 伊藤製作 (同)
- 伊藤特殊製作 (同)
- 今泉精機製作 (同)
- 瑞瀧、範製作 (同)
- 岩佐鐵工 (同)
- 宇都宮航空工具製作 (同)
- 宇都宮製作 (同)
- ウロコ製作 (同)
- 荏原製作 (同)
- 大岡製作 (同)
- 大垣鐵工 (同)
- 大島製作 (同)
- オオキ工業 (同)
- 太田鐵工 (同)
- 太田フライズ機製作 (同)
- 太田鐵工 (同)
- 岡崎機械製作 (同)
- 岡村機械製作 (同)
- 岡本工作機械 (同)
- 小川鐵工 (同)

- 尾崎製作 (同) 小高製作 (同)
- 小原鐵工 (同) 唐津鐵工 (同)
- 河上機械製作 (同) 河端工機製作 (同)
- カンノ鐵工 (同) 汽車製造株式會社 (同)
- 北上機械製作 (同) 北島製作 (同)
- 北村製作 (同) 共年研磨機製作 (同)
- 栗田製作 (同) 黒田範製作 (同)
- 國産機械製作 (同) 國産精機 (同)
- 國産工具 (同) 國産製作 (同)
- 國分鐵工 (同) 小松製作 (同)
- 小柳工作機械製作 (同) 後藤機械工具 (同)
- 齋藤ツキストドリル製作 (同)
- 佐賀製作 (同) 櫻金屬工業 (同)
- 三正製作 (同) 品川精機 (同)
- 篠原機械 (同) 昭和機工社 (同)
- 昭和精機製作 (同) 昌和製作 (同)
- 芝浦工作機械 (同)
- 芝浦マツダ工業特殊合金工具製作 (同)
- 島本鐵工 (同) 清水鐵工 (同)
- 新保製作 (同) 鈴木製作 (同)
- 精機製造株式會社 (同) 精研機製作 (同)
- 關鐵工 (同) 國池製作 (同)
- 大華工具 (同) 大日本時計 (同)
- 大日本兵器 (同) 高橋機械製作 (同)

機械工業

高橋鐵工(同) 高畑製作(同)
 マット工場(同) 瀧澤製作(同)
 田野井製作(同) 玉川鐵工(同)
 中馬鐵工(同) 千葉製作(同)
 塚本商事(同) 津上安宅製作(同)
 都築鐵工(同) 土田製機(同)
 土屋工機製作(同) 鶴奈時計店英工舎(同)
 寺島機製作(同) 東亞鐵工(同)
 東華製作(同) 東光電氣(同)
 東京機製作(同) 東京衛機製作(同)
 東京工具製作(同) 東京工作機製作(同)
 東京精機製作(同) 東京精密工業(同)
 東京ターレット機製作(同)
 東京特殊工業(同) 東京ベア(同)
 東洋機製作(同) 東洋機械工業(同)
 東洋精機(同) 動力研究社(同)
 難波鐵工(同) 長崎製作(同)
 中里精機製作(同) 中村機具製作(同)
 新潟鐵工(同) 日獨機製作(同)
 日産金屬工業(同) 日本光學工業(同)
 日本高周波重工業(同) 日本精工(同)
 日本特殊機製作(同) 日本特殊鋼(同)
 日本ベア製造(同) 布川製作(同)
 野本鐵工(同) 長谷川機製作(同)

濱田精機鐵工(同) 濱井機機具製作(同)
 林機製作(同) 原精機製作(同)
 日立製作(同) 檜山精機製作(同)
 藤井製作(同) 北辰電機製作(同)
 堀機製作(同) 堀製作(同)
 本間工作(同) 前田工作(同)
 牧野商店製作部(同) ミカモ製作(同)
 三喜本鐵工(同) ミクロ製作(同)
 三井工作機(同) 三豐製作(同)
 御法川工場(同) 三菱鋼業(同)
 三菱電機(同) 森田機製作(同)
 山口精機(同) 山越工場(同)
 山崎工作機(同) 山武商會天森製作(同)
 彌瀨和製作(同) 吉池機製作(同)
 吉川製作(同) 理研工業(同)
 理研電機製作(同) 祿々商店(同)
 輪道機製作(同) 石川工作機(同)
 小川鐵工(同) 鋼板工業(同)
 關國精機(同) 東京螺子製作(同)
 中西製作(同) 林鐵工(同)
 日立工作機(同) 保士ヶ谷製作(同)
 丸子製作(同) 横濱機製作(同)
 遠藤工業(同) 小野鐵工(同)
 須藤鐵工(同) 西川商店鐵工部(同)

日本重工業(長岡) 旭精機工業(富山)
 不二鋼材工業(同) 本江機製作(同)
 津田製作(金澤) 各務原精機製作(岐阜)
 岐阜工作機製作(同) 相川鑄造鐵工(同)
 井出鐵工(同) 石田鐵工(同)
 漆州機製作(同) 加藤鐵工(同)
 三協機製作(同) 藤原鐵工(同)
 清水鐵工(同) 城北製作(同)
 靜岡鐵工(同) 住吉鐵工(同)
 須山製作(同) 鈴繁鐵工(同)
 東洋機製作(清水) 日進機製作(同)
 濱名機製作(同) 富士製作(同)
 マルクニ鐵工(同) 山下鐵工(同)
 愛知工機(名古屋) 伊藤機工(同)
 伊藤工場(同) 櫻村鐵工(同)
 大瀧鐵工(同) 岡本工業(同)
 奥村機製作(同) 加藤工業(同)
 加藤鐵工(同) 昭和機(同)
 鈴木製作(同) 武豊鐵工(同)
 田中機製作(名古屋) 大同機製作(同)
 豊岡機製作(同) 豊橋精機(同)
 豊田工機(愛知) 同生工業(名古屋)
 中村機製作(同) 鳴海精機製作(同)
 永田鐵工(同) 半田重工業(同)

110K

平岩鐵工(愛知) 平野製作(名古屋)
 藤田鐵工(同) 豊和重工業(愛知)
 松川鐵工(同) 三田高級機製作(名古屋)
 山田鐵工(同) ワシノ製機(同)
 菊川鐵工(三重) 東洋工業(四日市)
 磯藤鐵工(京都) 京都工作機(同)
 島津製作(同) 森田製作(同)
 旭精工(大阪) 足立鐵工(大阪)
 安積製作(同) 天汁鋼球製作(同)
 石井機製作(同) 井上鐵工(同)
 井上鐵工(布施) 嘉美須屋鐵工(大阪)
 圓札鐵工(同) 大阪機製作(同)
 大阪機鐵工(布施) 大阪機工(大阪)
 大阪工作(同) 大阪重工業(大阪)
 大阪精機湯本鐵工(布施)
 大阪製鎖造機(大阪) 大阪精密工業(同)
 大阪電氣(同) 大阪ビストリング(同)
 大阪若山鐵工(同) 大谷鐵工(同)
 大塚鐵工(同) 大西鐵工(同)
 尾形鐵工(布施) 尾谷機製作(大阪)
 春日機(大阪) 片江製作(大阪)
 川西航空機(布施) 國及鐵工(大阪)
 久保出鐵工(同) 興亞機工業(同)
 光洋機(同) 光洋精工(同)

金剛ベアリング(同) 澤田製作(同)
 昌運工作(大阪) 昭和金屬工業(同)
 十三下リル工具製作(同) 昭和工機(同)
 同精機製作所(同) 同商會機製作(同)
 新興機製作(同) 新宮製作(同)
 住友電工業(同) 石産精工(同)
 攝津製作(同) 大鋼機(同)
 高木鐵工(大阪) 瀧澤鐵工(布施)
 竹内(同) 太嶋製作(同)
 田中鐵工(同) 谷村機製作(同)
 田部鐵工(同) 堤製機(同)
 坪佐鐵工(同) 坪田鐵工(同)
 出来鐵工(同) 電燈鋼業(同)
 東亞精機製作(同) 東洋重工業(同)
 東洋ベアリング(同) 中川機(大阪)
 中西軸受金屬(同) 西林機製作(同)
 同ベアリング製作(同)
 西村兄弟鐵工(布施) 日完工作(堺)
 仁田製作(大阪) 日東機製作(大阪)
 同研機製作(同) 日本工業(同)
 同工具製作(同) 日本ビストン精機(同)
 延原製作(同) 野村製作(同)
 長谷川鐵工(同) 波多野精機(同)
 林寶機(同) 原田金屬工業(同)

日比鐵工(同) 廣瀬鐵工(同)
 福井鐵工(布施) 富士タツ製作(大阪)
 福一商店豊中機工場(豊中)
 富士田鐵工(布施) 富士鐵工(大阪)
 同通安輪具(同) 本城鐵工(同)
 前川製作(同) 前田機製作(同)
 眞木清機製作(同) 牧田金屬製工(大阪)
 増田機製作(同) 同鐵工(大阪)
 松下金屬(同) 松本鑄造鐵工(同)
 箕浦重工業(布施) 山喜精機(大阪)
 吉川機製作(同) 吉川製作(同)
 吉田鐵工(同) 吉松機製作(同)
 淀川機製作(同) 米甲製作(同)
 同鐵工(同) 川西機製作(同)
 木下鐵工(明石) 甲南鋼材工具製作(兵庫)
 神戸製鋼(神戸) 大念寺鐵工(同)
 高橋鐵工(兵庫) 帝國精密工業(神戸)
 東亞金屬工業(同) 東方精機製作(兵庫)
 東和機製作(同) 東和機製作(同)
 内外精機製作(兵庫)
 日本エアプレー(神戸)
 同研機製作(尼ヶ崎) 同製動機(神戸)
 大和鐵工(奈良) 岩橋鐵工(和歌山)
 柴山鐵工(同) 和歌山鐵工(同)

機械工業

110K

東洋工業(鹿島) 日本精機(同)
守安ドリル製作(同) 大同鐵工(徳島)
中島田鐵工(久留米)

△車輛統制會員名

磐城炭礦(東京) 石原鐵工(大阪)
岩崎レール商會(東京) 岩手鐵工(盛岡)
今泉工作(大阪) 發動機製作(同)
橋本鐵工(小樽) 島中工場(東京)
新潟鐵工(同) 日本車輛製造(名古屋)
同輪送機(京都) 同鐵道自動車工業(東京)
同エヤープレキ(神戸)
同機械車輛工業(東京) 同鐵鋼(同)
同信號(同) 同牽引車製造(大阪)
同製鋼(東京) 同鐵鋼(大阪)
東京芝浦電氣(東京) 東京機務工業(同)
東京鐵道機械製作(同)
東洋電機製造(同) 東邦製鋼(名古屋)
合資會社同部鐵工(福岡)
大阪電氣鐵鋼(大阪) 同鐵工(同)
大野製作(門司) 大館製作(秋田)
太田鐵工(東京) 渡邊製作(同)
若松車輛(同) 若津鐵工(福岡)
川崎重工業(神戸) 同車輛(同)

關西鐵工(大阪) 加藤製作(東京)
加藤鐵工(名古屋) 金井工業(東京)
兼重鐵工(尼崎) 横山工業(東京)
吉年可鐵鋼鐵造(大阪)
横河橋梁製作(東京) 吉原鐵工(同)
田中車輛(布施) 高田鐵工(大阪)
大同製鋼(名古屋) 大同信號(東京)
月島電機工作(同) 中山機械(札幌)
中井鐵道鐵工製作(東京) 中井製作(大阪)
中田製作(大阪) 中島製作(同)
永田製作(福岡) 宇部鐵工(宇部)
植木機械製作(大阪) 黒石鐵工(東京)
山本工場(同) 京三製作(横濱)
福島製作(福島) 神戸製鋼(神戸)
小松製作(小松) 小糸製作(東京)
工進精工(同) 幸袋工作(福岡)
近藤鐵工所(大阪) 帝國車輛工業(同)
同電機製作(同) 渥美鐵工(濱松)
安全電機工業(東京) 三藤電機工場(大阪)
櫻井製鋼(名古屋) 酒井工作(東京)
三丁社(同) 汽車製造(同)
木南車輛製造(堺) 岸鐵工(小樽)
北中製作(大阪) 夕張製作(北海道)
三菱重工業(東京) 三菱電機(同)

電氣機器統制會

會員

北都電機製作(札幌) 夕張製作(北海道)
日電電波工業(仙臺) 福島製作(福島)
赤見製作(東京) 東電機製作(同)
安藤電氣(同) 安立電氣(同)
石岡電機(同) 石川芝浦タービン(同)
今泉製作所(同) 磐城炭礦(同)
岩崎通信機(同) 宇賀神電機製作(同)
ウロコ無線電機(同)
荏原電機工業(東京) 遠藤電機(同)
エビス商會製作(同) 大崎電氣工業(同)
小大製作(同) 油電氣(同)
大島電機工業(同) 勝永電機製作(同)
小田電氣(同) 加藤電氣製作(同)
加藤電氣製作(同) 金田電氣(同)
川口電機製作(同) 河津電機製作(同)

汽車製造(同) 絹田電機製作(同)
木村製作(同) 協電舎(同)
共和無線電機製作(同)
久保田無線電機(同) 桑野電機製作(同)
栗山同(同) 京濱電機製作(同)
工業電氣計器(同) 幸田電機製作(同)
國光電機(同) 五福電機工業(同)
齊電舎(同) 澤藤製作(同)
澤藤電機 同 山洋商會特約電機製作(同)
品川製作(同) 芝製作(同)
芝浦マツダ製作(同) 島村電機製作(同)
下村電友社(同) 昭和電機(同)
昭和電機製作(同) 新興製作(同)
鈴木通信機製作(同) 鈴達電機製作(同)
スタンレー電氣(同) 須藤電機製作(同)
精巧舎製作(同) 精電社(同)
整電社製作(同) 大興電機製作(同)
大正電製(同) 泰東電機工業(同)
大東電氣機械製造(同) 高野製作(同)
高梨製作(同) 高見澤電機製作(同)
田能汽機製造(同) 中興電機(同)
チト七電機(同) 千野製作(同)
塚本電機製作(同) 寺田電機製作(同)
電業社原動機製造(同) 電工社(同)

土井電機製作(同) 東京太田電機(同)
東京計器製作(同) 東京工機製作(同)
東京芝浦電氣(同) 東京電機製造(同)
東京電波(同) 東京製器(同)
東京無線電機(同) 東光電氣(同)
東洋計器電機(同) 東洋通信機(同)
東洋電機製造(同) 東洋パブコック(同)
東邦製作(同) 東北振興精機(同)
中島電氣製作(同) 中根電機製作(同)
七歐無線電氣(同) 二井製作(同)
日東電機製作(同) 日本高周波(同)
日本信號(同) 日本蓄電池(同)
日本電氣(同) 日本電 應用製作(同)
日本電波機械 同 日本無線電信電話(同)
長谷川電機製作(同) 原口無線電機(同)
原田製作(同) 日立製作(同)
平田製作(同) 廣澤製作(同)
深川製作(同) 富士航空計器(同)
富士電機工業(同) 古河電氣工業(同)
北辰電機製作(同) 松本電氣製造(同)
水谷電機製作(同) 三菱製作(同)
三菱重工業(同) 三菱電機(同)
美濃製作(同) 明電舎(同)
森幸電機製作(同) 安田製作(同)

八千代電機製作(同) 山田三立社(同)
山田電機(同) 大和無線電機(同)
山中電機(同) 横川電機製作(同)
吉山電機製作(同) 理研真空工業(同)
理研電機製作(同) 理研電機無線(同)
理研電具(同) 鍊光電機工業(同)
磯野通信機(横濱) 京三製作(同)
ケー・エム電機製作所(同) 東京電氣(川崎市)
ナショナル蓄電池(神奈川)
日本光機工業 横濱 日本通信工業(川崎)
日本ビクター蓄音器(横濱)
富士通信機製造(川崎)
富士電機製造(同) 大日時始工作(石川)
愛知電機製作(名古屋)
大竹マグネツト工業(同) 大同製鋼(同)
中央製作(同) 中央電氣工業(同)
中部電機製作(同) 牧田電機製作(同)
井上電機製作(京都) 伊原電機製作(同)
浦谷電機製作(京都) オクダ電機(同)
奥村電機製作(同) 桑山電機製作(同)
島津製作(同) 日新電機(同)
日本電氣計器(同) 日本電池(同)
日本輸送機(同) 宮本電機製作(同)

機械工業

立正電機製作(同) 旭電氣工業(大阪)
藤田工業(同) 伊吹工業(同)
牛尾製作(同) 大阪機工(同)
大阪電氣(大阪) 大阪電機工業(同)
大阪電機製作(同) 大阪電機器(同)
岡島製作(同) 奥谷電器(同)
神内電機(同) 川井電氣(同)
關西電機工業(同) 北中製作(同)
錦水堂(同) 黒崎製作(同)
桑畑電機(同) 小島電機(同)
住友電機(同) 諏訪工業(同)
タイガー電氣(大阪) 泰平電機工具(同)
高田電池(同) 高村電機製作(同)
竹本工業電熱本電機(同)
竹本電機計器製作(同) 立石電機製作(同)
中央電機製作(同) 千代田製作(同)
帝國工業社(同) 寺崎電機製作(同)
電氣計器(同) 電業社(同)
東洋電機(同) 東邦電機(同)
豊岡電機(同) 西島電機製作(大阪)
中北製作(同) 西羅工業所(同)
日本コンデサー(同) 日本蓄電器(同)
日本電機(同) 日本電機製造(同)
日本電子工業(同) 日本電熱器(同)

早川金屬工業(同) 松下電氣工業(同)
松下無線(同) 瑞成機械製作(同)
糸田口電機製作(同) 明治電機製作(同)
湯澤英電池(同) 龍華工業(大阪)
旭電機製作(神戸) 川崎重工業(同)
川西機械製作(同) 神崎電機(尼崎)
共利電氣(神戸) 神戸製鋼(同)
指月製作(西宮) 石産精工(兵庫)
東洋電波(同) 日本電磁(神戸)
日本無線(兵庫) 布引製作(神戸)
廣島電氣製作(廣島) 正興商會(福岡)
住友機械工業(新居濱)
西部電機工業(福岡)
三井鑛山三池製作(大牟田)
安川電機製作(八幡) 上電機製作(佐賀)
南國電機製作(鹿児島)

△産業機器統制 會會員

函館製船具(函館) 函館船渠(同)
藤原鐵工(札幌) 本多鐵工(北海道)
本間鐵工場(函館) 夕張製作(北海道)
岩手鐵工(盛岡) 秋本機械製作(能代)
伊藤貞藏(秋田) 神田鐵工(能代)
田村鐵工場(秋田) 東北重工業(秋田)
山尾敬藏(秋田) 吉田佐市(秋田)
吉田鐵工(同) 東北振興(山形)
發動機(山形) 河田鐵工(平市)
協三工業福島工場(福島) 佐藤鐵工(平)
田邊製作(同) 帝國重工業(同)
東京鐵機(同) 濱津鐵工(郡山)
福島製作(福島) 吉健鐵工所(平)
吉伴製作(同) 小池鐵工(茨城)
宇都宮製作 宇都宮 小島鐵機製作(高崎)
小島鐵工(同) 關東機械製作(川口)
金剛機械製作(同) 田口機械製作(同)
中島製作(同) 永福鐵工(同)
森藤鐵工(同) 會田鐵工(東京)
青木ロール製造 (同) 朝木工業(同)
朝倉製作(同) 廣澤鐵工(同)
若立鐵工(同) あづまポン製作(同)
合資會社アボロ鐵工(同) 安藤鐵工(同)
池貝鐵工(同) 石井鐵工(同)

石川島芝浦タービン(同) 磯村産業(同)
伊藤製作(同) いづみ工業所(同)
合資會社稱垣鐵工(同) 磐城炭礦(同)
井上製作(同) 岩田噴霧塗裝(同)
宇津高鐵工(同) 宇野澤組鐵工(同)
浦賀船渠(同) 江戸川機械工作(同)
荏原製作(同) 多比才組鐵工所(同)
大浦製作(同) 大江工業(同)
岡本鐵工(同) 大倉製作(同)
逢坂工業(同) 大澤プレス製作(同)
大島製作(同) 大谷重工業(同)
大塚工場(同) 大野化學機械(同)
大野製作(同) 大野ポンプ(同)
小野田製作(同) 小原製作(同)
加賀野工作機(同) 葛西プレス鐵工(同)
門田鐵工(同) 金井工業(同)
金子工場(同) 龜戶機械製作(同)
川口製作(同) 川島鐵工(同)
關東製鐵工場(同) 關東鐵工(同)
菊池工業(同) 汽車製造(同)
生成製作(同) 豊島製作(同)
北原プレス(同) 木下商會(同)
木村鐵工(同) 京橋製作(同)
共立機械(同) 能澤機械(同)

黒岩鐵工(同) 詳馬機械製作(同)
小久保製作(同) 兒玉鐵工(同)
小知和重工業(同) 江東工業(同)
後藤鐵工(同) 後藤鐵工(同)
齋藤遠心機工業(同)
齋藤常備鐵工齋藤鐵工(同)
齋藤鐵工(同) 酒井製作(同)
坂井鐵工(同) 藤原製作(同)
サクシヨン瓦斯機關製作(同)
櫻田機械製作(同) 笹川製作(同)
佐藤機械製作(同) 三榮化學機械製作(同)
三榮精機製作(同) 三機工業(同)
三金銀金機械(同) 三平工業(同)
品川鐵工場(同) 芝浦共同工業(同)
芝製作(同) 清水製作(同)
周工社(同) 昭榮機械(同)
昭英舍製作(同) 城東鐵工(同)
城南機械工業(同) 湖南製作(同)
須賀水壓機(同) 杉浦鐵工(同)
鈴木機械製作(同) 鈴木製作(同)
鈴木鐵工(同) 鈴木鐵工(同)
鈴木鐵工(同) 鈴木糧食研究(同)
砂町製作(同) 角鐵工(同)
瀬川鐵工(同) 石産金屬工業(同)

關機械(同) 千駄木機械製作(同)
大行社(同) 大成製作(同)
大東工業(同) 大日本化學機械(同)
大日本機械工業(同) 第一産業(同)
太陽空氣機械(同) 高砂鐵工(同)
竹内鐵工(同) 田尻機械工業(同)
館野鐵工(同) 谷鐵工(同)
田原製作(同) 玉川製作(同)
玉木鐵工(同) 多摩工業(同)
玉造船(同) 玉村式索道(同)
中央冷凍(同) 千代田機械(同)
塚本商事(同) 月島機械(同)
月島製作(同) 堤水壓製作(同)
帝國醫器機(同) 寺澤製作(同)
電業社原動機(同) 東亞空氣機械(同)
東京石川島造船同 東京化學機械製作(同)
東京火工製作(同) 東京空氣工業(同)
東京索道(同) 東京重工業(同)
東京ステンレス化工機(同)
東京鐘作(同) 東京龍野製作(同)
東京鐵工(同) 東京動力機(同)
東京製動機(同) 東京板金工(同)
利根ボイリング(同) 巴組鐵工(同)

機械工業

機械工業

友野鐵工(同) 東洋化工機製作(同)
東洋オートスエレベーター(同)
東洋機械(同) 東洋鋼材(同)
中尾鐵工(同) 中島鐵工(同)
保全客ロール重機(同) 中村製作(同)
名取製作(同) 奈良機械製作(同)
南北工業社(同) 新潟鐵工(同)
日興社(同) 日産化學工業(同)
日東機械工多(同) 日東水壓工業(同)
日東製機(同) 日本遠心機(同)
日本乾機(同) 日本起重機(同)
日本鋼管(同) 日本興泉探鐵(同)
日本真空精機(同) 日本英留工業(同)
日本ステンレス(同) 日本水産(同)
日本精機(同) 日本製鋼(同)
日本鍛造機(同) 日本鑄造(同)
日本燃機(同) 日本不銹鋼工作(同)
日本ベークライト(同) 濱田工場(同)
日本理化工業(同) 早川鐵工(同)
半田ポンプ製作(同) 日立製作(同)
深川鐵工(同) 藤田製作(同)
富士鐵工(同) 藤井鐵工(同)
藤木鐵工(同) 古河鑄業(同)
北條鐵工(同) 法軍鐵工(同)

前川製作(同) 前田鐵工(同)
前畑製作(同) 増島工作(同)
樹田商會製作(同) 増野製作(同)
松浦高峽機(同) 丸善鐵工(同)
丸機工業(同) 丸二製作(同)
丸鐵工(同) 三澤鐵工(同)
三井鑄山(同) 三澤鐵工(同)
南千住製作(同) 御法川工場(同)
三菱化學工業(同) 三菱重工(同)
三菱電機(同) 宮地鐵工(同)
宮原機(同) 牟田鐵工(同)
名機製作(同) 山越工場(同)
山崎鐵工(同) 山木鐵工(同)
山本輪送機(同) ヤマト試験機製作(同)
山本粉砕機(同) 吉池機製作(同)
芳澤化學工業(同) 理研空氣機(同)
理研工業(同) 理研製機(同)
理研電機製作(同) 六王製作(同)
若松製部製作(同) 海邊製鋼(同)
朝木工業(横濱) 荻分鐵工(川崎)
飯野機(同) 川崎鐵工(川崎)
川添鐵工(横濱) 關東特殊鋼(藤澤)
京濱機(横濱) 倉田工業(同)
昭和電工(川崎) 櫻岡鐵工(横濱)

東洋内燃機(同) 東洋バブコック(横濱)
直喜鑄鐵工(川崎) 日本鍊鋼(藤澤)
長谷川製作(横濱) 林鐵工(同)
福西製作(川崎) 富士電機製作(同)
法專鐵工(横濱) 大原鐵工(長岡)
西川商店(柏崎) 西山鐵工鑄造(新潟)
田邊鐵工(同) 土屋鑄造(同)
中島製作(同) 新津製作(同)
日本機械製作(長岡) 日本重工業(同)
北越工業(同) 佐賀造船鐵工(富山)
佐藤工業(同) 長柄鑄造鐵工(同)
百谷鐵工(富山) 小松製作(小松)
大同工業(石川) 日本チヤムピオン(金澤)
羽生田鐵工(長野) 滿留安機工業(同)
伊藤鐵工(清水) 鈴與機製作(同)
山本製作(沼津) 飯田商會(名古屋)
伊藤ポンプ製作(同)
エフ・ケイ栗田製岩機(同)
大平製作(同) 川本第一工作(同)
金城工業(同) 金城製岩機製作(同)
佐々木工作(同) 三龍社(岡崎)
新製岩機製作(名古屋) 神野製作(同)
寺本製作(同) 日本碍子(同)
日本特殊陶業(同) 松井鐵工(宇治山田)

藤田製作(滋賀) 菊水製作(京都)
京都機(同) 京阪機工(同)
壽重工業(同) 島津製作(同)
青木製作(大阪) 秋脩プレス製作(同)
朝日化學機製作(同) 朝日機製作(同)
旭工機製作(同) 朝日工業(同)
旭鐵工(同) 安治川亞鉛鐵工(同)
天野商店(同) 新井製作(同)
安土安道(同) 池製作(同)
池内鐵工(同) 石原兄弟製作(同)
泉尾鐵工(同) 井上金屬(同)
今泉工作(同) 植田機製作(同)
植田鐵工(同) 牛尾製作(同)
梅田製鋼(同) 瓜生製作(同)
江崎鐵工(同) 榎本鑄造鐵工(同)
榎本鐵工(同) 岡崎製作(同)
岡本工作(同) 大阪機製作(同)
大阪機(同) 大阪金屬工業(同)
大阪共働製作(同) 大阪製鋼(同)
大阪製鑄造機(同) 大阪送風機製作(同)
大阪高尾鐵工(同) 大阪脫水機製作(同)
大阪鐵工(同) 大阪燃機工業(同)
大阪鍛金機製作(同)

大阪プレス製作(同) ラサメ硫酸工業(同)
小野鐵工(同) 大原ポンプ製作(同)
加地鐵工(堺市) 勝山鐵工鑄造(大阪)
金子鑄鋼(同) 川井鐵工(同)
木本鐵工(同) 共同機製作(同)
楠田鐵工(同) 楠木機製作(同)
久保田鐵工(同) 熊本機製作(同)
栗田機製作(同) 栗本鐵工(同)
くろがわ工作(同) 黒川工業(同)
黒田金床製造(同) 興亞工業(同)
國齊機(同) 國光製鋼業(同)
近藤鐵工(同) 齊藤鐵工(同)
佐野鐵工(同) 酒井鐵工(同)
坂口機製作(同) 坂出保之助商店(同)
颯波鐵工(同) 三黃機製作(同)
山陽鐵工(同) 四宮鐵工(同)
島シヤリング機製作(同)
昭和起重機製作(同) 住田送風機(大阪)
神藤ポンプ製作(吹田) 第一鐵工(同)
住友金屬工業(同) 大洋鑄機(大阪)
大日本セルロイド(堺市)
高木鐵工(同) 高瀬鐵工(同)
高田鐵工(同) 瀧頭鐵工(同)
竹口鐵工(同) 田中機製作(同)

田邊空氣機製作(同) 谷山鐵工(同)
田村機(同) 千代田製作(同)
仰機工業(同) 梅本チエン製作(同)
津守鐵構工場(同) 帝國機(同)
帝國鑄鋼(同) 出坂鐵工(同)
東亞鐵工(同) 東邦製作(同)
特機製作(同) 德永硝子(同)
東洋機製作(同) 東洋工作(同)
東洋重工業(同) 東洋チエン製作(同)
東洋鐵工(同) 東洋鑄造(同)
西島製作(同) 中山製作(同)
中山工業(同) 中山製鋼(同)
浪津機(同) 浪津鐵工(同)
日本化學機(同) 日本化學機(同)
日本橋梁(同) 日本鍛工(大阪)
日本鐵工(同) 日本プレス(同)
日本モーターホキスト(同)
野江工業(同) 野中鐵工(同)
野間鐵工(同) 野依機製作(同)
則武鐵工(同) 長谷川製作(同)
長谷川鐵工(同) 長谷川鐵工(同)
長谷川ポンプ工業(同) 羽路鐵工(同)
長谷部機製作(同) 發動機製作(同)
濱田送風機(同) 東田製作(同)

機械工業

機械工業

平川鐵工(同) 平野ポンプ製造(同)
 藤永田造船(同) 藤村機械製造(同)
 藤原鐵工(同) 成辰工業(同)
 前田化學機械(同) 増田機械(同)
 増成動力工業(同) 松下電器(大阪)
 松田唧筒(同) 松原鐵工(同)
 松村工作(同) マルミ鐵工(同)
 三國鐵工(同) 南鐵工(同)
 三宅機械(同) 宮崎鐵工(同)
 宮下脫水機(同) 村上製作(同)
 村川製作(同) 村山機械製作(同)
 明治商會(同) 森田工作(同)
 森鐵工(同) 森鐵工(同)
 藤田機械製作(同) 山川プレス製作(同)
 山科鐵工(同) 山根製作(同)
 山本水壓工業 同大和鋼機株式會社(同)
 大和軍機鋼機株式會社 同 澁川製鋼(同)
 吉田商工部(同) 澁川ポンプ製作(同)
 渡邊製作(同) 尼崎工作(尼崎)
 粟村製作(同) 梶鐵造所(加路)
 川崎重工株式會社(神戸)
 川西機械製作(神戸)
 川西機械製作(神戸)
 合名會社倉本鐵工(同) 工業社(尼崎)

神戸鐵工(神戸) 神戸製鋼(同)
 坂本鐵工(同) 高梨機械製作(尼崎)
 高尾鐵工(神戸) 合名會社谷鐵工(同)
 田能鐵工株式會社(尼崎)
 中央鐵工(同)
 東亞金屬工業株式會社(神戸)
 東邦輸送機株式會社(尼崎)
 中田正鐵工(神戸) 永安兄弟鐵工(同)
 日本鋼造機械株式會社(兵庫)
 布引製作(同) 阪神鐵工(神戸)
 藤原鐵工(同) 兵神製作所(同)
 逸見鐵工(同) 牧製作所(兵庫)
 山岡内燃機株式會社(尼崎)
 米子鐵工(米子) 佐藤商會(島根)
 糸島鐵工(岡山) 岩下鐵工(同)
 金光電機工場(同) 近藤製作(同)
 佐藤器具製作(同) 進和內燃機工業(同)
 津田製作(同) 常定工作(同)
 土肥工業(同) 馬場工作(同)
 松本製作(同) 吉田發動機製作(同)
 東洋工業株式會社(廣島) 中鐵工(尾道)
 糸井川工務(徳山) 宇部鐵工(宇部)
 小野田鐵工(小野田) 幸商會(徳山)
 山陽化學機械株式會社(宇部)

照内鐵工(防府) 西村鐵工(宇部)
 長谷川鐵工(同) 日比野製機(小野田)
 深井鐵工(徳山)
 藤村機械製機株式會社(山口)
 村上鐵工(宇部) 山田鐵工(同)
 吉柳鐵工(同) 野田興農商會(同)
 住友機械工業株式會社(新居濱)
 村上工作(同) 旭製鋼(久留米)
 藤野鐵工(門司) 安部鐵工(大牟田)
 荒尾鐵工(小倉) 壹岐尾鐵工(戸畑)
 石井製作(同) 今村製作(若松)
 井本鐵工(戸畑) 岩本鐵工(直方)
 入江鐵工(八幡) 大田鐵工(直方)
 大谷鐵工所(同) 大塚鐵工(同)
 小野原鐵工(同) 大森鐵工(同)
 香月製作(同) 折野鐵工(同)
 川島鐵工(小倉) 川島鐵工(福岡)
 國産製機(直方) 隈井鐵工(同)
 桑川工作(同) 古賀鐵工(福岡)
 小林鐵工(飯塚) 幸袋工作(福岡)
 城水組鐵工(若松) 新入鐵工(直方)
 末次鐵工(福岡) 西部電機工業(同)
 鯛生産業(同) 大正鐵工(門司)
 大同鐵工(直方) 高瀬鐵工(同)

高宮鐵工(同) 高谷鐵工(戸畑)
 多々良製作(福岡) 筑豊鐵工(直方)
 東洋空機製作(福岡) 直方鐵工(同)
 直方機械製作(直方) 日本鋼業(福岡)
 永田製作(若松)
 田川野田鐵工(同)
 濱地商店濱地製作(八幡) 東鐵工(直方)
 飛鷹鐵工造船(若松)
 廣渡特殊合金鑄物(福岡)
 日之出鐵工(直方) 福島鐵工(直方)
 福田鐵工(同) 藤井鐵工(小倉)
 船越鐵工(同) 平安鐵工(直方)
 松下鐵工(小倉) ミネヂ工作(同)
 山口鐵工(直方) 立正製作(福岡)
 若津鐵工(同) 渡邊製機(直方)
 石丸鐵工(佐賀) 黒木鐵工(同)
 眞崎鐵工(同) 横尾勘六(同)
 峰元鐵工(山内)

機械工業

化學工業

化學行政の進展

化學工業行政が其の體系を與へられたのは昭和十四年の商工省官制改革による化學局の新設を以て始まる。それまで化學工業は、商工省工務局の一課、化學工業課に於て其の行政的措置を受けてゐたに過ぎない。嚴密に云へば此の一課のみによつて総合的、全般的な化學行政が行はれてゐたのではなく、重要産業統制法に基く指定産業中の化學工業は、統制局の指導監督を受け、又化學工業中門局的重要性のあるものは臨時物資調整局によつて其の需給方面を統制されてゐた。斯く化學工業は三つの擔當局に於て、それ／＼異つた目的のもとに指導監督を受けてゐたが、事變の進展、國際情勢の變化、國內經濟統制強化の必要性等との諸原因は分裂してゐる化學工業

行政をして二元的に統括し、総合的、計畫的な統制行政の遂行を必須ならしむるに至つたので、これ等三局中にそれ／＼分掌されてゐた化學工業を一局に集中し専門的、総合的に指導、監督する目的を以て商工省機構の戰時産業統制の中核機關的改革に際し、化學局を新設、無機、有機、合成の三課に分掌せしめることとなつた。化學工業行政の體系化は此處に其の緒を發したのである。この三課は化學工業の學術的分類に従つて、其の主管理行政を掌つてはゐるものの、そのみを以てしては必ずしも化學行政の體系化とは云ひ得ない。無機、有機、合成の三課が、それ／＼主管化學工業を独自の見地より連絡なしに統制したのでは、此の三課を以て一局を組織してゐると云ふに止まり、何のために化學局を新設し三課を分掌せしむるに至つたか、其の眞意をおはふ難なしとしない。今日の化學行政は事

實斯の如き底のものである。これを更に全經濟の擴大された領域より展望すると、其の分裂性綜合性は至る處に其の矛盾、撞着を露呈してゐる。所謂新體制確立要綱の決定新經濟統制模式としての各産業別統制會の結成等は、斯る綜合性を排除せる經濟統制をして、全經濟は視野に立つた総合的、より統一的規模に於ける統制たらしめんとする企圖に外ならないであらう。化學工業に於ける新統制方式の採用は、爾餘産業のそれと關聯的、平行的に考究され、既に十五年八月以來商工省總務局、及び化學局に於て具體案が研究され、その法的基礎をなす法案すら起草されてゐたが、周知の如き事情のもとにその議案提出は取止めとなつた。當時當局の考案した化學工業部門の新統制機構は、化學工業を四つの統制會に再組織し、それを十五の専門部會に分轄、更に各部會を合計約四十の分科會に細分化せんとするものである。即ち組織大綱次の如し

- ▲有機化學統制會
- (一) 皮革 (二) ゴム (三) 油脂 (四) 染料
- ▲無機化學統制會

- (一) 無機藥品 (二) 曹達 (三) 酸 (四) 肥料
- ▲窯業統制會
- (一) 硝子 (二) セメント (三) 耐火煉瓦
- ▲合成化學統制會
- (一) 有機合成 (二) タール (三) 染料 (四) ガス

然し化學工業は必ずしも商工省のみの專管ではなく、農林省、厚生省、專賣局にまたがるものであり、その内農林省關係の肥料及び油脂工業が統制會組織に際し其の折衝に最も困難を豫想されてゐた。商工省では産業團體統制法の議會提出取止め決定後、これに代るものとして總動員法の改正を議會に提出、其の通過を見るに及んで、改正總動員法にもつづいて團體法類似の勅令制定方針を確定、其の準備を進めてゐたが、種々の迂餘曲折を経て遂に九月一日勅令産業團體令の公布を見るに至つた。化學工業の統制會組織は、セメント部門に遑早く着手、鐵鋼統制會(法的根據を持たざる第一次統制會)の結成に相次ぎ本年初春創立總會舉行の段取であつたが、これが法的根據をなす團體令公布期の見送しつかざ

化學工業

るため一時無期延期となつた。セメントを除く爾餘化學工業統制會組織方式に就ては其後一應白紙に還元し化學局に於て更に慎重對策を進めることになつた。一方民間經濟團體に於ても例へば中央物價協力會議、工業組合中央統制協議會、重要産業團體協議會等がそれぞれ化學工業統制會組織要綱草案を制作、商工省に建議する等、漸く此の問題をめぐる事態は活発化し來つた。商工省當局では民間側の種々なる提案等も参照しつつ一應原案を脱稿したが、果然農林省より肥料部内を化學統制會に包含せしむること、油脂統制會の原油部門の措置に就き猛烈なる反對意見が提出され、これ等が折角脱稿した團體令の公布を遅延せしむる原因の一とはなつた。化學工業部内統制會組織の商工省原案は次の如きものである

- △窯業統制會(セメント)
 - △ゴム工業統制會
 - △皮革工業統制會
 - △油脂工業統制會
 - △化學製品統制會
- 然して化學製品統制會には左記の六専門部を設置する

- 一、曹達部會(鹽化物、曹達各分科會)
 - 二、カーバイド部會(カーバイド、石灰窒素各分科會)
 - 三、タール分溜物部會(染料、中間物各分科會)
 - 四、硫酸、過硫酸各分科會)
 - 五、アンモニア部會(アンモニア、硫酸、硝酸各分科會)
 - 六、有機合成部會(溶劑、合成品各分科會)
- 十月十四日の定例閣議に於て、政府は統制會組織に關する申合せを行ひ各省(所管争ひに一應の結末をつけ、次で二十八日新内閣は統制會組織産業の第一次指定を鐵鋼、石灰、原動機、電氣機、精密機、鐵道車輛、自動車、セメント、非鐵金屬、鑛産、貿易、造船の十二部門に限定する旨發表した

化學工業の消長

政府の化學行政が前記の如き經濟を経て益其の統制力を擴大強化せんとする傾向にある時、其の對象をなす各化學工業の消長は如何と見るに、これを一言で云へばかつてなき苦難の一ヶ年であつたと評し得る。製品價格の公定、原材料及び包装品の配給統制、原材料

の配給統制が將來する生産統制等は自由經濟の經驗より斷ずると絶へられない業界の苦痛であつたが、これ等の統制強化にまして業界を不安に陥入れたのは原材料の入手不足による操業率の低下であつた、事變の長期化に隨ひ第三期依存物資の入手は漸次減少、そのための配給統制ではあつたが、歐洲戰爭の擴大、第三國の資金凍結令發効によつて輸入物資は殆ど手當困となり僅に輸入在庫品の消費節約、圓プロツクの開拓案によつて當面の窮狀を打開せんと試みたが、一方國內自給原材料も、輸送力の不足等に災されて、數日、時日共に、豫定の如く容易に入手せず、これ等の諸原因は生産力を著しく低下せしむるに至つた、問題はそれのみに止まらなかつた、事變の長期化、國際情勢の不安は、國內産業組織の再編成を強制し、民需産業の縮小、時局産業の擴大、時局産業中に於ても高効率優秀企業への重點的生産集中、弱少中小企業及び民需産業の整備等が時代的要請となり、化學工業中に於ても比較的中小企業が多くを占めるゴム加工業、皮革工業、ガラス器具、珪瑯磁器、陶磁器、石鹼製造等は眞先に企業整備の目標となつて、それ／＼企業整備要綱を決

定目下鋭意其の準備中である、比較的大企業部門に於ては事情は多少異なるが、セメントが適早く整備の對象となつて、當局の強制的合同方針に則り合併、被合併會社間で其の條件に就き且體的折衝中である、以下簡単に主要化學工業過去一ヶ年間に於ける消長に就き一瞥する

▲無機化學工業

A. 硫酸 化學工業は、酸とアルカリに其の源を發すとさへ謂はれてゐる、其の化學工業發展の母體の一たる硫酸工業は他の化學工業に比し一穩な一ヶ年であつた、事變以來多くの工業界が主として輸入原材料の點で發展を阻まれてゐるに對し我硫酸界は其の原礦石、硫化鐵礦自給自足の強味が幸に製品の需給を混亂せしめず推して來た、もつとも我國硫化鐵供給の七十%を占める松尾山及ひ關西地方最大の硫化鐵供給者榎原山の落盤により一時は硫酸需給逼迫の聲を耳にし硫酸最大の消費部門硫酸アンモニアは生産排退氣味さへ見せたが、其後此れ等二大鑛山の復舊により礦石供給量が落盤前より寧ろ増加したること、副産硫酸の漸増傾向、硫酸消費二大部門の一である過燐酸肥料界が輸入燐礦

石の手當難による硫酸消費量の減少、海外市場封鎖の惡影響により生産機を來した人絹工業の硫酸消費削減等により硫酸界は他の化學工業界とは異なる反對に生産過剩氣味さへ感ぜられるに至つた、業界に於ては自發的に硫酸技術の向上、需給調節を目して、全業者を網羅する硫酸協議會を設立、來るべき業界統制に何等かの爲す處あらんとしたが、原料硫化鐵は商工省用途別の割當によつて全鑛山が配給統制を行ひ、硫酸自體の配給統制に就ては、商工當局が具體的的意思表示を行はず、其の意圖不明等のため何等積極的動きは見られなかつた

B. 曹達 別項曹達工業編に於て詳述せし如くであるが、要約すると、原料鹽の手當難により特にアンモニア法曹達の影響は言語に絶するものがある、九州曹達、日産化學小野田工場の二工場は遂に操業を中止、十五年春以來操業を廢止せる川南工業と合せ了法七社の内三社が休轉、旭、徳山、東洋曹達、宇部曹達の四社が各々公稱能力二分の一以下の低操業を維持、旭を初め曹達専門の三社は極度の採算難に苦しんでゐる、斯る業界混亂を惹起した原因は原料鹽の手當難であつて、

一、遠海鹽の輸入杜絶、二、船腹不足による近海鹽搬送不如意が原料鹽手當難の原因をなしてゐるが、假に近海鹽搬送船腹が今日より比較的餘裕ありとしても、現在に於ける近海鹽田の產鹽状態よりして多く期待出來ない、電解曹達工業に於ても鹽の手當不安は同じことながら、其處に自らアンモニア法とは異なる事情がある、今日の電解曹達は、曹達工業と云ふより、鹽素工業としての性格が強調される、現在の鹽素發生と其の利用能力が、戰時に於ける鹽化物の需用を超過せざる限り乏しき内にも原料鹽の供給は、電解曹達に或一定量の基礎量確保するであらう、曹達工業自體の觀點より論ずると原料鹽の入手機は斯界をして著しく衰微せしめたこととなるが隨つて曹達製品特に曹達灰、苛性曹達の國內需給を見ると、これ等の製品を必要とする工業界は、其の他の原材料配給機、輸出品市場の閉鎖等に災されて其の需量は相當減少を來してゐる、曹達製品需給から判斷すると、現在の曹達工業操業率は稍均衡を得てゐるものと評し得よう

C. アンモニア合成アンモニア製

品としては硫酸、硝酸、液體アンモニア等が代表的なものとして擧げられる、これらの事業は硫酸工業として理解され總て硫酸工場より生産されてゐる、事實合成アンモニア製品としては硫酸の生産量が第一位を占め硝酸がこれに次いでゐる、もつとも硫酸工場全部が硝酸を生産してゐるのではなく、副産を除いて十六確安會社中七社が硝酸を生産してゐるに過ぎない、周知の如く硝酸には生産命令が發動され、其の補修、擴張資材も優先的に配給されてゐる、硫酸工業は第一次生産擴充産業に指定され、十七年春を以て朝日化學第二期工事、東洋高壓砂川工場、宇部油化廠第二期工事の施設、擴張が相次いで竣工する確安工場等の新設、擴張による軍需第一主産物の處、國際情勢の變化による軍需第一主義物計畫のため、擴張資材の割當削減を蒙り朝日化學第二期工事は中止、宇部油化廠安工場は約三割方計畫を縮小、東洋高壓砂川工場のみが豫定計畫の如く進捗せしめられることと計畫改訂の餘儀なきに至り、然も竣工期は約一ヶ年遅延が見込まれた、硫酸の生産量は、生産助成金、電力料補助金等の交附金制度及び資材の優先配給によつて好調を保つてゐるが、輸送機關の逼迫化につれ、石炭、硫

化鐵の配給にも意外の障害が豫想され樂觀を許さざる事情にある、永らく停止價格に居置かれてゐる硝酸、硫酸、液體アンモニア等にも公定價格を設定すべく傾來準備中なので十六年末頃には正式に決定するものと考へられる

D. セメント 詳細は別稿セメント編記述の如くであるが概括すると、一路産産コリスを進展してゐると稱し得る、セメント生産擴充の基礎的資材であるばかりか、軍需的にも必須原材料であり、其の需要は膨大なものがある、セメント産業は平和産業であるとの觀念を一掃十五年秋以來當局は鋭意増産對策に腐心し來つたが、反對の結果を生じ所期の成果を擧げ得なかつた、即ちクラフト紙の輸送不調によるセメント容器紙袋の配給不足は、セメントの生産を阻害、或は又輸送船不足はセメントの出荷不調を起し、等セメント産業直接の原因からではなく他産業の影響によつて其の生産概況は著しい制約を受けた、其の最も顯著な例はセメント企業の整備である、商工省化學局では八月上旬以來各セメント會社首腦部を招致個別的に當局の企業整備方針を説明、その實行を強制すると共

に更に八月二十二日セメント工業組合會議室に本社協議會を招集、永田化學局長より重ねて當局の方針を全般的に説明、善處方を要望した、當局の企業整備方針は、全國のセメント企業二十四社、四十五工場を、秩父、磐城、小野田、淺野、窯業、宇部の六プロダクと副産二社、三井鑛山の合計九社に統合整備せんとするもので、最初の案は氏の最後案とは多少異なる點も一、三あつたが窮極な前記の案

に決着を見た、かくの如き斯業開始以來未曾有の大變革を齎した原因は結局所要石炭の配當減と、入手不同滑見透しである、所謂セメント産業の遊休設備なるものは十五年夏の能力調査と増産對策によつて、それら移動轉用が決定し、其の限りで遊休設備は一應掃蕩がつけられたと見るべきであつた、即ち各社別遊休設備の移轉、轉用は次の如くである

賣却移轉社	購入轉用社	用途	備考
淺野セメント土佐工場一基	日滿アルミ	アルミナイリヤ	轉用貸借
同 同 門司工場 五基	大同製鋼	海綿鐵	轉用貸借
同 同 大阪工場 一基	滿洲特殊鐵鋼	海綿鐵、フェロ、ワナジウム	賣却、移轉
同 同 尼崎工場 一基	同	同	同
同 同 八代工場 一基	同	同	同
同 同 淺野セメント佐田工場二基	日本高爐セメント	高爐セメント	移駐
土佐工場 一基	朝鮮淺野セメント	セメント	移駐
北海道工場 一基	臺灣淺野セメント	同	同
同	日鐵輪西工場	煉結用	賣却
豐岡セメント門司工場四基	大同製鋼	海綿鐵	貸借
同 同 佐賀工場 一基	大江山ニッケル	含ニッケルルツベ	賣却の豫定も後交渉不調
小野田津久見工場 一基	同	同	同
同 同 德浦工場 一基	滿洲小野田	セメント	移駐

十五年九月末現在に於ける回轉數は二九本(淺野東京工場を含む)であつて其の内約三十三本が移轉、若しくは轉用によつて、セメント生産より遊離し殘餘の九十六本がセメント生産に動員されることとなつた、勿論九十六本全部が同時運轉可能なのではなく、其のためには修理を必要とするもの、豫備等もあつて、其の八十%、或は七十五%が直ちに運轉可能々力と數へられるものである、然るに十六年下期の石炭割當は、輸送船不足のため石炭のプロダク別輸送が計畫され、石炭産地に遠距離のセメント工場は石炭割當減額の餘額なきに立至り此處に前記の如き企業整備が胆上に乗せられたのである、斯くて企業統合整備の方針は、石炭減による企業の必然的閉鎖より起る業界の混亂を未然に防止するため

- 一、企業體を強固なるものたらしめる方策として、單獨工場經營體を可及的多數工場經營體に統合すること
- 二、合併、被合併工場の組合は、石炭割當減により休轉を豫想されるものを、運轉可能工場に結付、一種の損失プールを計ること

をアイチアールとして前記の如き各會社の具體的統合案が考究されるに至つたのである

同 朝鮮小野田
一基
日本石綿盤 一基
吉林人造石油
宇部セメント 一基
滿洲特殊鐵鋼
七尾セメント 一基

同 移駐賃借
同 賣却
同 賣却
同 賣却

同 德永板硝子の三社であつたが十六年春日本板硝子は德永板硝子を吸収合併し、現在ではこれに旭硝子を加へ都合二社であつて、硝子工業が問題となるのは此の板硝子部門ではなく硝子器具工業である、我國の硝子工業界は典型的な中小企業であつて自動製機機械を有する大企業は日本硝子、德永製機、山村製機、島田硝子、キリンビールの五社に過ぎない、然して硝子工業は生産品の大部分を輸出することによつて其の繁榮を齎らされてゐた、政府に於ては第三國貿易の振興政策として、輸出振興會社を創立すると共に、重要輸出品別の買取會社をも設立したが其の一として硝子製品買取會社をも新設し、輸向品の一手買取を行はしめることとしたが一方曹達灰、石炭、光明丹、コバルト、等原材料の配給は漸次減配せしめられ、曹達灰の如きは一ヶ月約六千噸を配給されてゐたものが、四千噸以下に削減を蒙つた、斯る原材料の入手難に當面して商工省當局では硝子製品の計畫生産を確

企業整備方針後生じた第二次遊休設備の處分方法として次の如きものが實行され、或は實行されんとしてゐる
德山曹達一基、アルミナクリンカーに轉用(未決定) 東洋商業界工場一基、東北亜鉛製鍊に賣却(目下取中)
淺野セメント糸崎工場一基、アルミナクリンカー轉用(未決定) 同尼崎工場一基アルミナクリンカー轉用(未決定) 然しながら國際情勢の變化は更に船舶不足を豫想せしめるものがあり其の結果更に石炭輸送の困難は加重しセメント工場は全面的に操業縮減の餘儀なき窮地に陥入るものとして、當局に於ても其の善後策を考慮中なので、下期對當石炭の削減が具體化すれば、これにより生ずる遊休設備の處置が新なる問題として取上げられることになるであらう

硝子工業

我國の板硝子工業は、旭硝子、日本板硝子、

子工業組合聯合會に命じ、工聯では機關、アンプル、電球、浮玉等品種別計畫生産委員會を擧げ其の基礎的調査に着手したが、未だ其の調査の完了を見ざる内に、時に石炭の割當は極度の制限を蒙り、近き將來斯業に供給可能な原材料の量を考慮に入れると、企業整備は必然と見られるに至つたので、遂に當局は硝子工業整備要綱を決定、工聯をして其の具體化に着手せしめることとした、當局の調査によると中小硝子業者の操業率は約六十%で、大企業は五十%のことである

有機化學工業

ゴム工業 斯業に就ても詳細は別稿ゴム工業編に譲ることとして其の概略を記述すると、十五年以來の懸案である企業整備準備の一ヶ年であつたと云ひ得るであらう、ゴム企業の整備要綱が當局により決定發表されたのは十六年一月初旬であるが、其後ゴム産業刷新協議會及びゴム工聯企業整備中央委員會等の手元に於て企業整備の具體的實施細目を研究討議の結果大體現在約一千三百のゴム工業企業を約三百に整備縮小すべき原案を

化學工業

作製したが、本稿終了迄には正式決定を見なかつた、整理の主要工業組合別確定數字左の如し

組合名	現在數	整備後存置數
東部工組	二四三名	八〇
東京製品工組	四二七	五四
大阪工組	二七四	八一
兵庫工組	一九六	九〇

周知の如く我國のゴム工業は其の原料である生ゴムを蘭印、馬來、タイ、佛印等の南方諸國に仰いでゐるが、第三國の對日經濟壓迫は生ゴムの供給にも其の魔手を延ばし生ゴム對日輸出量を、十四年度輸出實績の三分の二と決定、十五年度後半期に於て、既に十五年度の輸出實績は十五年度割當許容量に達せるを理由として十六年初既契約分の現期輸出をも禁止、ために日佛印經濟協定が成立するまで、英米系よりの生ゴム輸入は極めて困難化するに至つたが、米及び英、蘭の對日資金凍結令發動によつて遂に貿易は中絶してしまつた、生ゴムは勿論、屑ゴムも第三國よりの輸入は皆無となり、佛印及びタイよりの輸入に全力を傾注することとなつたが、量的には佛印生産の生ゴムを以て十二分に我が必要を

満し得るも質的には多少の低下を免れないので、これが技術的處理の向上が今後我がゴム業界に大きな課題となつて残されるであらう。ゴム製品の配給統制は漸次軌道に窺まり指定産業（生機産業及びこれに準ずるもの）向製品には優先的配給が行はれることとなつてゐるが、本年十一月より一般産業に對するゴムベルトに就ても配給の途を付け別達のゴムベルト配給統制要綱を決定した、ゴム工聯傘下以外の再生ゴム工聯、ゴム利用製品工聯會、加盟工業者の整備も其の具體策かその機關に於て考案中なので日ならずして決定を見ることとならう。

皮革工業

斯業もゴムと同様整備の對象となり、皮革工聯を形成してゐる大企業八社を除く單獨工業組合加盟業者を整理の對象とし、原料的には工業組合を以て單位とする有限會社の設立を決定、其の結果八百餘の製革業者は約三十の新設會社内に吸収、合併せしめられることになつた、一方製品の配給状況を見るに毎月皮革統制會社は民需向革の用途別、品種別配給計畫を樹て商工大臣宛販賣許可申請書を提出してゐるが其の

月別總額は大體百萬圓程度である、然し内地生皮の生産減、時需向、及び輸入原皮の減少により屢次民需向革の配給も減少することとなるであらう、原皮行政は商工省より農林省に移管されたが、懸案の東京原系、大阪原皮の内河原皮統制會社及び日本原皮輸入、日本原皮移入の兩會社、即ち原皮界の統制四會社合同も實現し日本原皮統制會社の創立となつた。

油脂工業

原料油の運給状態に鑑み油脂工業の統制を決定した商工省では先づ油脂類の販賣カルテルである既存の硬化油販賣會社及びグリセリン販賣會社の合理化に着眼、兩社首腦部並に右主要製油業者に對し當局の意向を協議、差處方を要望したが同業者の意見は容易に一致せず結局當局一任となつたので、本年二月二日前記兩販賣會社西當務取締役及び旭電化機部事務取締役を商工省に招致次の如き方針を示達した。

一、油脂統制の事務的見地よりすれば兩販賣會社の合併を理想とするが現在に於ける業者間の意向を徴するに此の際急務なる合併の實行は配給統制を不圓滑ならしむる恐れ

なしとしないので、暫定的措置として現行兩販賣會社を併存せしめる。

二、然しこれはあく迄暫定的措置であつて將來油脂の統制規則が公布された時は、其の施行過程に於て兩社の合併に努力すべきものとす。

三、省令制定に際しては當面兩會社をそれぞれの中樞的配給統制機關に指定する意向なるにより現行會社と統制機關に適合せしめめるべく改正強化すること。

其の結果兩會社はそれぞれ資本を増額し、社名を何れも日本硬化油統制株式會社、日本グリセリン統制株式會社と改稱した。五月二十日商工省では準備中の硬化油等配給統制規則を公布六月一日より施行、硬化油、硬化蠟、脂肪酸、グリセリン水（石鹼廢液を含む）粗製グリセリン、精製グリセリンの六製品に對し配給統制を實施することになつた。商工省では産業再編成の方針により油脂關係産業を網羅する油脂統制會社の設立を圖其の事務的準備を開始したが現在の行政機構が、油脂工業は農林省、油脂加工工業は商工省の所管となつてゐるため、單一油脂統制團體で設立を事實上困難な事情にあり、所管事項の調整を

化學工業

廻つて兩省間の意見は對立、問題は企業院の裁定をまつこととなつたが、本稿執筆中には何等の曙光も見えなかつた。

油脂加工業としては硬化油、石鹼、人造バター、蠟燭工業等があるが當局では、原資材の入手難に直面して、全硬化油の五十%を消費する石鹼製造業の企業整備方針を決定、十月三日整備要綱を發表した、該要綱が指示する適正企業單位は左の如きものである。

- (一) 化粧石鹼六百噸以上（年産）
 - (二) 洗滌用一千噸
 - (三) 粉末同二百噸
 - (四) 工業用同六百噸
 - (五) 油落同六百噸
 - (六) 加量同五百噸
- 企業整備の結果は現在の五百八社が約六十社に減少する豫定である。

(八) 合成化學工業
A、有機合成、七十五議會を通過した有機合成事業法は十五年四月四日付を以て公布せられたが其の施行は、事業法適用の有機合成品目に就き燃料局人造石油課と意見の對立を來し施行令の公布が遅延したため十六年一月十日迄延期せしめられるに至つた、同日公布

された施行令によると事業法適用品目並に許可生産規模は左記の十八種である。

- (一) クロロブレン系ゴム (五〇噸以上)
 - (二) ブタヂエン系ゴム (同)
 - (三) 合成トルオール (三〇噸同)
 - (四) 合成ベンゾウル (五〇噸同)
 - (五) トリクロロールエチレン (五〇噸同)
 - (六) タロルヒドリン (五〇噸同)
 - (七) アセトアルデヒド (一〇〇噸同)
 - (八) 酢酸 (同)
 - (九) アセトン (五〇噸同)
 - (十) メタノール (一〇〇噸同)
 - (十一) ホルマリン (五〇噸同)
 - (十二) プチルアルコール (五〇噸同)
 - (十三) 重合纖維 (三〇噸同)
 - (十四) ビニール系重合物 (三〇噸同)
 - (十五) アクリール系重合物 (同)
 - (十六) スチロール系重合物 (同)
 - (十七) ブチレン系重合物 (同)
 - (十八) 蠟燭 (五〇噸同)
- 商工省では十五年度の合成ゴム事業許可を日本カーバイド工業（クロロブレン系ゴム）及び三井鑛業（ブタヂエン系ゴム）に與へ、前者に三十二萬四千圓、後者に三十五萬六千圓

の合成ゴム事業設備補助金の交付方を指令した。又合成トロールの生産助成金は日本カーバイド工業に對し概當り二千七百圓を交付した

其外十五年度の許可事業として

- 一、ブタノール、昭和電工、日本合成化學
- 二、メタノール昭和電工
- 三、蘇州新出化學

がそれ〴〵決定された。然しながら有機合成事業は生産擴充産業に編入されてゐない關係上、事業法の許可は得ても、これに要する資材を優先的に配給されるの途が開かれず隨つて設備新設は必ずしも樂觀を許さない状態にあつた。然も十月に決定を見た十六年度の重點主義物物計畫は、有機合成事業新設向資材の割當を零としたため、十六年度の合成ゴムブタノール、メチールの新設許可は何等かの方法で資材供給の途がつかない限り困難視されるに至つた。因みに十六年度の有機合成助成金として合成ゴム事業設備補助金、合成トルオール生産助成金合計九十萬圓を計上、實行豫算に於て其の二割が削減を蒙つた

カーバイド工業

本年度のカーバイド生産状況は極めて好調であつた。商工省の供給年度計畫は、國內生産十二萬噸、朝鮮品移入二萬噸、合計十四萬噸であるが、毎四半期の業種別配給割當量は三萬噸を超へ、これに朝鮮移入品の配合を加へれば、年初豫定供給量に近いものが割當てられた。然し實際の荷捌は極めて悪く、折角配給割當があつても、需要はこれを同滑に引取らず、其のため各製造家の手元には約二ヶ月乃至は三ヶ月の割當量に相當するストック溜溜し其の處分に苦心する状態であつた。某方面の調査によると大に需要家は三ヶ月乃至六ヶ月分位の現品を有し其の上機材等の配給量が減少、其の入手も不滑なのでカーバイドの消費量に影響し、割當量の引取不滑滑と云ふ現象を呈するに至つたものとしてゐる。一部では根本的には當局の一ヶ年十四萬噸供給計畫が過大見積であるとの批判する向もあつた。斯業の配給機構改編は十五年以來の懸念であつたが、本年二月資本金百萬圓全額拂込の日本カーバイド共販株式會社を設立、カーバイド工業による委託販賣を、共販會社の一元的買取販賣に強化するの體勢を整へた。然しながら業界の暗闘と、下部配給組織の未整

理は、第三四半期の割當分まで共販會社を開店休業の状態に放置せしめた。下部配給組織としては、工業の地方代行店を地方共販會社に、小賣業者は商業組合に、とそれ〴〵組織化し單獨取引の弊を防止することに成り、東京、名古屋、大阪、門司の四ヶ所に資本金十九萬圓のカーバイド地方共販會社をそれ〴〵設立した

タール分溜物工業

商工省ではタール分溜物の生産配給統制實施の意圖を以て日鐵以下關係製造會社二十社を網羅するターと製品協議會を結成せしめ、タール、ピッチ、クレゾール、ナフタリン、ベンゾールの配給統制に着手したが、協議會組織では完全なる統制に不適當なることが判明するに至つたので、これを共販會社に發展的解組せしめるべく種々協議の結果資本金三百萬圓程度の日本タール製鋼統制會社設立方針を決定目下準備中である。又一方此れ等タール系製品の価格は九・一八の停止價格となつてゐるのを、公定價格に改正すべく、協議會に對し原價計算書の提出を求め物價局に於て折角檢討中であり、統制會社の設立と相副

役して最後の決定を見る筈である

タール中間物工業

タール分溜物、染料の統制に相續いで、タール中間物をも統制すべく、當局では具體策を考究中であつたが、中間物統制要の脱稿を見るに至つたので九月一日染料統制會、染料工聯、日本醫藥品生産統制會社、日本新藥工組、日本有機ゴム藥品工業會、日本顔料工組、染料工聯、合成樹脂工組、東京合成材料工組、合成石炭酸同業會、日本染色工聯等關係團體代表者を招致前記製造者及び消費者の統制團體を以て、タール中間物協議會を組織し當局指導のもとに、コールタール系化學製品全般に對する原資材並に中間物の需給統制を遂行せんとする方針を説明、關係方面の協力を要請した。よつて前記各團體では十月十日タール中間物協議會創立總會を舉行、當局の方針に従ひ左記三十八種の代表的中間物の生産及び用途別配給統制を行ふこととなつた

化學工業

染料工業

染料工業は他の化學工業に比し頗る完備した統制機構を持つてゐる。即ち十五年製製造販賣兩部を包含した合成染料統制會を結成、この兩方面に於ける統制に乗り出すこととなつたが續いて製造部門の機構をも改組することになり、舊全國染料製造同業組合を解散、東西の合成染料工業組合及びこれを聯合せしめた日本合成染料製造工業組合聯合會を結成製造部門の強力なる統制團體たらしめた。更に當局は販賣部門に根本的改革の斧を加へなければ染料の合理的統制は不可能であるとの見解により、十六年一日製業者、販賣業者(卸業者)を網羅する日本合成染料販賣株

二五

ニトロアリニン、(バラ及メタ)フェニレンジアミン(メタ及バラ)石炭酸、サルチル酸スルファニル酸、安息香酸、ベンチジンベイス、トリジンベイス、チアエシジン、ニトロトルオール(オルト及バラ)トルイジン(オルト及バラ)メタトルイレン、ジアミン、トルオールズルファミト、鹽化ベンヂール、ベソナルデニドナツトル(アルファ及ベータ)ナフチルアミン(アルファ及ベータ)ガンマ酸、フタル酸、H酸、J酸、NW酸、ナフチオン酸

なほ當局が明示した中間物の統制方針は次の如きものである。一、政府監督の下に染料、醫藥、有機ゴム藥品、染色助劑、顔料、香料、寫眞藥品、其他コールタール化學製品に關する生産計畫を檢討しこれが製造に要する粗原料並に中間物の所要量を査定し、前者の配給後者の生産及び配給を、各業種別團體を通じて一元的に統制し常に當局に於て必要なりと査定したる各方面の需要額を同滑に供給せしむるものとす

二、前項粗原料、中間物の所要量の査定は最終製品の生産計畫より逆算誘導する方法を採る

式會社（資本金一千萬圓、全額拂込済）を創立せしめ染料販賣の合理化を計つた、此の販賣會社は左の諸點が從來設立された其販賣會社とは頗る趣を異にし注目される

一、資本金が一千萬圓全額拂込なること、其販賣會社で五百萬圓を超える資本金のものは其の例に乏しい
二、新會社の構成は製會社のみならず卸賣業者をも包含、然も卸賣業者は單なる出資でなく新會社に吸集され、卸賣業者の個々販賣は解消せしめられた、資本金が一千萬圓全額拂込済の巨額となつたのもこのためである

三、卸賣業者の出資は現金でなく手持染料を評價現物出資したこと

染料統制會では、染料統制の手始めとしてその需給調節を計るため十五年十一月以降販賣會社の設立業務開始迄約四ヶ月間主要合成染料九種、即ち直接フランクEX、GX、BH、ロイダミンB、オーラミンO、ナフトールAS、スカレットGベイス、硝化黒B、R、の切符制配給を行つた、然し販賣會社が十六年三月業務を開始するや、其の必要性が解消したので前記九種の切符制配給を廢止し、其

の代りに割當制を擴大して新に十四種を追加合計廿三種約三百品種の需要團體割當を實施した、品種次の如し一、ベンゲルバーリン四B十四品種二、コンゴレット十七品種、三クリソウフェニン、十品種、四、ダイレクトグリーンB十一品種五、ダイレクトトスカイブリウ五B十七品種、六、ダイレクトトスカイブリウ六B十二品種、七、ダイレクトトコッパブリウ二B九品種、八、ダイレクトブリウ二B十品種、九、ダイレクトプロロン三G十品種、十、ダイレクトプロロンM十三品種、十一、ダイレクトフランクEX二十二品種、十二、ダイレクトフランクGX九品種、十三、ダイレクトフランクBH二十二品種、十四、バシクロイダミンB六品種、十五、バシクロイダミンGCP三品種、十六、バシクロイダミン七品種、十七、マラチトグリーンモールクリスタル五品種、十八、メチレンブリウ五品種、十九、メチルウオイレット二十八品種、二十、ナフトールAS十一品種、二十一、スカレットGベイス二十八品種、二十二、硝化フランクB十三品種、二十三、硝化フランクB十品種、統制會では染料統制の完備は規格

の統一と、多種多様にわたる現行銘柄の整理にするとの見地より合成染料格付委員會を組織、約三百銘柄二千八百種類の國産合成染料格付に着手、銘柄及び種類の大幅整理案を決定した、當局は目下全合成染料の公價設定準備中であるが、統制會が審議決定した格付は公價の規格標準になる筈である

曹達工業

第二次歐洲戰爭の勃發以來懸念されてきた第三國の輸入困難は十六年度になつて具體的に其の影響を現はして來た、十五年に於ても其の不安は種々傳へられたけれ共實際問題として、多少計畫數字を割つた程度で杞憂されたほどの事態は惹起されなかつた、それが十六年度に這入ると俄然情勢は悪化して、歐洲戰爭の擴大と共に輸入不能の見込は確實化し三月以降紅海、地中海の輸入は杜絶、北米も米國の對日資金凍結令實施により輸入の途を閉ざされてしまつた、然らば近海鹽の事情は如何、これ又頗る悲觀すべき情勢と

なつた、近海鹽の悪條件は、産鹽情況より寧ろ配給不足にあつて、配給さへ満足な状態にあれば、充分とは云ひ得ないとしても、現在曹達工業が當面してゐる如き極悪事態は遙れ得たと観測してゐるむきもある、事實近海鹽積取の配給は極めて悪く、專賣局要求の船腹は常に大幅削減を蒙り、然も査定船腹すら確保困難の場合が應々にあつた、我國の工業鹽は其の全部を第三國及び近海（準近海を含む）より需めてゐるがこれを食料鹽に就て見ると、國內鹽は内地所要食料鹽の約三分の二をまかない得るに過ぎず爾餘のものは近海より供給されてゐる、されば近海鹽輸入船腹の不足により輸入數量が相當量制約されることになれば、いきほひ國民生活に不可欠な食料鹽の確保が優先的となり工業用原料鹽が二次的に取扱はれるのは又やむを得ない處置であらう、蓋し食料鹽と云ふも、工業鹽と云ふも用途によつて命名したにすぎず、鹽そのものには何等の本質的變りがないからである、目を轉じて曹達工業需要界の趨勢は如何と見れば、これ又頗る波瀾に富んだ年であつた、電解曹達製品たる鹽化物、即ち晒粉、鹽酸、液體鹽素等は特殊向需要、或は時局的需

要が旺盛なるものあり苛性曹達、曹達灰、と其需給關係を異にしてゐるので、これにはふれず、専ら苛性曹達、曹達灰の需要事情に一瞥を與へることとする、先づ苛性曹達の需要に就て見るに十四年の實績によると、其の用途別パーセンテージは、人絹スフ五九%染料其他二二・四%石鹼六%アルミ五・六%纖維精練五%セロファン二%となつてゐるが斯る用途別需要率は十五年もさして大なる變化はなかつた、曹達灰の用途は硝子四五・三%藥品一六・六%、食料一〇%紙、パルプ九・六%鐵冶金%、染料五%、アルミ四・八%石鹼二・七%であつて、十五年に於ても其の率は苛性と同様僅にアルミ、鐵冶金、が多少増加を見たのみで、とり立てて云ふほどの相違は起きなかつた十六年度に於ても勿論時局産業用途が漸増の傾向にはあつたか其の需要率は依然として苛性に於ける化學纖維、曹達灰の硝子には及ばなかつた然るに英米諸國の對日資金凍結實施は我國の輸出産業に大影響を與へ、就中スフ、人絹の輸出は八月以降中絶の狀態に陥入り従つて此の方面に於ける苛性曹達の割當、其次削減が豫想されるに至つた、一方硝子工業部門に於ても原料

炭の配給減、硼砂、コバルト、光明丹等の入手不調が原因で企業整備實施のやむなきに立到つた状態とてこれ又曹達灰の需要は減少の一路をたどることとなつた、これを要するに十六年度の曹達工業は、歐洲戰爭の影響による遠海鹽の輸入杜絶、船腹不足を原因とする近海鹽の輸送不調等のために極度な原料不足で操業困難に逢着する一方、これが製品需要界も亦國際情勢の激變の影響を蒙り恰も原料鹽不足による生産減退は需要面の後退と付項を合したる如き觀を呈し、曹達工業自體より見れば原料不足は、全能力の約七十%以上を遊休設備のやむなきに立致らしめたが、製品供給はそれのためかへつて平衡を得る状態であつたと云ふ奇現象を呈した

工業鹽 (原料鹽)

(一)過去の輸入高、昭和元年以降の輸入量

昭和元年	九二、九〇一
同 一年	一〇四、三五〇
同 二年	一四三、七八四

同 四年	一八九、三五八
同 五年	一九九、九一九
同 六年	二九九、五三〇
同 七年	四四〇、七三八
同 八年	七三二、六〇〇
同 九年	一、〇二六、五二九
同 十年	九九二、六三一
同 十一年	一、〇八六、五五八

同 十二年	一、五五三、五三一
同 十三年	一、一九四、七二五
同 十四年(推定)	一、四三四、九二七
同 十五年(推定)	一、三三五、〇〇〇

(二)昭和八年以降の遠
準近海鹽輸入比較(吨)

年 度	遠海鹽	近海鹽	準近海鹽
昭和 八年	四三五、〇二六	一九二、八〇〇	一〇四、七八四
同 九年	六四一、三三六	三三三、四七六	五一、七二七
同 十年	九八一、三三一	三二五、七四四	九四、五六六
同 十一年	四九一、八七一	五六六、九五三	一二七、七三四
同 十二年	六二〇、二四七	七八一、一六五	一五二、一一九
同 十三年	四五八、八四七	六三〇、二〇三	一〇五、六七四
同 十四年	八六三、六七四	五〇六、二二八	六五、一一四

(三)近海鹽増産五ヶ年計劃

(昭和十二年十二月決定)

政府では將來工業鹽の約八割を同プロック
内にて確保する方針のもとに近海鹽増産五ヶ

年計畫を樹立決定したが、其の要領次の如し
昭和十六年度に於ける工業鹽の所要見込二

百五十萬吨、其の八十%二百十萬吨を近海
鹽にて供給、これが供給内譯は臺灣二十五
萬吨、關東州六十萬吨、滿洲國四十五萬吨、
長青四十萬吨、山東四十萬吨

然し實際の増産計畫は豫定の如く進捗せず
唯僅に長青關東州のみが豫定に近い成績を擧
げ、滿洲國、山東は其の四分の一、臺灣は全
然問題にならない状態である

(四)十六年度の需給

國際情勢の見透困難なため物動計畫が九月
初旬迄遅延したので、工業鹽の年度計畫もそ
れまで決定を見ず假物動を以て措置し來つた
が、結局第三國鹽の輸入困難が確實となつた
ので、總て近海鹽を主とする計畫を樹立した
その内容は極秘となつてゐるので詳細は判明
しないが、産地事情等を考慮して事情通は次
の如く觀測を下してゐる、近海鹽百萬吨、準
近海十萬吨、遠海鹽十萬吨、近海鹽內譯
長青、四十萬吨、關東州三十五萬吨、滿洲
十萬吨、山東三萬吨、青島、十萬吨、海州一
萬吨、海南島一萬吨

準近海鹽內譯、佛印五萬吨、タイ二萬吨、
瓜哇三萬吨、遠海鹽北、中、南、米鹽五萬吨
西班牙五萬吨

然し實際問題として近海鹽は船舶不足によ
り百萬吨の搬入は到底不可能であり、遠海鹽
の十萬吨も亦計畫をなれに近く、準近海鹽は
豫定量の半額か輸入されれば成功だと觀測す
る向もある、本年度の近海鹽増産地状況左の如
し

北支鹽、長青鹽

十五年度の内地輸出計畫は年度内に遂行出
來ず結極十六年六月頃迄繰延輸出を行つた、
其のため十六年度の内地輸出は七八月以降の
極端をあてなければならぬ、窮屈を免
れない、天候は最盛期の六月やや不良で收穫
高が非觀されてゐた、其後特に八、九の天
候は上々で六月の不作を回復したと傳へられ
豫定量の收穫は大丈夫と經營者華中鹽業は稱
してゐる、然し配船は色好と云ひ得ず、この
制約を受けて豫定量の搬入不可能の説をなす
ものすらある

山東、青島鹽

この地方の產鹽は近
來にない豊作と云はれ、配船さへ豫定通り保
されれば計畫量以上の輸入は確實視されてゐ
る、特に十一月以降三月の冬期、長青鹽が積
込困難の際、青島は不凍港として毎年豫期以上

化學工業

中支鹽(海州鹽)

一ヶ年二十萬吨或は三十萬吨の生産能力あ
り云はれてゐるが、同地方の治安状態はま
だ充分ではなく、且本鹽田產鹽は支那民
衆の食料鹽として輕視すべからざる地位にあ
るので對日輸出は將來共に多くを期待出來な
い

滿洲鹽

六七兩月恰も内地の梅雨の如き霖雨に見舞
はれ作柄は頗る非觀された、然し豫定量の對
日輸出には不安がない模様である、増産計畫
は遅々として進捗しないので五ヶ年計畫の實
現は不可能だ、十七年度に於ても十萬吨程度
が對日輸出されれば上成績であらう

關東州鹽

ホープは長青鹽と關東州鹽を長青は五ヶ
年計畫に近い數字を供給し、關東州は其の五

十五%を供給してゐる、四、五月頃の豫定で
は作柄は頗る好調で十六年度七十萬吨の收穫
は大丈夫と期待されてゐたが其後滿洲國と同
様六、七兩月の天候は不順を極め連日の霖雨
で約二割乃至三割の減收が豫想されるに至つ
た、然し船腹さへ亦分確保されれば計畫量の
移入は難事でないと思はれてゐるが目下の情勢
では船腹の保證は困難である

臺灣鹽

毎年の事だが臺灣の產鹽事情は頗る悪い、
計畫だけは相當のものだが遺憾ながら實かと
もたはない、此處三年ばかり連續不作だ、今
年も全然期待は出來ない

價格

十四年度の近海鹽最高價格は滿
洲國鹽の二十九圓五十五錢、最低青島原鹽の
十五圓七十錢であつた、のが十五年度は最高
滿洲國鹽二十八圓六十二錢、最低關東原鹽二
十二圓九十八錢となつた、滿洲鹽の十五年度
價格が十四年度價格より低落を見たのは特殊
事情に基くのであつて、これを除くと、十四
年度の最高は關東州並鹽の二十一圓十錢が翌
十五年の最高は同じく關東州並鹽で二十五圓

八十五錢と、最高、最低共に騰貴してゐる。十六年度價格は七月二十六日專賣局により正式決定を見たが、十五年度に比し大幅引上げとなつた、兩年度の對比次の如し

近海鹽價格(純當門司基準地價格)	
昭和十六年度	昭和十五年度
山東	二四、四五
滿洲	二八、六二
長芦	三三、六九
關東	二二、九八
臺灣	一五、八五
海州鹽	四〇、〇〇
	三六、一〇

(二)鹽關係團體

(1) 近海鹽業協會、近海にて產鹽業を經營してゐる華北鹽業、華中鹽業、大日本鹽業、山東鹽業、臺灣製鹽、滿洲鹽業、同和鹽業、東洋拓殖の八社にて組織、事務所は大日本鹽業に置いてある

(2) 外鹽輸入業者により組織、加盟店は大日本鹽業、三井物産、三菱商事、岩井商店、化學鹽業の五社で、全輸入業者を網羅して

ある、事務所は大日本鹽業内に設置

(三)曹達工業

曹達工業は其の製造方法によりアンモニア法と電解法の二つに別けられてゐる、前者は食鹽水にアンモニアを吹込み、アンモニア食鹽水とし、これに炭酸ガスを再度吹込んで重曹を析出せしめ、その重曹を焼いて曹達灰となし或は苛性曹達とする方法であり後者は食鹽水に電流を通して、これを苛性曹達液と鹽素及び水素に分解する方法である、前者に於ては重曹曹達灰、苛性曹達が生産される、後者では苛性曹達及び鹽業利用製品として、晒粉、液體鹽業、合成鹽酸及び其の多くの鹽化物、水素利用製品等が生産されてゐる、現坂我國の曹達工業は前記二製法別工業組合と製品との共販會社がそれぞれ組織され各種の統制を行つて行ゐる

アンモニア法曹達工業

我國のアンモニア法による曹達の製造會社は七社である如く現在稼行してゐるのは其の内四社に過ぎない我國に於ける斯業の歴史は淺く、旭硝子が大正五年これに着手徳山曹達

(舊日本曹達工業)が續いて大正八年創立爾餘の七社がこの部門に進取したのは極めて最近であり従つて我國の曹達工業が國際競争場裡にあつて英國フランモソドを完全に征服し國內市場を確保したのは此處數年來のことである、單に國內市場の確保に満足せず支那、南洋、近東諸國、東アフリカ、南米迄もメイトイン日本の曹達製品を以て廣播せんとしたとたん支那事變の勃發となり、この遠大なる企ては斷斷に歸した、關係方面の痛恨するに餘りあるものがある、ア法曹達七社は昭和十三年五月政府當局の德意により日本アンモニア法曹達工業組合を結成、原料鹽の共同計算、其他統制資材の割當、製品價格の決定等を行つて來たが、其後製品に公定價格が施行せられるに至り組合の價格決定機能は昭和十四年十二月限り廢止された、七會社の資本金製造能力、企業開始年月日等は次の如し

▲旭硝子株式會社(三菱系) 資本金四、二二五萬圓(全額拂込済) (十六年上期配當一割三分) 曹達部門開始大正五年

公稱(能力)苛性曹達二一〇、〇〇〇噸

公稱(能力)曹達灰三五〇、〇〇〇噸 (昭和十五年現在)

營業種目 本社は我國に於ける唯一の局方

公稱(能力)曹達灰二一、九〇〇噸 (昭和十三年現在)

營業種目 曹達灰、苛性曹達、主酸曹達、日本一の曹達會社を目指して現社長岩瀬徳三郎氏が徳山曹達を退社創立、氏の持論により電曹達工業の併設を著々計畫中、事變の勃發となり原鹽の供給不足のため折角の遠大なる抱負實現の期を失し轉た感慨深いものがあるに違いない

▲宇部曹達株式會社(宇部財閥) 資本金一、二二五萬圓(拂込八四三、七萬圓) 十六年上期配當七分、昭和十一年十月創立

公稱(能力)曹達灰七三、〇〇〇噸

公稱(能力)苛性曹達一八、〇〇〇噸 (昭和十三年現在)

營業種目 苛性曹達のみ市販

▲九州曹達株式會社(日曹コンツェルン)

資本金二、五〇〇萬圓(拂込一、二五〇萬

したと傳へられるので、豫定の如く十七年春頃から運轉開始に至るものと期待されてゐる

▲東洋曹達工業株式會社(財閥關係ナシ) 資本金三、〇〇〇萬圓(拂込一、六五〇萬圓) (十六年上期配當八分) 昭和十年二月設立

公稱(能力)苛性曹達二〇〇、〇〇〇噸

公稱(能力)曹達灰三六〇、〇〇〇噸 (昭和十三年現在)

營業種目 曹達灰、苛性曹達、主酸曹達

日本一の曹達會社を目指して現社長岩瀬徳三郎氏が徳山曹達を退社創立、氏の持論により電曹達工業の併設を著々計畫中、事變の勃發となり原鹽の供給不足のため折角の遠大なる抱負實現の期を失し轉た感慨深いものがあるに違いない

▲日産化學工業株式會社(日産コンツェルン) 資本金二、二四、〇〇〇圓(全額拂込済) 十六年上期配當九分

アンモニア曹達部門昭和五年小野田工場に開始當社の前身大日本人造肥料會社が曹達部門に着手したのは古い歴史を持つが、アンモニア法は比較的新しい、

營業種目 曹達灰、苛性曹達、洋灰、岩酸、マグネシウム、人造石膏

昭和十四年商工省東京工業試験場發明の礬土岩を原料とするアルミナ製造特許の似用權を當社及び藤倉化學、住友化學の合同出資になる國産アルミナ試験組合が獲得、

徳山工場内に試験工場を建設北支鑿土を原料として鈣質アルミナの製錬を研究中であるが技術的成功を見たので、十七年春頃よ

セメント製造用ロータリキルンを利用して本格的にアルミナ製錬を開始すべく、當局と折衝中である、當局ではセメントキルン

一基中、一基の轉用を許可する方針に内定

化學工業

1111

化學工業

○十六年上期決算三七、六四一圓餘損
昭和十五年五月設立
公稱(能力曹達灰五五、〇〇〇施)
(昭和十三年現在)

種々の點で問題視されてゐた當社も遂に十六年八月旭硝子との間に協定成立、刈田工場は閉鎖し、當社割當分原鹽は旭硝子に使用權を譲渡、其の代償として應入り八圓の原鹽權利金を受領することとなつた。此の協定期限は十七年三月卅一日迄となつてゐるので、期限到来の節は再協定が必要である。當社唯一の採算工場である天草セメント工場も、當局のセメント企業整備方針に基づき大阪工業セメントに譲渡されることとなつたので、石炭酸工場と石灰山のみが残され前途は觀樂を許さない。

▲川南工業株式會社、資本金一、五〇〇萬圓(金類拂込済)十六年上期即當八萬七圓、昭和十一年十月創立
公稱(能力一八、〇〇〇施)
(昭和十三年現在)

營業種目 曹達、硝子、造船、水産、糖詰、石灰、小形の多角繩會社である。原鹽の

手當困難に直衝し十五年十二月以來曹達部門は操業を中止してゐる

電解法曹達工業

我國の電解法曹達工業はアンモニア法曹達工業より古い歴史を持つが工業的發展が企畫されたのは大正四年程ヶ谷化學の設立を嚆矢とするから、アンモニア法より僅に一年の長を誇るのみである。然しア法に比し小規模經營が可能であるのと、技術的容易性のため、今日では三十社工場の多きに達してゐる。勿論この中には自家用藥品の製造を目的としてゐる化學纖維會社の自家工場も含んでのことである。これにしてもア法の七社に較べると雲泥の相違である。然し其の一ヶ年使用原料總量は昭和十五年の割當量に例に採つて云ふと旭硝子一社の一ヶ年割當量より遙に少くア法會社中第二位の割當量を持つ徳山曹達よりもなを少量である。昭和十三年現在に於ける生産能力は苛性曹達、二十一萬施、晒粉二十萬施(二十一社)合成鹽酸十九萬施(十九社)液化鹽酸三萬施(十四社)ア法と同割當

局の營運により昭和十三年六月日本電解曹達工業組合を結成した、現在の組合員會社は左記の如くである

- 日産化學工業株式會社、日本曹達株式會社
- 昭和電工株式會社、北海曹達株式會社、保ヶ谷工業株式會社、東洋化學工業株式會社
- 大阪曹達株式會社、大阪晒粉株式會社、尾崎染料化學工業所、錦河曹達工業株式會社(未發行)
- 錦河紡績株式會社、レヨン曹達株式會社、鶴見曹達株式會社、倉敷絹織株式會社、大和川染工部、鐵興社、旭電化工業株式會社、旭ベンベルク絹糸株式會社
- 彌藤礦曹達所、錦華人絹株式會社三井北學工業株式會社昭和曹達株式會社、四國曹達株式會社、昭和人絹株式會社、鈴木食品工業株式會社、關東電化工業株式會社、東亞輕金屬株式會社

曹達工業藥品需給

苛性曹達製産高(單位施)

年度	電解法	アンモニア法	計	同 十年	九、〇一五	一四一、二七三	一三三、一八八
昭和五年	二六、五三九	八、一九九	三四、七三九	同 十一年	一一六、一三二	一六八、八六七	二八四、九九九
同 六年	三〇、九九二	一七、五四四	四八、五三六	同 十二年	一三一、一五五	二二一、八七六	三六二、一四一
同 七年	三七、三〇一	三七、八二五	七五、一一六	同 十三年		四四〇、三二六	
同 八年	四七、四四四	六三、五〇九	一一〇、九五三	同 十四年		(推定) 四三三、〇〇〇	
同 九年	六四、五一九	二二、二五二	一七、七七一	同 十五年		(推定) 四三〇、〇〇〇	

(以上工場統計)

苛性曹達用途別消費高(單位施)

年度	人絹	染料	石鹼	晒業	アルミ	其他
昭和七年	四六、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一四、六〇〇	九、六〇〇		六、三〇〇
同 八年	五〇、〇〇〇	一一三、〇〇〇	一六、〇〇〇	一〇、〇〇〇		一五、〇〇〇
同 九年	七六、〇〇〇	一六、一〇〇	三〇、五〇〇	一七、四〇〇		一三、〇〇〇
同 十年	一一〇、〇〇〇	三一、〇〇〇	三六、八〇〇	一一、〇〇〇		一五、七〇〇
同 十三年	二九〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三三、〇〇〇		七、四〇〇
同 十四年	三三〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇		三〇、〇〇〇

化學工業

化學工業

曹達灰生產高(單位施)

昭和七年	一三四、八〇二	同八年	二七二、二三五	同九年	一七〇、六三二	同十年	三六四、六一三
同十一年	三六七、二〇五	同十二年	三七七、〇〇〇	同十三年	四四三、五二一	同十四年	四〇〇、〇〇〇(推定)
同十五年	四〇〇、〇〇〇(推定)						

曹達灰用途別使用高(單位施)

年 度	苛性ソーダ	ガラス	薬品	石 鹼	炭 コク	其 他
昭和七年	五五、〇〇〇	五二、〇〇〇	一八、〇〇〇	一五、〇〇〇	二二、〇〇〇	一九、八〇〇
同八年	九五、〇〇〇	六〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	一七、〇〇〇	一五、〇〇〇	二二、六〇〇
同九年	一六〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	二五、五〇〇	一八、五〇〇	一五、〇〇〇	二五、〇〇〇
同十年	一八五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	一五、〇〇〇	二七、〇〇〇
同十一年	二四五、六〇〇	一二三、〇〇〇	三七、〇〇〇	三三、〇〇〇	一七、四〇〇	二一、六〇〇
同十二年		一二四、〇〇〇	七九、〇〇〇	二〇、〇〇〇		五九、〇〇〇
同十三年		一七〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇		九五、〇〇〇
同十四年						

晒粉生産高(單位施)

年 度	製 産 高	同 九年	六六、一五五	同 十三年	七七、二八七
昭和七年	四七、四八五	同 十年	七七、〇八〇	同 十四年	七七、〇五〇
同八年	六一、一四二	同 十一年	七九、二三八	同 十五年	(推定)七七、〇〇〇
		同 十二年	九一、二八三		

合成鹽酸生産高(施)

商工省編輯の工場統計によると昭和四年以降の例を引けば同年三四、七八四施、十三年一四五、四七三施を鹽酸の各一ヶ年に於ける生産高を掲げてゐるが、これはルブランの鹽酸並に電解法の合成鹽酸のみの精確な統計ではない、合成鹽酸の統計的發表は昭和五年初めて行はれ、年産八千施と報告されたが、最近の鹽酸は殆ど合成鹽酸によつて占められ昭和十三年に於ては約十萬施と稱せられてゐる、往年鹽酸利用製品は晒粉が其の王座を占有してゐた處、近年合成鹽酸が其の地位を奪ふに致つた

年 度	生 産 高
昭和七年	四六、二一八
同八年	六七、四八一
同九年	八〇、四六一
同十年	一〇六、四九〇
同十一年	一三五、二九八
同十二年	一五七、五三一
同十三年	一四五、四七三

化學工業

液體鹽素生産高(施)

年 度	生 産 高
昭和七年	三、八〇八
同八年	五、五四六
同九年	九、二〇七
同十年	一一、八二六
同十一年	一六、二三〇
同十二年	一八、三四三
同十三年	一九、八二四

曹達工業藥品

の價格

苛性曹達、並に曹達灰には、昭和十三年七月以來協定價格が設定され爾來三ヶ月毎にこれを更新商工省の承認を得て實施し來つたが十四年九月化學工業品物價専門委員會か此の再製品に對する公定價格案を發申、翌十五年二月答申の如く施行せらるゝに及んで遂に協定價格は消滅した、其後十五年八月廿五日十六年六月九日と再度にわたり公定價格の改

訂があり、其の都度原料鹽價格の昂騰を理由に、公價の引上げを見た、鹽化物には公價はなく、停止價格のまゝであるが最近晒粉、鹽酸、液體鹽素にも公定價格を設定すべく準備中なので不日實現を見ることと推察される

苛性曹達(適當り)

昭和十五年八月二十五日	
製造業者工場構内積込又は岸壁船乗渡し	二七、一四五〇
廣島縣及山古縣内に於ける需要家工場最寄岸壁渡し	二七、六〇〇
愛媛縣、香川縣、德島縣、岡山縣、福岡縣及大分縣に於ける瀬戸内海沿岸需要家工場最寄岸壁渡し	二七、六五〇
大阪市に於ける製造業者倉庫渡し	二七、九、五〇
名古屋市に於ける製造業者倉庫渡し	二八、二、〇〇
東京市及清水市に於ける製造業者倉庫渡し	二八、四、〇〇
門司港本船渡し	二七、六、五〇

曹達灰(適當り)

二三五

製造業者工場構内積込渡し又は岸壁船乗渡し
 一五、〇〇〇
 岸壁渡し
 一五七、〇〇
 東京市、横濱市、清水市及名古屋市に於ける
 製造業者倉庫渡し
 一六一、五〇
 門司港本船乗渡し
 一六〇、〇〇
 伏木港本船乗渡し
 一六一、五〇
 福岡縣、體智縣を除く九州に於ける需要家工
 場最寄驛貨車乗渡し
 一六二、〇〇
 大阪府、神戸市に於ける製造業者倉庫渡し
 一六〇、〇〇
 福岡縣、體智縣を除く九州に於ける需要家工
 場最寄岸壁積込渡し
 一六〇、〇〇
 愛媛縣、香川縣、徳島縣、岡山縣、兵庫縣
 廣島縣、山口縣、福岡縣及體智縣内に於ける
 需要家最寄驛貨車乗渡し又は需要家工場最寄
 寄岸壁渡し
 一六〇、〇〇

苛性曹達

(昭和十六年六月九日)

製造業者工場構内積込又は岸壁船乗渡し
 一七九圓三五
 廣島縣及山口縣内に於ける需要家工場最寄岸壁渡し
 一八一、一〇
 愛媛縣、香川縣、徳島縣、岡山縣、福岡縣及大分縣
 に於ける瀬戸内海沿岸需要家工場最寄岸壁渡し
 一八一、六〇
 大阪府に於ける製造業者倉庫渡し
 一八四、六〇
 名古屋市内に於ける製造業者倉庫渡し
 一八七、一〇
 東京市及清水市に於ける製造業者倉庫渡し
 一八九、一〇
 門司港本船乗渡し
 一八一、六〇
 製造業者工場構内積込渡し又は岸壁船乗渡し
 一五三、六〇
 東京市、横濱市、清水市及名古屋市内に於ける製造業
 者倉庫渡し
 一六五、一〇

曹達灰

伏木港本船乗渡し
 一六六、七五
 大阪府、神戸市に於ける製造業者倉庫渡し
 一六三、六〇
 廣島縣、山口縣、福岡縣、及佐賀縣内に於ける需要
 家最寄驛貨車乗渡し又は需要家工場最寄岸壁渡し
 一六〇、六〇
 愛媛縣、香川縣、徳島縣、岡山縣、兵庫縣、及大阪
 府に於ける瀬戸内海沿岸需要家工場最寄岸壁渡し
 一六三、六〇
 門司港本船乗渡し
 一六五、一四
 福岡縣、佐賀縣を除く九州に於ける需要家工場最寄
 寄岸壁渡し
 一六五、六〇
 福岡縣、佐賀縣を除く九州に於ける需要家工場最寄
 寄岸壁渡し
 一六三、六〇

共販機關又は販賣業者は製品を消費者に賣却する際は

- (イ) 割當證明書と引換でない、賣買出来な
- (ロ) 割當證明書の賣買は禁止
- (ハ) 割當證明書は共販機關が發行權を得
- (ニ) 證明書の發行限度は商工大臣が決定す
- (ホ) 然してこれ等製品の使用別割當量は物
- (ヘ) 動計畫にて根本的に決定されてゐる、共販
- (ニ) 機關として日本アンモニア賣達販賣會社
- (イ) (資本金百萬圓四分の一拂込、昭和十四年
- (イ) 十月廿六日設立) かアンモニア賣達工業製
- (イ) 品に就て、晒粉販賣會社(既存の自治的共
- (イ) 販機關を新に擴大強化) が電解曹達工業製

化學工業

- (ホ) 晒粉(四十斤入木箱) 五圓二十錢
- (ヘ) 合成鹽酸(二十度物五十四斤一箱) 七圓五十錢
- (ト) 液體鹽素(五十斤鐵ボンベ入) 大口二十錢—三十錢(貯當) 小口三十錢(貯當)

統制

(一) 生産統制、ソーダ工業等配給統制規
 則の規定によれば該當製品の製造業者は毎月
 商工大臣宛リード工業藥品の月別、工場、種
 類、別製造確定數量を届出其の承認を求め、
 これに對し商工大臣は必要ありと認むるとき
 其の變更を命じ得ることとなつてゐる、が實
 際の運用に當つては物動計畫によつて年間の
 所要數量が決定されてゐる、然も商工省は毎月
 の原料購消費量を各工場に通達してゐるの
 で、毎月の生産量は、突發事態の起らざる限
 り大體物動計畫確定の如く遂行されてゐるも
 のと推察し得る

2、配給統制、配給に於ても、生産と同様、
 前記規則の適用を受け其の受渡には嚴重なる
 規定がある即ち原則として製造業者及び移輸入
 業者は總て共販機關に其の製品を賣渡し、

成する前提として兩工組中に技術委員會の
 設置方を商工省當局と交渉され電解曹達工
 組では四月十日電解曹達技術協議會を、法
 曹達工組では四月二十二日ア法曹達技術協
 議會をそれぞれ創立曹達工業に關する技術
 的共通問題を解決すべく電解曹達技術協議
 會では

- 一、國産黒鉛電極
- 二、隔膜用石棉の代用品
- 三、苛性曹達の品質規格決定
- 四、食鹽水調整
- 五、苛性曹達蒸發、仕上
- 六、水銀對策
- 等に関する問題をア法技術協議會では
- 一、苛性の品位、規格決定
- 二、分析方法の決定
- 三、ドラム罐
- 四、機械諸油
- 五、ボイラ用炭
- 等に關し、それら専門委員會を開催、眞劍
- なる研究を展開することになつた

企業整備

支那事變の本格的、長期化、國際情勢の激

變、等我國を圍けらるる諸條件の變轉と共に我經濟界も遂に臨戰態勢なる熟語を生む程急迫して來た、其の結果生濟界の重點主義運營が朝野の等しく要する處となり企備整備問題が各工業に取り上げられるに至り必然の歸結として、我曹達工業の企業整備も一部の話題に供せられた、曹達工業は企業整備を行ふべきであるが、左に官邊の意見並に業界の現狀を紹介して、其の方向示唆の資料を提供する

(一) アンモニア法曹達工業

既述の如くア法は現在、加硝子、徳山曹達東洋曹達、宇部曹達の四社が操業してゐるのみで川南工業は十五年十二月日産化學は十六年六月、九州曹達は十六年八月と何れも操業を中止してゐる、原因は勿論原料鹽の入手不足である、この限りでア法曹達は企業整備を實行してゐるとも見られる、然し操業中止は所謂企業整備とは其の趣を異にして單に、操業を中止してゐるのみで、企業整備は存続してゐるし、休轉設備も依然として元の形態で元の經營體に所有されてゐる企業整備とは、休轉設備の處分(必ずしもスリラップにする必要なし)經營

體の少數化が伴はなければならぬ、當局の意向によると、目下の處ア法曹達休轉設備の處分に就ては何等積極的なる考へを持つてゐない、其の理由とする處は原鹽の入手不足による休轉設備をスリラップ化、或は解體すれぬ、それだけ、ア法曹達の實有生産能は減少することになるので曹達工業自體の本質的見地より、斯る政策は採用し得ないと云ふにある、然し設備の處分と、經營體の整理とは必ずしも併行的な問題ではなく、經營體は純化しても設備自體は解體せずに保有すると云ふ方法も考へられ既にセメント企業に於ては斯る企業整備方針を決定した、とつてもつて参考となし得る實例ではある、

(二) 電解曹達工業

斯業は、ア法曹達とは遂に其の事情を殊にしてゐる、今日では電解曹達工業は曹達工業と云わんより寧ろ鹽素利用工業としての性格が強化されてゐる、従つて若し斯業の企業整備を行ふの必要ありとすれば時局が要請する鹽素利用製品の供給力にある、鹽化物の需用が、現在有る電解工業の生産能力以上であり、然もその需要用途が戰時下

絕對不可能のものであるとすれば、其の限りに於て電解曹達工業の整備はあり得ない、然し企業體の純化に就ては、同一資本系統の企業體もあることだから、絕對にその必要なしとは斷言出来ない

織維工業

一、紡績業の再編成

昨年末以來織維工業は、第二次歐洲大戰の餘波を蒙つて、統制の強化から更に綜合的計畫化を圖るため、高度なる統制を行ふべく企業形態の整備が要請されるに至つた、依つて商工省織維局では左の如き中小企業の整備要綱を發議すると共に、紡績聯合會でも、同聯合會加盟七十七社の紡績會社の企業統合に着手することゝなつた

即ち紡績聯合會は、昨年十一月以來企業合理化委員會を組織、他織維部門に率先して統制要綱の作成に着手し、第三回の討議を経て統合具體策を採擇すると共に、プロック結成並に其の運營要綱を決定し、精紡機五十萬錠を目標に三ヶ月間の結成期間をおき、各社の統合を實現することゝなつた、而して本年三月末左記十四プロックの結成を見た

- △東洋紡績Ⅱ、八七二、〇二〇錠
- (粟浦、和泉、吉見、内外紡四社合併、栗橋紡、竹村線業と委任契約)
- △大日本紡績Ⅱ、四一九、五〇八錠

織維工業

(豊和田紡を合併)

- △錦洲紡績Ⅱ、一六八、〇九六錠
- (東洋紡績合併、東邦紡績と委任契約)
- △大和紡績Ⅱ、一四五、二五二錠
- (錦華、日出紡、出雲製織、和歌山紡の四社合併表記會社設立)
- △奥羽紡績Ⅱ、三八九、四二九錠
- (瀧名紡、大阪織物を合併、足利紡、若林製糸、三光紡、日本光絹、共立モンスプロック)
- △富士瓦斯Ⅱ九八一、三三二錠
- (即正紡を合併、帝國製糸と委任契約)
- △倉敷紡Ⅱ八四五、四二二錠
- (國光紡を合併、倉敷製糸と委任契約)
- △中部紡績共同組合、六四五、九二二錠
- (豊田紡、内海紡、大東紡、中央紡、協和紡、豊田押切、龍田紡の七社で共同組合を結成)
- △中東プロック、五七一、五〇九錠
- (東海紡、愛知紡、近畿紡、北野紡、帝國製糸、東海紡、平田紡、森林紡、鷺津紡、小津製林の十社)
- △日清紡績Ⅱ、六二八、八四四錠
- △福島紡績Ⅱ八五二、二〇〇錠

(明治紡を合併、辻紡、徳島紡、兩毛整織大府紡、宇部紡の五社をプロック)

- △朝日紡績Ⅱ五一〇、五〇八錠
- (天滿織物、近江帆布が合併表記會社設立、正織、箕福織、大野木、中越織布とプロック)
- △内外プロックⅡ四八四、四〇四錠
- (内外紡、柏原紡、貝塚紡、湖東紡、佐野紡、昭和紡、泉州織物、南海紡、半田綿行)
- △日東プロック
- (日東紡、寺田紡、大阪紡、泊、西川紡)

(日東紡、寺田紡、大阪紡、泊、西川紡) かくして紡績聯合會では、この新企業體に即應するため規約を改正、新に輸出、内需原料、資材、業務、技術の六業務部會を設置し、従来の會員利益擁護機關から新統制團體として發足することゝなつた、而して今後の運營に當つては、各プロックから選出された十四名の中央委員會により執行されることゝなつた

二、中小機業問題

支那事變並に歐洲大戰勃發以來、原糸、資材の入手難、勞力不足、燃料動力の使用制限

輸出の不振等の悪條件で、死地に追いつめられた中小機業の再編成並に各種織物の計畫生産を行ふために昨年十一月廿一日商工次官通告及びその如き『織物製造業者の合同に關する件』を地方長官宛に發給し、機業の整理統合を促進することとなつた

『織物製造業者の合同に關する件』

一、本件の趣旨に鑑み織物製造業者（紡績業を兼營する者にして紡績業の合同を爲さんとする者を除く）は此の際企業合同を行ひ相當規模に達すべきこと、而して合同體の規模は織維の種類別に一應左の標準に依ること、但し同一機業地區内の織維別設備總數が左の標準に達せざる場合製品の種類、地方の事情其の他特別の事由ある場合に於ては右に依らざるを得ること

- 綿スフ織機 三百臺以上
 - 絹及人絹織機 百臺以上
 - 毛織機 百臺以上
 - タオル織機 百五十臺以上
- （備考）織維の種類別種類は織維需給調整協議會に登録しあるものに依り又織機は力織機、手織、足踏織機、廣幅織機、小幅織機等の區別を爲さず

二、織物製造業者の多數存在し且つ其の規模の比較的大なる府縣においては地方長官は前項の標準を引上げ管下の産業事情に即し適切なる合同を爲さしむるやう指導すること

三、從來二以上の織維に付多角經營をなし得る織物製造業者はこの際強ひて織維別に分割して合同するの要なきも右の多角經營業者の合同する結果合同體に二以上の織維別織機を包含する場合は少くともその一に付ては第一項の標準に達するやう合同すること

四、業者の結合方法としては人的融和を圖る趣旨を以て業者の希望を尊重すること勿論なるが單に業者の希望のみに依らしむることなく管下織布工業の合理的再編成の見地より適切なる指導を行ひ結合の範圍を決定すること、即ち部落等最寄地域内の者を織維別に結合せしむる原則とすると同時に從來親機子機の關係ある者が双方希望する場合は之を結合することを認め、或は將來の計算生産に對應し同一織維中數個の品種の織布業者を結合することを認むる等實情に應じ適宜考慮を加ふること

五、合同の形態は商法上の會社有限會社又は工業小組合（小工業者の範圍の擴張に付ては別途通牒）の中適宜選擇し差支へなきも時に已むを得ざる時は差當り商法上の匿名組合又は組織者中一名の業務執行者として之に組合員の營業權一切を委任し經營をなさしむる契約に基く民法上の組合の形態をも認むること

右の場合生産設備中整機及糊付機はなるべく之を出資せしめ織機は少くとも合同體において之を借受けしむること

六、家族勞働力を利用する手織、足踏織機又は力織機五、六臺程度の所謂家内工業的業者に付ては差支へなき限り他の合同體に結合せしむるか又は織元等と共に統一的合同體を組織せしむること、而してその合同體の業務經營に當りてはその特殊事情に鑑み安りに現狀を急激に変更せざること

七、絹織物製造業に在りては前項に該當するもの多きを以て夫等の業者に付ては、工業小組合を組織せしむる程度に止め差支なきこと

八、合同したる場合に於ては前項の何れの形態を採るも其の組織者は工業組合員たる資格を喪失し合同體のみが工業組合に加入すること

九、合同に際しては効率的經營規模に應じて一工場或は數工場に設備の集合を行ふ理想とするも資材の關係等を考慮し差當り設備の移轉は同型織機の入替程度に止め工場は理狀の儘として經營の統合のみを行ふも差支へないことこの場合本合同の趣旨に鑑み優秀工場又は適正設備に生産を集中し劣等工場又は不適正設備を休止せしむる等合同體内部に於て可及的經營の合理化を圖らしむること

十、合同體内部の組織員に對しては其の操業する否とに拘らず差當り合同前の利益を尊重し其の割合に應じて設備の賃借料又は工場管理料を支拂ふことを認むること

十一、合同に依り設備其の他の事項を評價せしむるため要すれば府縣において官民合同即ち府縣係官、稅務係官、關係業者、金融業者、學識經驗者等より成る設備評價委員會を設くること

織物製造業者の合同要綱を商工省が發表して以來、織維工業に於ける企業合同は全面的に開始されるに至つた、周知の如く織物製造

業者は中小工業の代表的部門をなすものであり、織協の調査に依れば全國の力織機所有の織物製造業者は第一表の如くであつて、合計二五、六四六名に達するも、一〇〇臺以上の設備所有者はわずかに九七六名であつて、全體の九六％は、一〇〇臺以下の小機業により占められてゐるのである。

第一表 織物製造業者規模別調査總協（調査）

力織機所有臺數	織物製造業者數	比率
一—	五臺	六、二〇四名
六—	一〇臺	六、二八〇名
一一—	二〇臺	六、一六八名
二一—	三〇臺	二、五九四名
三一—	五〇臺	二、〇八五名
五一—	一〇〇臺	一、三三九名
一〇一—	二〇〇臺	五九二名
二〇一—	三〇〇臺	一四七名
三〇一—	五〇〇臺	一二三名
五〇一—	一、〇〇〇臺	七二名
一、〇〇〇以上		五二名
計		二五、六四六名

しかも織物製造業者は品種別にも複雑多種であるが、これを織協の設備登録に依り一考

すれば、第二表の如くであつて、設備に伴ふ業態も、複雑を極めてゐるのである

第二表 織維別登録臺數表（織協調査）

	廣巾	小巾	計
綿スフ織機	三三、四八臺	八〇、八九臺	一一五、三七臺
人絹織機	一五、九一	七、五三	二三、四四
毛織機	一八、七二	九、五九	二八、三一
正絹織機	四、九二	五、〇三	九、九五
交織絹織機	三〇、四七	一九、六六	五〇、一三
正麻織機	二、九〇	五	二、九五
交織麻織機	一、三三	四	一、三七
タオル織機	六、三九	一、九六	八、三五
特殊織機			三三
總計	五三、六六	一〇八、〇〇	一六一、六六

即ち、總計七五七、六〇二臺に達する力織

機の大部分が、再編の對照となる譯である。試みに最も多數の織機を占める綿機を占める綿ス・フ及び人絹織機の中、商工省連係に依る合同基準に達せるものは第三表の如くであつて、綿ス・フ人員二・三%、織機で二八%、綿は人員で二八%、織機で二三%であつて、殘餘の綿ス・フは夫々九七七・七二%、人絹は夫々九八%は合同を要する事となるのである。而して右の合同状況は最近に於ける各團體の調査に依れば大體左の如きものと見られる。

第七表 綿ス・フ工聯の合同進捗状況調査

形態別	合同	織機	百分	設備	百分
有限會社	六	七	九	一〇	一一
工業小組合	三〇	三二	三三	三四	三五
商會社	三	三	三	三	三
其他	一	一	一	一	一
計	六五	六七	六八	六九	七〇

(綿ス・フ工聯調査 六月十五日現在)

第八表 人絹工聯進捗状況調査

形態別	合同	織機	百分	設備	百分
有限會社	一	一	一	一	一
工業小組合	三	三	三	三	三
商會社	一	一	一	一	一
其他	一	一	一	一	一
計	六	六	六	六	六

(人絹工聯調査 六月十五日現在)

工業小組合	商會社	任意組合	計
三〇、三三	一〇、一三	二五、八五	五五、五五
三〇、三三	六、三六	一〇、一三	四六、八二

第九表 手工聯の合同進捗状況 (手工聯調査 七月一日現在)

形態別	合同	織機	百分率
有限會社	二六	三〇	一〇〇
工業小組合	四〇	四〇	一〇〇
商會社	四	四	一〇〇
計	七〇	七〇	一〇〇

前記三表は夫々合同し、各工聯宛登録せるもの、調査であつて、合同手續中及申請中のものも相當多數ある。右の如き状況を以て、中小機業の綜合は進展しつつあるが更に、絹織物業方面の綜合も全面的に進展せしむべき方針を以て、當局は進みつつあることほとくに注目される。

三、人織羊毛工業の再編

人織、羊毛の二部門に於ても、紡績、機業の整理統合に照應して、業界再編成を行ふこと

右の九プロックに合成されたが、更に最近に至り七プロックに壓縮された

四、配給機構整備と統制會

商工省織維局では、織維製品配給機構整備を行ふため、右の要綱を本年十月地方長官あて發條

- 一、製造統制會社を、綿ス・フ織物、莫大小製品、足袋及タオルの四種類の織維製品に關し一社つとを設置すること
- (イ) 綿ス・フ織物は、日本特免織物製造株式會社を増次して、これを當てること
- (ロ) メリヤス生地及メリヤス製品に就いては日本内地メリヤス統制株式會社を之に充つ
- (ハ) 足袋に付いては全日本足袋共同販賣株式會社を之に充つ
- (ニ) タオルに就いては大日本輸出タオル株式會社を改組して之に充つ

二、中央配給統制會社は、綿ス・フ織物、絹人絹織物、毛織物、莫大小製品、足袋及タオルの六種類に一社つとを設立すること

△吳羽紡績(人絹五三、スフ三八、計九一)
△福島人絹(人絹二九、スフ四六、計七五)
△帝國人絹スフ一〇九、計二四二(第二帝人とプロック、大日本紡績大垣工場を買収)
△旭ベンベルグ(人絹五〇、スフ二九、計七九)
△大和紡績(人絹四六、スフ七〇、計一一七)
△錦華紡、出雲製織、日出紡三社合併表記念社設立
△新興人絹(スフ七一、計七一)
△大日本紡(スフ七〇、計七〇) 東亞織を合併

前記の第一段の統合の段更に、技術の更上能率の高度化等を目指して、第二、第三の統合は愈々進捗を見るものと見られる。而して羊毛工業の再編を概観すれば、羊毛工業は綿業工業と同様、支那事變以來深刻なる打撃を被り、原料入手難から昭和十一年は十二萬トン、約三億圓に達したものが、同十三年は五萬三千トン、九千四百萬圓、同十四年四萬八千トン、七千二百萬圓、縮少され其の上籐紡、東洋紡、大日本紡等の大紡績資本の進出を見て、企業の獨立性が保持し得ぬ情勢に立ち至つたので企業體制の整備が痛感

されるに至つたので、羊毛工業會では昨年十一月廿九日、評議員會を開き、資本合同を第一義として、プロック制併用の再編成基本要綱を可決、その主要事業として、原料の一手購入、製品の一手販賣出資率に依るプール計算の採用、本年四月左の九プロックを結成した

△東洋紡(一四三千鍾)伊丹製織を合併、大阪毛織とプロック結成
△日本毛紡工業會(河崎四業社プロック一八三千鍾)日本毛糸、東洋毛織、朝日毛糸、共同出糸
△鐘紡(二七千鍾)東洋、紡績、萩原毛糸合併
△東亞紡績(二五七千鍾)中央毛糸、錦華毛糸合併、表記新會社設立
△日本紡(一八一千鍾)東海毛糸、帝國毛糸、皆川毛織、日本製毛、三島毛織合併
△日本毛織(四八一鍾)共立モス合併、昭和毛とプロック結成
△大東紡績(一三〇千鍾)沼津毛織合併
△梳毛同志會(十三社、經營プロック二八千鍾)
△紡毛聯合會

三、中央製造配給統制會社勞働作業衣類、既製服類、和裝既製品類、布帛雜品類の四種類に二社つづ設立

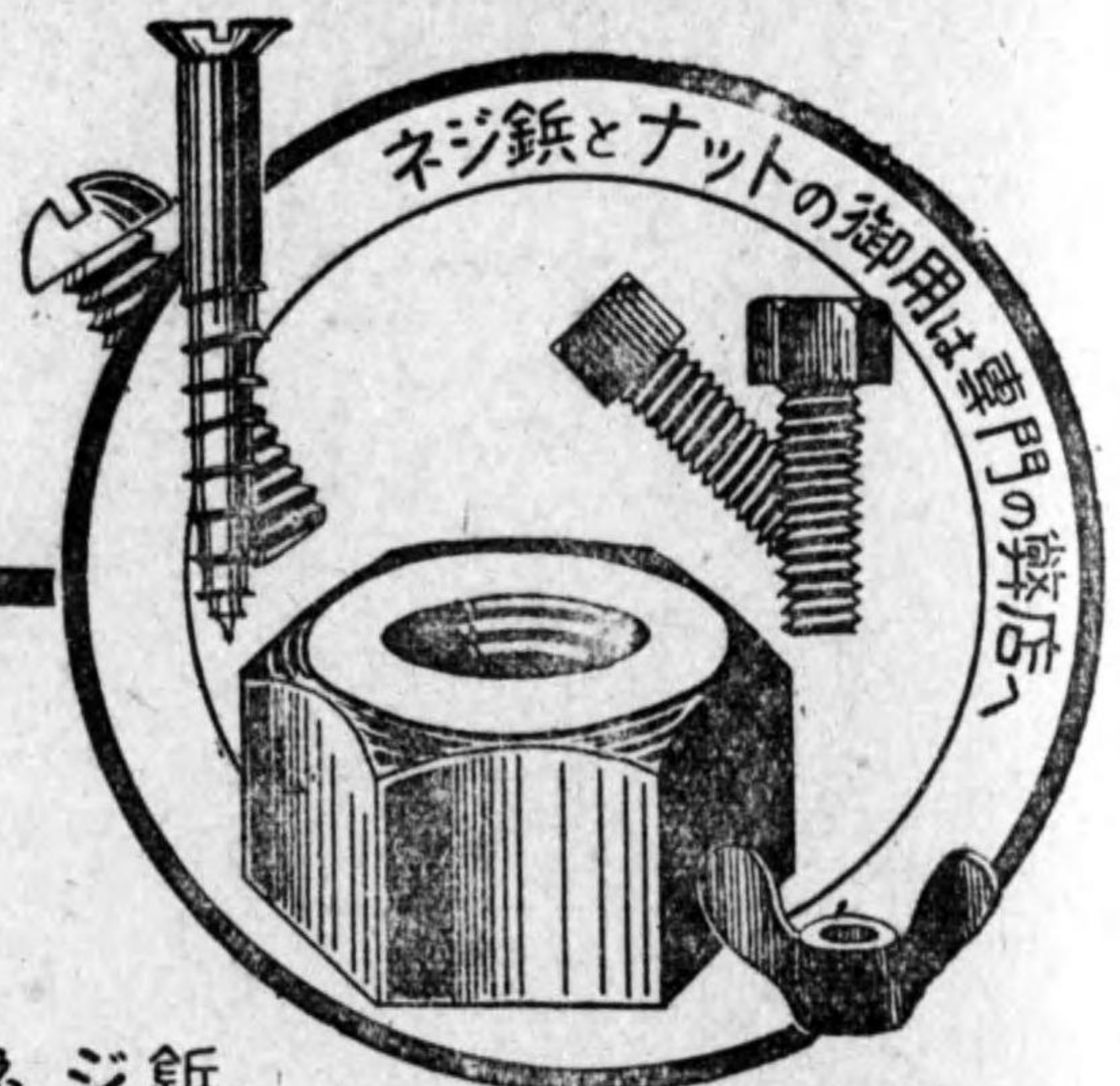
四、地配給統制會社

道府縣別に二社を設立すること

右の整備要綱により、既に、二、三の統制會社は、設立されたものもある

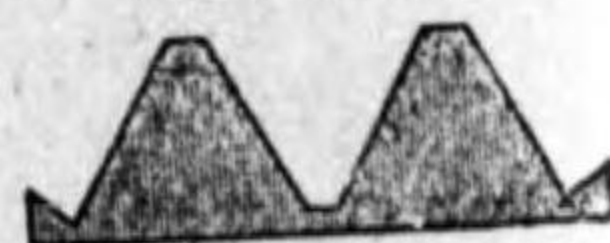
統制會の設立に關しては、鐵鋼始め十一業種に對し、第一次の統制會設立命令が、重要産業團體令の第二條に基き發令され、既にこれが設立の完了された處もあつた、纖維工業は其の業種の複雑多岐なるに亘つてゐるため未だ統制會設立に關する商工省當局の方針の決定を見ぬが、何れにしても、近く統制會設立の具體案が當局から、發表され、それに依つて、統制會設立の阪令指定が發令されると思はれるが、これが本格的展開は來春のことと豫想される

登録商標



ネジ鉄
鐵眞鍮鋳捻
ポルト ナット
特殊品製作

登録商標

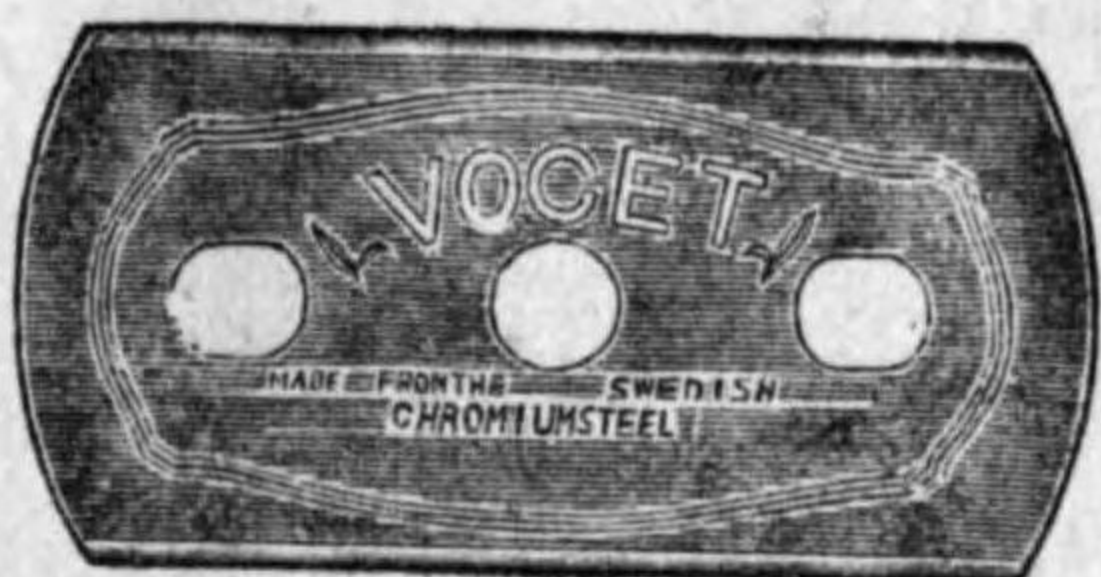


株式會社
片山近市商店

營業所—東京市芝區金杉二丁目二番地
電話—三田(45)1758・2736・&3461番
振替口座—東京七九二五—番・受信略號—ネジヤマシルシ

片山鉄螺工業株式會社

本社第一工場—東京市蒲田區東六郷町一ノ六
電話—蒲田 3 0 3 0 番
第二工場—神奈川県川崎市上丸子古川通一二三
電話—中原 2 3 1 番
上海工場—上海楊樹浦三二三路一〇號



デ
ラ
ツ
ク
ス
日
本
の
光
ボ
セ
ツ
ト
ゴ
ー
ル
ド
ボ
セ
ツ
ト
二
千
番

株式會社
東京ブレード製作所

東京市芝區新橋一ノ八(宇徳ビル)
電話銀座(57)四九六一番



RABBIT BRAND



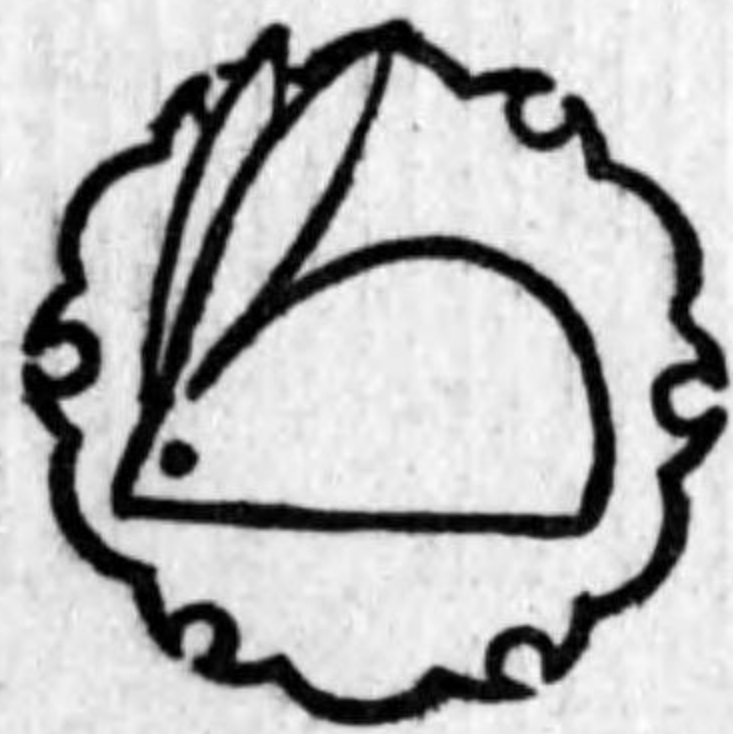
東京市日本橋區本町四丁目

佐野初商店



電話東京芝區(60)新橋一ノ八
番七八九五
番八八九五
番九八九五
番〇四六六一(東京市芝區)
(ノマジナイケウト) 變器電受

在東京市
豊島區
池袋
製造
迅速
配達
仕
候
呈



取締役社長 大和田 悌二
 常務取締役 花田 政春
 出 弟 二 郎

日本曹達株式會社



常務取締役 中野 義雄
 樋口 邦雄
 麴町區大手町二ノ八

工業用ゴム 大阪市西區本町三番町

諸機械用ゴム

各種ゴムホース

ゴムベルト

和製パツキング



野澤護謨株式會社

電話園一七二三・四二七四・四五〇九番
 振替 大阪二一〇二二二二番
 出張所 神戸市兵庫區西出町東入
 電話 兵庫 三四四九番

彦左衛門のフイゴ (責任付)

各種フイゴ製造發賣元

川 俣 彦 左 衛 門

鐵鍊打農炭石 鐵鍊打農炭石
 鋼物山 鋼物山
 屋工鐵工 屋工鐵工
 手皮各種 手皮各種

東京市淺草區小島町二丁目四番地
 電話淺草(84)四四五〇番
 振替 東京 四三二二番

各種電氣熔接機

用及付工業界の寵兒!
衝合熔接機



大阪出張所
大阪市西區立寄堀北通二丁目立寄堀ビル
電話 新町 三〇八二番

九州出張所
福岡市橋口町四十七番地
電話 西 八七五番

奉天出張所
奉天市大和區浪速通四六(大倉ビル)
電話 奉天 二八一六番



節電! 従来の
50~65%の
新操作方式完成
工レバス電気爐



1350cc迄の電氣を熱式
ソルトバス

本社及工場
東京市橋區上落合一ノ二二二
電話 大塚(80) 三三三七・三三七三番
落合 三番 二四三八・二七四〇番

東京販賣所
東京市丸の内區丸の内(昭和ビル)
電話 丸の内(23) 四四六八番

エレバス電気炉

株式会社電元社

機械

「深川式」JO電氣捲揚機
「同」JOモーターブリー
センターレスグラインダー
ユニバーサルグラインダー
ミリーリソングマシン
ラジアルドリル
高速砥石切断機
其他一般工作機械

工具

「ロボット印」ドリルチャック
「同」印リード型横萬力
「オス」コ高度計
「同」精密工具
「瑞穂」電動工具
「ダイヤモンド」研磨布
「ナチ」金切鋸ドリル其他ナ
チ製品
「JOB」ベアリング

日本ダンロップ護謨會社製品
ゴムベルト類 ゴムホース類
ゴム板及成型品
其他工業用品
青木エポナイト製造所
各種エポナイ
藤軍式磁器製
キヤリヤローラー

東京市京橋區銀座西二丁目五番地



株式會社
大澤商會東京支店

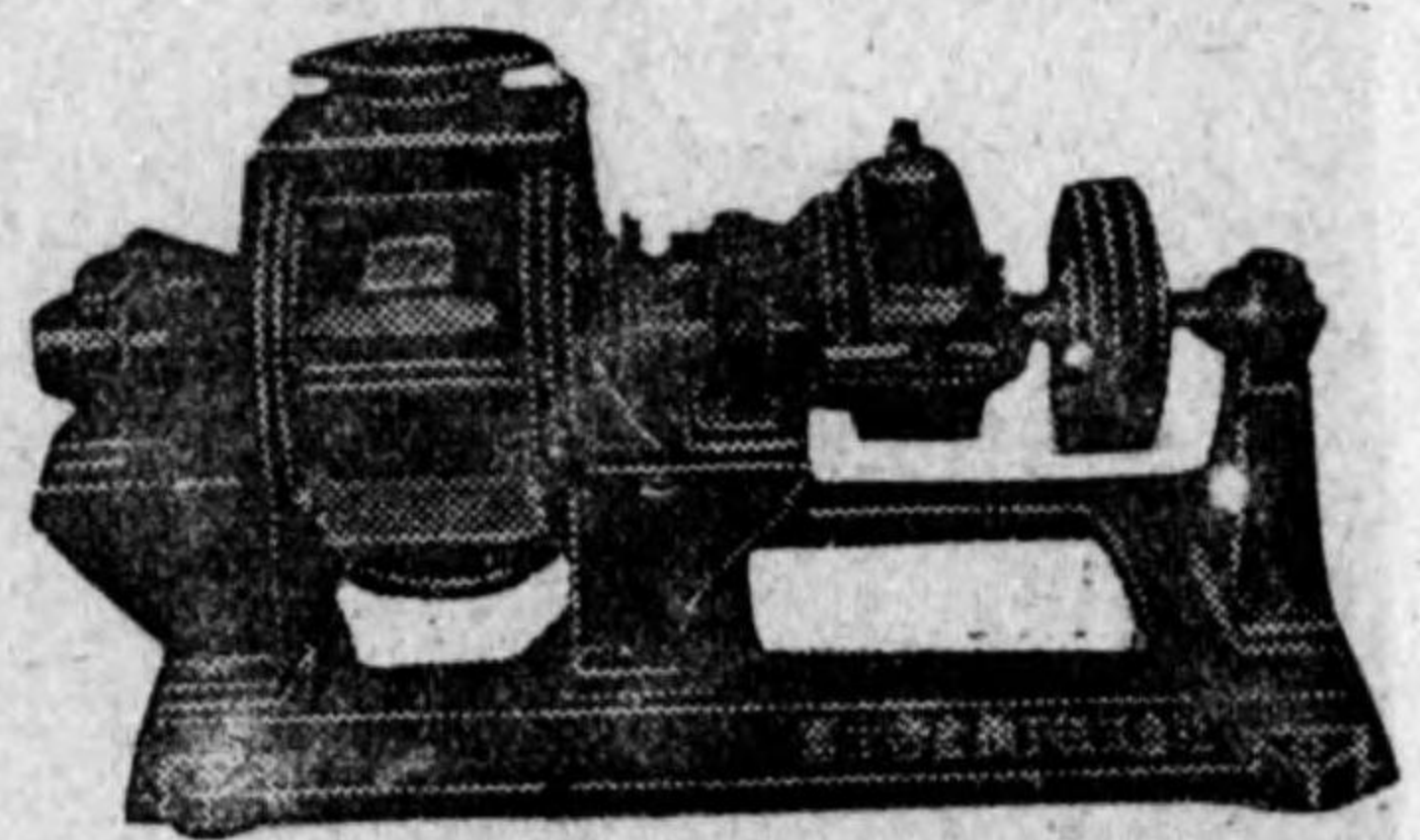
機械部・護謨部

電話京橋(56)九八五一・九八五二・九八五三・九八五四番

本店・京都

油アロア の 合金の 富士 無鉛 銅 タ ニ ボ ア ロ ア

物品燥送霧
鑄薬乾輪
造学斯風
鍛化瓦冷
鐵山濕風
製礦給熱食



富士合金鐵工株式會社

東京市深川区平井町二丁目七番地
電話深川(64)0八八一八〇五番

廣……二二

品商扱取

第一部 アセトン
正ブチルアルコール、イソダチルアル
ルコール、セコンダリーブチルアル
コール、アミルアルコール、イソア
ミルアルコール、イソプロピルアル
コール、プロピルアルコール、酢酸
正ブチル、酢酸アルミ、其他前記の
酢酸エステル
第二部 酢酸エチル、酢酸メチル、酢酸フ
ゼル
第三部 (將來取扱を
爲す商品)
ベニダゾール、フーゼル油、
エチレングリコールセロソル
ブ類、メチルエチルケトン

店約特定指扱取品商

合名會社 北村商店(一部、二部、三部)
協和化學興業株式會社(一部、二部)
株式會社 紅東商會(一部、二部)
株式會社 近藤化學品店(一部、二部、三部)
株式會社 長瀬商會(一部、二部、三部)
株式會社 柴田商店(一部、二部)
株式會社 紅屋商店(一部、二部)
株式會社 甘粕商店(一部、二部)
株式會社 小西義助商店(三部)
森六商會(一部、二部)
合名會社 菱倉商店(一部、二部)
大阪合同株式會社東京支店(一部)



東京市芝區田村町二丁目三番地 日本溶劑共販株式會社

電話(七〇一〇番營業課專用・銀座(57)四二七八・四二七九番
銀座(三八七〇番庶務課專用・銀座(57)四四六六・一七〇番
受信略號 トウキヤウ シバ ヨウキヨウハン
振替貯金口座東京一七〇七八〇

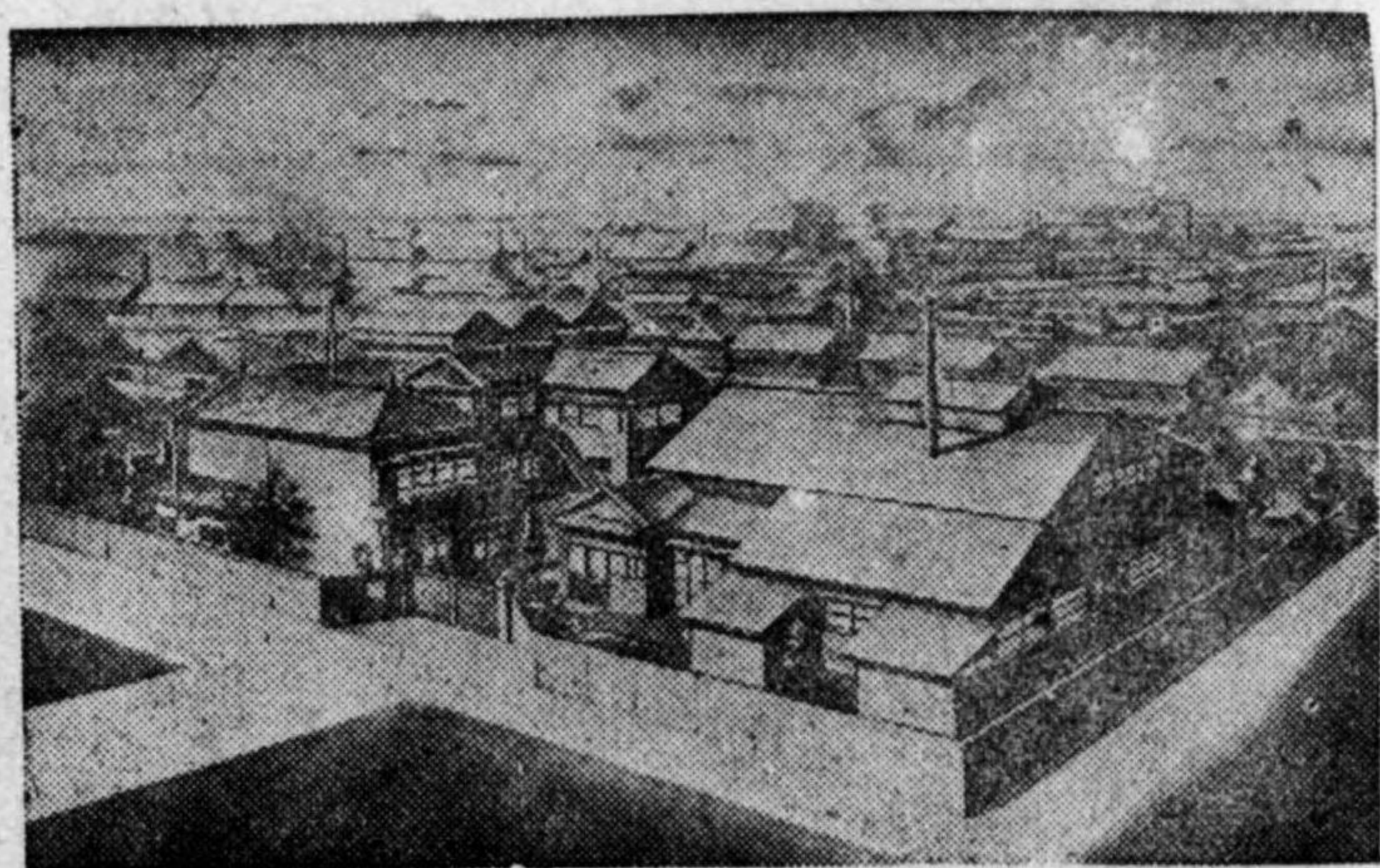
廣……二〇

- ▶創業 昭和十一年四月
- ▶出身地 東京市芝區神明町
- ▶生年月 明治四十三年九月



紀元二千六百年記念

工場主 近藤 三郎



自動車用部品 銅合金鑄造
機械附屬品

一般合金並仕上製作

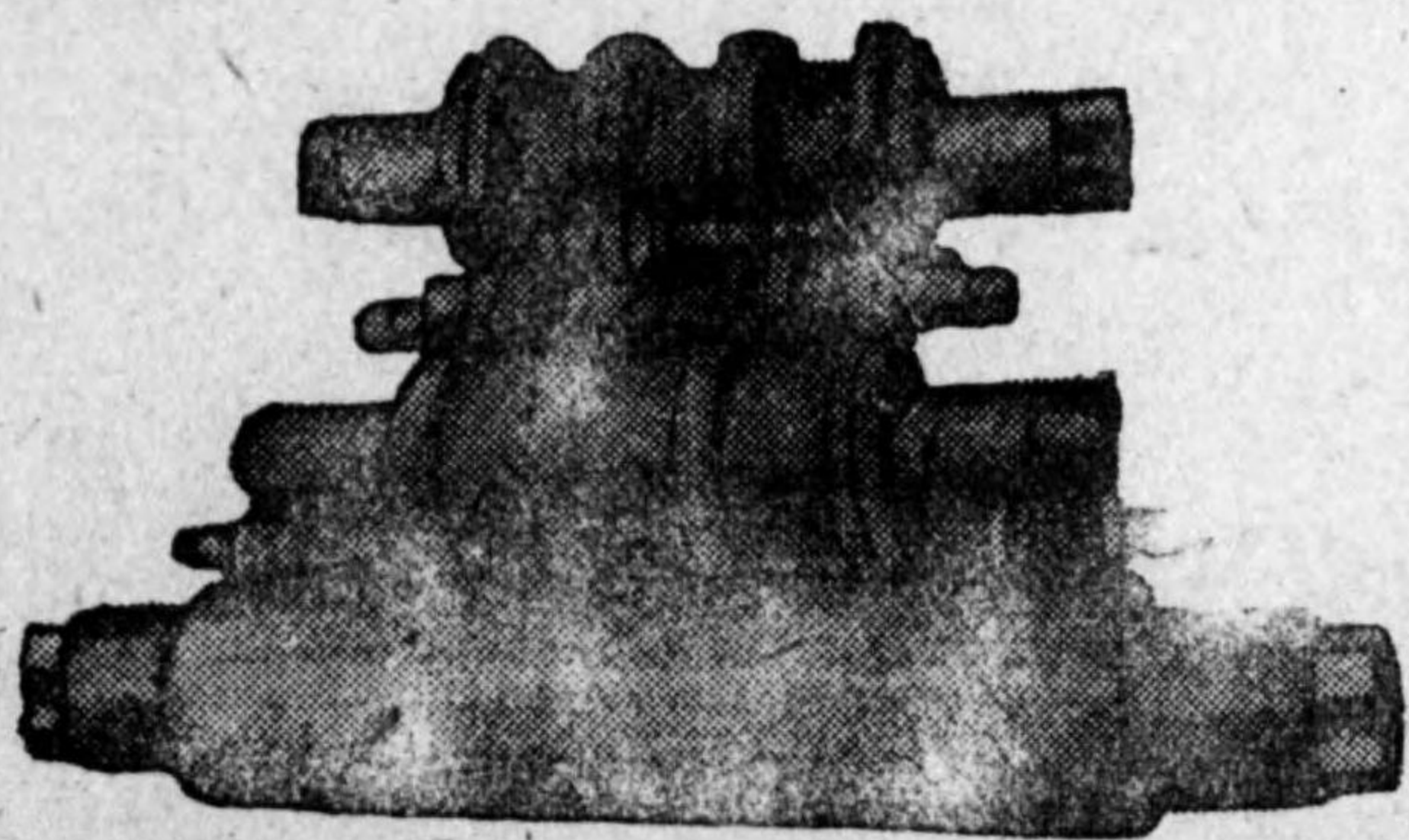
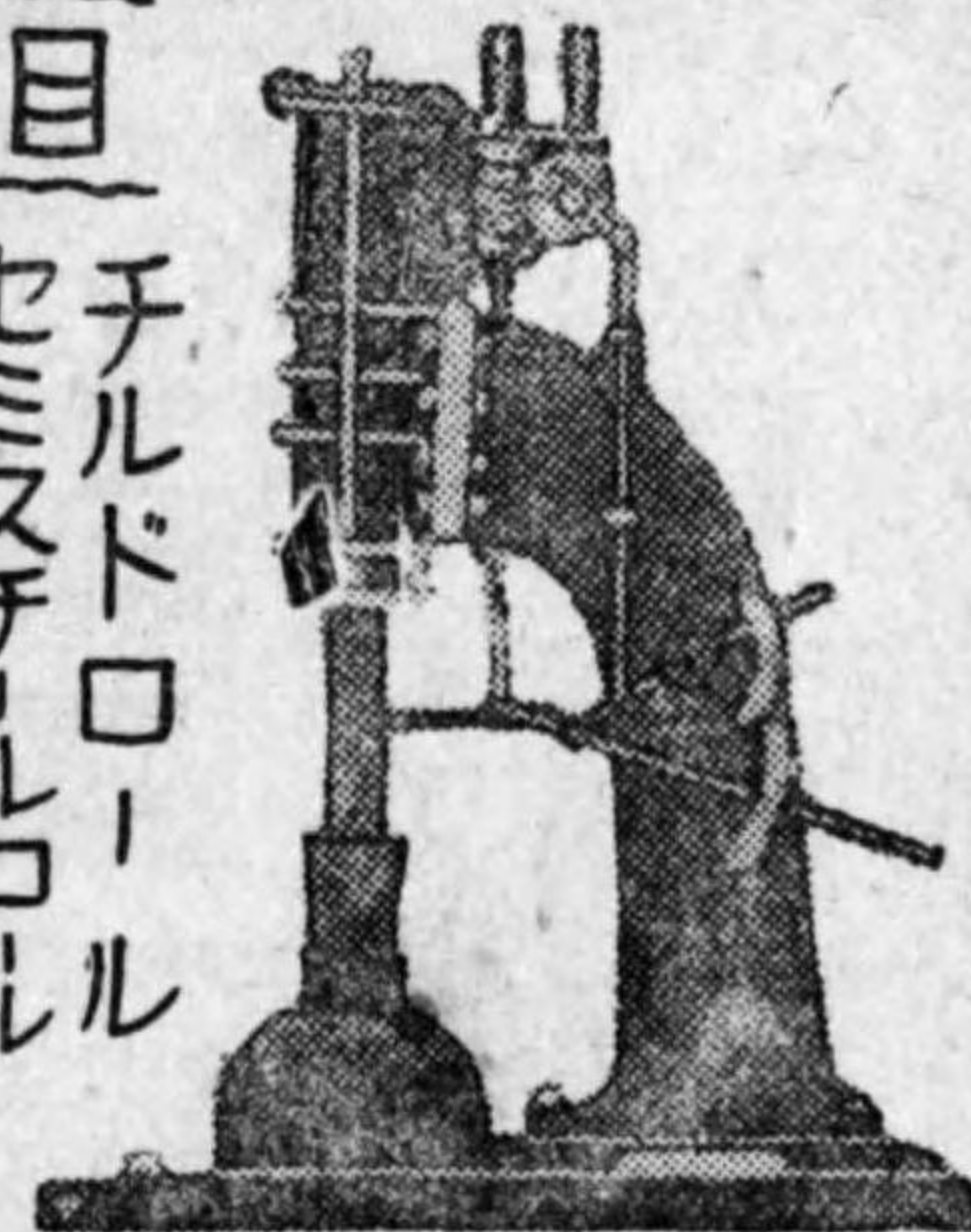
近藤合金鑄工所

東京市蒲田區西六郷一ノ七ノ九
電話 蒲田 五三八八番

廣...二三

營業種目

チルドロール
セミスチールロール
ドロップハンマー
スチームハンマー
其他機械鑄造
並ニ製作

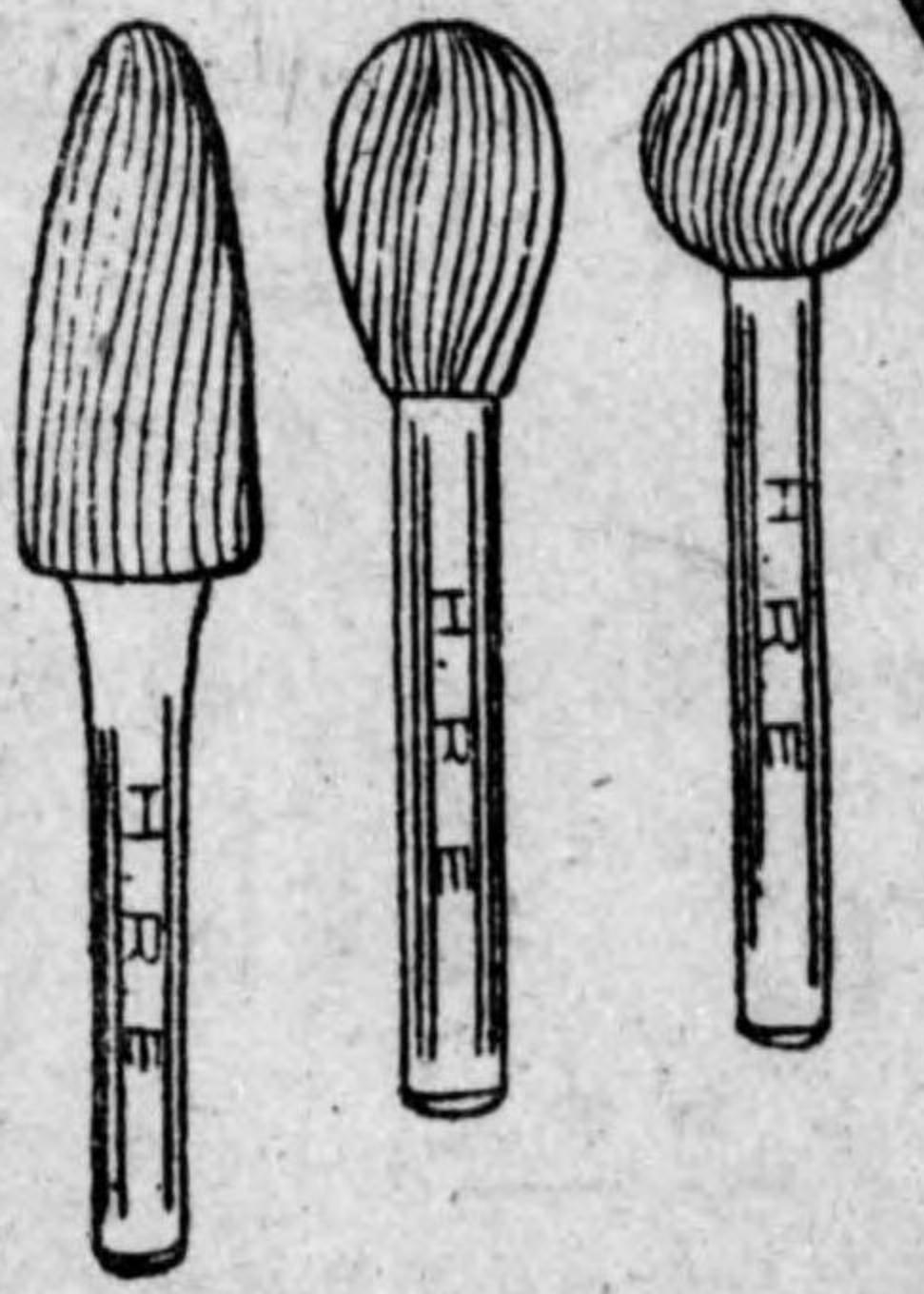


中村鑄物工場

東京市本所区柳原拾番地
電話本所 (73) 1343・9495番

廣...二三

**H.R.E. スパイラル
ミーツクハッター
精密ローター
フアール**



カタログ進呈
在庫品豊富

広江精密工具製作所 代理店

H.R.E. 幹商店

東京市京橋区木挽町三十五・電話京橋(56)七八六九

廣...一五

**ツバメ印ドリル代理店
造機ピストンリング**

目課業營

内燃機關部分品
各種マグネット
ピストンリング各種
諸機械工具類
工業用ゴム製品

資合
會社
金光商店

代表者 金光 精一

東京市京橋区木挽町六丁目四番地

電話銀座(57)二八四四番
八〇四五番
振替口座東京一四六八六三番

廣...二四

工業窯爐の設計と製作



石炭爐・瓦斯爐・電氣爐・重油爐・熱風爐
 燃焼機械器具各種
 高級耐火煉瓦並異型煉瓦

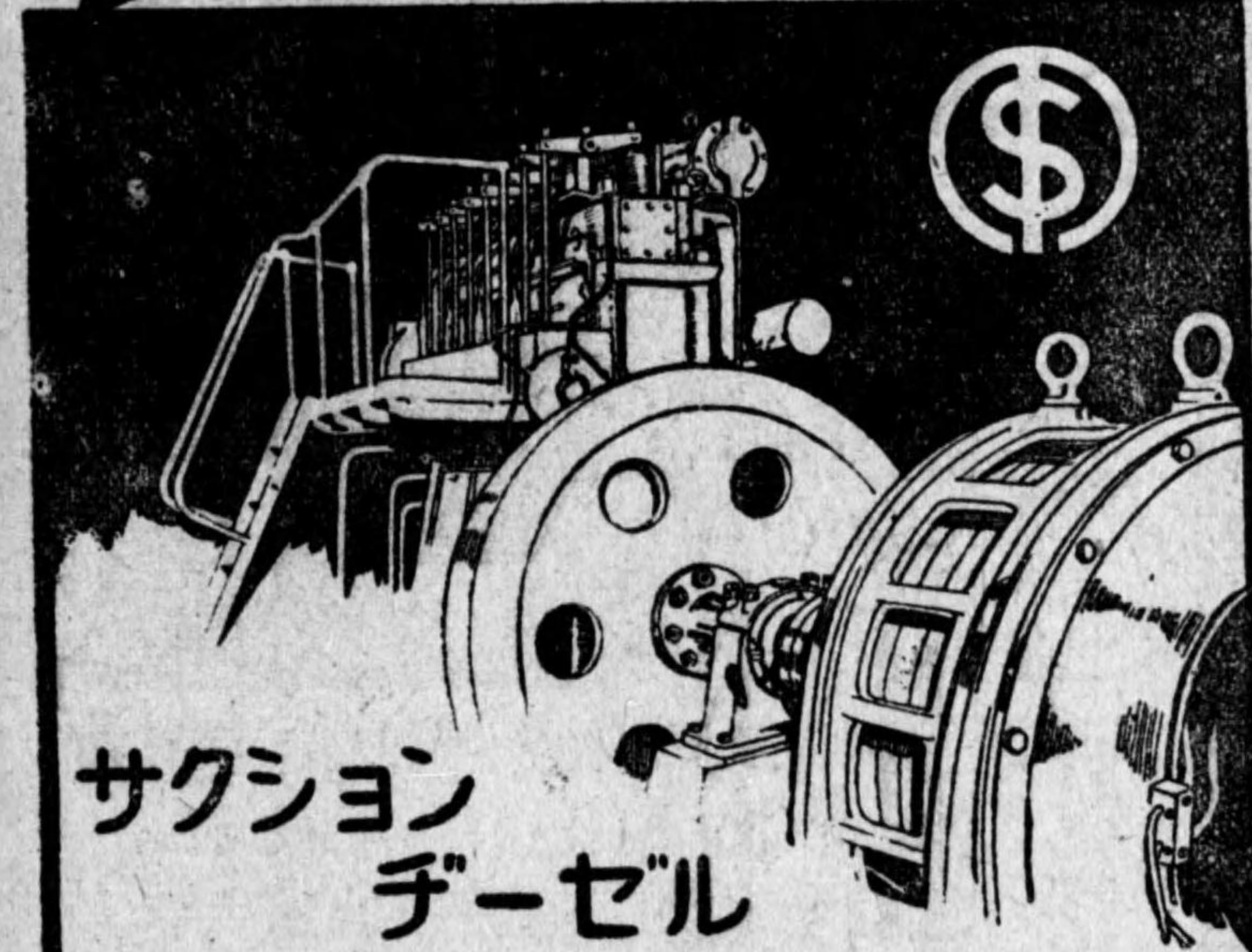
株式會社 東京火工製作所

本社 東京市深川區東陽町二丁目十七番地
 電話 深川 (64) 代表二一九一〇番

出張所 名古屋市東區堅代官町二五番地
 電話 東(4)三六三九番
 機械工場 東京市京橋區月島東仲通二丁目三番地
 電話京橋 (6) 九四九一〇番
 煉瓦工場 東京市城東區南砂町一丁目一〇〇一番地
 電話本所 (73) 一五六八番

廣...二七

Suction



サクシヨン ディーゼル

營業種目

内燃機関 空氣及瓦斯壓縮機
 真空唧筒 水壓機及水壓唧筒
 化學工業用諸機械

サクシヨン瓦斯機關製作所

營業所及砂町工場 東京市城東區南砂町七丁目七七番地
 電話本所(73)0531・7869・8215 2707・2706
 高橋工場 東京市深川區高橋四丁目十五番地
 電話本所(73)1989・6398・2709

廣...二七

各種精密工具

營業品目

ダイハット・チエサー
カッター・メタルソー
各種リマー・植刃カッタ
矢器用ブローチ



竹中機械工具製作所

東京市蒲田区花谷町二丁目五九四番地
電話 羽田 〇〇四六・大森(06) 四八五五番

價……二五

特許 サイトウ超遠心機

汚油清浄用

分離清掃試験ニ應ス



容量ニヨリ各型アリ

廢油回收用

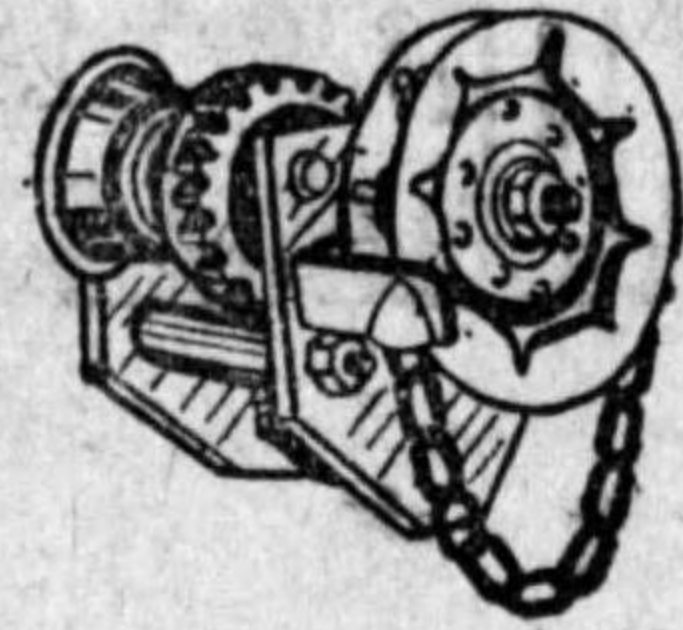
各種超遠心分離機
専門製作

SAITO

齋藤遠心機工業株式會社

本社工場 東京市蒲田区羽田一ノ一ニ六四
電話 羽田 (04) 127・295
大阪營業所 大阪市西区京町堀上通り一三〇(京一ビル)
電話 土佐堀 (44) 4427・9・5780・2
台灣出張所 台灣台南州嘉義市崇町二丁目一六番地
電話 二〇七二番

價……二六



フルマクギヤード三重式
 チェンブロック
 ギヤードローリ



其他
 諸機械製作

KITO



合資會社

鬼頭製作所

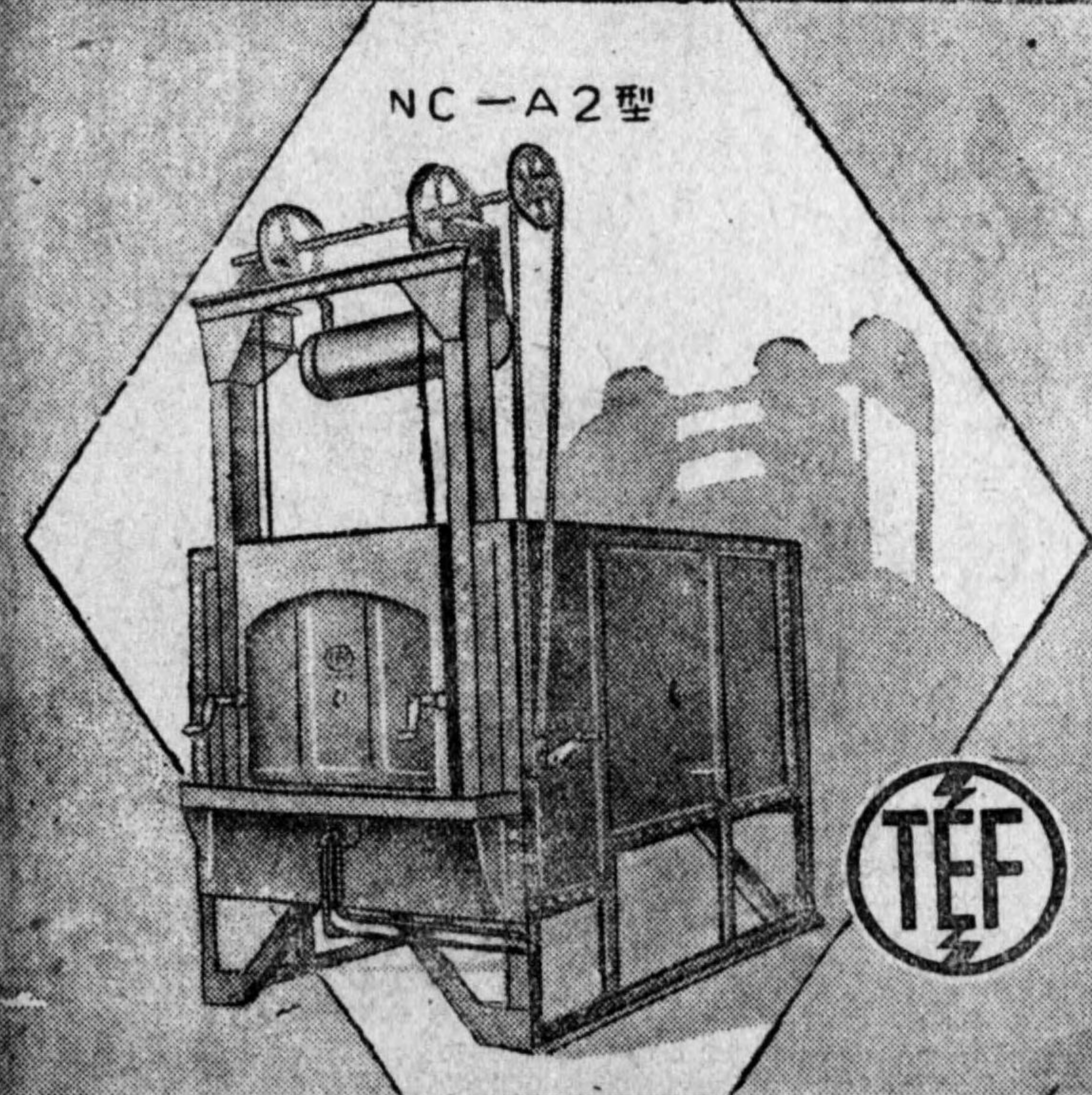
東京市東森区大森四丁目三九番地・電話大森(06)6466番
 池二工場 川崎市中之島・電話登戸121番

滿洲代理店 **福昌公司**

中支代理店 株式會社 **岡谷商店上海出張所**

東京電氣爐

NC-A2型



株式會社 鞍掛商會

東京市京橋区銀座西一丁目三番地・大阪出張所 電話土佐堀(44)4138番
 電話京橋(56)5718・6706番 奉天出張所 電話中央(2)5908番

富士式粉碎機

營業種目

- | | | | | | | | | |
|----------|----------|--------|--------|--------------|----------|----------|--------|--------|
| 9' | 8. | 7. | 6. | 5. | 4. | 3. | 2. | 1. |
| 一般化學機械製作 | 空氣淨化集塵裝置 | 空氣輸送裝置 | 各種型送風機 | マグネチックセパレーター | ジヨウクラツシヤ | ロールクラツシヤ | 空氣分離裝置 | 富士式粉碎機 |



富士化學機械製作所

營業所 東京市京橋區京橋二丁目三番地(酒井ビル)

電話 京橋 (56) 八六七番

工場 東京市大森區大森三丁目二二番地

電話 大森 8886・8638・4337・4450番

第二工場 東京市大森區大森二丁目一〇二番地

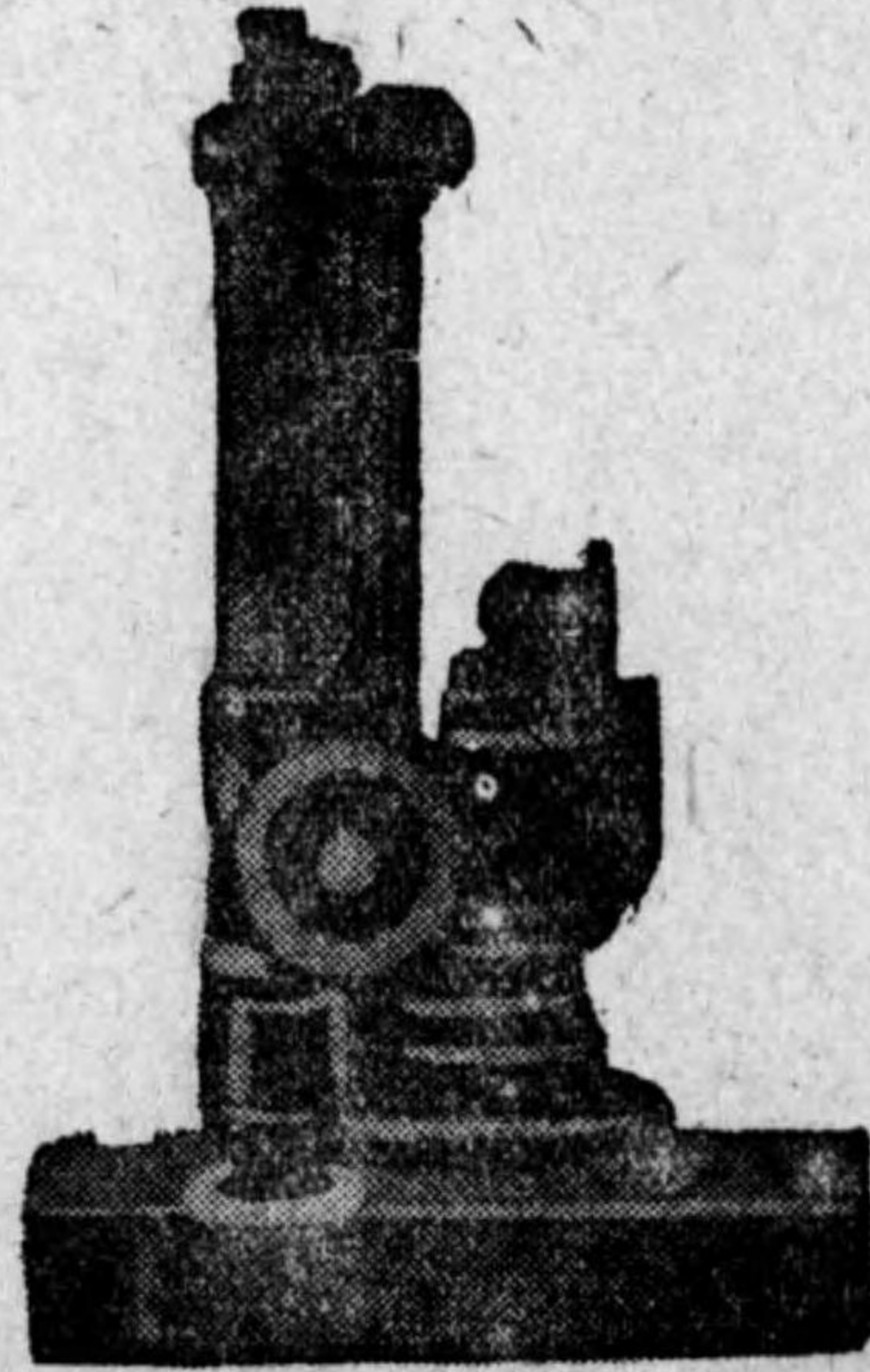
電話 大森 (06) 大五〇七番

營業種目
肥料、製粉、製油、人造絹毛
毛織物、飼料、製飴、工業藥品

昭和産業株式會社

東京市京橋區寶町一丁目
電話 京橋 七一七五九

斯界の最高標準品



精度 シリンダーボリマシン 第一位

自動車・航空機内燃機關用精密機械工具
 自動車修理工場設備品・各種電気試驗機
 國產車及外國車用各種部分品並附屬品
 商工省認定優良自動車部分品工場
 直輸出
 製造販賣



安全自動車業株式會社

本社・東京市赤坂區傳馬町三丁目
 支店・大阪・名古屋・靜岡・金澤・千葉
 工場・代々木・芝浦・深川・鶴見

價...三五

日本火工株式會社

東京・京橋・寶町・味ノ素ビル

價...三四

銑後産業を護る

工業用ゴム製品

ベルト
ホース
パワロック製品

廣...三六

横濱護謨製造株式會社

各種自動車部分品
附屬品用品機械工具

エンバイヤ自動車株式會社

東京市日本橋區吳服橋通
電話日本橋(24) 五三三八・四〇四一(5)

廣...三六

營業種類

鋼 鋼 銑

鐵・合金鐵
管・特殊鋼
材・副產物

資本金 一億四千三百二十五萬圓

鋼鉄一貫作業

NKK 日本鋼管株式會社

社長 白石元治郎

本社(營業所)

東京市麴町區丸ノ内一ノ二
電話丸ノ内(三五七一一)三五七八
神奈川縣川崎市南渡田町扇町
大阪此花區大開町
富山縣射水郡新湊町
新潟市沼垂町

新製品

チオナイト電線(特殊耐油護線)
ニースライト電線
モエナイト電線(燃性保護線)
超高壓用油入式電線
古河C合金線

古河水道用合金鉛管
古河電熱線及抵抗線
ダイキヤステンレス(銅合金其他)
古河耐摩耗性パンピス及パンプレート
古河磁性合金板



古川電氣工業株式會社

本社 東京丸ノ内

營業主要品目

電線・電纜
銅・真鍮製品
輕合金製品
蓄電池

販賣店

出張所

大阪 名古屋 門司
仙臺 札幌 東京 城
臺北 大連 上海
新 京 奉天 哈爾濱

昭和電工株式會社

社長 鈴木忠治

東京市京橋區寶町
(味ノ素ビルヂング)

鹽水港製糖株式會社

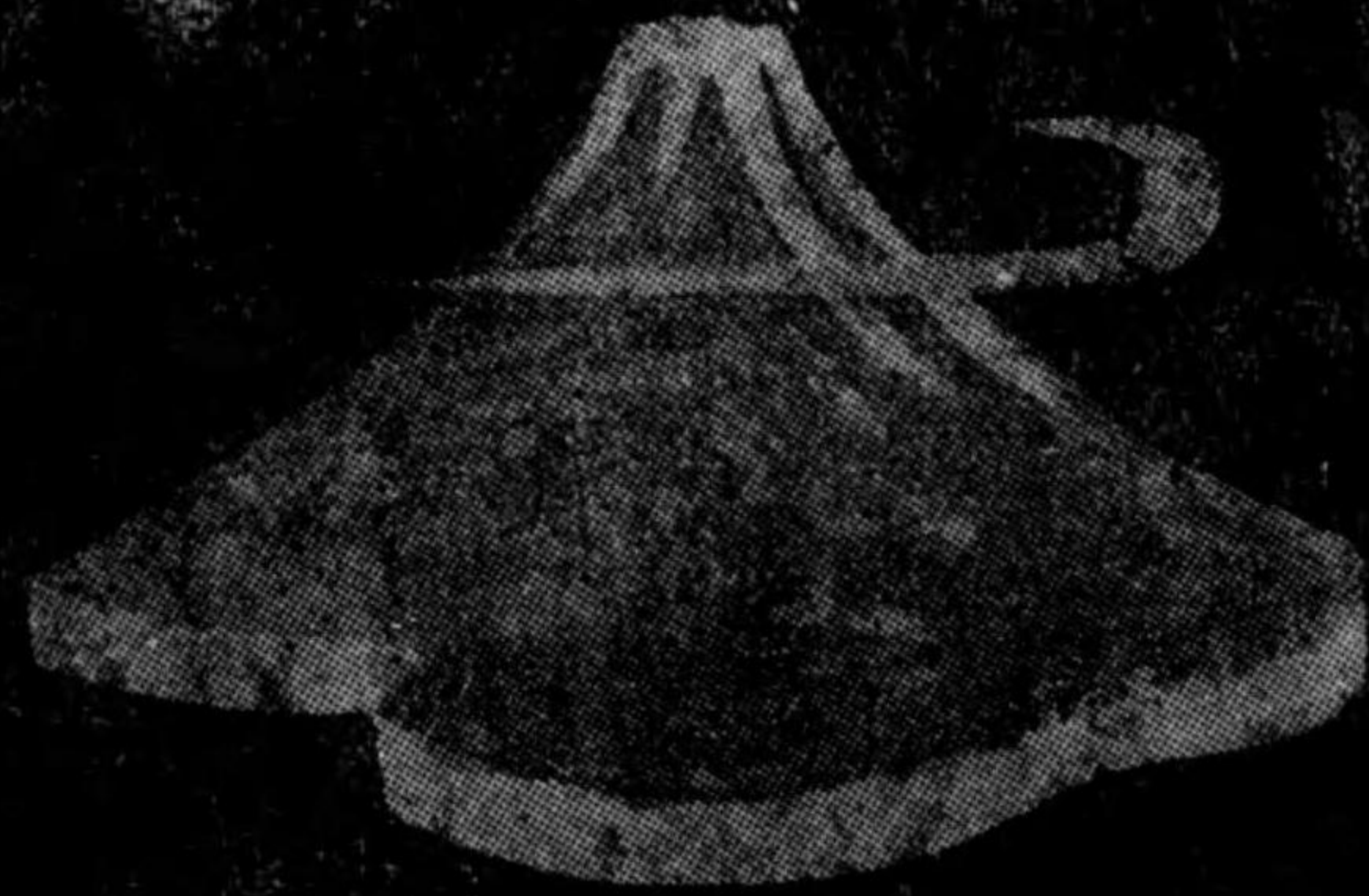
東京市日本橋區通一ノ六
電話日本橋〇二八一(5)〇二八七(2)

資本金六千參百萬圓
臺灣製糖株式會社



分蜜糖
耕地白糖
酒精製糖
酒糖精

富士印
角砂糖
白糖



本 社 台 港 高 雄 州 屏 東 市
東京出張所 東京市麹町區丸の内有樂館
子販賣所 三井物産株式會社

圖...四一

分蜜糖
精製糖

本 社 臺灣臺南州曾文郡麻豆街
東京事務所 東京市京橋區京橋二丁目



明治製糖株式會社

角糖
酒精

社 長 相 馬 半 治

廣...四三

法 規 集

精 耕 分 二 白
地 製 白

糖 糖 糖 糖 糖

創 立 明 治 二 十 八 年 十 二 月
資 本 金 六 千 一 百 九 十 七 萬 圓
拂 込 額 五 千 六 百 三 十 三 萬 二 千 五 百 圓

東 京 丸 ノ 內 昭 和 ビ ル デ ン グ



大 日 本 製 糖 株 式 會 社

社 長 藤 山 愛 一 郎

角 小 粉 酒 燐
型 砂 角 粉 酒 燐
砂 糖 糖 糖 糖 糖
石 精 糖 糖 糖 糖 糖

工 場 東 京 ・ 大 阪 ・ 門 司 ・ 朝 鮮
臺 灣 ・ 瓜 哇 ・ 大 東 島
販 賣 所 東 京 城 ・ 名 古 屋 ・ 大 阪 ・ 門 司

一 般

國家總動員法

昭和十三年四月一日
法律第五十五號
改正昭和十六年三月一日
法律第十八號

第一條 本法に於て國家總動員とは戰時（戰爭に準ずべき事變の場合を含む以下之に同じ）に際し國防目的達成の爲國の全力を最も有効に發揮せしむる様人的及物的資源を統制運用するを謂ふ。

第二條 本法に於て總動員物資とは左に掲ぐるものを謂ふ。

- 一 兵器、艦艇、彈藥其の他の軍用物資
- 二 國家總動員上必要な被服、食糧飲料及飼料
- 三 國家總動員上必要な醫藥品、醫療機械器具其の他の衛生用物資及家畜衛生用物資
- 四 國家總動員上必要な船舶、航空機、車輛、馬其の他の輸送用物資

五 國家總動員上必要な通信用物資
六 國家總動員上必要な土木建築用物資及照明用物資

七 國家總動員上必要な燃料及電力
八 前各號に掲ぐるものの生産、修理配給又は保存に要する原料、材料、機器、器具、裝置其の他の物資

九 前各號に掲ぐるものを除くの外勅令を以て指定する國家總動員上必要な物資

第三條 本法に於て總動員業務とは左に掲ぐるものを謂ふ。

一 總動員物資の生産、修理配給、輸出、輸入又は保管に關する業務

二 國家總動員上必要な運輸又は通信に關する業務

三 國家總動員上必要な金融に關する業務

四 國家總動員上必要な衛生、家畜、衛生又は救護に關する業務

五 國家總動員上必要な教育訓練に關する業務

六 國家總動員上必要な試験研究に關する業務

七 國家總動員上必要な情報又は啓發宣傳に關する業務

八 國家總動員上必要な警備に關する業務

九 前各號に掲ぐるものを除くの外勅令を以て指定する國家總動員上必要な業務

第四條 政府は戰時に際し國家總動員上必要なときは勅令の定むる所に依り帝國臣民を徵用して總動員業務に従事せしむることを得但し兵役法の適用を妨げず

第五條 政府は戰時に際し國家總動員上必要なときは勅令の定むる所に依り帝國臣民及帝國法人其の他の團體をして國地方公共團體又は政府の指定するものを行ふ總動員業務に付協力せしむることを得

第六條 政府は戰時に際し國家總動員上必要なときは勅令の定むる所に依り從業者の使用雇入、若し解雇、就職從業者は退職又は賃金給料其の他の從業條件に付必要なる命令を爲すことを得

第七條 政府は戰時に際し國家總動員上必要なときは勅令の定むる所に依り勞働爭議の豫防若し解決に關し必要な命令を爲し又は作業所の閉鎖、作業若し勞務の中止其の他の勞働爭議に關する行爲の制限若し禁

止を爲すことを得

第八條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り物資の生産、修理、配給、譲渡其の他の處分、使用消費、所持及移動に關し必要なる命令を爲すことを得

第九條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り輸出若し輸入の制限若し禁止を爲し輸出若し輸入を命じ、輸出税若し輸入税を課し又は輸出税若し輸入税を増課若し減免することを得

第十條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務若し收用し又は總動員業務を行ふものをして之を使用若し收用せしむることを得

第十一條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り會社の設立、資本の増加、合併、目的變更、社債の募集若し第二回以後の株金の拂込に付制限若し禁止を爲し、會社の利益金の處分、償却其の他經理に關し必要なる命令を爲し又は銀行、信託會社、保險會社其の他勅令を以て指定する者に對し資金の運用、債務

の引受若し債務の保證に關し必要なる命令を爲すことを得

第十二條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは總動員業務たる事業を營む會社の當該事業に屬する設備の費用に充つる爲の社債の募集又は資本の増加に付商法第二百條又は第二百十條の規定に拘らず勅令を以て別段の定を爲すことを得

第十三條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる事業に屬する工場、事業場、船舶其の他の施設又は轉用することを得る施設の全部又は一部を管理、使用又は收用することを得

第十四條 政府は前項に掲ぐるものを使用又は收用する場合に於て勅令の定むる所に依り其の従業員を供用せしめ又は當該施設に於て現に實施する特許發明若し登録實用新案を實施することを得

第十五條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務に必要なる土師若し家庭其の他の工作物を管理使用若し收用し又は總動員業務を行ふ者をして之を使用若し收用せしむることを得

第十六條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り鑛業權砂鑛及水の使用に關する權利を使用又は收用することを得

第十七條 前二條の規定に依り政府の收用したるもの不用に歸したる場合に於て收用したる時より十年内に拂下るとき又は第十三條第三項の規定に依り總動員業務を行ふ者の收用したる時より十年内に不用に歸したるときは勅令の定むる所に依り舊所有者若し舊權利者又は其の一般承繼人は優先に之を買受くることを得

第十八條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業に屬する設備の新設、擴張若し改良を制限若し禁止し又は總動員業務たる事業に屬する設備の新設、擴張若し改良を命ずることを得

第十九條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業に屬する設備又は權利の譲渡其の他の處分、出資、使用及移動に關し必要なる命令を爲すことを得

第二十條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り課税標準の計算に關する特例を設け又は租税の減免を爲すことを得

第二十一條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り新聞紙其の他の出版物の掲載に付制限又は禁止を爲すことを得

第二十二條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り新聞紙其の他の出版物にして國家總動員上支障あるもの、發賣及頒布を禁止し之を差押ふることを得此の場合に於ては併せて其の原版を差押ふることを得

第二十三條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り帝國臣民及帝國臣民を雇傭若し使用する者をして帝國臣民の職業能力に關する事項を申告せしめ又は帝國臣民の職業能力に關し検査することを得

第二十四條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り帝國臣民及帝國臣民を雇傭若し使用する者をして帝國臣民の職業能力に關する事項を申告せしめ又は帝國臣民の職業能力に關し検査することを得

上必要あるときは勅令の定むる所により事業の開始、委託、共同經營、譲渡、廢止若しは休止又は法人の目的變更、合併若し解散に關し必要なる命令を爲すことを得

第十七條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り同種若しは異種の事業の事業主間に於ける當該事業に關する統制協定の設定、變更若し廢止に付認可を受けしめ、統制協定の設定、變更若し取消を命じ又は統制協定の加盟者若し其の統制協定に加盟せざる事業主に對し其の統制協定に依るべきことを命ずることを得

第十八條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り同種若しは異種の事業の事業主又は其の團體に對し當該事業の統制又は統制の爲にする經營を目的とする團體又は會社の設立を命ずることを得前項の命令に依り設立せらるる團體は法人とす

第十九條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り同種若しは異種の事業の事業主又は其の團體に對し當該事業の統制又は統制の爲にする經營を目的とする團體又は會社の設立を命ずることを得前項の命令に依り設立せらるる團體は法人とす

第二十條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り同種若しは異種の事業の事業主間に於ける當該事業に關する統制協定の設定、變更若し廢止に付認可を受けしめ、統制協定の設定、變更若し取消を命じ又は其の構成員若しは構成員たる資格を有する者に對し團體統制規程に依るべきことを命ずることを得

第二十一條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り同種若しは異種の事業の事業主又は其の團體に對し當該事業の統制又は統制の爲にする經營を目的とする團體又は會社の設立を命ずることを得前項の命令に依り設立せらるる團體は法人とす

第二十二條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り同種若しは異種の事業の事業主又は其の團體に對し當該事業の統制又は統制の爲にする經營を目的とする團體又は會社の設立を命ずることを得前項の命令に依り設立せらるる團體は法人とす

第二十三條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り同種若しは異種の事業の事業主又は其の團體に對し當該事業の統制又は統制の爲にする經營を目的とする團體又は會社の設立を命ずることを得前項の命令に依り設立せらるる團體は法人とす

きは勅令の定むる所に依り學校、養成所、工場、事業場其の他技能者の養成に資する施設の管理者又は養成せらるべきものの雇主に対し國家總動員上必要な技能者の養成に關し必要な命令を爲すことを得

第二十三條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資の生産販賣又は輸入を業とする者をして當該物資又は其の原料若は材料の一定數量を保有せしむることを得

第二十四條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる事業の事業主または戰時に際し總動員業務を實施せしむべき者をして戰時に際し實施せしむべき總動員業務に關する計畫を設定せしめまたは當該計畫に基き必要なる演練を爲さしむることを得

第二十五條 政府は國家總動員上必要あるときは總動員物資の生産者は修理を業とする者または試験研究機關の管理者に對して試験研究を命ずることを得

第二十六條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所により總動員物資の生産または修理を業とする者に對し豫算の範

圍内に於て一定の利益を保證しまたは補助金を交付することを得此の場合に於て政府は其の者に對し總動員物資の生産若しくは修理を爲さしめまたは國家總動員上必要な設備を爲さしむることを得

第二十七條 政府は勅令の定むる所に依り第八條、第十條、第十三條、第十四條若は第十六條の二の規定に依る處分、第九條の規定に依る輸出若は輸入の命令第十一條の規定に依る資金の融通、有價證券の應募、引受若は買入、債務の引受若は債務の保證の命令、第十六條の規定に依る設備の新設、擴張若は改良の命令又は第十六條の三の規定に依る事業の委託、讓渡、廢止若は休止若は法人の目的變更若は解散の命令に依り生じたる損失を補償す但し第二項の場合はこの限に在らず

第二十八條 政府は第二十二條、第二十三條又は第二十五條の規定に依り命令を爲す場

合に於いては勅令の定むる所に依り之に因り生じたる損失を補償し又は補助金を交付す

第二十九條 前二條の規定に依る補償の金額及第十五條の規定に依る買受の價格は總動員補償委員會の議を経て政府之を定む

總動員補償委員會に關する規程は勅令を以て之を定む

第三十條 政府は第二十六條又は第二十八條の規定に依り利益の保證又は補助金の交付を受くる事業を監督し之が爲必要な命令又は處分を爲すことを得

第三十一條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要なる場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を檢査せしむることを得

第三十一條の二 左の各號の一に該當する者は十年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處す

一、第八條の規定に依る命令に違反したる者

二、第十九條の規定に依る命令に違反したる者

第三十二條 第九條の規定に依る命令に違反し輸出又は輸入を爲し又は爲さんとしたる者は三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處す

前項の場合に於いて輸出又は輸入を爲し又は爲さんとしたる物にして犯人の所有し又所持するものは之を沒收することを得若し其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴することを得

第三十三條 左の各號の一に該當する者は三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處す

一、第七條の規定に依る命令又は制限若は禁止に違反したる者

二、第九條の規定に依る命令に違反し輸出又は輸入を爲さざる者

三、第十條の規定に依る總動員物資の使用又は收用を拒み、妨げ又は忌避したる者

四、第十三條の規定に依る施設、土地若は工作物の管理、使用若は收用又は従業者の供用を拒み、妨げ又は忌避したる者

第三十四條 左の各號の一に該當する者は二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處す

一、第十一條の規定に依る制限若は禁止又は命令に違反したる者

第二十六條の規定に依る制限若は禁止又は命令に違反したる者

第三十六條の二の規定に依る命令に違反したる者

第四十六條の三の規定に依る命令に違反したる者

第五十七條若は第十八條第五項の規定に違反し認可を受けずして統制協定若は統制規程を設定、變更若は廢止し又は第七條若は第十八條第五項の規定に依る命令に違反したる者

第六十三條の規定に依る命令に違反し保有を爲さざる者

第七、第二十六條の規定に違反し生産、修理又は設備を爲さざる者

第三十五條 前四條の罪を犯したる者には情狀に因り懲役及罰金を併科することを得

第三十六條 左の各號の一に該當する者は一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す

一、第四條の規定に依る徵用に應ぜず又は同條の規定に依る業務に従事せざる者

二、第六條の規定に依る命令に違反したる者

第三十七條 左の各號の一に該當する者は三年以下の罰金に處す

一、第二十二條の規定に依る命令に違反したる者

二、第二十四條の規定に依る命令に違反したる者

三、第二十五條の規定に依り命令に違反し試験研究を爲さざる者

第三十八條 左の各號の一に該當する者は千圓以下の罰金に處す

一、第十八條第一項の規定に依る命令に違反し團體又は會社の設立を爲さざる者

二、第十八條第六項の規定に依る命令に違反したる者

三、第三十條の規定に依る命令又は處分に違反したる者

四、第三十一條の規定に依る報告を怠り又は虚偽の報告を爲したる者

第三十九條 第二十條第一項の規定に依る制限又は禁止に違反したるときは新聞紙に在りては發行人及編輯人、其の他の出版物に在りては發行者及著作者を二年以下の懲役若は禁錮又は二千圓以下の罰金に處す

新聞紙に在りては編輯人以外に於て實際編輯を擔當したる者及掲載の記事に署名したる者

第二十六條の規定に依る制限若は禁止又は命令に違反したる者

第三十六條の二の規定に依る命令に違反したる者

第四十六條の三の規定に依る命令に違反したる者

第五十七條若は第十八條第五項の規定に違反し認可を受けずして統制協定若は統制規程を設定、變更若は廢止し又は第七條若は第十八條第五項の規定に依る命令に違反したる者

第六十三條の規定に依る命令に違反し保有を爲さざる者

第七、第二十六條の規定に違反し生産、修理又は設備を爲さざる者

第三十五條 前四條の罪を犯したる者には情狀に因り懲役及罰金を併科することを得

第三十六條 左の各號の一に該當する者は一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す

一、第四條の規定に依る徵用に應ぜず又は同條の規定に依る業務に従事せざる者

二、第六條の規定に依る命令に違反したる者

第三十七條 左の各號の一に該當する者は三年以下の罰金に處す

一、第二十二條の規定に依る命令に違反したる者

二、第二十四條の規定に依る命令に違反したる者

三、第二十五條の規定に依り命令に違反し試験研究を爲さざる者

第三十八條 左の各號の一に該當する者は千圓以下の罰金に處す

一、第十八條第一項の規定に依る命令に違反し團體又は會社の設立を爲さざる者

二、第十八條第六項の規定に依る命令に違反したる者

三、第三十條の規定に依る命令又は處分に違反したる者

四、第三十一條の規定に依る報告を怠り又は虚偽の報告を爲したる者

第三十九條 第二十條第一項の規定に依る制限又は禁止に違反したるときは新聞紙に在りては發行人及編輯人、其の他の出版物に在りては發行者及著作者を二年以下の懲役若は禁錮又は二千圓以下の罰金に處す

新聞紙に在りては編輯人以外に於て實際編輯を擔當したる者及掲載の記事に署名したる者

る亦者前項に同じ

第四十條 第二十條第二項の規定に依る差押處分の執行を妨害したる者は六月以下の懲役若しくは禁錮又は五百圓以下の罰金に處す

第四十一條 前二條の罪には刑法併合罪の規定を適用せず

第四十二條 第三十一條の規定に依る該官吏の検査を拒み、妨げ又は忌避したる者は六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

第四十三條 第二十一條の規定に違反して申告を怠り又は検査を拒み、妨げ若しくは忌避したる者は五十圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處す

第四十四條 總動員業務に従事したる者其の業務遂行に關し知得したる當該官廳指定の總動員業務に關する官廳の機密を漏洩又は竊用したるときは二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す公務員は其の職に在りたる者職務上知得したる當該官廳指定の總動員業務に關する官廳の機密を漏洩又は竊用したるときは五年以下の懲役に處す

第四十五條 公務員は其の職に在りたる者本法の規定に依る職務執行に關し知得したる法人又は人の業務上の秘密を漏洩又は竊用したるときは二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す

第四十六條 第十八條第一項又は第三項の規定に依り事業の統制を目的として設立せられたる團體又は會社其の他本法に依る命令に依り統制を爲す法人其の他の團體の役員又は使用人其の他の團體の役員若しくは使用人又は其の職に在りたる者其の業務執行に關し知得したる法人又は人の業務上の秘密を漏洩又は竊用したるとき亦前項に同じ

第四十七條 前條第一項に掲ぐる者に對し賄賂を交付、提供又は約束したる者は二年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

第四十八條 前條の規定は本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人其の他の従業者が本法施行地外に於て爲したる行為にも之を適用す

第四十九條 前條の規定は本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人其の他の従業者が本法施行地外に於て爲したる行為に付亦同じ

第五十條 本法施行に關する重要事項(軍機に關するものを除く)に付政府の諮問に應ずる爲め國家總動員審議會を置く

國家總動員審議會に關する規程は勅令を以て之を定む

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

軍需工業動員法及昭和十二年法律第八十八號は之を廢止す

本法施行前軍需工業動員法に基きて爲したる命令又は之を本法中の相當規定に基きて爲したるものと看做す

軍需工業動員法に違反したる者の處罰に付ては仍舊法に依る

輸出入品等に關する臨時措置に關する法律

第一條

政府は支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲めに必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り物品を特定し輸出または輸入の制限または禁止を爲すことを得

第二條 政府は支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲めに必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り物品を特定し輸出または輸入の制限または禁止を爲すことを得

第三條 政府は第一條の制限若しくは禁止または第二條の命令若しくは處分に關する事項に付報告を徴しまたは帳簿其の他の検査を爲すことを得

第四條 第一條の規定に依りて爲す制限または禁止に違反して輸出または輸入を爲したるは一萬圓以下の罰金に處す

前項の場合に於ては輸出または輸入を爲しまたは爲さんとしたる物品にして犯人の所有しまたは所持するものを沒收することを得若し其の全部または一部を沒收することを得はざる時は其の價額を追徴することを得

第五條 政府は支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲めに必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り其の會員たる資格を有する者は其の會員とす

第六條 政府は支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲めに必要ありと認むるときは輸入の制限其の他の事由に因り需給關係の調整を必要とする物品に付左の措置を爲すことを得

一 命令の定むる所に依り當該物品を原料にする製品の製造に關し必要なる事項を命じまたは制限を爲すこと

二 當該物品または之を原料とする製品の配給、讓渡、使用または消費に關し必要なる命令を爲すこと

第二條の二 前條の物品の需給に關係ある産業を營む者または其の組織する團體は當該物品の需給關係を調整する爲め政府の認可を受け需給調整協議會を組織することを得

前項の需給調整協議會を組織せざる場合に於て政府支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲めに必要ありと認むるときは前項の者に對し需給調整協議會の組織を命ずることを得

前項の規定に依り組織を命ぜられたる者其の認可を申請せざる時は政府は規約の作成其の他 組織に關し必要なる處分を爲すことを得需給調整協議會の成立ありたるときは勅令の定むる所に依り其の會員たる資格

前項の罪を犯したる者自首したるときは其の刑を減輕又は免除することを得

第四十八條 法人の代表者又は法人若しくは代理人、使用人其の他の従業者其の法人又は人の業務に關し第三十一條の二乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又は第四十三條前段の違反行為を爲したるときは行為者を罰するの外其の法人又は人に對し各本條の罰金刑又は科料刑を科す

第四十九條 前條の規定は本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人其の他の従業者が本法施行地外に於て爲したる行為にも之を適用す

本法の罰則は本法施行地外に於て罪を犯したる帝國臣民にも之を適用す

第五十條 本法施行に關する重要事項(軍機に關するものを除く)に付政府の諮問に應ずる爲め國家總動員審議會を置く

國家總動員審議會に關する規程は勅令を以て之を定む

を有する者は其の會員とす

第一條の三 政府は支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲めに必要ありと認むるときは需給調整協議會に對し當該物品の需給關係の調整に關し必要なる決定を爲すべきことを命じまたは需給調整協議會の會員に對し需給調整協議會の決定に従ふべきことを命ずることを得

第二條の四 本法に定むるものの外需給調整協議會及需給調整協議會に依る需給關係の調整に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む

第三條 政府は第一條の制限若しくは禁止または第二條の命令若しくは處分に關する事項に付報告を徴しまたは帳簿其の他の検査を爲すことを得

第四條 第一條の規定に依りて爲す制限または禁止に違反して輸出または輸入を爲したるは一萬圓以下の罰金に處す

前項の場合に於ては輸出または輸入を爲しまたは爲さんとしたる物品にして犯人の所有しまたは所持するものを沒收することを得若し其の全部または一部を沒收することを得はざる時は其の價額を追徴することを得

昭和十二年九月十日
法律第九十二號
改正昭和十三年
法律第八十五號
改正昭和十六年三月三日
法律第二十號

得
第五條 第二條の規定に依る命令若し處分または其の命令に基きて爲す處分に違反したる者は七年以下の懲役または五萬圓以下の罰金に處す

第六條 第三條の規定に違反し報告を爲さず虚偽の報告を爲しまたは検査を拒み、妨げ若し忌避したる者は六月以下の禁錮または三千圓以下の罰金に處す本法に基きて發する命令に依り政府に提出する許可の申請書其の他の書類に虚偽の記載を爲したる者亦同

第七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人其の他の従業者が其の法人又は人の業務に關して第四條、第五條又は第六條の違反行為を爲したるときは行為者を罰するの外其の法人又は人に對し亦罰金刑を科す

第八條 前五條の罰則は本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人其の他の従業者が本法施行地外に於て爲したる行為にも之を適用す本法

第一章 總 則

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)に於て依る場合を含む以下同じ
第十八條の規定に基く重要産業に於ける事業の統制を目的とする團體に付ては別に定めるものを除くの外本令の定むる所に依る
第二條 本令を適用すべき重要産業は閣令を以て之を定む

第三條 本令に依る團體は統制會及統制組合とす
統制會又は統制組合は其の名稱中に統制會又は統制組合なる文字を用ふべし但し主務大臣の認可を受けたるときは此の限りに在らず

第二章 統制會
第四條 統制會は國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲當該産業の綜合的統制運営を圖り且當該産業に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とす
第五條 統制會は産業の種類別に之を設立す
第六條 統制會は其の目的を達する爲左に掲ぐる事業を行ふ

一、當該産業における生産及配給並に當該産業に要する資材、資金、勞務等の需給

施行地に住所を有する人又は其の代理人使用人其の他の従業者が本法施行地外に於て爲したる行為に付亦同じ

第九條 本法に依る命令により統制を爲す法人其の他の團體の役員又は使用人其の擔當する統制事務に關し賄賂を收受し又は之を要求若しくは約束したるときは二年以下の懲役に處す因つて不正の行為を爲し又は相當の行為を爲さざるときは五年以下の懲役に處す

第十條 前條第一項に掲ぐる者に對し賄賂を交付、提供又は約束したる者は二年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す
前項の罪を犯したる者自首したるときは其の刑を減輕又は免除することを傳

本法は施行の期日は勅令を以て之を定む
重要産業團體令
(昭和十六年八月三十日公布
九月一日實 施)

附 則
るときは閣令の定むる所に依り前條の規定により會員たる資格を有する者に對し統制會の設立を命ずべし
前項の規定による統制會設立の命令ありたるときは閣令の定むる所により創立總會を開き之に諮りて定款其の他統制會の設立に必要な事項を定め主務大臣の認可を受くべし

第九條 統制會の定款には左に掲ぐる事項を記載すべし
一、目的
二、名稱
三、事務所の所在地
四、會員に關する規定
五、事業及其の執行に關する規定
六、役員に關する規定
七、會議に關する規定
八、會計に關する規定

第十條 統制會は第八條第二項の認可ありたる時又は國家總動員法第十八條第三項の規定に依り定款の作成ありたる時成立す
前項の場合に於ては主務大臣は統制會成立の旨及定款を告示すべし

第十一條 統制會成立したるときは其の會員たる資格を有する者は總て其の統制會の會員とす
第十二條 統制會には左の役員を置くべし
會長 一人
理事 若干人
監事 若干人
評議員 若干人
統制會には前項の役員の外定款の定むる所に依り副會長二人以内又は理事長一人を置くことを得

第十三條 會長は統制會を代表し當該産業の統制指導其の他の職務を總理す
副會長は會長を輔佐し務め會長の定むる順位に依り會長事故あるときは其の職務を代理し會長缺員のときは其の行ふ
理事長は會長及副會長を輔佐し職務を掌理し會長及副會長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長及副會長共に缺員のときは會長の職務を行ふ
理事は會長、副會長及理事長之を輔佐し職務を分掌し務め會長の定むる順位に依り會長、副會長及理事長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長、副會長及理事長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長

に事故あるときは會長の職務を代理し會長

第八條 主務大臣統制會を設立せしめんとす

一、當該産業を營む者
二、當該産業を營む者を以て組織する團體
三、第一號に掲ぐる者及前號に掲ぐる團體を以て組織する團體又は前號に掲ぐる團體を以て組織する團體

第七條 統制會の會員たる資格を有する者は左に掲ぐる者にして主務大臣の指定するものとす
一、當該産業を營む者
二、當該産業を營む者を以て組織する團體
三、第一號に掲ぐる者及前號に掲ぐる團體を以て組織する團體又は前號に掲ぐる團體を以て組織する團體

第六條 第三條の規定に違反し報告を爲さず虚偽の報告を爲しまたは検査を拒み、妨げ若し忌避したる者は六月以下の禁錮または三千圓以下の罰金に處す本法に基きて發する命令に依り政府に提出する許可の申請書其の他の書類に虚偽の記載を爲したる者亦同

副會長及理事長共に缺員のときは會長の職務を行ふ

監事は統制會の財産の状況を監査す
評議員は會長の諮問に對し答申し又は會長に對し意見を具申す

第十四條 會長は銓衡委員の推薦したる者の中より主務大臣之を命ず
前項の銓衡委員は當該産業に關し經驗ある者の中より主務大臣之を命ず

副會長、理事長、理事及評議員は當該産業に關し經驗ある者及學識ある者の中より會長之を命ず
監事は閣令の定むる所に依り評議員之を選任す

第三項の規定に依る副會長、理事長及理事の任命は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず
主務大臣第一項の規定に依る任命又は前項の認可を爲したるときは其の旨を告示すべし

第十五條 統制會の役員は左の通りとす
會長 三年
副會長 三年

理事長 三年

理事 三年
監事 二年
評議員 二年

會長必要ありと認むるときは任期中と雖も副會長理事長又は理事を認任することを得
前項の解任は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず主務大臣前項の認可を爲したるときは其の旨を告示すべし

第十六條 會長、副會長、理事長及理事は他の職務又は商業に従事することを得ず但し主務大臣の認可を受けたるときは此の限りに在らず

第十七條 統制會は當該産業に關する事項に付關係各大臣に建議することを得
統制會は關係各大臣の諮問に對し答申すべし

第十八條 統制會は其の會員及會員たる團體を組織する者に對し當該産業に關する事項の調査を爲す爲必要な資料の提出を求むることを得前項の規定に依り資料の提出を求められたる者は遅滞なく之を提出すべし
第十九條 統制會は定款の定むる所に依り其の會員に對し經費を賦課することを得

第二十條 統制會は其の事業を行ふ爲特に必要あるときは閣令の定むる所に依り主務大臣の認可を受け其の會員の全部又は一部に對し前條の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課することを得

第二十一條 統制會は定款の定むる所に依り定款又は統制規程に違反したる會員に對し過怠金を課することを得
第二十二條 第十九條若は第二十條の規定に依る賦課金又は過怠金を滞納する者ある場合に於て統制會の請求あるときは市町村税の例に依り之を處分す比の場合に於て統制會は其の徴收金額の百分の四を市町村に交付すべし

前項中町村とあるは町村制を施行せざる地に在りては之に準すべきものとす
第一項の規定に依る徴收金の先取特權の順位は市町村其の他之に準すべきもの、徴收金に次ぎ其の時効に付ては市町村税の例に依る

前二項中町村とあるは町村制を施行せざる地に在りては之に準すべきものとす
第二十三條 統制會は其の會員又は會員たる團體を組織する者の當該産業に屬する事業

に關する統制規程を設定すべし

第二十四條 定款の變更並に統制規程の設定及變更は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず主務大臣前項の認可を爲したるときは其の旨を告示すべし

第二十五條 統制會の會員及會員たる團體を組織する者は當該統制會の統制規程に依るべし

第二十六條 統制會必要ありと認むるときは統制會の役員又は使用人をして會員及會員たる團體を組織する者の業務若は財産の状況又は帳簿書類、設備其の他の物件を検査せしむることを得

統制會の會員及會員たる團體を組織する者は前項の規定に依る検査を拒み、妨げ又は忌避することを不得

統制會第一項の規定に依り役員又は使用人をして検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證據を携帯せしむべし

第二十七條 會長當該統制會の會員たる法人又は會員たる團體を組織する法人の理事、取締役其の他法人の業務を執行する役員が行爲か左の各號の一に該當し當該産業の運営上特に支障ありと誘むるときは主務大臣

の認可を受け當該法人に對し其の役員の解任を命ずることを得但の當該統制會の會員たる統制組合の理事長に付ては此の限に在らず

一、法令又は法令に基きて爲す行政官廳の處分に違反したるとき
二、公益を害したるとき
三、統制規程に違反したるとき

第二十八條 通常總會は毎年一回會長之を招集す
會長事故あるときは何時ににても臨時總會を招集することを得

第二十九條 左に掲ぐる事項は總會に諮り會長之を決す
一、定款の變更
二、收支豫算
三、第十九條又は第二十條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第三十條 會長は毎年總會に統制會の事業の状況を報告し監事をして財産の状況を報告せしむべし

第三十一條 行政官廳必要ありと認むるときは國家總動員法第三十一條の規定に依り統制會又は其の會員若は會員たる團體を組織

する者より其の事業に關し報告を徴し又は當該官吏をして其の事務所、營業所、工場、事業場其の他の場所に臨檢し業務の状況若は帳簿書類、設備其の他の物件を検査せしむることを得

第三十二條 關係各大臣は統制會に對し當該産業に關する事項の調査を命ずることを得
第三十三條 主務大臣當該産業の統制運営上必要ありと認むるときは統制會に對し必要な事業の施行を命じ又は定款の變更其の他必要な事項を命ずることを得

第三十四條 主務大臣は統制會に對し業務及會計に關し監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得
主務大臣必要ありと認むるときは監査の結果を報告せしむることを得

第三十五條 主務大臣は會長の行爲が法令又は法令に基きて爲す處分に違反したるとき公益を害したるとき其の他當該産業の統制運営上會長不適當なりと認むるときは之を解任することを得

主務大臣は副會長、理事長、理事又は評議員の行爲が法令若しは法令に基きて爲す處分に違反したるとき又は公益を害したるときは之を解任することを得
主務大臣前二項の規定に依り會長、副會長、理事長又は理事を解任したるときは其の旨を告示すべし

第三十六條 統制會は主務大臣の命令に因りて解散す
主務大臣前項の命令を爲したるときは其の旨を告示すべし

第三章 統制組合

第三十七條 統制組合は國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲當該産業の統制運営を圖り且當該産業に關する國策の遂行に協力することを目的とす
第三十八條 統制組合は一定地區に於て産業の種類別に之を設立す
前項の地區は特別の場合を除くの外道府縣又は二以上の道府縣の區域に依る
第三十九條 統制組合は其の目的を達する爲左に掲ぐる事業を行ふ
一、當該地區内の當該産業に於ける生産及配給に關する統制指導其他組合員の當

該産業に關する統制指導
二、當該地區内に於ける當該産業の整備確立
三、技術向上、能率の増進、經理の改善其他組合員の當該産業に屬する事業の發達に關する施設
四、當該地區内に於ける當該産業に關する調査及研究
五、組合員の當該産業に屬する事業に關する検査
六、前各號に掲ぐるもの、外統制組合の目的を達するに必要なる事業

第四十條 統制組合の組合員たる資格を有する者は左に掲ぐる者にして主務大臣の指定するものとする
一、當該地區内に於て當該産業を営む者
二、當該地區内に於て當該産業を営む者を以て組織する團體
三、第一號に掲ぐる者及前號に掲ぐる團體を以て組織する團體又は前號に掲ぐる團體を以て組織する團體を以て組織する團體
第四十一條 主務大臣統制組合を設立せしめんとするときは開令の定まる所に依り地區

を定め前條の規定に依り組合員たる資格を有する者に對し統制組合の設立を命ずべし
第四十二條 統制組合の定款には左に掲ぐる事項を記載すべし
一、目的
二、名稱
三、地區
四、事務所の所在地
五、組合員に關する規定
六、事業及其の執行に關する規定
七、役員に關する規定
八、會議に關する規定
九、會計に關する規定

第四十三條 統制組合には左の役員を置くべし
理事長 一人
理事 若干人
監事 若干人
評議員 若干人
統制組合には前項の役員の外定款の定まる所に依り副理事長二人以内を置くことを得
第四十四條 理事長は統制組合を代表し當該産業の統制指導其他の組合事務を總理す理事長は當該産業に關し經驗ある者及學識

第四章 雜則

ある者の中より當該統制組合の所屬する統制會の會長之を命ず當該統制組合の所屬する統制會なきときは當該産業に關し經驗ある者及學識ある者の中より主務大臣之を命ず
前項前段の規定に依る理事長の任命は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず

第四十五條 第十三條第二項第四項乃至第六項及第十四條第三項乃至第五項の規定は統制組合の副理事長、理事、監事及評議員に之を準用す
第四十六條 統制組合の役員は左の通とす
理事長 三年、副理事長 三年
理事 三年、監事 二年
評議員 二年

理事長必要ありと認むるときは任期中と雖も副理事長又は理事を解任することを得
前項の解任は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず
第十五條第三項の規定は前項の場合に之を準用す
第四十七條 統制會の會長は當該統制會の會

員たる統制組合の理事長の行爲が法令又は法令に基きて爲す行政官廳の處分に違反したるとき、公益を害したるとき其他當該産業の統制運営上理事長を不適當なりと認むるときは之を解任することを得
前項の解任は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず
第四十八條 統制組合は定款の定まる所に依り總會に代るべき總代會を設けることを得
第二十八條乃至第三十條の規定は前項の總代會に之を準用す
第四十九條 統制組合は開令の定まる所に依り登記を爲すことを要す
前項の規定に依り登記すべき事項は登記の後非ざれば之を以て第三者に對抗することを得す

第五十條 第八條第二項、第十條、第十一條第十七條乃至第二十六條、第二十八條乃至第三十四條、第三十五條第一項第二項及第三十六條第一項の規定は統制組合に之を準用す但し主務大臣又は關係各大臣とあるは第八條第二項、第十條第二項及第三十六條第一項に規定する場合を除くの外行政官廳とす

第五十一條 第十七條第二項、第三十一條第一項及第三十二條(各前條に於て準用する場合を含む)並に第三十三條(前條に於て準用する場合を含む)以下本條及第五十二條に於て同じ)中關係各大臣、行政官廳又は主務大臣とあるは當該諮問、報告、臨檢検査又は命令が軍事上の必要に基く場合に於ては陸軍大臣は海軍大臣とす
陸軍大臣又は海軍大臣第三十三條の規定に依り命令を爲さんとするときは當該統制會又は當該統制組合の所管大臣に協議すべし
第五十二條 當該統制會又は當該統制組合の所管大臣第三十三條の規定に依り命令を爲さんとする場合に於て當該命令が軍事上に影響を及ぼすべきものなるときは陸軍大臣又は海軍大臣に協議すべし

第五十三條 第五十一條第一項の場合を除くの外本令中主務大臣、關係各大臣又は當該統制會又は當該統制組合の所管大臣とあるは朝鮮、臺灣、樺太又は南洋群島(以下外地と稱す)に在りては朝鮮總督、臺灣總督

樺太廳長官又は南洋廳長官とす

第七條各號の一に該當する者にして内地に在るものと同條各號の一に該當する者にして外地に在るものとを以て組織する統制會に關する場合に在りては本令中主務大臣又は當該統制會又は當該統制組合の所管大臣とあるは外地のみに關する場合に限り前項の規定に拘らず各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又は南洋廳長官とす

第二十二條中市町村とあるは朝鮮に在りては府邑面、臺灣に在りては市街庄、南洋群島に在りては南洋群島地方費とし市町村税とあるは朝鮮に在りては國稅、臺灣に在りては市街庄税、南洋群島に在りては地方費税とし百分の四とあるは朝鮮に在りては百分の五とす

第三十八條中道府縣とあるは朝鮮に在りては道、臺灣に在りては州又は廳、樺太及南洋群島に在りては支廳管轄區域とす

第二項の統制會に關する場合を除くの外本令中閣令とあるは朝鮮又は臺灣に在りては總督府令、樺太又は南洋群島に在りては廳令とす

第五十四條 主務大臣前條第二項の統制會に

設立を命ずる場合に於ては左に掲ぐる事項を指定し之を告示す

一 産業の種類

二 設立の認可を申請すべき期限

前項の場合に於て主務大臣は會員たる資格を有する者の中より設立委員を命じ其の氏名または名稱及住所を告示す

前項の告示ありたるときは設立委員は遲滞なく創立總會を招集すべし

第二條 創立總會を招集するには會員たる資格を有する者に對し少くとも二週間前に會議の目的たる事項日時及場所を示し招集の通知を發すべし

第三條 左に掲ぐる事項は創立總會に諮り設立委員之を定む

一 定款

二 統制會の負擔に歸すべき創立費及其の償却方法

三 初年度の收支豫算及初年度に於ける令第十九條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第四條 創立總會終結したるときは設立委員は遲滞なく統制會の設立認可を申請すべし

設立認可申請書には定款、創立總會の議事

關し左に掲ぐる處分を爲さんとするときは朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又は南洋廳長官に協議すべし

一、第七條の規定に依る指定又は第十四條第一項若し第二項の規定に依る任命但し第七條の規定に依る指定は同條各號の一に該當する者にして外地に在るものを指定する場合に限る

二、第八條第一項、第三十三條又は第三十六條第一項の規定に依る命令は會員又は會員たる團體を組織する者が外地に於て行ふ事業に關するものなる場合に限る

三、第八條第二項、第十四條第十項、第十五條第三項、第十六條、第二十條、第二十四條第一項、又は第二十七條の規定に依る認可但し第二條の規定に依る認可は當該統制會の會員にして外地に本店又は主たる事務所を有するもの、役員を命ずる場合に限る

四、第三十五條第一項又は第二項の規定に

錄の謄本並に前條第二號及第三號に掲ぐる事項を記載したる書面を添附すべし

第五條 監事の選任は評議員の過半数を以て之を爲す

第六條 評議員の任命または監事の選任ありたるときは統制會は遲滞なく其の氏名及住所を主務大臣に届出づべし

會長、副會長、理事長、理事、監事または評議員辭任または死亡したるときは統制會は遲滞なく其の旨を主務大臣に届出づべし

其の者の任期満了したるとき亦同じ會長、副會長、理事長または理事に付前項の届出ありたるときは主務大臣は其の旨を告示すべし

第七條 統制會令第二十條の規定に依る認可を受けんとするときは左に掲ぐる事項を記載したる申請書を主務大臣に提出すべし

一 特別の賦課金を必要とする事由

二 特別の賦課金の收支豫算及賦課徴收方法

前項の申請書には前項第二號の收支豫算の明細書及總會の議事錄の謄本を添付すべし

第八條 總會を招集するには會員に對し少くとも二週間前に會議の目的たる事項、日時

依る解任

第五十五條 朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又は南洋廳長官左に掲ぐる處分を爲さんとするときは主務大臣に協議すべし

一、第五十三條第二項の統制會に對する第三十三條の規定に依る命令

二、第五十三條第二項の統制會ある場合に於て第四十一條の規定に依りて爲す當該産業に關する統制組合の設立の命令

三、第五十三條第二項の統制會の會員たる統制組合に對する第五十條に於て準用する第三十六條第一項の規定に依る命令

第五十六條 本令に規定するものを除くの外統制會及統制組合に關し必要なる事項は閣令を以て之を定む

附 則
重要産業團體令
施行規則

（昭和十六年九月一日公布）
（即日 日 實 施）

第一章 統制會
第一條 主務大臣重要産業團體令（以下令と稱す）第八條第一項の規定に依り統制會の

及場所を示し招集の通知を發すべし

第九條 毎事業年度の收支豫算及令第十九條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法決定したるときは統制會は遲滞なく之を主務大臣に届出づべし其の變更ありたるとき亦同じ

第十條 統制會は解散の後と雖も清算の目的の範圍内に於ては仍存續するものと看做す

第十一條 主務大臣統制會の解散を命じたる場合に於ては其の旨を當該統制會の主たる事務所所在地の區裁判所に通知すべし

前項の通知ありたるときは裁判所は職權を以て清算人を選任す

裁判所必要ありと認むるときは職權を以て清算人を選任することを得裁判所清算人を選任または解任したるときは其の旨を主務大臣に通知すべし

第十二條 清算人は統制會を代表し清算を爲すに必要な一切の行爲を爲す權限を有す

第十三條 清算人は清算及財産處分の方法を定め裁判所の認可を受くべし

裁判所必要ありと認むるときは清算人に對し清算及財産處分の方法の變更其他監督

上必要な命令を爲すことを得
第十四條 統制會は解散の後と雖も裁判所の
認可を受け其の債務を完済するに必要なる
金額を賦課徴収することを得
前項の賦課徴収に關しては令第二十二條及
第五十三條第三項の規定を準用す

第十五條 主務大臣は裁判所に對し清算に關
し意見を述ぶることを得
第十六條 統制會の清算終了したるときは裁
判所は其の旨を主務大臣に通知すべし
前項の通知ありたるときは主務大臣は其の
旨を告示すべし

第二章 統制組合
第十七條 主務大臣令第四十一條の規定に依
り統制組合の設立を命ずる場合に於ては左
に掲ぐる事項を指定し之を告示す
一 産業の種類
二 地區
三 設立の認可を申請すべき期限

第十八條 第一條第二項第二項、第二條乃至
第五條、第六條第一項第二項、第七條乃至
第十條、第十一條第一項乃至第四項、第十
一條乃至第十五條及第十六條第一項の規定
は統制組合に之を準用す但し主務大臣とあ
るは第一條第二項及第十一條第一項に規定
する場を除外し其の外行政官廳とし總會とあ
るは總會または總代會とし第八條中會員と
あるは組合員または總代會を構成する者と
す
第十九條 統制組合成立したるときは各事務
所の所在地に於て左に掲ぐる事項を登記す
ることを要す
一 目的、二 名稱、三 地區、四 事務所、
五 成立の年月日、六 理事長、副理事の
氏名及住所
前項に掲ぐる事項に変更を生じたるときは
變更の登記を爲すことを要す
第二十條 統制組合成立の後別に事務所を設
けたるときは其の事務所の所在地に於ては
前條第一項に掲ぐる事項を登記することを
要す但し既に存する事務所の所在地の登記
所の管轄区域内に於て新に事務所を設けた
るときは其の事務所を設けたことを登記
するを以て足る
第二十一條 統制組合が事務所を移轉したる
ときは當所在地に於ては移轉の登記を爲し
新所在地に於ては第十九條第一項に掲ぐる
事項を登記することを要す但し同一の登記
するを以て足る

第二十八條 非訟事件手続法第二百二十五條第
一項の規定(第五百十條、第五百十條の三
及第七十七條を準用する部分を除く)は
統制組合の登記に之を準用す
第三章 雜 則
第二十九條 令第二十六條第三項(令第五十
條に於て準用する場合を含む)の證券は前
記第一號様式に令第三十一條第十一條第二
項(令第五十條に於て準用する場合を含む)
の證券は別記第二號様式に依る

第三十條 令第三章(令第五十條に於て令第
三十一條第一項を準用する場合を除く)及
本令第十八條中行政官廳とあるは鑛業若
は砂鑛業の統制組合にして地區が鑛 監督
局の管轄區域を超ゆるものに關する場合又
は其の他の統制組合にして地區が道府縣の
區域を超ゆるものに關する場合に在りては
主務大臣とし鑛業若は砂鑛業の統制組合を
して地區が鑛山監督局の管轄區域を超えざ
るものに關する場合又は其の他の統制組合
にして地區が道府縣の區域を超えざるもの
に關する場合又は其の他の統制組合にして
地區が道府縣の區域を超えざるものに關す
る場合に在りては各鑛山監督局長又は地方

所の管轄区域内に於て事務所を移轉したる
ときは其の移轉の登記を爲すを以て足る
第二十二條 統制組合の解散の命令ありたる
ときは各事務所の所在地に於て解散の登記
を爲すことを要す
第二十三條 統制組合の清算人の適任あると
きは各事務所の所在地に於て清算人の氏名
及住所氏名を登記することを要す
第二十四條 統制組合の清算終了したるとき
事務所の所在地に於て清算終了の登記を爲
すことを要す
第二十五條 統制組合の登記に付ては其の事
務所の所在地の區裁判所を以て管轄登記所
とす
各登記所に統制團體登記簿を備ふ
第二十六條 第十九條乃至第二十二條の規定
に依る登記は登録行政官廳の囑託に因りて
之を爲す
第二十三條及第二十四條の規定に依る登記
は裁判所の囑託に因りて之を爲す
第二十七條 登記したる事項は裁判所遅滞な
く之を公告することを要す

長官とす
第三十一條 民法第七十九條、第八十條及第
八十二條第二項並に非訟事件手続法第三十
五條第二項、第三十六條及第三十七條の二
の規定は統制會及統制組合の清算に之を準
用す
附 則
本會は公布の日より之を施行す
別記 第一號様式(用紙の大きさは日本標準規
格A6とし中央點線の所より二つ折と爲
す)(書式略)
國家總動員法第十八條第一項 政府は戦時に
際し國家總動員上必要あるときは勅令の定
むる所により同種若は異種の事業の事業主
又は其の團體に對し當該事業の統制又は統
制の爲にする經營を目的とする團體又は會
社の設立を命ずることを得
同條第六項 第一項の團體又は會社に關し必
要なる事項は勅令を以て之を定む
國家總動員法第三十八條左の各號の一に當該
する者は千圓以下の罰金に處す
第十八條第六項の規定による命令に違反し
たる者
重要産業團體令第二十六條 統制會必要あり

と認むるときは統制會の役員又は使用人をし
て會員及會員たる團體を組織する者の業務若
は財産の状況又は帳簿書類、設備其の他の物
件を検査せしむることを得
統制會の會員及會員たる團體を組織する者は
前項の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避
することを不得す
統制會第一項の規定に依り役員又は使用人を
して検査せしむる場合に於ては其の身分を示
す證券を携帯せしむべし
重要産業團體令第五十條 第八條第二項、第
十條、第十一條、第十七條乃至第二十六條、
第二十八條及第三十四條、第三十五條第一
項第二項及第三十六條第一項の規定は統制組
合に之を準用す但し主務大臣又は關係各大臣
とあるは第八條第二項、第十條第二項及第三
十六條第一項に規定する場合を除くの外行政
官廳とす
重要産業團體令施行規則第二十九條 令第二
十六條第五項(令第五十條に於て準用する場
合を含む)の證券は別記第一號様式に、令第
三十一條第二項(令第五十條に於て準用する
場合を含む)の證券は別記第二號様式による
別記 第二號様式(用紙の大きさは日本標準規

格Aとし中央點線の所より二つ折と爲す) (書式略)
 國家總動員法第三十一條 政府は國家總動員官上必要あるときは命令の定むる所により報告を徴し又は當該官吏をして必要なる場所に臨檢し業務の状況若は帳簿書類其の他の物件を檢査せしむることを得
 國家總動員法四十二條 第三十一條の規定による當該官吏の檢査を拒み、妨げ又は忌避したる者は六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す
 重要産業團體令第三十一條 行政官廳必要ありと認むるときは國家總動員第三十一條の規定により統制會又は其の會員若は會員若は會員たる團體を組織する者より其の事業に關し報告を徴し又は當該官吏をして其の事務所、營業所、工場、事業其の他の場所に臨檢し業務の状況若は帳簿書類設備其の他の物件を檢査せしむることを得

重要産業團體令第五十條 第八條第二項、第十條、第十一條、第十七條乃至第二十八條
 第二條 會社は國家目的達成の爲國民經濟に課せられたる責任を分擔することを以て經營の本義とし其の經理に關し左の各號に掲ぐる事項の遵守を旨とすべし
 一 資金は之を最も有益に活用し、苟も人的及物的資源の濫費に陥るが如きことは嚴に之を避くること
 二 經費の支出及資産の償却を適正ならしむること
 三 役員、社員其の他従業者の給與及其の支給方法を適正ならしむること
 四 利益の分配を適正ならしめ自己資金の蓄積に努むること

會社經理統制令

(昭和十五年十月十六日)
 (勅令第六百八十號)
 (改正昭和十六年九月十六日)
 (勅令第八百五十九號)

第一章 總 則

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)に於て依る場合を含む以下同じ
 第十一條の規定に依る會社の利益金の處分償却其の他經理に關する命令に付ては別に定むるものを除くの外本令の定むる所に依る

第二條 會社は國家目的達成の爲國民經濟に課せられたる責任を分擔することを以て經營の本義とし其の經理に關し左の各號に掲ぐる事項の遵守を旨とすべし
 一 資金は之を最も有益に活用し、苟も人的及物的資源の濫費に陥るが如きことは嚴に之を避くること
 二 經費の支出及資産の償却を適正ならしむること
 三 役員、社員其の他従業者の給與及其の支給方法を適正ならしむること
 四 利益の分配を適正ならしめ自己資金の蓄積に努むること

定を適用す

一 直前の事業年度の配當率が年百分の十に達せざるときは其の配當率に年百分の一(六月に非ざる期間を事業年度とするもの)に在りては當該事業年度の月數の六に對する割合を年百分の一に乘じて得たる率)を加へたる率但し其の率が年百分の六に達せざるときは年百分の六とし年百分の十を超ゆるときは年百分の十とし直前の事業年度に付利益配當を爲さざりしとき又は設立後最初の事業年度の利益配當たるるときは年百分の六
 三 資本金二十萬圓未滿たりし會社資本増加に因り資本金二十萬圓以上と爲りたる後最初の事業年度に付爲す利益配當なるときは第一號の規定に拘らず年百分の六
 四 配當金額が自己資本に對し年百分の五の割合に相當する金額と爲る配當率が前三號の率より高きときは其の率但し其の率が年百分の十を超ゆるときは年百分の十とす
 前二項の自己資本は閣令の定むる所に依り計算したる金額に依る
 第四條 主務大臣は左の各號に掲ぐる場合に

於ては會社に對し期間を定め將來の配當率に付適當に認むる率を指定することを得
 一 當該會社の利益の實情に照し配當金が過大なりと認めらるるとき
 二 當該會社が資金計畫に照し自己資金の蓄積が必要なりと認めらるるとき
 會社は前項の規定に依り配當率に付主務大臣の指定を受けたるときは前條の規定に拘らず當該配當率を超ゆる率に依り利益配當を爲すことを得す

第五條 合併に因りて設立したる資本金二十萬圓以上の會社又は合併後最初の事業年度に付利益配當を爲さんとするときは利益配當の率が年百分の六を超えざる場合を除き前二條の規定に拘らず閣令の定むる所に依り會社の申請に基き主務大臣が従前の利益配當其の他各會社の經理の實情を參酌して指定したる率を超えざる利益配當の率に依るべし

第六條 主務大臣は會社收益の状況其の他經理の實情に照し必要ありと認むるときは當該會社に對し法定準備金の外特別の積立金の積立を命じ又は當該積立金の運用方法に

付必要なる命令を爲すことを得

前項の積立金は主務大臣の許可を受くるに非ざれば之を使用することを不得す

第三章 役員及社員給與

第七條 本章の規定は左の各號の一に該章する會社に之を適用す
 一 資本金二十萬圓以上の會社

二 前號に規定するものを除くの外役員及社員の會計常時三十人以上の會社

第八條 本章に於て役員と稱するは左の各號の一に該當する者を謂ふ

一 機關として會社の業務に従事する者
 二 顧問、相談役具の他名稱の如何を問はず賞與に關し會社が前號に該當する者に準じて取扱ふ者

第九條 本章に於て社員と稱するは船員及官金統制令第二條の勞務者を除くの外左の各號の一に該當する者を謂ふ

一 會社に雇傭せらるる者
 二 顧問、囑託其の他名稱の如何を問はず繼續して會社の業務に従事する者但し役員たる者を除く

第十條 本章に於て給與と稱するは報酬、給料、手當、賞與、交際費、機密費其の他名

稱の如何を問はず會社が役員又は社員の職務の對價として支給する金銭、物其他の利益を謂ふ。

第十一條 役員は給與を分ちて左の各號に掲ぐる給與とす。

一 報酬(會社が役員に對し一定の金額に依り定期に支給する給與にして經費として經理するものを謂ふ(但し在勤手當其の他第二十條各號に掲ぐる社員手當に準ずる手當を除く))

二 賞與(會社が役員に對し定期に利益金處分に依り支給する給與を謂ふ)

三 退職金(會社が退職したる役員に對し支給する給與を謂ふ)

四 臨時の給與(會社が役員に對し臨時に支給する給與を謂ふ)

五 雜給與(前各號に掲ぐる給與を除くの外會社が役員に對し支給する給與を謂ふ)

第十二條 會社は毎事業年度の役員報酬を支給せんとする場合に於て左の各號の一に該當するときは主務大臣の許可を受くべし。一、支給せんとする役員報酬の合計金額が昭和十五年十月二十日(朝鮮、臺灣、樺

太及南洋群島に在りては同年十一月五日)以後終了したる各事業年度に付支給したる役員報酬又は本條の規定に依り主務大臣の許可を受けたる役員報酬の事業年度毎の合計金額(當該事業年度の月數と異なる月數の事業年度に付ては開令の定むる所により計算したる金額)の中最も多き金額(以下最高報酬額と稱す)を超過るとき。

二、昭和十五年十月二十日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては同年十一月五日)以後終了したる各事業年度に付役員報酬を支給せざるとき。

三、設立後最初の事業年度の役員報酬なるとき。

四、合併後最初の事業年度の役員報酬なるとき。

但し其の役員報酬の合計金額が合併時存続する會社の最高報酬額を超えざるときを除く。五、第七條各號の一に掲ぐる會社に該當せざりし會社第七條各號の一に掲ぐる會社と爲りたる後最初の事業年度の役員報酬なるとき。

第十三條 會社は毎事業年度に付役員賞與を支給せんとする場合に於て其の合計金額が左の各號の金額(百圓未満の端數は之を百圓に切上ぐ)の中少き金額を超過るときは主務大臣の許可を受くべし。

一 法定賞與額(開令の定むる所により計算したる當該事業年度の純益金に開令の定むる割合を乗じて得たる金額を謂ふ以下同じ)

二 前期賞與額(直前の事業年度に付支給したる役員賞與の合計金額を謂ふ但し當該事業年度の月數が直前の事業年度の月數と異なる場合に於ては開令の定むる所により計算したる金額を謂ふ以下同じ)

左の各號に掲ぐる場合に於ては各其の定むる金額を前項第二號の金額と看做して前項の規定を適用す。

一 前期賞與額が法定賞與額に達せざるときは前期賞與額の百分の百二十に相當する金額が法定賞與額に對し百分の七十の割合に達せざるときは法定賞與額の百分の七十に相當する金額。

二 直前の事業年度に付役員賞與を支給せざりしとき又は設立後最初の事業年度に

付支給する役員賞與なるときは法定賞與額の百分の七十に相當する金額。

三 合併後最初の事業年度に付支給する役員賞與なるときは第七條各號の一に掲ぐる會社と爲りたる最初の事業年度に付支給する役員賞與なるときは第一號の規定に拘らず法定賞與額の百分の七十に相當する金額。

第十四條 會社は退職したる役員に對し退職金を支給せんとするときは主務大臣の許可を受くべし但し左の各號の一に該當する場合は此の限に在らず。

一 開令の定むる限度を超えざる退職金を支給せんとするとき。

二 開令の定むる所により主務大臣の許可を受けたる準則により退職金を支給せんとするとき。

第十五條 會社は役員に對し臨時の給與を支給せんとするときは主務大臣の許可を受くべし。

第十六條 會社は第二十四條の規定により主務大臣に報告すべき準則若しくは主務大臣の承認を受けたる準則又は第二十五條若しくは第二十六條の規定により主務大臣の許可を受け

若しくは主務大臣の命令により制定若しくは變更したる準則によるの外役員に對し雜給與を支給することを得ず。

第十七條 社員の給與を分ちて左の各號に掲ぐる給與とす。

一 基本給料(會社が社員に對し一定の金額により定期に支給する給與の中基本と爲るべき固定給を謂ふ)

二 手當(基本給料を除くの外會社が社員に對し定期に若しくは職務に關し一定の事實ある場合に一定の金額、數重若しくは割合により支給する給與又は繼續して利用せしむる住居其の他の施設を謂ふ)

三 賞與(前二號に掲ぐる給與を除くの外會社が社員に對し定期に支給する給與を謂ふ)

四 退職金(會社が退職したる社員に對し支給する給與又は之に相當する金額にして在職中の社員に對し前拂するものを謂ふ)

五 臨時の給與(前四號に掲ぐる給與を除くの外會社が社員に對し臨時に支給する給與を謂ふ)

第十八條 會社は開令の定むる限度を超えて

社員の初任基本給料を支給すること得ず。但し轉職者(前職に於て役員報酬、社員基本給料または之と同様の性質を有する給與を受け居りたる者を謂ふ)または特別の經歷若しくは技能を有する者に付主務大臣の許可を受けて爲す初任基本給料の支給に付ては此の限に在らず。

第十九條 會社は開令の定むる限度を超えて社員の基本給料の増加支給(以下昇給と稱すを爲さんとするときは主務大臣の許可を受くべし)前項の規定は左の各號の一に該當する昇給には之を適用せず。

一、入營したる社員(陸軍衛生部將校の補充及現役期間の臨時特例第四條第一項若しくは陸軍技術部將校の補充及現役期間の臨時特例第七條第一項の規定に依り短期現役に服する將校または海軍、醫科、藥劑科、主計科、造船科、造機科及造兵科士官現役期間特例第一條の規定に依り短期現役に服する士官となりたる者を含む)召集せられたる社員または徴用せられたる社員追營しまたは召集若しくは徴用を解除せられ會社の勤務に復したる場

合に於て勤務に復したる後一年以内に當該社員に付与昇給

二、基本給料が閉令の定むる金額に達せざる社員に付与昇給にして其の昇給後の基本給料が閉令の定むる金額を超えざるもの

第二十二條 會社は第二十四條の規定に依り主務大臣に報告すべき準則若しくは主務大臣の承認を受けたる準則または第二十五條若しくは第二十六條の規定に依り主務大臣の許可を受け若しくは主務大臣の命令に依り制定若しくは變更したる準則に依るの外社員に對し左の名號に掲ぐる手當を支給することを得ず

- 一 在勤手當、僻地手當其の他特殊地域に在勤するに因り支給する手當
- 二 危険手當其の他生命、健康等に關し危険または有害なる特定の勤務に従事するに因り支給する手當
- 三 居残手當、宿舎手當其の他特定の追加勤務に對し支給する手當
- 四 閉令を以て定むる家族手當
- 五 食料手當または被服手當
- 六 歩合に依り支給する手當

七 現物を以て支給する手當

八 其他閉令を以て定むる手當

第二十一條 會社が毎賞與期間に付社員に對し支給する賞與の總額と前條名號に掲ぐる手當以外の手當の當該賞與期間中に於ける支給總額との合計金額は閉令の定むる限度を超ゆることを得ず但し閉令の定むる場合は此の限りに在らず

前項但書の規定に依り前項の限度を超えて支給する金額に付ては會社は之を繰越として整理することを得ず但し主務大臣の許可を受けたる場合は此の限りに在らず

第二十二條 會社は第二十四條の規定に依り主務大臣に報告すべき準則若しくは主務大臣の承認を受けたる準則または第二十五條若しくは第二十六條の規定に依り主務大臣の許可を受け若しくは主務大臣の命令に依り制定若しくは變更したる準則に依るの外社員に對し退職金を支給することを不得

第二十三條 會社は社員の一部若しくは大部分または社員數當時三十人以上を有する事務所、工場若しくは事業場に付其の所屬社員の一部若しくは大部分に對し時期を同じくして臨時の給與を支給せんとするときは主務大臣の許可を受くべし

第四章 經費及資金

第二十九條 昭和十六年九月十六日（朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては同九月三十日）現在に於て資本金百萬圓以上の會社（第二項後段の會社を除く）は國家總動員法第三十一條の規定に依り閉令の定むる所に從ひ機密費、交際費、接待費又は廣告宣傳費其の他之と同様の性質を有する支出（利益金處分によるものを含む以下機密費と稱す）の基準月額を主務大臣に報告すべし昭和十六年九月七日（朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては同十月一日）以後設立（合併に因る設立を含む以下本項に於て同じ）せられたる資本金百萬圓以上の會社若し資本増加（合體に因る資本増加を含む以上本項に於て同じ）に因り資本金百萬圓以上と爲したる會社または昭和十六年九月十六日（朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては同九月三十日）以前設立せられたる資本金百萬圓以上の會社若し資本増加に因り資本金百萬圓以上と爲りたる會社にして同日以前其の設立若し資本増加が決算したる事業年度に於て閉令の定むる所に依り機密費等の基準月額を定むる主務大臣の承認

くして臨時の給與を支給せんとするときは主務大臣の許可を受くべし

第二十四條 本令施行の際本章の規定の適用を受くる會社は國家總動員法第三十一條の規定に依り閉令の定むる所に從ひ本令施行の際に於ける役員雜給與、第二十條各號に掲ぐる社員手當及社員退職金の準則を主務大臣に報告すべし

第七條各號の一に該當せざりし會社にして本令施行後第七條各號の一に掲ぐる會社と爲りたるものは役員雜給與、第二十條各號に掲ぐる社員手當及社員退職金の準則に付主務大臣の承認を受くべし

第二十六條 主務大臣は役員または社員の給與及其の支給方法の適正を圖る爲必要ありと認むるときは會社に對し役員若しくは社員の給與の金額若しくは支給方法に關し必要なる命令を爲しまたは役員雜給與、役員退職金、第二十條各號に掲ぐる社員手當若しくは社員退職金の準則の制定、變更若しくは廢止を命ずることを得

第二十七條 削除

第二十八條 本章の規定は裁判所が決定を以て定めたる報酬には之を適用せず

於て寄附金を支出せんとするときは主務大臣の許可を受くべし

第二十九條の三 主務大臣は必要ありと認むるときは會社に對し機密費等、寄附金、副利施設費其の他之と同様の性質を有する支出（利益金處分に依るものを含む）または研究費其の他之と同様の性質を有する支出（利益金處分によるものを含む）の金額または其の經理の方法に關し必要なる命令を爲すことを得

第三十條 主務大臣は會社の經費の支出を適正ならしむる爲必要ありと認むるときは會社に對し之に關し必要なる命令を爲すことを得

第三十一條 會社は閉令の定むる所に依り固定資産の償却を爲すべし但し主務大臣の許可を受けたるときはこの限に在らず

第三十二條 主務大臣は會社の經理上必要ありと認むるときは會社に對し資産の償却に關し必要なる命令を爲すことを得

受くべし

一 有價證券の取得または處分
二 特許権、營業權または漁業權の取得または處分

三 資金の貸付または借入
主務大臣は會社に對し借入金の限度を指定することを得

前項の指定を受けたる會社は主務大臣の許可を受くるに非ざれば其の指定を受けたる限度を超えて資金の借入を爲すことを得ず
第三十四條 主務大臣は會社の經理を適正ならしむる爲必要ありと認むるときは會社に對し餘裕資金の運用に關し必要なる制限を爲すことを得

第五章 經理一検査

第三十五條 主務大臣は會社の資産負債及損益の内容、利益金の處分其の他經理に關し國家總動員法第三十一條の規定に依り報告を徴しまたは當該官吏をして必要なる場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得
前項の規定に依り當該官吏をして臨檢検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし

第三十六條 會社は開令の定むる所に依り財產目錄、貸借對照表、損益計算書及原價計算に關する書類を作成すべし

前項の財產目錄に記載すべき財産は開令の定むる所に依り之を評價すべし

會社は第一項の規定により作成すべき書類の調製に必要な帳簿を備へ整然且明瞭に之が記帳を爲すべし

第三十七條 主務大臣は必要ありと認むるときは會社に對し勘定科目及帳簿組織を指定し之に依るべきことを命ずることを得

第三十八條 主務大臣は必要ありと認むるときは會社を指定して決算に關し當該官吏の監査を受くべきことを命ずることを得
前項の規定により決算に關し監査を受くべき命令を受けたる會社は當該官吏の監査を受けたることの證明を受けたる後に非ざれば利益金の處分を爲すことを得ず

第六章 雜則

第三十八條之二 本令による許可又は承認し開令を以つて定むるものに他申請書の提出ありたる場合に於て開令を以て定むる期間内に其の申請に關し會社に對し指令、照會又は通知の文書を發せざる時は其の期間満了の日に於て當該申請に付許可又は承認ありたるものと看做す
第三十八條之三 會社は何等の名義を以てするを問はず本令に基く制限を免るゝ行為を爲すことを得ず
第三十八條之四 主務大臣は必要ありと認むるときは會社、事項及期間を定めて本令に基く制限を解除しまたは本令に基く義務を免除することを得
第三十九條 第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十二條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條若は第三十八條の規定に依る許可若は承認に關する處分若は指定命令若は制限にして事業の重要なものまたは前條の規定に依る制限の解除若は義務の免除(第三十三條の規定に依る制限に關するものを除く)は會社經理審査委員會の議を経べし
會社經理審査委員會に關する規程は別に之を定む
第四十條 第三十三條の規定に依る許可に關する處分若は指定にして事業の重要なものまたは第三十八條之四の規定に依る制限

の解除にして第三十三條の規定に依る制限に關するものは臨時資金調整法第十二條の臨時資金審査委員會の議を経べし
第四十一條 本令に於て主務大臣とあるは左の各所に該管する場合に於て各其の定むる所に依るの外總て大藏大臣とす

一 特別の法令に依り設立せられたる會社に在りては該當會社を監督する所管大臣

二 取引所法、瓦斯事業法、保險法、自動車製造事業法、工場機械製造事業法、製鐵事業法、輕金屬製造事業法、石油業法、人造石油製造事業法、大正十五年勅令第九號または産金法第三條の適用を受くる事業のみを營む會社に在りては商工大臣

三 電氣事業法、航空機製造事業法または造船事業法の適用を受くる事業のみを營む會社に在りては逓信大臣但し造船事業法施行令第二十九條の規定の適用を受くる事業のみを營む會社に在りては逓信大臣及商工大臣

四 地方鐵道法、軌道法または自動車交通事業法の適用を受くる事業のみを營む會社に在りては鐵道大臣

五 會社の營む事業の一部に付第二號、第三號または第四號に掲ぐる法令の適用を受くる會社に在りては當該所管大臣及大藏大臣

六 第三十三條の規定に依る許可に關する處分または指定に付ては前各條の規定に拘らず大藏大臣及商工大臣
大藏大臣は第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十八條第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條第三十八條または第三十八條之四の規定の施行に關する重要事項に付關係各大臣に協議すべし

大藏大臣以外の主務大臣は前項に掲ぐる規定の施行に關する重要事項に付大藏大臣及關係各大臣に協議すべし
第四十二條 大藏大臣は前條第一項第一號乃至第四號に掲ぐる會社以外の會社に關する本令の施行に關する事務の一部を稅務監督局長または財務局出張所長をして取扱はしむることを得

大藏大臣は稅務監督局長若は財務局長をして第三十五條の規定に依る報告を徴せしめ

または稅務監督局長、稅務署長若は其の代理官をして同條の規定に依る臨檢検査を爲さしむることを得

第四十三條 本令の施行に關し必要なる事項は開令を以て之を定む

第四十四條 本令中主務大臣とあるは朝鮮、臺灣、樺太または南洋群島に在りては各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官または南洋廳長官とす但し日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行及朝鮮、臺灣または樺太に營業所を有し銀行法または貯蓄銀行法の適用を受くる銀行並に南洋拓殖株式會社に付ては此の限に在らず
本令中開令とあるは朝鮮又は南洋群島に在りては應令とす

第三十九條及第四十條の規定は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては之を適用せず
第四十五條 朝鮮總督は本令の施行に關する事務の一部を朝鮮總督府稅務監督局長又は朝鮮總督府稅務署長をして取扱はしむることを得

朝鮮總督は朝鮮總督府稅務監督局長若は朝鮮總督府稅務署長をして第三十五條の規定に依る報告を徴せしめ又は朝鮮總督府稅務

監督局長、朝鮮總督府稅務署長若其の代理官をして同條の規定に依り臨檢検査を爲さしむることを得

臺灣總督は本令の施行に關する事務の一部を臺灣總督府知事又は臺灣總督府廳長をして取扱はしむることを得

臺灣總督、臺灣總督府州知事若は臺灣總督府廳長をして第三十五條の規定による報告を徵せしめ又は臺灣總督府知事、臺灣總督府廳長若は其の代理官をして同條の規定による臨檢検査を爲さしむることを得

附 則

第四十六條 本令は昭和十五年十月二十日より之を施行す但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十五年十一月五日より之を施行す

第四十七條 會社利益配當及資金融通令及昭和十四年勅令第七十四號は之を廢止す但し本令施行前に爲したる行為に關する罰則の適用に付ては仍其の効力を有す

前項に規定する場合を除くの外第三條第二項第一號及第四號の規定は第四十八條乃至前條の規定により直前の事業年度の配當率と看做されたる率に付ても亦之を適用す

(改正昭和十六年九月十六日勅令 第八百五十九號)

附 則

本令は公布の日より之を施行す但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十六年十月一日より之を施行す

本令施行從前の第二十九條第一項の規定により本令施行後最初に終了する事業年度に付同項第一號に掲ぐる支出の豫定額を報告したる會社が當該事業年度に於て其の豫定額の範圍内に於て爲す機密費等の支出には第二十九條第五項の改正規定は之を適用せず

本令施行後最初に終了する事業年度に付爲したる同項第二號に掲ぐる支出の豫定額の報告は之を第二十九條の第二項の改正規定により爲したる報告と看做す

本令施行前に爲したる行為に關する罰則の適用に付ては仍從前の例による

會社經理統制令施行規則

社利益配當及資金融通令は前項の規定に拘らず昭和十五年十一月四日迄、會社職員給與臨時措置令は同令附則第二項の規定に拘らず昭和十五年十一月四日迄仍其の効力を有す但し同日以前に爲したる行為に關する罰則の適用に付ては同日後と雖も仍其の効力を有す

第四十八條 會社の直前の事業年度の利益配當率會社利益配當及資金融通令第一條の規定に依り主務大臣の許可を受けて基準配當率を超過する率に依り爲したるものにして當該利益配當の率の中主務大臣が其の許可を爲すに除し基準配當率に算入せざる旨を定めたる部分あるときは其の部分を除きたる率を以て第三條第一項第二號の直前の事業年度の配當率と看做す

第四十九條 本令施行前合併を爲したるに因り會社利益配當及資金融通令第三條第一項第三號の規定により基準配當率に付主務大臣の認定を受けたる會社が當該合併後最初の事業年度の利益配當を本令施行後爲さんとするときは當該基準配當率を以て第三條第一項第二號の直前の事業年度の配當率と看做す

(昭和十五年十月十九日勅令 第九十五號) (改正昭和十六年九月十七日勅令 第八百五十二號)

第一章

第一條 會社經理統制令

(以下單に閉令と稱す) 第三條第一項及第二項の自己資本は當該事業年度中に於ける左の各號に掲ぐる金額の日割平均額の合計金額より繰越缺損金額の日割平均額を控除したる金額とす但し當該決算確定前課税の法定を受けたる最終の事業年度末に於ける固定資産償却の果計金額中課税上損金に算入せられざりし金額に付稅務署長の證明を受けたるときは其の金額は之を當該事業年度の自己資本に加算することを得

一 拂込資本金額

二 積立金其の他名稱の如何を問はず會社が各事業年度の利益金額中利益金處分に依り留保したる金額但し退職積立金及退職手當法に依り積立てたる退職手當積立金及税金引當金を除く

三 前號に該當するものを除くの外額面以上の價額を以て株式を發行したる場合に於て其の額面を超過する金額中積立てたる

第五十條 資本金二十萬圓未滿たりし會社に對して本令施行前の資本増加により資本金二十萬圓以上となりたるにより會社利益配當及資金融通令第三條第一項第四號の規定により其の基準配當率に付主務大臣の認定を受けたる會社が當該資本増加後最初の事業年度の利益配當を本令施行後爲さんとするときは當該基準配當率を以て第三條第一項第二號の直前の事業年度の配當率と看做す

第五十一條 會社利益配當及資金融通令第四條の規定により其の基準配當率に付主務大臣の指定を受けたる會社が指定後最初の事業年度の利益配當を本令施行後爲さんとするときは其の指定を受けたる基準配當率を以て第三條第一項第二號の直前の事業年度の配當率と看做す

第五十二條 第三條第二項第一號の規定は第四十九條乃至前條の場合に於て主務大臣が基準配當率の認定又は指定を爲すに際し當該認定又は指定後の最初の利益配當に關し會社利益配當及資金融通令第二條第一號の規定を適用せざる旨を定めたるときは當該利益配當に關しては之を適用せず

金額

四 第二號に該當するものを除くの外合併に依り生じたる差益金又は資本減少に因り生じたる差益金中積立てたる金額

五 第二號に該當するものを除くの外主務大臣の命令に依り積立てたる金額

主務大臣が引當金として必要なるものと認定したる金額又は償却の不足、評價の不適當其の他の事由に因り會社資産に缺陷あるものと認定したる金額は之を前項の金額より控除するものとす

第二條 令第三條第一項の規定に依り利益配當を爲すに付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第一號様式に依る許可申請書に當該事業年度の貸借對照表、損益計算書及利益金處分に関する書類を添へ之を主務大臣に提出すべし

第三條 令第五條の規定に依り合併後最初の事業年度の利益配當の率に付主務大臣の指定を受けんとする會社は別表第二號様式に依る指定申請書に當該事業年度の貸借對照表、損益計算書及利益金處分に関する書類並に合併前の各會社の合併前三事業年度の貸借對照表、損益計算書及利益金處分に関する書類を添へ之を主務大臣に提出すべし

する書類を添へ之を主務大臣に提出すべし
第四條 令第六條第二項の規定に依り積立金の使用に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第三號様式に依る許可申請書に最次に於ける總勘定元帳殘高表を添へ之を主務大臣に提出すべし

第二章 役員及社員給與

第五條 令第十二條に於ける當該事業年度の月數と異なる月數の事業年度の金額は其の事業年度に付支給したる役員報酬又は主務大臣の許可を受けたる役員報酬の合計金額を其の事業年度の月數を以て除して得たる金額に當該事業年度の月數を乗じて得たる金額とす
前項の月數は曆に従ひ之を計算し一月未満の端數を生じたるときは之を切捨つ

第六條 令第十二條の規定に依り役員報酬の支給に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第四號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第七條 令第十三條第一項第一號の當該事業年度の純益金は當該事業年度の會社の決算上純益金より總損金を控除して得たる金額とす

左の各號に掲ぐる金額は之を前項の總益金に算入せざるものとす

- 一、直前の事業年度より繰越したる益金又は積立金より戻入れたる金額
- 二、額面以上の價額を以て株式を發行したる場合に於て其の額面を超過する金額
- 三、合併に因り生じたる差益金
- 四、資本減少に因り生じたる差益金

左の各號に掲げる金額は之を第一項の總損金に算入せざるものとす

- 一、直前の事業年度より繰越したる損金
- 二、會社が當該事業年度に於て納付したる又は納付すべき法人税、臨時利得税、第一種所得税附加税及法人税法施行規則第二十九條に規定する租税

當該事業年度の利益金處分に基き資産償却に充てたる金額は之を第一項の總損金に算入す

第八條 令第十三條第一項第一號の割合は會社の當該事業年度に於ける拂込資本金額の日平均額に應じ左に掲ぐる割合とす

拂込資本金二十萬圓以下なるとき
百分ノ一〇・四五
拂込資本金二十萬圓を超え三十萬圓以下なるとき
百分ノ一〇・四五

なるとき
百分ノ九・三五

拂込資本金三十萬圓を超え五十萬圓以下なるとき
百分ノ八・一〇

拂込資本金五十萬圓を超え七十萬圓以下なるとき
百分ノ七・四〇

拂込資本金七十萬圓を超え百萬圓以下なるとき
百分ノ六・七〇

拂込資本金百萬圓を超え百五十萬圓以下なるとき
百分ノ六・〇〇

拂込資本金百五十萬圓を超え二百萬圓以下なるとき
百分ノ五・五〇

拂込資本金二百萬圓を超え三百萬圓以下なるとき
百分ノ四・九五

拂込資本金三百萬圓を超え四百萬圓以下なるとき
百分ノ四・五五

拂込資本金四百萬圓を超え五百萬圓以下なるとき
百分ノ四・三〇

拂込資本金五百萬圓を超え七百萬圓以下なるとき
百分ノ三・九〇

拂込資本金七百萬圓を超え千萬圓以下なるとき
百分ノ三・五五

拂込資本金千萬圓を超え千五百萬圓以下なるとき
百分ノ三・一五

拂込資本金千五百萬圓を超え二千萬圓以下なるとき
百分ノ二・七五

下なるとき
百分ノ二・九〇

拂込資本金二千萬圓を超え二千五百萬圓以下なるとき
百分ノ二・七五

拂込資本金二千五百萬圓を超え三千萬圓以下なるとき
百分ノ二・六〇

拂込資本金三千萬圓を超え四千萬圓以下なるとき
百分ノ二・四〇

拂込資本金四千萬圓を超え五千萬圓以下なるとき
百分ノ二・二五

拂込資本金五千萬圓を超え七千萬圓以下なるとき
百分ノ二・〇五

拂込資本金七千萬圓を超え一億圓以下なるとき
百分ノ一・八五

拂込資本金一億圓を超え一億五千萬圓以下なるとき
百分ノ一・六五

拂込資本金一億五千萬圓を超え二億圓以下なるとき
百分ノ一・五五

拂込資本金二億圓を超え二億五千萬圓以下なるとき
百分ノ一・四五

拂込資本金二億五千萬圓を超え三億圓以下なるとき
百分ノ一・四〇

拂込資本金三億圓を超え四億圓以下なるとき
百分ノ一・二五

拂込資本金四億圓を超え五億圓以下なるとき
百分ノ一・一〇

とき
百分ノ一・二〇
拂込資本金五億圓を超えるとき
百分ノ一・〇〇

第九條 令第十三條第一項第二號に於ける當該事業年度の月數が直前の事業年度の月數と異なる場合に於ける金額は直前の事業年度に付支給したる役員賞與の合計金額を直前の事業年度の月數を以て除して得たる金額に當該事業年度の月數を乗じて得たる金額とす

第五條第二項の規定は前項の月數の計算に付之を準用す

第十條 令第十三條第一項の規定により役員賞與の支給に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第五號様式による許可申請書を主務大臣に提出すべし

第十一條 令第十四條第一號の限度は會社が退職金を支給せんとする當該退職役員に對し其の退職前一年間に支給したる報酬金額に當該退職年數(會社が當該退職役員に對し退職金を支給したることある場合は其の退職金支給後に於ける在職年數)の二分の一を乗じて得たる金額とす

前項の年數は曆に従ひ之を計算し一年未満の端數を生じたるときは之を一年とす

第十二條 令第十四條第二號の規定に依り役員退職金の準則に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第六號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし主務大臣の許可を受けたる役員退職金の準則を變更せんとする會社に付亦同じ

第十三條 令第十四條の規定に依り退職したる役員に對する退職金の支給に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第七號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第十四條 令第十五條の規定に依り役員に對する臨時の給與の支給に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第八號様式による許可申請書を主務大臣に提出すべし

第十五條 令第十八條の限度は別表に掲げる金額を月額(年俸者に付いては二分の一、週給者に付いては週給額の七分の三十、日給者に付いては日給額の三十倍とす以上同じ)としたる金額とす但し左の各號に掲げる場合に於ては各其の定むる

金額とす

一 特別の経歴若しくは技能又は特別の學歷を有する者に付其の初任基本給料の準則に關し主務大臣の承認を受けたるときは其の金額

二 轉業者に付前職に於て最後に受けたる役員報酬、社員基本給料又は之と同様の性質を有する給與の月額の百分の百十に相當する金額が別表に掲ぐる金額を超ゆるときは其の金額但し前職に該當する場合を除く

第十六條 前條第一號の規定に依り特別の経歴若しくは技能又は特別の學歷を有する者の初任基本給料の準則に付主務大臣の承認を受けんとする會社は別表第九號様式に依り承認申請書を主務大臣に提出すべし

第十六條之二 令第十八條の規定に依り轉業者又は特別の経歴若しくは技能を有する者の初任基本給料の支給に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第九號之二様式に依り許可申請書を主務大臣に提出すべし

第十七條 令第十九條の限度は各昇給期に於ける昇給該當者(令第九條第二項各號の昇給該當者を除く以下同じ)の基本給料月額

八 保険料の補給

九 繼續して利用せしむる住居其の他の施設又は便益

十 其の他前各號に準ずるもの

第二十一條 令第二十一條第一項の限度は會社が當該賞與期間に於て社員に支給したる基本給料の合計金額の四分の三に相當する金額とす

第二十二條 令第二十一條第一項の賞與期間は各事業年度の期間とす但し會社が之に異なる期間を定めて主務大臣に届出でたるときは其の期間に依る

第二十三條 前條但書の届出は本令施行の際令第三章の規定の適用を受くる會社に在りては本令施行後三十日以内に、其の他の會社に在りては令第三條の規定の適用を受くるに至りたる後三十日以内に別表第十一號様式に依り届書を主務大臣に提出して之を爲すべし

會社は前條の賞與期間を變更せんとするときは別表第十一號様式による届書を主務大臣に提出すべし

第二十四條 令第二十一條第一項但書の場合左の各號に掲ぐる場合とす

一 般

の昇給額の總額に付各昇給該當者の當該昇給直前に於ける基本給料月額に各昇給該當者の直前の昇給日(初めて昇給する者に付ては採用の日)後當該昇給日迄に經過したる月數の十二分の一を乗じて得たる金額の合計金額に平均昇給率百分の七を乗じて得たる金額とす

前項の月數は曆に従ひ之を計算し一月未満の端數を生じたるときは十五日を超ゆるときは之を一月として十五日以下なるときは之を初捨つ

第十七條之二 令第十九條第二項第二號の金額は別表に掲ぐる金額を月額としたる金額とす

第十八條 令第十九條の規定に依り社員の基本給料の増加支給に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第十號様式に依り許可申請書を主務大臣に提出すべし

第十九條 令第二十條第四號の家族手當は基本給料月額百圓以下の者に對し其の扶養家族一人に付月二圓の割合に依り計算したる金額(其の金額が十圓を超ゆるときは十圓)を超ゆる金額に依り支給するものに限る

前項の扶養家族は左に掲ぐる者にして主として當該社員の収入に依り生計を維持する者を謂ふ

一 配偶者(届出を爲さざるも事實上婚姻關係と同様の事情に在る者を含む)

二 滿六十歳以上の父母にして本人と同一戸籍に在る者

三 滿十八歳未満の子にして本人と同一戸籍に在る者

四 不且廢疾者にして本人と同一戸籍内に在る者

第二十條 令第二十條第八條の手當は左の各號に掲ぐる手當とす

一 傷病手當

二 休職者に對する手當

三 應召者又は入營者に對する手當

四 集金手當、出納手當、出札手當等金錢取扱に對する手當

五 特殊地域通勤手當

六 交通業に従事する社員に對する無事故手當又は乗務手當

七 電力供給業又は瓦斯供給業に従事する社員に對する電力又は瓦斯の盗用防止手當

一 當該賞與及手當の合計金額中令第二十一條第一項の限度を越ゆる部分を左の方法により支給するとき但し其の超金額は當該賞與期間中に於ける基本給料の支給總額の二分の一を超ゆることを得ず

(甲) 國債證券、貯蓄若しくは報國債券を以て支給し又は郵便貯金、銀行への預金若しくは信託會社への金銭信託を爲さしめ當該會社に於て當該國債證券、貯蓄債券若しくは報國債券又は當該郵便貯金、銀行預金若しくは金銭信託の通帳若しくは證書を本人又は家族の病氣其の他已むを得ざる事由を生じたる場合の外當該社員の退職に至る迄保管するもの

(乙) 當該會社に於ける國民貯蓄組合の斡旋に依る貯蓄(國債證券、貯蓄債券の買入又は郵便貯金、銀行への預金若しくは信託會社への金銭信託にして組合規約の定むる所により當該國債證券、貯蓄債券若しくは報國債券の賣却又は當該郵便貯金、銀行預金若しくは信託したる金銭の拂戻に付組合長の承認を要するものに限る)と爲さしむるもの

(丙) (甲)又は(乙)に規定するもの、外

主務大臣の承認を受けたる方法

二 主務大臣の許可を受けたるとき前項第一號(丙)の規定により主務大臣の承認を受けんとする會社は別表第十二號様式に依り承認申請書を主務大臣に提出すべし

第二十五條 前條第一項第二號の規定に依り主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第十三號様式に依り許可申請書を主務大臣に提出すべし

第二十六條 令第二十一條第二項但書の規定に依り主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第十四號様式に依り許可申請書を主務大臣に提出すべし

第二十七條 令第二十三條の規定に依る社員に對する臨時の給與の支給に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第十五號様式による許可申請書を主務大臣に提出すべし

第二十八條 令第二十四條第一項の規定の適用を受くる會社は本令施行後三十日以内に別表第十六號様式、第十七號様式又は第十八號様式による役員雜給與、社員手當又は社員退職金の準則の報告書を主務大臣に提

出すべし
 第二十九條 令第二十四條第二項の規定の適用を受ける會社、別表第十六號様式、第十七號様式又は第十八號様式による役員雜給與、社員手當又は社員退職金の準則の承認申請書を主務大臣に提出すべし
 第三十條 令第二十五條の規定に依り役員雜給與、社員手當又は社員退職金の準則の制定又は變更に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第十六號様式、第十七號様式又は第十八號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第三章 經費及資金

第三十一條 令第二十九條第一項の基準月額とは昭和十六年九月十六日以前最終に決算確定したる二事業年度(同日以前決算確定したる事業年度二以上なき會社に在りては一事業年度)に於て支出したる機密費等の合計金額を其の二事業年度(同日以前決算確定したる事業年度二以上なき會社に在りては一事業年度)の月數を以て得たる金額とす
 前項の月數は曆に従ひ之を計算し一月未満の端數を生じたるときは之を切捨つ

令第二十九條第一項の規定に依り機密費等の基準月額を主務大臣に報告すべき會社は昭和十六年十月十六日迄に別表第十九號様式に依り報告書を主務大臣に提出すべし
 第三十二條 令第二十九條第二項の規定に依り機密費等の基準月額に付主務大臣の承認を受くべき會社は昭和十六年九月十七日以後設立せられたる會社又は合併に因り設立せられたる會社に在りては其の設立又は合併後、資本増加又は合併に因り資本百萬元以上と爲りたる會社に在りては其の資本増加又は合併後三十日以内に、同月十六日以前設立せられたる會社若し合併に因り設立せられたる會社又は資本増加若し合併に因り資本百萬元以上と爲りたる會社にして同日以前其の設立、資本増加後又は合併後決算確定したる事業年度なき會社に在りては同年十月十六日迄に別表第二十號様式に依る承認申請書を主務大臣に提出すべし

第三十三條 令第二十九條第三項の規定に依り機密費等の基準月額の増額に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第二十號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし
 二、臨時資金調整法其の他の法令に依る設立に付行政官廳の認可、許可又は免許を受けたる會社の發起人として株式の引受を爲さんとするとき
 三、臨時資金調整法其の他の法令に依り資本増加に付行政官廳の認可、許可又は免許を受けたる會社の株式を所有する場合に於て當該會社の株式の割當を受けたとき
 四、臨時資金調整法其の他の法令に依り合併の認可を受けたる會社の株式を所有する場合に於て當該合併に因り合併に因り設立したる會社又は合併後存続する會社の株式の割當を受けたるとき
 五、合併に因り自己の株式を取得するとき
 六、株式の消却を爲す爲自己の株式を取得するとき
 七、債權の實行に因り會社が當該債權の擔保たる株式を取得するとき
 八、株式の取得又は處分に付特別の法令に依り行政官廳の認可、許可若しは承認を受け又は行政官廳の命令に依り株式を取得し又は處分するとき
 九、清算中の會社が株式を處分するとき

第三十四條 令第二十九條第五項の規定に依り項に規定する金額を超える機密費等の支出を爲すに付主務大臣の認可を受けんとする會社は別表第二十一號様式に依る認可申請書を主務大臣に提出すべし
 第三十四條の二 令第二十九條の第二項の規定に依り寄附金等の確定額を主務大臣に報告すべき社は毎事業年度開始の三十日前迄(設立又は合併に因る設立後最初の事業年度に在りては其の事業年度開始後三十日以内)に別表第二十二號様式に依る報告書を主務大臣に提出すべし但し昭和十六年八月十九日以後同年十一月十六日以前に開始する事業年度(同年九月十七日以後の設立又は合併に因る設立後最初の事業年度を除く)に關する報告書は同年十月十六日迄に之を提出すべし

會社が前項の報告を爲したる後當該事業年度終了前他の會社を合併したる爲寄附金等の確定額に變更を生じたる場合に於て合併後三十日以内に變更したる確定額を別表第二十二號様式に依り主務大臣に報告したるときは其の變更したる確定額を以て前項の規定に依り報告したる金額と看做す

第三十四條の三 令第二十九條の第二項の規定に依り報告額を超える寄附金等の支出を爲すに付主務大臣の認可を受けんとする會社は別表第二十三號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第三十五條

資本金二十萬圓以上の會社は左の各號の一に該當する時は令第三十三條第一項の規定に依り主務大臣の認可を受くべし
 一、額四總額五萬圓以上の外國に本店を有する會社の株式を取得又は處分せんとする時
 二、株數二萬株以上の株式を取得し又は處分せんとするとき
 三、一會社の總株數の三分の一以上に相當する株式を取得せんとするとき
 四、株式の取得に因り會社の現に所有する株式と合して一會社の株數の三分の一以上に相當する株式を所有する場合に於て當該株式の處分に因り會社の所有する株數が當該會社の總株數の三分の一以下となるべきとき
 前項の規定は左の各號の一に該當する場合に於ては之を適用せず
 一、特別の法令に依り設立せらるる會社の株式の引受を爲さんとするとき

二、臨時資金調整法其の他の法令に依る設立に付行政官廳の認可、許可又は免許を受けたる會社の發起人として株式の引受を爲さんとするとき
 三、臨時資金調整法其の他の法令に依り資本増加に付行政官廳の認可、許可又は免許を受けたる會社の株式を所有する場合に於て當該會社の株式の割當を受けたとき
 四、臨時資金調整法其の他の法令に依り合併の認可を受けたる會社の株式を所有する場合に於て當該合併に因り合併に因り設立したる會社又は合併後存続する會社の株式の割當を受けたるとき
 五、合併に因り自己の株式を取得するとき
 六、株式の消却を爲す爲自己の株式を取得するとき
 七、債權の實行に因り會社が當該債權の擔保たる株式を取得するとき
 八、株式の取得又は處分に付特別の法令に依り行政官廳の認可、許可若しは承認を受け又は行政官廳の命令に依り株式を取得し又は處分するとき
 九、清算中の會社が株式を處分するとき

社は其の株式の總額の半數以上を所有する株主たる他の會社の株式を取得せんとするときは前二項の規定に拘らず主務大臣の許可を受くべし
 第一項及前項の規定は左の各號に掲ぐる會社に付ては之を適用せず
 一、銀行
 二、信託會社
 三、保險會社
 四、無盡會社
 五、有價證券引受業法第一條の規定の適用を受くる會社
 六、有價證券業取締法第一條の規定の適用を受くる會社
 七、有價證券の賣買取引を業務とする取引所
 八、有價證券の賣買取引を業務とする取引所の會員又は取引員たる會社
 九、特別の法令に依り設立せられたる會社
 第三十六條 前條の規定に依り株式の取得又は處分に付許可を受けんとする會社は別表第二十四號様式に依り許可申請書を日本銀行の本店又は支店を經て主務大臣に提出すべし

前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

一、定款並に最終の貸借対照表及損益計算書

二、最近に於ける資産及負債に関する試算書

三、會社の所有する有價證券の種類、數量及價格に関する明細書

第三十條 資本金二十萬圓以上の會社は特許權、鑛業權又は漁業權（以下無體財産權と稱す）を取得し又は處分せんとするときは令第三十三條第一項の規定に依り主務大臣の許可を受くべく但し左の各號の一に該當する場合は此の限に在らず

一、取得し又は處分せんとする無體財産權の價額が一件五萬圓未満なるとき

二、臨時資金調整法其の他の法令に依り會社の設立、資本増加又は第二回以後の株金の拂込に付行政官廳の認可又は許可を受けたる場合に於て當該拂込株金、出資金又は現物出資に依り無體財産權を取得するとき

三、社債収入金に依り無體財産權を取得するとき

四、行政官廳の認可許可若しくは免許を受け又は行政官廳の命令に依り無體財産權を取得し又は處分するとき

五、行政官廳の認可、許可若しくは免許を受け又は行政官廳の命令に依り事業設備の新設、擴張又は改良を爲さんとする場合に於て當該事業設備の新設、擴張又は改良を爲すに付必要なる無體財産權を取得するとき

六、清算中の會社が無體財産權を處分する

前項の規定は特別の法令に依り設立せられたる會社に付ては之を適用せず

第三十八條 前條の規定に依り無體財産權の取得又は處分に付許可を受けんとする會社は別表第二十五號様式に依り許可申請書を日本銀行の本店又は支店を経て主務大臣に提出すべし

前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

一、定款並に最終の貸借対照表及損益計算書

二、最近に於ける資産及負債に関する試算表

三、無體財産權の取得に伴ふ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第三十九條 令第三十三條第三項の規定に依り資金の借入に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第二十六號様式に依り許可申請書を日本銀行の本店又は支店を経て主務大臣に提出すべし

前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

一、定款並に最終の貸借対照表及損益計算書

二、最近に於ける資産及負債に関する試算表

三、資金の借入に伴ふ事業計畫明細書及事業收支目論見書

四、會社の現在の借入金金の借入先、種類、金額、使途其の他に關する明細書

第四章 諸報告

第四十條 資本金二十萬圓以上の會社又は資本金二十萬圓未満の相互會社は本令施行後十五日以内に別表第二十七號様式に依り會社概況報告書を主務大臣に提出すべし

前項に於て本令施行後十五日以内とあるは本令施行後設立せられたる會社、本令施行

後合併に因り設立せられたる會社又は本令施行後資本増加若しくは合併に因り資本金二十萬圓以上となりたる會社に在りては設立、合併又は資本増加後三十日以内とす

第四十一條 本令施行の際現に資本金十五萬圓以上二十萬圓未満の會社（相互會社を除く）は本令施行後三十日以内に別表第二十八號様式に依り會社概況報告書に最終の貸借対照表を添へ之を主務大臣に提出すべし

第四十二條 資本金二十萬圓以上の會社又は資本金二十萬圓未満の相互會社は本令施行後三十日以内に別表第二十九號様式に依り其の旅費規程を主務大臣に報告すべし

前項に於て本令施行後三十日以内とあるは本令施行後設立せられたる會社、本令施行後合併に因り設立せられたる會社又は本令施行後資本増加若しくは合併に因り資本金二十萬圓以上の會社となりたる會社に在りては設立、合併又は資本増加後三十日以内とす

前二項の會社旅費規程の変更を爲したるときは遅滞なく其の旨を主務大臣に報告すべし但し變更したる部分が旅費規程の大部分に亙るときは變更後の旅費規程を別表第二十九號様式に依り主務大臣に報告すべし

一 般

第四十三條 令第七條各號の一に掲ぐる會社に該當する會社は毎事業年度の決算確定後三十日以内に別表第三十號様式に依り會社概況報告書を主務大臣に提出すべし

前項の會社概況報告書には左の各號に掲ぐる書類を添附すべし

一、別表第三十一號様式に依り自己資本計算書

二、別表第三十二號様式に依り利益配當金及給與状況調査書

三、別表第三十三號様式に依り特殊支出調査書

四、財産目録、貸借対照表、損益計算書及利益金處分に關する書類

第五章 雜則

第四十三條之二 令第三十八條之二の許可又は承認は左の各號に掲ぐるものとす

一、第二十四條第二項の規定に依り承認にして令第二十條第四號又は第二十條第一號第一號乃至第三號に掲ぐる手當の準則に關するもの

二、令第二十五條の規定に依り許可にして令第二十條第四號又は第二十條第一號乃至第三號に掲ぐる手當の準則の制定又は

變更に關するもの

令第三十八條之二の期間は財務局出張所を経て申請書を提出すべき許可又は承認に付ては財務局出張所其の申請書を受理したる後、其の他の許可又は承認に付ては主務大臣其の申請書を受理したる後十日とす

第四十四條 主務大臣は必要ありと認むるときは會社を指定し其の本令に依り提出すべき許可、指定若しくは承認の申請書、報告書又は届書及之に添附すべき書類に關し、段の指示を爲すことを得

主務大臣は必要ありと認むるときは會社を指定し本令に定むるものの外必要なる書類の提出を命ずることを得

第四十五條 本令（第三十六條、第三十條及第三十九條を除く）に依り會社の提出すべき申請書、報告書又は届書は左の各號に該當する場合に於て各其の定むる所に依るの外之を三連作成し會社の本店又は主たる事務所のある所を所轄する財務局出張所を経て提出すべし

一 令第四十一條第一項第一號、第二號、第三號又は第四號に該當する會社に之を一連作成し主務大臣に直接提出すべし

二 令第四十一條第一項第五號に該當する會社は之を同號に定むる主務大臣姓名等に主務大臣の數に相當する通數作成し同條第一項第二號、第三號又は第四號に掲ぐる主務大臣（同條第一項第二號、第三號又は第四號に掲ぐる主務大臣二以上あるときは會社の營業の中心たるものに關する主務大臣）に直接提出すべし

三 前號の場合を除くの外銀行、信託會社、無盡會社及有價證券引受業法の證券引受會社は之を一通作成し主務大臣に直接提出すべし

四 前三號に掲ぐる會社以外の會社にして資本金五百萬圓以上のもの又は主務大臣の指定したるものは之を二通作成し主務大臣に直接提出すべし

五 前四號に掲ぐる會社以外の會社第三十一條乃至第三十四條の三の規定に依り報告書又は申請書を提出せんとするときは之を二通作成し主務大臣に直接提出すべし

附 則
本令は昭和十五年十月二十日より之を施行す
(註別表略)

定に依り第三條の規定に依る制限に關し必要なる報告を徴し又は當該官吏をして事務所、營業所其他の場所に臨檢し業務の状況若は帳簿書類其他の物件を検査せしむることを得前項の規定に依り當該官吏をして臨檢を査せしむる場合に於ては其の身分を示す證券を携帯せしむべし

第七條 本令中商工大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とし地方長官とあるは朝鮮に在りては道知事、臺灣に在りては州知事又は廳長、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とす

第三條中有價證券取扱法に依る有價證券業者とあるは朝鮮、臺灣、樺太又は南洋群島に在りては取引所に依らざる有價證券の賣買又は其の媒介の業を營む者（銀行、信託會社及有價證券割賦販賣業者を除く）とす

附 則
本令は公布の日より之を施行す

會社所有株式の價臨時措置令
(昭和十六年八月三十日)
勅令

(改正昭和十六年九月十七日)
閣令 第二十二號
(昭和十六年八月二十九日)
勅令 第八百三十四號

本令は公布の日より之を施行す本令施行前に爲したる行為に關する罰則の適用に付ては仍從前の例に依る（別表様式及様式記載心得省略）

株式價格統制令

(昭和十六年八月二十九日)
勅令 第八百三十四號

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十號）に於て依る場合を含む以下同じ）第十九條の規定に基く株式の價格に關する統制は本令の定むる所に依る

第二條 商工大臣は株式價格の著しき低落に因り國民經濟の圓滑なる運行が阻害せらるるの虞ありと認むるときは株式を指定し其の最低價格を定むることを得

前項の最低價格は當該株式の一定期日に於ける取引相場を基準として之を定め取引相場なきものに付ては實物仲値を基準として之を定む

商工大臣は第一項の規定に依り定めたる最

低價格が事情の變更に因り著しく不當と爲りたりと認むるときは之を變更することを得

商工大臣は第十項の規定に依り最低價格を定め又は前項の規定に依り之を變更したるときは其の旨を告示すべし

第三條 前條の規定に依り最低價格の定められたる株式に付ては有價證券の賣買取引を爲す取引所の會員若は取引員又は有價證券業取締法に依る有價證券業者は當該株式の最低價格を下る價格に依る賣買又は其の委託、受託若は媒介を爲すことを得ず但し商工大臣の許可を受けたるときは此の限に在らず

第四條 商工大臣は第二條の規定に依り定めたる最低價格を存置するの必要なしと認むるときは之を廢止することを得

商工大臣は前項の規定に依り最低價格を廢止したるときは其の旨を告示すべし

第五條 何等の名義を以てするを問はず第三條の規定に依る禁止を免るゝ行為を爲すことを得ず

第六條 商工大臣又は地方長官は必要ありと認むるときは國家總動員法第三十一條の規

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十號）に於て依る場合を含む）第十一條の規定に基く會社の總理に關する命令中の財産目録に記載する株式の價格に關する臨時措置に付ては本令の定むる所に依る

第二條 會社は毎事業年度決算期に於て其の所有株式の價格を財産目録に記載するに際し他の法令に拘らず左の各號の規定に依る價格を超えざる價格を附することを得

一 直前事業年度より引續き所有する株式に付ては直前事業年度の財産目録に記載したる價格（以下前期帳簿價格と稱す）但し當該株式に付當該事業年度中最終に決定せられたる配當率が直前事業年度末最終に決定せられたる配當率に比し減少したる場合に於ては其の減少の割合に應じて前期帳簿價格を減額したる額

二 當該事業年度に於て取得し引續き所有する株式に付ては其の取得價額但し當該株式に付取得後當該事業年度中最終に決定せられたる配當率が取得前最終に決定せられたる配當率に比し減少したる場合に於ては其の減少の割合に應じて取得價額を減額したる額

前項第二號の場合に於て當該會社が議決權の三分の一以上を有する他の會社若は當該會社の議決權の三分の一以上を有する他の會社又は會社を代表すべき者一名以上を共通にする他の會社より取得したる株式の取得價額が取得の時に於ける當該株式の價格を超ゆるときは其の價格を前項第二號の取得價額と看做す

第三條 直前事業年度より引續き所有する株式に付當該事業年度中に於て株金の拂込ありたるときは前條第一項第一號の規定の適用に付ては當該株式の前期帳簿價格に其の拂込金額を加算したる額を前期帳簿價格と看做す

當該事業年度に於て取得し引續き所有する株式に付取得し株金の拂込ありたるときは前條第一項第二號の規定の適用に付ては當該株式の取得價額に其の拂込金額を加算したる額を取得價額と看做す

前條第一項第一號但書又は第二號但書の場合に於て配當率の減少したる株金の拂込あるときは前二項の規定に拘らず、第一條第一項第一號但書又は第二號但書の規定を適用して得たる額に其の拂込金額を加算し

たる額を同條第二項第一號但書又は第一但書の額と看做す

第四條 前二條の規定に依り株式の評価を爲す場合に於ては會社所有株式の評価額の總額は直前事業年度より引續き所有する株式の前期帳簿價額、當該事業年度に於て取得し引續き所有する株式の取得價額及當該會社が此等の株式に付當該事業年度中に於て拂込みたる株金額の合計額を超過することを得ず

附 則

本令は昭和十六年八月三十日より昭和十七年八月二十九日迄の間に終了する事業年度に關し作る財産目録に付之を適用す

價格等統制令

(昭和十四年十月十八日 勅令 第七百三號)

改 (昭和十五年十月十九日 勅令 第六百七十七號)

正 (昭和十六年一月二十一日 勅令 第六十七號)

(昭和十六年九月十七日 勅令 第八百四十一號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)に於て南洋群島に於て依る場合を

第十九條の規定に基き價格、保管料、損害保険料、賃貸料、加工賃、修繕料其の他の財産的給付(以下價格等と稱す)に關し必要なる命令を爲すは別に定むるものを除くの外本令の定むる所に依る

第二條 價格、運送賃、保管料、損害保険料、賃貸料又は加工賃(以下價格運送賃等と稱す)は昭和十四年九月十八日(以下指定期日と稱す)に於ける額を超過して之を契約し支拂ひ又は受領することを得ず但し閣令の定むる所に依り價格、運送賃等の支拂者又は受領者に於て行政官廳の許可を受けたる場合及本令施行の際現に存する契約にして其の際左の各號の一に該當するものに付ては此の限に在らず

- 一 注文生産品の價格に付生産者が生産に著手したるもの
- 二 其の他の價格に付買主其の他の支拂者が目的物の引渡を受けたるもの
- 三 運送賃又は加工賃に付運送人又は加工者が目的物の引渡を受けたるもの
- 四 保管料、損害保険料又は賃貸料に付支拂者が履行運帶に在るもの

前項の指定期日に於ける額は價格運送賃等の受領者に付ての額に依り受領者別に定まるものとし指定期日に爲したる契約ある場合は其の契約額(同じ事情の下に於て數種の契約額ありたるときは其の最高額)、偶々指定期日に爲したる契約なかりし場合は契約を爲したるべき額とす

第三條 商工業業者等の組合其の他之に準ずるもの閣令の定むる所に依り前條第二項又は第三項の額に代るべき額を定め行政官廳の認可を受けたるときは其の組合其の他之に準ずるもの及其の構成員(構成員が組合其の他之に準ずるものなる場合は其の構成員をも含み以下同じ)に付ては其の額を以て指定期日に於ける額と看做す

に準ずるものの地區内に於て其の構成員たる資格を有する者にして其の構成員に非ざるものに付ても前項の規定に依る額を以て指定期日に於ける額と看做すことを得

前項の規定に依る處分ありたる場合に於て第一項の規定に依る額の變更ありたるときは前項の額は當該變更額に變更せられたるものとす

第一項の規定に依る認可又は第二項の規定に依る處分は此等の處分實施の際現に存する契約にして其の際前條第一項但書各號の一に該當するものに對しては影響を及ぼすことなし

第四條 行政官廳は指定期日に於ける額(前條第一項又は第二項又は第二十條の規定に依り看做さるるものを除く)が著しく不當と認めらるるときは閣令の定むる所に依り其の額を引下ぐることを得但し其の引下實施の際現に存する契約にして其の際第二條第一項但書各號の一に該當するものに對しては影響を及ぼすことなし

第四條之二 修繕料其の他價格運送賃以外の價格等(以下修繕料等と稱す)にして主務大臣の指定するものは主務大臣の指定する

年月日に於ける額を超過して之を契約し、支拂ひ又は受領することを得ず但し閣令の定むる所に依り修繕料等の支拂者又は受領者に於て行政官廳の許可を受けたる場合及指

定實施の際現に存する契約にして其の際左の各號の一に該當するものに付ては此の限に在らず

- 一 修繕料等に對する給付を爲す者が目的物の引渡を受けたる場合
- 二 修繕料等に對する給付を爲す者が修繕料等に對する給付に著手したる場合
- 第四條之三 第二條第二項及第三項並に第四條の規定は前條の規定に依り指定したる修繕料等に付之を準用す

第四條之四 修繕料等の受領者の組合其の他之に準ずるもの閣令の定むる所に依り修繕料等の額を定め行政官廳の認可を受けたるときは其の組合其の他に準ずるもの及其の構成員の給付に對する修繕料等は其の額を超過して之を契約し、支拂ひ又は受領することを不得但し閣令の定むる所に依り修繕料等の支拂者又は受領者に於て行政官廳の許可を受けたる場合は此の限に在らず

行政官廳必要ありと認めるときは修繕料等

の額を變更して前項の認可を爲すことを得

第一項の規定に依る認可ありたる場合に於て行政官廳必要ありと認めるときは同項の規定の適用に付ては閣令の定むる所に依り同項に規定する組合其の他之に準ずるもの地區内に於て其の構成員たる資格を有する者にして其の構成員に非ざるものを其の構成員と看做すことを得

第一項の規定に依る認可又は前項の規定に依る處分は此等の處分實施の際現に存する契約にして其の際第四條の二但書各號の一に該當するものに對しては影響を及ぼすことなし

第四條之二 及前條の規定は第一項の修繕料等に付ては之を適用せず

第五條 第二條乃至第四條及前條の規定は有價證券の價格及賃貸料、土地及建物の價格其の他閣令を以て定むる價格等に付ては之を適用せず

第六條 價格等は第二條乃至第四條の四の規定に拘らず他の法令に定むる額又は他の法令に基く行政官廳の決定、命令、許可、認可其の他の處分ありたる額を超過して之を契約

約し、支拂ひ又は受領することを得ず但し
價格運送賃等に付ては本令施行の、修繕
料等に付ては第四條の二の規定による指定
又は第四條の四第一項の規定に依る認可若
は同條第三項の規定に依る處分ありたる後
の處分は處分實施の際現に存する契約にし
てその際第二條第一項但書各號の一又は第
四條の二但書各號の一に該當するものに對
しては影響を及ぼすことなし

前項の他の法令は閉令を以て之を定め
第六條の二 前條に規定する場合を除くの外
主務大臣の指定する特殊の物の價格等に付
ては其の受領者に於て閉令の定めたる所に依
り其の額に付行政官廳の認可を受くべし此
の場合に於ては其の物の價格等に付ては其
の受領者に於て閉令の規定に拘らず其の認
可を超えて之を契約し、支拂ひ又は受領す
ることを得ず

前項の規定は前項の指定實施の際現に存す
る契約にして其の際第二條第一項但書各號
の一又は第四條の二但書各號の一に該當す
るものには之を適用せず
第一項の主務大臣の指定に關しては閉令の
定めたる所に依る

第七條 前二條に規定する場合を除くの外行
政官廳閉令の定めたる所に依り價格等(有價
證券の價格及賃賃料を除く以下同じ)の額
を指定したるときは第二條乃至第四條の四
の規定に拘らず其の額を越えて之を契約し
支拂ひ又は受領することを得ず但し閉令の
定めたる所に依り價格等の支拂者又は受領者
に於て行政官廳の許可を受けたる場合は此
の限に在らず

前項の指定は指定實施の際現に存する契約
にして其の際第二條第一項但書各號の一又
は第四條の二但書各號の一に該當するもの
に對しては影響を及ぼすことなし

第八條 支拂條件、引渡條件其の他の契約條
件の変更(第六條に規定する他の法による
もの及他の法令に基き行政官廳の決定、命
令、許可其の他の處分ありたるものを除
く)にして支拂者に不利益と爲るものは其
の限度に於て之を價格等の額の引上と看做
す

第九條 何等の名義を以てするを問はず第二
條の二、第四條の四又は第六條乃至第七條
の規定に依る禁止を免るる行爲を爲すこと
を得ず

は之を適用せず但し當該契約を爲すことが
自己の業務に屬する者に付ては此の限に在
らず
第十四條 本令に定むるものを除くの外本令
の施行に關し必要な事項は閉令を以て之
を定むることを得

第十五條 本令の施行に關する主務大臣は左
の各號に定むる所に依る

- 一 農林畜水産物、食料品及農林畜水産業
專用物品の價格に關する事項に付ては農
林大臣但し酒税法の適用を受くる酒類の
價格に關する事項に付ては農林大臣及大
藏大臣
- 二 削除
- 三 醫藥品の價格に關する事項に付ては商
工大臣及厚生大臣
- 四 運送賃並に運送に直接關聯する保管料
賃賃料、荷役賃賃料、作業料、手数料、
使用料、運送業者又は運送取扱業者の荷
造料其の他閉令を以て定むる修繕料等に
關する事項に付ては陸上運送に在りては
鐵道大臣、水上運送及航空運送に在りて
は逓信大臣
- 五 田、畑、山林及原野の價格及賃賃料、

第十條 主務大臣必要ありと認むるときは閉
令の定めたる所に依り價格等の原價に關し計
算を爲さしむることを得

第十一條 行政官廳必要ありと認むるときは
國家總動員法第三十一條の規定に依り生産
販賣、運送、保管、賃賃、損害保險、加工
若は修繕料等に對する給付に關し報告を徴
し又は當該官吏をして工場、事業場、販賣
所、倉庫、事務所其の他の場所に臨檢し業
務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を検査
せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢を查
せしむる場合に於ては其の身分を示す證據
を携帯せしむべし

第十二條 本令は左に掲ぐる價格等には之を
適用せず
一 繭、生糸、棉花又は綿布の取引所に於
ける買買取引の價格
二 關東州、滿洲及支那以外の地と本令施
行間との間に於ける輸出入取引の價格及
兩地域間に於ける運送の運送賃

第十三條 本令は契約の當事者にして營利を
目的として當該契約を爲すに非ざるものに

目

八 請賃料(手問賃、派出料の額を含む)
にして主として勞務の供給及提供に對す
るものに關する事項に付ては厚生大臣

九 前各號の場合を除くの外商工大臣
第六條に規定する法令に於て規定する
價格等に關する事項に付ては前各號に拘
らず當該法令に於ける主務大臣

第十六條 前條第七號に掲ぐる場合を除くの
外本令中主務大臣とあるは朝鮮に在りては
朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、樺太
に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りて
は南洋廳長官とし閉令とあるは朝鮮又は臺
灣に在りては總督府令、樺太又は南洋群
島に在りては廳令とす

附 則

第十七條 本令は昭和十四年十月二十日より
之を施行す但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群
島に在りては昭和十四年十月二十七日より
之を施行す

第十八條 第二條乃至第四條の三の規定は當
分の内其の効力を有す

第十九條 左に掲ぐる命令は之を廢止す
昭和十四年農林省令第四十二號農林畜水産業用

品販賣價格取締規則

- 昭和十三年商工省令第二十四號綿糸販賣價格取締規則
- 昭和十三年商工省令第三十一號ステープルファイバー及ステープルファイバー糸販賣價格取締規則
- 昭和十三年商工省令第五十六號物品販賣價格取締規則
- 昭和十三年商工省令第六十三號人造絹糸販賣價格取締規則
- 昭和十三年商工省令第七十五號毛糸販賣價格取締規則
- 昭和十四年商工省令第六十三號絹紡糸販賣價格取締規則
- 昭和十三年朝鮮總督府令第二百十八號朝鮮物品販賣價格取締規則
- 昭和十三年臺灣總督府令第四百十號物品販賣價格取締規則
- 昭和十二年樺太廳令第六十三號物品販賣價格取締規則
- 昭和十三年南洋廳令第三十八號南洋群島物品販賣價格取締規則
- 昭和十三年商工省令第四十五號皮革配給統

制規則第九條及第十條

昭和十四年朝鮮總督府令第三十一號(昭和十二年法律第九十二號第二條の規定に依る皮革の配給統制に関する件)
 第八條第九條
 昭和十三年臺灣總督府令第八十四號皮革配給規則第六條及第七條
 前二項に掲ぐる命令及規定は本令施行前に爲したる行爲に關する罰則の適用に付ては本令施行後と雖も仍其の効力を有す
 第二十條 左に掲ぐる規定に依る農林大臣、商工大臣朝鮮總督樺太廳長官又は南洋廳長官の指定したる日に於ける販賣價格は之を第二條の指定期日に於ける額と看做す
 昭和十四年農林水産業用品販賣價格取締規則第二條
 昭和十三年商工省令第五十六號物品販賣價格取締規則第一條
 昭和十三年朝鮮總督府令第二百十八號朝鮮物品販賣價格取締規則第一條
 昭和十三年臺灣總督府令第四百十四號物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年樺太廳令第六十三號物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年南洋廳令第三十八號南洋群島物品販賣價格取締規則第一條
 第二十一條 左に掲ぐる規定に依り農林大臣朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官、南洋廳長官、地方長官朝鮮總督府通知事、臺灣總督府知事若し廳長又は南洋廳長の爲したる販賣價格指定又は許可は第二條第一項但書又は第七條第一項の規定に依り各相當の行政官廳の爲したる價格の額の指定又は許可と看做す但し閣令を以て別段の定を爲すことを得
 昭和十四年農林省令第四十二號農林水産物及農林水産業用品販賣價格取締規則第一條
 昭和十三年商工省令第二十四號絹紡糸販賣價格取締規則第一條第二項
 昭和十三年商工省令第三十一號ステープルファイバー及ステープルファイバー糸販賣價格取締規則第一條第二項
 昭和十三年商工省令第四十五號皮革配給統制規則第九條
 昭和十三年商工省令第五十六號物品販賣價格取締規則第一條

價格等統制令施行規則

改正

昭和十四年	閣令	第	十	三	號
昭和十五年	閣令	第	七	號	
昭和十五年	閣令	第	八	號	
昭和十五年	閣令	第	九	號	
昭和十五年	閣令	第	十	號	
昭和十五年	閣令	第	十一	號	
昭和十五年	閣令	第	十二	號	
昭和十五年	閣令	第	十三	號	
昭和十五年	閣令	第	十四	號	
昭和十五年	閣令	第	十五	號	
昭和十五年	閣令	第	十六	號	
昭和十五年	閣令	第	十七	號	
昭和十五年	閣令	第	十八	號	
昭和十五年	閣令	第	十九	號	
昭和十五年	閣令	第	二十	號	

第一條 價格等統制令(以下統制令と稱す)

第二條 第一項但書第四條の二但書、第四條の四第一項但書又は第七條第一項但書の許可の申請は左の各號の一の該當する場合に限り之を爲すことを得
 一、關東州、滿洲及支那以外の地に輸出せらるること明かなる物を賣買するとき
 二、輸入價格の昂騰特に著しき輸入品を賣買するとき
 三、其の他已むを得ざる事由あるとき
 前項の許可は價格等の支拂者又は受領者の何れか一方に於て之を受くるを以て足る
 第二條 前條の申請を爲さんとする者は氏名

- 昭和十三年商工省令第六十三號人造絹糸販賣價格取締規則第一條第二項
- 昭和十三年商工省令第七十五號毛糸販賣價格取締規則第一條第二項
- 昭和十四年商工省令第六十三號絹紡糸販賣價格取締規則第一條第二項
- 昭和十三年朝鮮總督府令第二百十八號朝鮮物品販賣價格取締規則第一條
- 昭和十四年朝鮮總督府令第三十一號(昭和十二年法律第九十二號第二條の規定に依る皮革の配給統制に関する件)
第八條
- 昭和十三年臺灣總督府令第八十四號皮革配給統制規則第五條
- 昭和十三年臺灣總督府令第一百四號物品販賣價格取締規則第一條
- 昭和十三年樺太廳令第六十三號物品販賣價格取締規則第一條
- 昭和十四年樺太廳令第三十六號皮革配給統制規則第六條
- 昭和十三年南洋廳令第三十八號南洋群島物品販賣價格取締規則第一條
- (昭和十五年勅令第六百七十七號)

本令は公布の日より之を施行す但し第十八條の改正規定及附則第二項、規定を除くの外朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十五年十月二十五日より之を施行す價格等統制令第二條第一項但書又は第七條第一項但書の規定に依る行政官廳の許可にして昭和十五年十月十九日を以て其の有効期間の満了するものは昭和十六年四月十八日迄仍其の効力を有す但し該行政官廳が別段の處分を爲したるときは此の限に在らず
 附則
 (昭和十六年勅令第八百四十一號)
 本令は公布の日より之を施行す但し第十八條の改正規定及附則第二項及第三項の規定を除くの外朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十六年九月十日より之を施行す賃金統制令第二十八條を削除す
 價格等統制令第二條第一項但書又は第七條第一項但書の規定に依る行政官廳の許可にして昭和十六年十月十九日を以て其の有効期間の満了するものは昭和十七年四月十八日迄仍其の効力を有す但し當該行政官廳が別段の處分を爲したるときは此の限に在ら

又は名稱、住所又は主たる事務所の所在地及業務の種類並に左に掲ぐる事項を記載したる申請書を主務大臣（主務大臣特に定めたるときは地方長官）に提出すべし

一 前條第一號の場合に於ては其の物の名稱、品種、數量及輸出せらるること明らかならしむる事項並に價

格等の支拂者が申請を爲す場合に在りては買受先、豫定買受價格其の他の豫定買受條件、豫定販賣先及豫定販賣價格其の他の豫定販賣條件、價格等の受領者が申請を爲す場合に在りては販賣先及豫定販賣價格其の他の豫定販賣條件

二 前條第二項第二號の場合に於ては其の輸入品の名稱、品種及數量並に價格等の支拂者が申請を爲す場合に在りては買受先及豫定買受價格其の他の豫定買受條件、價格等の受領者が申請を爲す場合に在りては買受先及豫定買受價格其の他の豫定買受條件、販賣先及豫定販賣價格其の他の豫定販賣條件

三 前條第三項第三號の場合に於ては前二號に準ずる事項及已むを得ざる事由の詳細前項、申請書にして主務大臣に提出す

一定款又は規約の寫

二 統制令第二條第二項若しくは第三項の額に代るべき額又は同令第四條の四第一項の規定に依り認可を受けんとする額の算定基礎を明かにする書面

三 前條の申請を爲すべき旨の決議書又は同意書の寫

四 統制令第三條第一項の規定に依る認可の申請に在りては同令第二條第二項又は第三項の額に代るべき額を定むるを必要とする事由を明かにする書面

第六條 統制令第二條第一項但書、第四條の二但書、第五條の四第一、二但書若しくは第十條第二項但書の許可又は同令第三條第一項、第四條の四第一項若しくは第六條の二の認可には制限又は條件を附することあるべし

第七條 主務大臣又は地方長官統制令第三條第一項又は第四條の第一項の認可を爲したるときは左の事項を公示す

- 一 組合其他之に準ずるものの名稱及地區
二 構成員たる資格
三 統制令第二條第二項若しくは第三項の額に代るべき額又は同令第四條の四第一項の

べきものは主務大臣特に定むるものを除くの外地方長官を經由すべし

第三條 統制令第二條第三項の規定に依り指定期日に於ける價格の額を定むること左の如し

一 季節品に付ては最近の季節の市場價格又は之に準ずるものに付一般物價の變動を參照したるもの

二 新製品に付ては之に類似する物の指定期日に於ける市場價格又は之に準ずるものに付原價の差額を參照したるもの

三 前各號に掲ぐる物以外の物に付ては指定期日に於ける市場價格又は之に準ずるもの

前項の規定は物以外のものの價格、運送費、保管料、損害保険料、賃賃料及加工賃の額に付之を準用す

第三條の二 統制令第二條第三項但書の指示は主務大臣（主務大臣特に定めたるときは地方長官）之を爲す

第三條の三 第三條第一項及前條の規定は統制令第四條の三の規定に依り同令第二條第三項の規定を準用する場合に付之を準用す

第四條 統制令第三條第一項又は第四條の四

規定に依り認可を爲したる額及其の實施の日

四 認可に附したる制限又は條件

第九條 統制令第四條の規定に依る處分は主務大臣又は地方長官價格等の受領者に對し左の事項を通知するに依り之を爲す

一、價格等の引下等の額
二、引下實施の日

第十條 統制令第二條主至第四條の規定は左に掲ぐる價格等には之を適用せず

- 一、財團、營業及無償財產權の價格及賃賃料
二、書畫骨董の價格
三、鮮魚介類（冷魚介類及鱈を除く）、生蔬菜及生果の價格
四、家畜の價格及賃賃料並に家禽及立木竹

第一項の規定に依る認可の申請は左に掲ぐる區別に依り主務大臣又は地方長官に之を爲すべし

一 數府縣又は全國を地區とする組合其他之に準ずるものに在りては主務大臣
二 道府縣又は其の一部を地區とする組合其他之に準ずるものに在りては地方長官

前項に掲ぐる組合其他之に準ずるものにして主務大臣の指定したるものに付ては前項各號の規定に拘らず主務大臣の定むる行政官廳に申請すべし

第五條 前條の申請を爲すには左に掲ぐる事項を記載したる申請書を提出すべし

一 組合其他之に準ずるものの名稱及地區

一 構成員（統制令第三條第一項の構成員を謂ふ以下同じ）たる資格及構成員の概數

三 統制令第二條第二項若しくは第三項の額に代るべき額又は同令第四條の四第一項の規定に依り認可を受けんとする額及其の實施の日

の價格

五、輸出品たる綿糸及輸出品の原料若しくは材料に用ふる糸（關東州、滿洲及支那向のものを除く）の價格

六、生糸（玉糸及野蠶糸を除く）及繭（玉繭及屑繭を除く）の價格

第十一條 統制令第六條第二項の規定に依り法令を定むること左の如し

- アルコール專賣法、阿片法、運河法、遼洋航路補助法、家畜保險法、瓦斯事業法、河川法、漁船保險法、軌道法、金屬類回收令、輕金屬製造事業法、工作機械製造事業法、航路統制法、航運法、航運機製造事業法、小運送事業法、索道事業規則（昭和二年遞信省令第三十六號）蠶糸業統制法、鹽專賣法、鹽賣規則、飼料配給統制法、重要肥料業統制法、森林火災國營保險法、人造石油製造事業法、自動車製造事業法、自動車交通事業法、水道條例、石炭配給統制法、石油業法、製鐵事業法、製鐵用輸入原料配給統制令、粗製樟腦樟腦油專賣法、倉庫業法、造紙事業法第十四條（同令施行令第二十八條及第二十九條に於て準用する場合を含む）

損害保險國營再保險法、煙草專賣法、煙草賣捌規則、中央卸賣市場法、地方鐵道法、電力管理法、電氣事業法、電力調整令、鐵道營業法、鐵道運輸規程、道路法、日本輸出農産物株式會社法、農業保險法、農業倉庫業法、米穀統制法、米穀配給統制法、保稅工場法、保稅倉庫法、水先法、酪農調整法、臨時肥料配給統制法、硫酸アンモニア増産及配給統制法、臨時船舶管理法、明治四年太政官布告第六百四十八號（修路架橋運輸の便を興す者に入費金徵收許可方）昭和十二年法律第九十二號（輸出入品等に關する臨時措置に關する法律）

第十一條ノ二 統制令第六條ノ二の物の價格等の指定は物の性質、機能、構造等に鑑み其の價格等に付同令第七條又は海運統制令第八條若し第九條の規定に依り一般的に額の指定を爲すを著しく不適當又は困難と認めらるるものに限り之を爲すものとす
前項の物の價格等の指定は告示に依りて之を爲す

第十一條ノ三 統制令第六條の二の認可は主務大臣之を爲す
第十一條の四 前條の認可の申請を爲さんと

する者は氏名又は名稱、住所又は主たる事務所の所在地及業務の種類並に左に掲ぐる事項（物の價格以外の場合に土りては之に準ずる事項）を記載したる申請書を主務大臣に提出すべし

一、其の物の名稱、品種、構造、機能其の他其の物の性質を明かにする事項
二、販賣先、販賣數量、確定販賣價格其の他の確定販賣條件
三、確定販賣價格見積の根據

第十二條 統制令第七條の規定に依る額の指定は主務大臣之を爲すものとす但し主務大臣に於て地方長官が額の指定を爲すべき旨を定めたるものに付ては地方長官額の指定を爲すものとす

第十三條 統制令第七條の規定に依る額の指定は告示に依りて之を爲す但し軍機保護上告示を不適當とするものに付ては價格等の受領者に對する通知を以て之に代ふることを得

第十四條 統制令第十一條第一項の行政官廳は主務大臣又は地方長官とす

同條第二項の證券は別記様式に依る
第十五條 統制令第十二條第三號に掲ぐる價

格等は左に掲ぐるものとす

一、特殊保稅工場の工場主が關東州、滿洲及支那以外の地に貨物を輸出する爲當該保稅工場の作業に使用する物品を賣入るる場合の價格

一ノ二 前號に掲ぐる作業に依り生じたる貨物を關東州、滿洲及支那以外の地に輸出する爲販賣する場合の價格

一ノ三 關稅法第六十三條第一項の規定に依り稅關長が貨物を賣上ぐる場合の價格
二 金地金、金の合金、金を主たる材料とする物及産金法の合金鑛産物の價格並に金資金特別會計法に依り金資金を運用する場合の物の價格

三 國營の鐵道、軌道及自動車並に其の附帶の業務に關する運送賃、賃貨料、保管料、修繕料、荷役請負料、作業料、手数料、使用料其の他の料金
四 統制令施行地以外の地相互間（關東州、滿洲及支那の各地相互間を除く）に於ける運送の運送賃

五 統制令施行地以外の地へ支拂ひ又は統制令施行地以外の地より受領する保稅料（統制令施行地と關東州、滿洲又は支那

との間の運送に對する貨物の保險又は航海に對する船舶の保險の保險料を除く）及統制令施行地以外の地（關東州、滿洲及支那を除く）相互間の運送に對する貨物の保險又は航海に對する船舶の保險の保險料

五ノ二 損害保險料以外の保險料

六 再保險料

七 日本船舶に非ざる船舶の賃貨料

八 昭和十五年商工省令第六十六號（關東州、滿洲及支那に對する貿易の調整に關する件）第一條の規定に依る調整機關の指定輸出品の買取價格、調整機關が輸出の委託を爲す場合に於ける調整機關の受領價格及受託者の輸出價格、調整機關の同令第六條の規定に依る指定輸入品の輸入價格並に調整機關が輸入の委託を爲す場合に於ける受託者の輸入價格及調整機關よりの受領價格

九 輸出品用原材料配給統制規則（昭和十五年商工省令第六十六號）第一條の規定に依る配給機關の指定輸出品用原材料の買受價格及販賣價格並に配給機關が指定輸出品用原材料の輸入の委託を爲す場合に

於ける受託者の配給機關よりの受領價格

十 昭和十五年商工省令第六十五號（南洋に對する貿易の調整に關する件）第一條の規定に依る輸出調整機關の指定輸出品の買受價格、販賣及輸出調整機關が指定輸出品の輸出の委託を爲す場合に於ける輸出調整機關の受領價格並に同令第八條の規定に依る輸入調整機關が指定輸入品の輸入の委託を爲す場合に於ける受託者の輸入調整機關よりの受領價格

十一 國民更生金庫法に依り國民更生金庫が轉業又は廢業を爲す商工業者等より物を買入れる場合の價格

十二 貿易統制令施行規則（昭和十六年商工省令第九號）第十條の二の規定に依る調整機關の指定物品の買受價格、販賣價格及調整機關が輸出の委託を爲す場合に於ける調整機關の受領價格

第十六條 第二條第一項、第五條又は第十一條の四の規定に依り提出すべき申請書及之に添附すべき書類は各二通を提出すべし
第十七條 主務大臣又は地方長官必要ありと認むるときは價格等の支拂者若し受領者又は組合出の他之に準ずるものを指定し其の

第二條第一項、第五條又は第十一條の四の規定に依り提出すべき申請書及之に添附すべき書類に關し別段の指示を爲すことを得

主務大臣必要ありと認むるときは價格等の支拂者若し受領者又は組合其の他之に準ずるものを指定し本令に定むるものの外必要な書類の提出を命ずることを得
第十八條 統制令第十五條第五號の加工賃を定むること左の如し

一 米穀其の他の穀物の粗搾賃及乾燥賃
二 炭燒賃
三 生糸挽賃
四 肥料の加工賃
統制令第十五條第五號の修繕料等を定むること左の如し

一 農林畜水産業專用物品の修繕料
第十九條 本令に於て主務大臣、主務大臣又は地方長官、地方長官とあるは陸上運送賃並に陸上運送に直接關聯する保管料、賃貨料、荷役請負料、作業料、手数料、使用料及運送業者又は運送取扱業者の荷造料に關する事項に付ては第四條第一項第一號の場合作を除くの外地方鐵道事業、軌道事業（人力又は馬力を動力とするものを除く）旅客

自動車運轉事業及事業區間を定むる貨物自動車運轉事業に在りては鐵道大臣、人力又は馬力を動力とする軌道事業に在りては起點所在地を管轄する地方長官、小運送業に在りては所管鐵道局長、其の他の陸上運送事業に在りては主たる事業地を管轄する所方長官（東京府に於ては警視總監但し索道事業に在りては東京府知事及警視總監）と事案に在りては第十四條の場合に在りては地方鐵道事業、軌道事業（人力又は馬力を動力とするものを除く）及自動車運轉事業を除くの外鐵道大臣及小運送業に在りては當該鐵道局長、其の他の陸上運送事業に在りては當該地方長官（東京府に於ては人力又は馬力を動力とする軌道事業を除くの外警視總監但し索道事業に在りては東京府知事及警視總監）とす

の汽船以外の船舶の賣買價格賣貨料、運航手數料及運送費並に船舶の修繕料並に水上運送に直接關聯する保貨料、賃貨料、荷役請負料、作業料、手數料、使用料及運送業者又は運送取扱業者の荷造料に在りては所管鐵道局長（逓信大臣の特に指定するものに關しては逓信大臣）、其の他に在りては逓信大臣とす但し専ら湖川を航行する船舶及總噸數二十噸未満の船舶（輕船、曳船及總噸數五噸以上の運送船を除く）の賣買價格、賃貨料、運航手數料、運送費及賣貨料、賃貨料又は運航委託の斡旋手數料並に總噸數五噸未満の船舶の製造價格及修繕料に在りては地方長官（東京府に於ては逓送賃に在りては東京府知事及警視總監）とす
本令に於て地方長官とあるは醫藥品の價格に關する事項に付ては東京府知事及警視總監とす
別記様式（用紙の大きさは日本標準規格B列八番に依るものとす）（様式略）
附 則
本令は布の日より之を施行す
價格等統制令第四條の二の規定に依る修繕料及年月日指定に關する件

する件

- （昭和十六年九月三日）
商工省告示第七百七十一號
價格等統制令第四條の二の規定に依り修繕料等及年月日左の通指定す
修繕料等
自動車取縮令第二條に掲ぐる自動車及其の部分品（附屬品を含む以下同じ）の修繕料（昭和十六年八月十一日）
自轉車（リヤカー及びサイドカーを含む）及其の部分品の修繕料
荷車及人力車並に同
ラヂオ受信機及同
時計及同
度量衡器及同
靴の修繕料
古綿の打直料
クリーニング料（洗滌料、湯熨料及汚染染料を含む）
染色加工の取扱手數料
包裝料及荷造料（運送業者又は運送取扱業者の荷造料を除く）
増設及接續電話の設備料並に維持料
船舶に施設する無線通信機器の裝置料

- （同）
宿泊料（賄附下宿料及旅館の庶料を含む）
並に同料
（同）
廣告料及廣告の取扱手數料
（同）
入場稅法第三條第二項に掲ぐる入場料
（同）

價格等統制令施行規則第二條第一項の規定に依る許可の申請に關する件

（昭和十六年九月三日）
商工省告示第七百七十二號

價格等統制令施行規則第二條第一項の規定に依り地方長官に價格等統制令第四條の二但書又は同令第七條第一項但書の許可の申請を爲すべきもの左の通定む
一 自轉車（リヤカー及びサイドカーを含む）及其の部分品（附屬品を含む以下同じ）の修繕料
二 荷車及人力車並に同
三 時計及同
四 古綿の打直料
五 クリーニング料（洗滌料、湯熨料及汚染染料を含む）
六 染色加工の取扱手數料

- 七 包裝料及荷造料（運送業者又は運送取扱業者の荷造料を除く）
八 宿泊料（賄附下宿料及旅館の庶料を含む）並に賄料
九 入場稅法第三條第二項に掲ぐる入場料
價格等統制令施行規則第二條第一項の規定に依る許可申請に關する件

（昭和十六年九月三日）
商工省告示第七百七十二號

價格等統制令施行規則第二條第一項の規定に依り地方長官に價格等統制令第四條の四第一項但書の許可の申請を爲すべき場合左の通定む
價格等統制令施行規則第四條の規定に依り地方長官が價格等統制令第四條の四第一項の認可を爲したる場合
價格等統制令第四條の二の規定に依る修繕料等及年月日指定に關する件
（昭和十六年九月三日）
商工農林省告示第一號
價格等統制令第四條の二の規定に依り修繕料

等及年月日左の通指定す

- 修繕料等
不動産の賣買及賃貸の斡旋手數料
昭和三十八年八月十一日
商工省農林省告示第二號
價格等統制令施行規則第二條第一項の規定に依り地方長官に價格等統制令施行規則第二條第一項の規定に依り地方長官に價格等統制令第四條の二但書又は同令第七條第一項但書の許可の申請を爲すべきもの左の通定む
不動産の賣買及賃貸の斡旋手數料
價格等統制令第四條の二の規定に依る修繕料等及年月日指定に關する件
（昭和十六年九月三日）
逓信省告示第八百八十四號
價格等統制令第四條の二の規定に依り修繕料等及年月日左の通指定す
修繕料等
船舶の修繕料
昭和十六年八月十一日
船舶の運航手數料（率に依るものを含む）
（同）

船積又は陸揚に關する請負料又は手数料
(荷受渡、仕分、藏置、改品、荷造、積卸
荷役檢査其の他に之に附隨する作業に關する
請負料又は手数料を含む) (同)
岸壁離繫及離繫の作業料 (同)
岸壁移橋、上屋又は浮標の使用料 (同)
船舶の賣買、貸借若は運航委託又は船舶に
依る運送の船旋手数料(率に依るものを
含む) (同)

價格等統制令第四條の二の規定
に依る修繕料等及年月日指定に
關する件

(昭和十六年九月三日)
(鐵道省告示第七十七號)

價格等統制令第四條の二の規定に依り修繕料
等及年月日左の通指定す
年月日
修繕料等

運送業者又は運送取扱業者の荷造料
昭和十六年八月十一日

價格等統制令第四條の二の規定
に依る修繕料等及年月日指定に
關する件

(昭和十六年九月三日)
(厚生省告示第三百八十一號)

關し物品の買占又は賣賣を爲すことを得ず
何人と雖も 務大臣又は地方長官の指示あ
りたる場合其の他正當の事由ある場合を除
くの外他のものを併せ又は負擔を附して物
品の販賣を爲すことを得ず
何人と雖も不當の報酬を得て物の賣買の媒
介を爲すことを得ず

第二條 物品の販賣を爲す者は其の價格及左
の各號に掲ぐる物品に付ては其の旨を物品
の見易き部分に記載し、店頭に掲示す
他容易に之を了知し得る方法を以てす
べし但し主務大臣又は地方長官に於て 別
の事情ありと認むる場合は、此の限に
す

一 價格に付價格等統制令第二條の適用を
受くる物品但し第二號、第三號及第五號
に掲ぐる物品を除く

二 價格に付價格等統制令第二條の適用を
受くる物品にして同令施行規則第三條第
一項第二號に掲ぐるもの

三 價格に付價格等統制令第三條第一項の
規定に依る認可又は同條第二項の規定に
依る處分ありたる物品

四 價格に付價格等統制令第六條第二項の
規定に依る認可又は同條第二項の規定に
依る處分ありたる物品

價格等統制令第四條の二の規定に依り修繕料
等及年月日左の通指定す
年月日
修繕料等

勞務供給の請負料(派出所派出所を含む)
昭和十六年八月十一日

大工、左官、屋根職、疊職、建具職、
塗漆職、植木職、瓦職、井戸職、石工、鋳
工及木挽職の手間賃 (同)

價格等統制令第四條の二但書又
は第七條第一項但書の許可の申
請に關する件

(昭和十六年九月十一日)
(告示第四百一號)

左の請負料に關する價格等統制令第四條の
二但書又は第七條第一項但書の許可の申請
は價格等統制令施行規則第二條第一項の規
定に依り之を地方長官に爲すべきものと定
む

一、勞務供給の請負料(派出所派出所を含む)
二、大工、左官、屋根職、疊職、建具職、
瓦力職、塗漆職、植木職、瓦職、井戸職、
石工、鋳工及木挽職の手間賃

價格等統制令第四條の四

規定に依り定めたる法令に於ては之
其金額を定め又は額の處分あけたる物品
及同令第七條の規定に依り額の指定あり
たる物品但し第五號に掲ぐる物品を除く
五 價格に付價格等統制令第二條第一項但
書又は同令第七條第一項但書の許可あり
たる物品

前項各號に掲ぐる物品なる旨の表示は主務
大臣の定めたる様式に依り之を爲すべし
主務大臣又は地方長官は物品の販賣を爲す
に對し、一項の表示に關し必要な 事
を命じ又は價格の届出を命ずることあるべ
し

第三條 主務大臣又は地方長官は物品の販賣
を爲す者に對し物品の名稱、銘柄、規格、
品質、等級、寸法、容量、重量若は數量の
表示又は之に關し必要な事項を命ずるこ
とあるべし

第四條 主務大臣又は地方長官取締の必要あ
りと認むるときは物品の販賣を爲す者に對
し業務に關する報告を爲さしむることある
べし
第五條 第一、第二項の規定は左に掲ぐる場
合には之を適用せず

一項但書の許可申請に關する
件

(昭和十六年九月十一日)
(厚生省告示第四百一號)

左の請負料に關する價格等統制令第四條の四
第一項但書の許可の申請は價格等統制令施行
規則第二條第一項の規定に依り之を地方長官
に爲すべきものと定む
價格等統制令施行規則第四條の規定に依り地
方長官が價格等統制令第四條の四第一項の認
可を爲したる請負料(手間賃派出所の類を含
む)にして主として勞務の供給及提供に對す
るもの

暴利行爲等取締規則

(昭和十四年十二月二十六日)
(商工農林省令 第一一號)
(昭和十五年六月廿四日改正)
(昭和十五年七月十日改正)
(昭和十六年七月十日改正)

第一條 何人と雖も暴利を得て物品の賣買を
爲すことを得ず

何人と雖も主務大臣又は地方長官の指示あ
りたる場合其の他正當の事由ある場合を除
くの外暴利の目的を以て又は自己の業務に

一 價格に付價格等統制令第二條の適用を
受くる物品には同令第七條の規定に依り
額の指定ありたる物品を販賣するとき
二 價格に付價格等統制令第六條第二項の
規定に依り定めたる法令に於て又は之に
基き額を定め又は額の處分ありたる物品
を販賣するとき
本則に於て地方長官とあるは東、府に在
りては東京府知事及警視總監とす

第六條 第一條の規定に違反したる者は三月
以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す
第七條 右の各號の一に該當する者は拘留又
は科料に處す

一 第二條第一項若は第二項の規定に依る
表示を爲さず又は虚偽の表示を爲したる
者
二 第二條第三項又は第三條の規定に依る
命令に違反したる者
三 第四條の規定に依る報告を爲さず又は
虚偽の報告を爲したる者

第八條 法人の代表者又は法人若は人の代理
人、使用人その他従業者が其の法人又は人
の業務に關して前二條の規定に違反した
るときは行爲者を罰するの外其の法人又は

人に對の亦第六條の罰金刑又は前條の科料刑を科す

附一則

本令は昭和十六年七月十五日より之を施行す

銀行等資金運用令

(昭和十五年十月十六日勅令第六百八十一號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)に於て依る場合を含む以下同じ) 第十一條の規定に依る銀行、信託會社、保險會社、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫、北海道府縣又は樺太を區域とする信用組合聯合會、朝鮮金融組合聯合會、東洋拓殖株式會社、南洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社、(以下金融機關と總稱す)及有價證券引受法の證券引受會社(以下證券引受會社と稱す)並に金融機關又は證券引受會社に非ずしてコール資金の貸借若は其の媒介又は手形の買買若は其の媒介を爲すを業とする者にして主務大臣の指定するもの(以下ビルブローカーと稱す)に對する資金の運用に關する命令に付ては本令の定むる所に依る

第二條 主務大臣資金の運用を適正ならしむる爲必要ありと認むるときは金融機關に對し資金の運用に關する計畫の變更を命じ又は命令の定むる所に依り資金の運用方法を指定することを得

第三條 金融機關事業に屬する設備の新設備張又は改良に關する資金以外の資金にして命令の定むるもの貸付を爲さんとするときは命令の定むる所に依り主務大臣の許可を受くべし此等の資金に付手形の割引を爲し又は當座貸越の契約を爲さんとするときも同じ

第四條 證券引受會社又はビルブローカー命令の定むる資金の貸付を爲さんとするとき命令の定むる所に依り主務大臣の許可を受くべし此等の資金に付手形の割引を爲さんとするときも同じ

第五條 第三條及前條の規定に依る許可に關する處分にして本案の重要なものに付ては臨時資金調整法第十二條の臨時資金審査委員會の議を経べし

第六條 主務大臣第三條及第四條の規定に依る許可を爲すに付必要ありと認むるときは國家總動員法第三十一條の規定に依り資金

の貸付若は手形の割引を受け又は當座貸越の契約を爲さんとする者より必要なる事項に關する報告を徴することを得

第七條 大藏大臣生産力擴充資金其の他時局に緊要なる資金の供給を圖らならしむる爲必要なりと認むるときは銀行に對し資金の融通又は有價證券の應募引受若は買入を命ずることを得

第八條 政府は前條第一項の規定に依る命令に因り銀行が損失を受けたるときは銀行に對し通常生すべき損失を補償す

前項の損失を決定する基準其の他損失補償に關し必要なる事項は大藏大臣之を定む

第九條 前條第一項の規定に依り政府が銀行に對して交與すべき損失補償金は國債證券を以て之を交付することを得

第十條 大藏大臣は銀行が第七條第一項の規定に依る命令に依り資金の融通を爲したる

附一則

議すべし

第十三條 本令は第三條乃至第六條の規定を除き昭和十五年十月二十日より之を施行す

第十四條 會社利益配當及資金融別令第十二條第一項の規定に依る日本興業銀行に對する資金の融通又は有價證券の應募、引受若は買入の命令及同行の爲したる資金の融通又は有價證券の應募、引受若は買入は本令第七條第一項の規定に依り爲したるものと看做し同令第十三條第二項の規定に依り大藏大臣の定めたる損失を決定する基準其の他損失補償に關し必要なる事項は日本興業銀行に付本令第八條第二項の規定に依り定めたるものと看做す

第十五條 會社利益配當及資金融別令第十二條第一項の規定に依る日本興業銀行に對する資金の融通又は有價證券の應募、引受若は買入は本令第七條第一項の規定に依り爲したるものと看做し同令第十三條第二項の規定に依り大藏大臣の定めたる損失を決定する基準其の他損失補償に關し必要なる事項は日本興業銀行に付本令第八條第二項の規定に依り定めたるものと看做す

第十六條 會社利益配當及資金融別令第十二條第一項の規定に依る日本興業銀行に對する資金の融通又は有價證券の應募、引受若は買入は本令第七條第一項の規定に依り爲したるものと看做し同令第十三條第二項の規定に依り大藏大臣の定めたる損失を決定する基準其の他損失補償に關し必要なる事項は日本興業銀行に付本令第八條第二項の規定に依り定めたるものと看做す

奢侈品等製造販賣制限

規則

(昭和十五年七月七日) (商工、農林、第一號)

第一條 物品の製造(加工を含む以下同じ)を業とする者は主務大臣の指定したる物品

場合に於て其の融通に關し必要ありと認むるときは國家總動員法第三十一條の規定に依り資金の融通を受けたる者より其の業務に關する報告を徴し又は當該官吏をして其の業務の状況若は帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證書を携帯せしむべし

第十一條 本令に於て主務大臣とあるは銀行信託會社、證券引受會社及ビルブローカーに付ては大藏大臣、保險會社に付ては商工大臣、商工組合中央金庫に付ては大藏大臣及商工大臣、産業組合中央金庫及北海道府縣を區域とする信用組合聯合會に付ては大藏大臣及農林大臣、東洋拓殖株式會社臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社に付ては拓務大臣とす

商工大臣保險會社に對し又は拓務大臣東洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社若は南洋拓殖株式會社に對し第二條の命令若は指定又は第三條の許可を爲さんとするときは大藏大臣に協議すべし

一 般

を製造することを得ず但し主務大臣（主務大臣特に定めたるときは地方長官）の許可を受けたる場合及当該物品指定の際現に製造中のものに付ては此の限に在らず

第二條 物品の生産（製造又加工を含む以下同じ）又は販賣を業とする者は主務大臣の指定したる年月日以後は左に掲ぐる物品及其の中古品を賣渡す事を得ず但し主務大臣（主務大臣特に定めたるときは地方長官）の許可を受けたる場合は此の限に在らず

一 前條の規定に依り主務大臣の指定したる物品
二 他の法令に依り製造を禁止せられたる物品（當該法令に依る製造の許可ありたるものを除く）

三 主務大臣の指定したる物品前項第二號の他の法令は主務大臣之を定む
第一項の規定は前條但書の許可を受け製造したる物品を賣渡し又は之を買受けて賣渡す場合及第一項但書の許可ありたる物品を買受けて賣渡す場合には之を適用せず

第三條 主務大臣前條第一項の指定を爲したる場合に於て必要ありと認むるときは物品

の生産又は販賣を業とする者に對し同條に項の指定したる年月日に於ける同條同項同掲ぐる物品の賣渡に關し賣渡数量又は賣渡先の制限其の他必要なる命令を爲すことあるべし

第四條 物品の生産又は販賣を業とする者は主務大臣の指定したる物品に付ては主務大臣の定めたる規格又は品質に該當するもの（價格等統制令第七條の規定に依り額の指定ありたる物品にして主務大臣の指定したるものに付ては當該額の指定に於て定めたる規格又は品質に該當するもの）を除くの外を賣渡すことを得ず、但し主務大臣（主務大臣特に定めたるときは地方長官）の許可を受けたる地方長官）の許可を受けたる場合は此の限に在らず

前項の規定は前項但書の許可ありたる物品を買受けて賣渡す場合には之を適用せず
第五條 第一條但書、第二條第一項但書又は移條第一項但書の許可の申請は輸出せらるることとなる物品を製造し又は賣渡す場合其の他口を得ざる事由ある場合に限り之を爲すことを得
第六條 前條の申請を爲さんとする者は左に

掲ぐる事項を記載したる申請書二通を主務大臣又は地方長官に提出すべし
一 申請者の住所又は主たる事務所のある地及業務の種類
二 製造又は賣渡さんとする物品の名稱、品目及數量（第四條第一項但書の許可を受けんとする場合に在りては當該物品の規格又は品質を併せ記載すべし）
三 許可を受けんとする事由の詳細
主務大臣又は地方長官必要ありと認むるときは前項の申請書を提出すべき者に對し前項の申請書の外必要なる書類の提出を命ずることを得

前二項の規定に依り提出すべき申請書及必要なる書類にして主務大臣に提出すべきものは地方長官を経由すべし
第七條 委託製造、委託販賣其の他何等の同義を以てするを問はず第一條、第二條又は第四條の規定に依る禁止を免るゝ行為を爲すことを得ず
第八條 第二條及第四條の規定は物品の生産又は販賣を業とする者當該物品を關東州、滿洲及支那以外の地に輸出する場合に之を適用せず

附 則

本則は昭和十五年七月七日より之を施行す

貿易統制令

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號）に於て依る場合を含む以下同じ）第九條の規定に基く輸出若し輸入の命令又は輸出若し輸入の制限若し禁止及當該命令に依る物品の讓渡其の他處分、所持又は移動に關する國家總動員法第八條の規定に基く命令に付ては本令の定むる所に依る

第二條 輸出又は輸入命令は主務大臣の命令の定むる所に依り輸出命令又は輸入命令書（以下命令書と稱す）を發し輸出業者又は輸入業者に交付して之を爲す

第三條 主務大臣は前條の規定に依り輸出又は輸入の命令を爲したる場合に於て當該命令を受けたる者に對し命令の定むる所に依り國家總動員法第八條の規定に基き當該物品の讓渡其の他處分、所持又は移動に關し必要なる命令を爲すことを得

第四條 主務大臣は命令の定むる所による品目を指定して輸出又は輸入の制限又は禁止を爲すことを得、この場合に於ては當然物

品の讓渡、その他の處分、所持又は移動に關する命令を附することを得

第五條 國家總動員法第二十七條の規定に基き補償すべき損失は第二條の規定により輸出又は輸入の命令を爲したる場合及當該命令を受けたる者に對し第三條の規定により命令を爲したる場合に於て當該命令による損失にして通常生ずべきものその他主務大臣の定むるものとす
前項の損失を請求せんとする者は主務大臣の指定したる期間内にこれを請求すべし

第六條 主務大臣必要と認むるときは、國家總動員法第三十一條の規定に基き輸出若し輸入又は輸出品若し輸入品に關し報告を徴し又は當該官吏をして事業場、店舗、倉庫その他の場所に臨檢し業務の状況若し臺灣書類その他の物件を検査せしむることを得前項の規定により當該官吏をして臨檢検査せしむる場合に於てはその身分を示す證明書を携帯せしむべし

第七條 本令中主務大臣とあるは朝鮮、臺灣、樺太又は南洋群島に在りては各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又は南洋廳長官とす

附 則

本令は昭和十六年五月十五日より之を施行す但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十六年五月十五日より之を施行す

貿易統制令施行規則

（昭和十六年六月十二日）
（商工農林省令第九號）

（昭和十六年七月七日）
（商工農林省令第十號改正）

（昭和十六年十月十六日）
（商工農林省令第十三號改正）

第二條 貿易統制令（以下令と稱す）の施行に付ては別に定むるものを除くの外本則の定むる所に依る

第三條 輸出命令書及輸入命令書（以下命令書と稱す）には左に掲ぐる事項を記載す

- 一 輸出業者又は輸入業者の氏名又は名稱及住所
- 二 品名
- 三 數量
- 四 單價及價額
- 五 輸出又は輸入の時期
- 六 輸出港又は輸入港
- 七 仕向港又は積出港
- 八 仕向地又は仕入地

九、令第五條の規定に依る損失の補償に關する事項

十、其の他必要なる事項

第三條 商工大臣又は農林大臣必要と認むるときは輸出又は輸入の命令の變更又は取消を爲すことあるべし輸出又は輸入の命令の變更又は取消は商工大臣又は農林大臣變更命令書又は取消命令書を發し輸出又は輸入の命令を受けたる輸出業者（以下受命者と總稱す）に交付して之を爲す

第四條 受命者當該命令に依る輸出又は輸入の約定を爲したるときは遲滞なく別記様式第一號に依る輸出約定報告書又は輸入約定報告書を商工大臣又は農林大臣に提出すべし

前項の輸出約定報告書又は輸入約定報告書に記載したる事項に變更ありたるときは受命者は遲滞なく之を商工大臣又は農林大臣に届出づべし

第五條 受命者當該命令に依る輸出又は輸入を爲したるときは遲滞なく別記様式第二號に依る輸出報告書又は輸入報告書に輸出又は輸入を爲したことを證する書面を添付し之を商工大臣又は農林大臣に提出すべし

第六條 受命者當該命令に依る輸出又は輸入を爲すことを能はず又は著しく困難なりと認むるに至りたるときは遲滞なく附の事由を具し之を商工大臣又は農林大臣に届出づべし

第七條 令第三條の規定に依る命令は商工大臣又は農林大臣輸出の命令を爲したる場合に於ては當該物品の輸出を確保する爲必要と認むるとき當該物品に付、輸入の命令を爲したる場合に於ては當該命令に依り輸入したる物品に付之を爲す

第八條 受命者損失の補償を請求せんとするときは損失の生じたる日より六月以内に損失補償請求書を商工大臣又は農林大臣に提出すべし

商工大臣又は農林大臣正當の事由ありと認むるときは前項の期間の延長を許可することあるべし

第九條 損失補償請求書には左に掲ぐる事項を記載すべし

- 一 令書又は令第三條の規定に依る命令書の番號
- 二 補償請求の事由
- 三 認償請求額

四 其の他必要と認むる事項
前項の損失補償請求書には損失補償額算出明細書を添付すべし
前項の添付書類の外商工大臣又は農林大臣必要と認むる書類の提出を求むることあるべし

第十條 關稅定率法別表輸入稅表に掲ぐる物品にして商工大臣の指定したるものは商工大臣の許可を受くるに非ざれば之を輸出することを得ず但し左の各號の一に該當する場合に此の限に在らず

一 關東州、滿洲及支那に對する貿易の調整に關する件第一條の規定に依る指定輸出品を關東州、滿洲又は支那に輸出するとき

二 第十條の二の規定に依る指定物品を關東州、滿洲及支那以外の地域に輸出するとき

三 南洋に對する貿易の調整に關する件第一條の規定に依る指定輸出品を同條の規定に依り商工大臣の指定したる地域に輸出するとき

四 國家總動員法第九條の規定に基く命令に依り輸出するとき

第十條の二 關稅定率法別表輸入稅表に掲ぐる物品にして商工大臣の指定したるもの

(以下指定物品と稱す)は商工大臣の指定したる者(以下調整機關と稱す)より買受け若し輸出の委託を受け輸出の承認を受けたる者に非ざれば之を關東州、滿洲及支那以外の地域に輸出することを不得ず但し前條第三號又は第四號に掲ぐる場合及特別の事情に依り商工大臣の承認を受けたる場合は此の限に在らず

調整機關より指定物品を買受け若し輸出の委託を受け又は輸出の承認を受けたる者は當該指定物品の輸出に關し調整機關の指示ありたるときは之に従ふべし

第十一條 前二條の規定は左の各號の一に該當する物品の輸出に付ては之を適用せず

- 一 御料品
- 二 本邦に來遊する外國の元首及其の一族並に其の從者に屬する物品
- 三 本邦に派遣せられたる外の大使、公使、其の他之に準ずべき使節、大使館若し公使館の館員又は領事に屬する自用品及在本邦外國大使館、公使館又は領事館に屬する公用品

四 官廳の輸出に係る物品

五 手荷物、引越荷物又は船用品

六 博覽會に出品する爲輸出する物品

七 關稅定率法第八號第一號、第三號、第七號又は第八號の規定の適用を受けたる物品

八 販賣以外の目的を以て輸出し且其の原價五十圓を越えざる物品

第十一條の二 調整機關は指定物品に付商工大臣の定むる數量又は金額の限度を超えて賣渡し若し輸出の委託を爲し又は輸出の承認を爲すことを得ず

第十一條の三 調整機關は指定物品の買受、販賣、輸出の承認に關する規定を定め商工大臣の承認を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ

調整機關は前項の規定に依り商工大臣の承認を受けたる規程に依るに非ざれば指定物品の買受、販賣、輸出の委託又は輸出の承認を爲すことを得ず

商工大臣必要ありと認むるときは第一項の規程の變更を命ずることあるべし

第十一條の四 前條第一項の規程には左に掲ぐる事項を記載すべし

一、買受手續、販賣手續、輸出委託手續及輸出承認手續に關する事項

二、買受價格、販賣價格、委託輸出價格及輸出承認の基準たる輸出價格に關する事項

三、販賣、輸出の委託及輸出の承認の條件に關する事項

四 其他の必要なる事項

第十一條の五 商工大臣緊急の必要ありと認むるときは第十條の許可を受けたる者又は第十條の二に掲ぐる者若し同條但書の規定に依る承認を受けたる者に對し當該物品に付其の輸出の制限又は禁止を爲すことあるべし

商工大臣必要ありと認むるときは前項の物品の輸出地を管轄する稅關長をして前項の輸出の制限又は禁止を爲さしむることあるべし

第十二條 關稅定率法別表輸入稅表に掲ぐる物品にして商工大臣の指定したるものは商工大臣の許可を受くるに非ざれば之を輸入することを不得ず但し左の各號の一に該當する場合に此の限に在らず

一 關東州、滿洲及支那に對する貿易調整

に關する件第六條の規定に依る指定輸入品を關東州、滿洲又は支那より輸入するとき
二 南洋に對する貿易の調整に關する件第八條の規定に依る規定輸入品を同條の規定に依り商工大臣の指定したる地域より輸入するとき
三 國家總動員法第九條の規定に基く命令に依り輸入するとき

第十三條 前條の規定は左の各號の一に該當する物品の輸入に付ては之を適用せず
一 第十一條第一號乃至第三號及第五號に規定する物品
二 官廳の輸入に係る物品
三 博覽會に出品する爲輸入する物品
四 關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又は第八號の規定の規用を受け輸入する物品
五 販賣以外の目的を以て輸入し且其の原價五十圓を超えざる物品
第十四條 第十條の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる輸出許可申請書に注文ありたることを證する書面を添附し之を輸出地を管轄する税關を經由して商工大臣に提出すべし

内に之を商工大臣に届出づべし
第十九條 第十條又は第十二條の許可を受けたる者は其の物品の輸出又は輸入を爲す場合に於て商工大臣の交付する輸出許可書又は輸入許可書を當該税關又は郵便局に提示すべし
第十九條之二 第十條之二に掲ぐる者當該指定物品を輸出せんとするときは調整機關より買受け若し輸出の委託を受け又は輸出の承認を受けたることを證する書面を當該税關又は郵便局に提示すべし
第二十條 第十條又は第十二條の許可を受けたる者輸出又は輸入を爲したるときは十日以内に左に掲ぐる事項を商工大臣に届出づべし
一 輸出又は輸入の許可を受けたる物品の品名及數量並に許可の年月日
二 輸出又は輸入を爲したる物品の品名、數量並に單價及價額
三 輸入を爲したる物品の産出地又は製造

一品名
二 數量(種類別に記載すべし)
三 單價及價額(同)
四 賣渡先の氏名又は名稱及住所
五 仕向地
六 仕向港
七 輸出港(郵便物に在りては發送郵便局)
八 輸出時期(郵便物に在りては郵便局に差出すべき時期)
第十五條 第十二條の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる輸入許可申請書を商工大臣に提出すべし
一品名
二 數量(種類別に記載すべし)
三 豫想單價及豫想價額(種類別に記載すべし)
四 産出地又は製造地
五 積出港
六 輸入港(郵便物に在りては到着郵便局)
七 輸入時期(郵便物に在りては郵便局に到着すべき時期)
前項の場合に於て許可を受けんとする者他

地及積出港
四 輸出港又は輸入港(郵便物に在りては發送郵便局又は到着郵便局)
五 輸出又は輸入の年月日(郵便物に在りては差出又は到着の年月日)
第二十條之二 第十條之二に掲ぐる者當該指定物品を輸出したるときは七日以内に其の品名、數量、單價及價額並に輸出の年月日を記載したる報告書に輸出したることを證する書面を添附し之を調整機關に提出すべし調整機關は毎月二十日迄に前項の規定に依り前月中に提出ありたる報告書の概要を商工大臣に報告すべし
第二十一條 令第六條第二項の證票は別記様式第三號に依る(別記様式略)
附 則
本則は公布の日より之を施行す(昭和十六年六月十二日より施行)
臨時輸出入許可規則は之を廢止す但し本則施行前前項の罰則を適用すべかりし行爲に付ては仍前例に依る
臨時輸出入許可規則第一條又は第三條の規定に依り爲したる許可は之を第十條又は第十二條の規定に依り爲したるものと看做す

人より委託を受け輸入せんとするものなるときは輸入許可申請書に前項各號に掲ぐる事項の外委託者の氏名又は名稱及住所を記載し且委託ありたることを證する書面を添附すべし
第十六條 第十二條の許可を受けたる者は商工大臣の指定したる期間内に其の物品を輸入すべし
商工大臣は正當の事由ありと認むる場合に限り前項の期間の延長を許可することあるべし
第十二條の許可を受けたる者前二項の期間内に其の物品を輸入せざるときは許可は其の効力を失ふ
第十七條 第十條の許可を受けたる者第十四條第六號乃至第六號乃至第八號に掲ぐる事項を變更せんとするときは豫め之を商工大臣に届出づべし第十二條の許可を受けたる者第十五條第一項第五號乃至第七號に掲ぐる事項を變更せんとするときは亦同
第十八條 第十二條の許可を受けたる者他人より委託を受け輸入せんとするものなる場合に於て其の委託契約消滅し又は委託數量減少したるときは委託者と連署の上七日以

臨時輸出入許可規則第五條又は第七條の規定に依り提出したる書類は之を第十四條又は第十五條の規定に依り提出したるものと看做す
臨時輸出入許可規則第六條第一項の規定に依り爲したる期間の指定又は同條第二項の規定に依り爲したる許可は之を第十六條第一項又は第二項の規定に依り爲したるものと看做す
附 則
本令は公布の日より之を施行す(昭和十六年七月七日より施行)
調整機關は當分の内第十一條の第三項の規定に拘らず同條第一項の規程に依らずして指定物品の買受、販賣、輸出の委託又は輸出の承認を爲すことを得
關東州、滿洲及支那に對する貿易の調整に關する件
(昭和十五年八月二十七日) 商工省令第六十六號
第一條 關稅定率法則表輸入稅表に掲ぐる物品にして商工大臣の指定したるもの(以下

指定輸出品と稱すは商工大臣の指定したる者(以下調整機關と稱す)又は調整機關より輸出の委託を受けたる者に非ざれば之を關東州、滿洲又は支那に輸出することを得ず、但し特別の事情に依り商工大臣の承認を受けたる場合はこの限に在らず

- 第二條 調整機關指定輸出品を自ら輸出する場合においては豫め輸出品目、輸出先に付商工大臣の承認を受くべし、これを變更せんとするとき亦同じ
- 調整機關指定輸出品を他人に委託して輸出する場合においては豫め左に掲ぐる事項を定め商工大臣の承認を受くべし、これを變更せんとするとき亦同じ
- 調整機關指定輸出品を他人に委託して輸出する場合においては豫め左に掲ぐる事項を定め商工大臣の承認を受くべし、これを變更せんとするとき亦同じ
- 一 委託輸出手續に關する事項
- 二 委託輸出價格に關する事項
- 三 委託輸出代金の決済に關する事項
- 四 委託手数料に關する事項
- 五 其他委託輸出の條件に關する事項

に掲ぐる事項の變更を命ずることあるべし

- 第三條 第一條の規定は指定輸出品にして左の各號の一に該當するものに付ては之を適用せず
- 一 御料品
- 二 本邦に來遊する外國の元首及其の一族並に其の從者に屬する物品
- 三 本邦に派遣せられたる外國の大使、公使其の他之に準ずべき使節、大使館の館員又は領事に屬する自用品及在本邦外國大使館、公使館又は領事館に屬する公用物品
- 四 官廳の輸出に係る物品
- 五 軍隊又は軍人に向け發送する慰問品
- 六 手荷物、引越荷物又は船用品
- 七 博覽會に出品する爲輸出する物品
- 八 關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號、又は第六號の規定の適用を受けたる物品
- 九 販賣以外の目的を以て輸出し且其の原價五十圓を超えざる物品

其の委託を受けたることを證する書面を當該稅關又は郵便局に提示すべし

第六條 關稅表に掲ぐる物品にして商工大臣の指定したるもの(以下指定輸入品と稱す)は調整機關又は調整機關より輸入の委託を受けたる者に非ざれば之を關東州、滿洲又は支那より輸入することを不得但し特別の事情に依り商工大臣の承認を受けたる場合は此の限に在らず

する場合に於ては豫め左に掲ぐる事項を定め商工大臣の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

- 一 委託輸入手續に關する事項
- 二 委託輸入價格に關する事項
- 三 委託輸入代金の決済に關する事項
- 四 委託手数料に關する事項
- 五 其他委託輸入の條件に關する事項

其の委託を受けたることを證する書面を當該稅關又は郵便局に提示すべし

- 第六條 第六條、第七條及び前條の規定は第六條の規定に依る物品の指定ありたる際現に輸入契約済の指定輸入品の輸入に付ては之を適用せず

附 則

本令は昭和十五年九月二日より之を施行す

運送業等を含む會社の合併若は解散に關する命令並に同法第十八條の規定に基く港灣運送業の統制を目的とする團體の設立等に關する命令及當該團體に關し必要な事項に付ては本令の定むる所に依る

第五條 港灣運送業者に對し事業の委託、受託、共同經營、讓渡若は讓受又は會社の合併を命ずることを得

設備の使用に關し其の方法の改善其の他必要なる事項を命ずることを得
前條第二項及第三項の規定は前項前段の場合に之を準用す

第六條 逕信大臣は港灣運送業者に對し貨物を指定して其の取扱を爲すべきことを命じ又は貨物取扱の方法若しは順位に關し必要な命令を爲すことを得

第七條 港灣運送業者事を譲渡し又は廢止せんとするときは命令の定むる所に依り逕信大臣の許可を受くべし

第八條 第四條、第五條及前條の規定は港灣運送業者の用に供する設備の賃貸を爲す事業を營む者に之を準用す

第九條 逕信大臣は港灣荷役の總力を最も有効に發揮せしむる爲必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り第十一條の規定に依り團體たる資格を有する者に對し港灣運送業者の綜合的統制運賃を圖り且港灣運送業に關する國策の遂行に協力することを目的とする團體（以下中央團體と稱す）の設立を命ずることを得
前項の規定に依る中央團體の設立の命令ありたるときは命令の定むる所に依り創立總會を開き之に諮りて定款其の他中央團體の設立に必要な事項を定め逕信大臣の認可を受くべし

第十條 中央團體は其の目的を達する爲左に掲ぐる事業を行ふ
一 團體員及團體員たる團體を組織する者の港灣運送業に關する統制指導
二 港灣運送業者の整備確立
三 能率の増進、經理の改善其の他團體員及團體員たる團體を組織する者の港灣運送業の發達に關する施設
四 港灣運送業に關する調査及研究
五 團體員及團體員たる團體を組織する者の港灣運送業に關する検査
六 前各號に掲ぐるもの、外中央團體の目的を達するに必要な事業

第十一條 中央團體の定款には左に掲ぐる事項を記載すべし
一、目的、二、名稱、三、事務所の所在地、四、團體員に關する規定、五、

事業及其の執行に關する規定、六、役員に關する規定、七、會議に關する規定、八、會計に關する規定

第十二條 中央團體の團體員たる資格を有する者は左に掲ぐるものとす
一 港灣運送業者にして逕信大臣の指定するもの
二 第三十六條の規定に依り設立せらるる團體

第十三條 中央團體は前條第二項の認可ありたる時又は國家總領事官法第十八條第三項の規定に依り定款の作成ありたる時成立す前項の場合に於ては逕信大臣は中央團體成立の旨及定款を告示すべし

第十四條 中央團體成立したるときは其の團體員たる資格を有する者は總て中央團體の團體員とす
第十五條 中央團體には役員として會長一人、理事長一人、理事若干人、評議員若干人を置くべし

第十六條 會長は中央團體を代表し團體事務を總理す
理事長は會長を輔佐し團體事務を掌理し會長事故あるときは其の職務を代理し會長缺

員のときは其の職務を行ふ
理事は會長及理事長を補佐し團體事務を分掌し豫め會長の定むる順位に依り會長及理事長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長及理事長共に缺員のときは會長の職務を行ふ

監事は中央團體の財産の状況を監視す
評議員は會長の諮問に對し答申し又は會長に對し意見を具申す

第十七條 會長、理事長、理事、監事及評議員は港灣運送業に關し經驗ある者及學識ある者の中より逕信大臣之を命ず

逕信大臣前項の規定に依り會長、理事長又は理事を任命したるときは其の旨を告示すべし

會長、理事長及理事の任期は三年、監事及評議員の任期は二年とす

第十八條 會長、理事長及理事は他の職務又は商業に従事することを得ず但し逕信大臣の認可を受けたときは此の限に在らず

第十九條 中央團體は港灣運送業に關する事項に付關係各大臣に建議することを得
中央團體は關係各大臣の諮問に對し答申すべし

第二十條 中央團體は其の團體員及團體員たる團體を組織する者に對し港灣運送業に關する事項の調査を爲す爲必要なる資料の提出を求むることを得
前項の規定に依り資料の提出を求められたる者は遅滞なく之を提出すべし

第二十一條 中央團體は定款の定むる所に依り其の團體員に對し經費を賦課することを得

第二十二條 中央團體は其の事業を行ふ爲に必要あるときは命令の定むる所に依り逕信大臣の認可を受け其の團體員の全部又は一部に對し前條の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課することを得

第二十三條 中央團體は定款の定むる所に依り定款又は統制規程に違反したる團體員に對し過怠金を課することを得

第二十四條 第二十一條若しは第二十二條の規定に依る賦課金又は過怠金を滞納する者ある場合に於て中央團體の請求あるときは市町區は市町村税の例に依り之を處分す此の場合に於て中央團體は其の徵收金額の百分の四を市町村に交付すべし
前項の規定に依る徵收金の先取特權の順位

は市町村其の他に之に準すべきもの、徵收金に次ぎ其の時効に付ては市町村税の例に依る

第二十五條 中央團體は其の團體員又は團體員たる團體を組織する者の港灣運送業に關する統制規程を擬定すべし

第二十六條 定款の變更並に統制規程の設定及變更は逕信大臣の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず

逕信大臣前項の認可を爲したるときは其の旨を告示すべし

第二十七條 中央團體の團體員及團體員たる團體を組織する者は中央團體の統制規程に依るべし

第二十八條 中央團體必要ありと認むるときは中央團體の役員又は使用人をして團體員及團體員たる團體を組織する者の職務若しは財産の状況又は帳簿書類、設備其の他の物件を検査せしむることを得

中央團體の團體員たる團體を組織する者は前項の規定に依る検査を拒み、妨げ又は忌避することを不得す

中央團體第一項の規定に依り役員又は例用人をして検査せしむる場合に於ては其の身

分を示す證券を携帯せしむべし
第二十九條 通商總督は毎年一回會長之を招集す

會長必要ありと認むるときは以時にも臨時總會を招集することを得

第三十條 左に掲ぐる事項は總會に諮り會長之を決す

- 一 定款の変更
- 二 收支豫算
- 三 第二十一條又は第二十二條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第三十一條 會長は毎年總會に中央團體の事業の状況を報告し監事をして財産の状況を報告せしむべし

第三十二條 遞信大臣は港灣運送の統制運送上必要ありと認むるときは中央團體に對し必要なる事業の施行を命じ又は定款の変更其の他必要なる事項を命ずることを得

第三十三條 遞信大臣は中央團體に對し業務及會計に關し監督上必要なる命令を發し又は處分を爲すことを得

遞信大臣必要ありと認むるときは監事をして監査の結果を報告せしむることを得
第三十四條 遞信大臣は中央團體の役員を行

爲か法令又は法令に基きて爲す處分に違反したるとき、公益を害したるとき其の他港灣運送業の統制運送上役員を不當なりと認むるときは之を解任することを得
遞信大臣前項の規定に依り會長、理事長又は理事を解任したるときは其の旨を告示すべし

第三十五條 中央團體は遞信大臣の命令に因りて解散す

遞信大臣前項の命令を爲したるときは其の旨を告示すべし

第三十六條 遞信大臣は港灣荷役の總力を最も有効に發揮せしむる爲必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り豫め地區を定め其の地區内に於て第三十九條の規定に依り團體員たる資格を有する者に對し當該地區内に於ける港灣運送業の統制運送上を爲すことを目的とする團體（以下地區別團體と稱す）の設立を命ずることを得

第三十七條 地區別團體は其の目的を達する爲左に掲ぐる事業を行ふ
一 團體員の港灣運送業及之に附隨する事業に關する統制指導
二 當該地區内に於ける港灣運送業の整備

爲左に掲ぐる事業を行ふ
一 團體員の港灣運送業及之に附隨する事業に關する統制指導
二 當該地區内に於ける港灣運送業の整備

第四十四條 遞信大臣は左に掲ぐる場合に於ては内務大臣に協議すべし

一 第四條第一項第五條第一項又は第八條の規定に基き命令を爲さんとする場合に於て港灣運送業者又は港灣運送業の用に供する設備の賃貸を爲す事業を營む者が其の命令事項の實施上港灣、運河又は公有水面に關し許可を必要とするものなるとき

二 公共團體に對し第四條第一項、第五條第一項又は第八條の規定に基き命令を爲さんとするとき

第四十五條 本令中遞信大臣又は關係各大臣とあるは朝鮮、臺灣又は樺太に在りては各朝鮮總督、臺灣總督又は樺太廳長官とし遞信局長とあるは朝鮮又は臺灣に在りては各朝鮮總督府遞信局長又は臺灣總督府交通總長とす

第二十四條中市町村とあるは朝鮮に在りては府邑面、臺灣に在りては市街庄とし市町村税とあるは朝鮮に在りては國稅臺灣に在りては市街庄税とし百分の四とあるは朝鮮に在りては百分の五とす
第四條第三項（五條第二項及第八條に於て

確立

三 能率の増進、經理の改善其の他團體員の港灣運送業の發達に關する施設

四 港灣運送業及之に附隨する事業に關する調査及研究

五 團體員の港灣運送業及之に附隨する事業に關する検査

六 前各號に掲ぐるものの外地區別團體の目的を達するに必要なる事業

第三十八條 地區別團體の定款には左に掲ぐる事項を記載すべし

- 一、目的
- 二、名稱
- 三、地區
- 四、事務所の所在地
- 五、團體員に關する規定
- 六、事業及其の執行に關する規定
- 七、役員に關する規定
- 八、會計に關する規定
- 九、會計に關する規定

第三十九條 地區別團體の團體員たる資格を有する者は左に掲ぐるものとす

一 港灣運送業者にして遞信大臣の指定するもの
二 港灣運送業に附隨する事業を營む者にして遞信大臣の指定するもの
第四十條 地區別團體は命令の定むる所に依り登記を爲すことを要す

準用する場合を含む）及前條の規定は朝鮮、臺灣及樺太に在りては之を適用せず

第四十六條 本令に規定するものを除くの外中央團體に關し必要なる事項は命令を以て之を定む

附 則

本令は昭和十六年九月二十日より之を施行す但し朝鮮、臺灣及樺太に在りては昭和十六年十月一日より之を施行す

【參照】 昭和十三年四月一日公布法律第五十五號國家總動員法抄錄

第八條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り物件の生産、修理、配給、讓渡其の他の處分、使用消費、所持及移動に關し必要なる命令を爲すことを得

第十六條の二 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業に關する設備又は權利の讓渡其の他の處分、出資、使用又は移動に關し必要なる命令を爲すことを得

第十六條の三 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業の開始、委託、共同經營、讓渡、廢止若

前項の規定に依り登記すべき事項は登記の後に非ざれば之を以て第三者に對抗することを不得

第四十一條 第九條第二項、第十三條乃至第十六條、第十七條第一項第三項、第十九條乃至第三十三條、第三十四條第一項及第三十五條第一項の規定は地區別團體に之を準用す但し第十九條中關係各大臣とあるは關係行政官廳とす

第四十二條 遞信大臣又は遞信局長必要ありと認むるときは國家總動員法第三十一條の規定に依り中央團體、地區別團體、港灣運送業者、港灣運送業に附隨する事業を營む者又は港灣運送業の用に供する設備の賃貸を爲す事業を營む者より其の事業に關し報告を徴し又は當該官吏をして其の事務所、營業所、船舶、倉庫其の他の場所に臨檢し業務の状況若し帳簿書類、設備其の他の物件を検査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證券を携帯せしむべし

第四十三條 遞信大臣は本令に定むる職權の一部を遞信局長に委任することを得

は休止又は法人の目的變更、合併若しくは解散に關し必要な命令を爲すことを得
第十八條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り同種若しくは異種の事業の事業主又は其の團體に對し當該事業の統制又は統制の爲にする經營を目的とする團體又は會社の設立を命ずることを得

前項の命令に依り設立せらるる團體は法人とす

第一項の規定に依り設立を命ぜられたる者其の設立を爲さざるときは政府は定款の作成其の他設立に關し必要な處分を爲すことを得

第一項の團體成立したるときは政府の勅令の定むる所に依り當該團體の構成員たる資格を有する者をして其の團體の構成員たらしむることを得
政府は第一項の團體に對し其の構成員(其の構成員の構成員を含む以下に同じ)の事業に關する統制規程の認定、變更若しくは變更を命じ又は其の構成員たる資格を有する者に對し團體の統制規程に依るべきことを命ずることを得

とを命ずることを得

第一項の團體又は會社に關し必要な事項は命令を以て之を定め

第三十一條 政府は國家總動員上必要あるときは命令の定むる所に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要な場所に臨檢し業務の狀況若しくは帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得

港灣運送業等統制令 施行規則

(昭和十一年九月十九日)
遞信省令第八十七號

第一條 遞信大臣の告示を以て指定する地域(以下指定地域と稱す)以外に於て港灣運送業を開始せんとする者は港灣運送業等統制令(以下令と稱す)第三條の許可を受くることを要せず

一 港灣運送業以外の事業を經營する者か其の事業の專用に供する目的を以て港灣運送業(船舶又は曳船に依る運搬を爲す事業を除く)を開始せんとするとき
二 鐵道又は軌道の驛構内又は之に準すべき場所に於て船舶に付貨物の積卸を爲す

事業を開始せんとするとき

第三條 令第三條の許可は告示を以て指定する業種別及事業地等に之を受くべし

第四條 令第三條の許可を受けんとするときは左の事項を記載したる申請書を遞信大臣に提出すべし

- 一、本籍及住所
- 二、商號及營業上使用する記號
- 三、本店、支店其の他の店舗の所在地
- 四、事業地
- 五、開始せんとする業種
- 六、船舶、曳船、荷役用具倉庫、上屋、荷役機械設備其の他の事業設備の概算七従業員者の數
- 八、取扱貨物の種類又は得意先等に關する事項に在りては其の概要
- 九、港灣運送業以外の事業を經營する者に在りては其の營業事業の種類前項の申請書には公共團體にして港灣運送業の經營に付議決機關の決議を要するものに在りては其の決議要書、既設會社に在りては定款、登記簿の謄本、最近の營業年度末に於ける財産目録及貸借對照表、會社を設立せんとする者に在りては定款、其の他の者に在りては納付證明書及戸籍謄本を添附すべし

第五條 令第四條第二項の規定に基きて爲す

命令は當事者雙方に對し相手方の氏名若しくは名稱及住所若しくは主たる事務所の所在地並に讓渡、委託若しくは共同經營の範圍、共同經營若しくは委託の期間又は讓渡若しくは會社の合併を爲すべき期限其の他必要な事項を記載したる令書を發して之を爲す

第六條 令五條第一項の規定に基きて爲す命令は當事者雙方に對し相手方の氏名は名稱及住所若しくは主たる事務所の所在地、事業設備の種類、名稱及所在地に讓渡を爲すべき期限又は委託若しくは貸借の期間其の他必要な事項を記載したる令書を發して之を爲す

第七條 令第四條第二項又は第五條第二項の規定に依る協議調ひたるときは當事者連署の上契約書の寫を添へ其の旨を遞信大臣に届出づべし

第八條 令第四條第二項又は第五條第二項の規定に依り裁定を受けんとするときは左の事項を記載したる正副二通の申請書を遞信大臣に提出すべし

- 一 申請者及相手方の氏名又は名稱及住所又は主たる事務所の所在地
- 二 申請の目的及事由

は副本を相手方に送付し其の指定する期間内に答辯書を提出せしむ

前項の期間内に答辯書を提出せざるときは遞信大臣は申請書のみ依りて裁定を爲す

第九條 遞信大臣令第四條第二項又は第五條第一項の規定に依り裁定を爲したるときは裁定書を理由を附し之を當事者雙方に送付す

第十條 左の事業に於ては令第七條の許可又は認可を受くることを要せず
一 指定地域以外に於て營む港灣運送業
二 第二條各號の港灣運送業
第十一條 令第七條第一項の規定に依り事業讓渡の許可を受けんとするときは左の事項を記載したる申請書を當事者連署の上之を遞信大臣に提出すべし

- 一 讓渡すべき事業の範圍
- 二 讓渡の價格及時期
- 三 讓渡を必要とする事由
- 四 讓受けんとする者が港灣運送業者に非ざる者なるときは讓渡後に於ける第四條第一項各號に掲ぐる事項前項の申請書には左の書類を添附すべし
- 一 讓渡契約書の寫
- 二 讓渡價格算出の基礎を明にする書面

三 讓渡に關する公共團體の議決機關、株主總會若しくは社員總會の決議書の寫又は之に代り得べき書面

四 讓渡に要する資金の調達方法を記載したる書面及讓渡後に於ける事業收支目論見書

五 讓受けんとする者に付第四條第二項の書類に準ずる書類

第十二條 港灣運送業の讓渡終了したるときは當事者連署の上遲滞なく其の旨を遞信大臣に届出づべし
第十三條 令第七條第一項の規定に依り事業の廢止の許可を受けんとするときは其の事由、範圍及時期を記載したる申請書を遞信大臣に提出すべし

前項の申請書には公共團體の議決機關、株主總會若しくは社員總會の決議書の寫又は之に代り得べき書面を添附すべし
第十四條 令第七條第二項の規定に依り合併の決議の認可を受けんとするときは左の事項を記載したる申請書を當事者連署の上之を遞信大臣に提出すべし

- 一、合併の方法及條件
- 二、合併を必要とする事由
- 三、合併の相手方が港灣運送

業を営む會社に非ざるときは合併後存続する會社又は合併に因りて設立する會社に付第四條第二項各號に掲ぐる事項

前項の申請書には左の書類を添附すべし

一 合併契約書の寫

二 合併に關する株主總會又は社員總會の決議書の寫

三 合併後に存続する會社又は合併に因りて設立する會社に付第四條第二項の書類に準ずる書類

第十五條 合併終了したるときは合併後存続する會社又は合併に因りて設立せられたる會社は登記簿の謄本を添附し遅滞なく其の旨を逓信大臣に届出づべし

第十六條 令第七條第二項の規定に依り解散の認可を受けんとするときは其の事由を記載したる申請書に株主總會又は社員總會の決議書の寫を添附し之を逓信大臣に提出すべし

第十七條 左の場合に於ては遅滞なく其の旨を逓信大臣に届出づべし但し指定地域以外に於て港灣運送業を営む場合は此の限に在らず

一、許可を受け事業を開始したるとき

事項を記載したる申請書を逓信大臣に提出すべし
一 特別の賦課金を必要とする事由
二 特別の賦課金の收支豫算及賦課徴収方法

前項の申請書には前項第二號の收支豫算の明細書及總會の議事録の寫を添附すべし
第二十四條 中央團體定款變更の認可を受けんとするときは其の事由を記載したる申請書に總會の議事録の寫を添附し之を逓信大臣に提出すべし

第二十五條 中央團體統制規程の設定又は變更の認可を受けんとするときは其の事由を記載したる申請書を逓信大臣に提出すべし

第二十六條 總會を招集するには團體員に對し少くとも二週間前に會議の目的たる事項日時及場所を通知すべし

第二十七條 中央團體毎事業年度の收支豫算及令第二十一條の規定に依る賦課金の賦課徴収方法を定めたるときは遅滞なく之を逓信大臣に届出づべし其の變更ありたるるとき亦同じ

第二十八條 中央團體は毎事業年度に於ける事業報告書(財産目録及貸借對照表を含む)

二、氏名又は商號を變更したるとき
三、本店の移轉、支店其の他の店舗の新設又は移轉を爲したるとき
四、禁治産の宣告を受けたるとき
五、破産の宣告を受けたるとき
六、法人に在りては役員又は定款を變更したるとき
七、業務運行に關し重大なる支障を及ぼすべき事故發生したるとき

第十八條 指定地域に於て港灣運送業を営む者は四月一日より翌年三月三十一日迄の營業に付第一號書式に依る營業概況報告書を事業地毎に作成し毎年五月三十一日迄に逓信大臣に之を提出すべし

第十九條 令第九條第一項に規定する團體(以下中央團體と稱す)の設立命令は逓信大臣其の設立を命ずる旨、團體員たる資格及設立の認可を申請すべき期限を告示することにより之を爲す

前項の場合に於て逓信大臣は團體員たる資格を有する者の中より設立委員を命じ且其

の氏名又は名稱及住所を告示す
前項の告示ありたるときは設立委員は遅滞なく創立總會を招集すべし

第二十條 創立總會を招集するには團體員たる資格を有する者に對し會議の目的たる事項、日時及場所並に前條第一項の告示の内容を容たる事項を少くとも二週間前に通知すべし

第二十一條 左に掲ぐる事項は創立總會に諮り設立委員之を定むべし
一定 款
二 中央團體の負擔に歸すべき創立費及其の償却方法
三 初年度の收支豫算及初年度に於ける令第二十一條の規定に依る賦課金の賦課徴収方法

第二十二條 創立總會終了したるときは設立委員は遅滞なく中央團體の設立認可申請書を逓信大臣に提出すべし

前項の申請書には定款、事業計畫、創立總會の議事録の寫並に前條第二號及第三號に掲ぐる事項を記載したる書面を添付すべし

第二十三條 中央團體令第二十二條の規定に依る認可を受けんとするときは左に掲ぐる

も)及收支決算書を作成し通常總會終了後遅滞なく之を逓信大臣に届出づべし
第二十九條 中央團體の團體員は當該港に於ける前項の荷役實績に付第二號書式に依る荷役實績報告書二通を作成し之を毎旬末日迄に逓信大臣に提出すべし
第三十條 令第三十六條に規定する團體(以下地區別團體と稱す)を設立せしむべき地區は逓信大臣告示を以て之を指定す
第三十一條 第十九條乃至第二十八條の規定は地區別團體に之を準用す
第三十二條 令第四十二條第一項の證券は別記様式に依る
第三十三條 令第四十一條に於て準用する令第三十二條、第二十六條、第三十二條及第三十三條並に本令第三十一條に於て準用する第二十三條乃至第二十五條、第二十七條及第二十八條中逓信大臣とあるは所轄逓信局長とす
第三十四條 本令の規定に依り逓信大臣に提出すべき書類は中央團體より提出するものを除くの外所轄逓信局長を経由すべし

令施行の際現に指定地域に於て港灣運送業を営む者は本令施行の日より三十日以内に逓信大臣に其の旨を届出づべし
前項の届書には第四條第一項に掲ぐる事項を記載すべし(様式略)

港灣運送業等統制令に基く團體の登記及清算に關する件

(逓信司法省令 第二二號 昭和十六年九月十九日發令公布)

第一章 登記

第一條 港灣運送業等統制令第三十六條の規定に基く團體以下地區別團體と稱す)成立したるときは各事務所の所在地に於て左に掲ぐる事項を登記することを要す

一、目的 二、名稱 三、地區

四、事務所 五、成立の年月日

六、會長、理事長及理事の氏名及住所

前項に掲ぐる事項に變更を生じたときは變更の登記を爲すことを要す

第二條 地區別團體成立の後に事務所を設けたるときは其の事務所の所在地に於ては前條第一項に掲ぐる事項を登記することを要す但し既に存する事務所の所在地の登記

本令は昭和十六年九月二十日より之を施行す
附 則

所の管轄區域内に於て新に事務所を設けたるときに其の事務所を設けたることを登記するを以て足る

第三條 地區別團體が事務所を移轉したるときは舊所在地に於ては移轉の登記を爲し新所在地に於ては第一條第一項に掲ぐる事項を登記することを要す但し同一の登記所の管轄區域内に於て事務所を移轉したるときは其の移轉の登記を爲すを以て足る

第四條 地區別團體の解散の命令ありたるときは各事務所の所在地に於て解散の登記を爲すことを要す

第五條 地區別團體の清算人の選任ありたるときは各事務所の所在地に於て清算人の氏名及住所を登記することを要す

第六條 第二項の規定は前項の場合に之を準用す

第七條 地區別團體の登記に付ては其の事務所の所在地の區裁判所を以て管轄登記所とする

前項の登記は統制團體登記簿に之を爲す

第八條 第一條乃至第四條の規定に依る登記は當該行政官廳の囑託に因りて之を爲す第五條及第六條の規定に依る登記は裁判所の囑託に因りて之を爲す

第九條 登記したる事項の裁判所遅滞なく之を公告することを要す

第十條 非訟事件手続法第二百二十五條第一項(第五百十條第五百十條の三及第七十七條を準用する部分を除く)の規定は地區別團體の登記に之を準用す

第二章 清算

第十一條 港灣運送業統制令第九條第一項の規定に基く團體(以下中央團體と稱す)は解散の後と雖も清算の目的の範圍内に於ては仍存續するものと看做す

第十二條 逓信大臣中央團體の解散を命じたる場合に於ては其の旨を主たる事務所の所在地の區裁判所に通知すべし

前項の通知ありたるときは裁判所は職權を以て清算人を選任す

裁判所必要ありと認むるときは職權を以て清算人を選任することを得

裁判所清算人を選任又は解任したるときは其の旨を逓信大臣に通知すべし

前項の通知ありたるときは逓信大臣は其の旨を告示すべし

第十三條 清算人は中央團體を代表し清算を爲すに必要な一切の行爲を爲す權限を有す

第十四條 清算人は清算及財産處分の方法を定め裁判所の認可を受くべし

裁判所必要ありと認むるときは清算人に對し清算及財産處分の方法の変更其他監督上必要な命令を爲すことを得

第十五條 中央團體は解散の後と雖も裁判所の認可を受け其の債務を完済するに必要な金額を賦課徴收することを得

港灣運送業統制令第二十四條及第四十五條第二項の規定は前項の賦課徴收に關し之を準用す

第十六條 逓信大臣は裁判所に對し清算に關し意見を述ぶることを得

第十七條 中央團體の清算終了したるときは裁判所は其の旨を逓信大臣に通知すべし

前項の通知ありたるときは逓信大臣は其の旨を告示すべし

第十八條 第一條、第十二條第一項乃至第四項、第十三條乃至第十六條及第十七條第

崎戸町

逓信省告示第九百九十號
昭和十六年九月二十日

港灣運送業等統制令施行規則
第三條に依る、指定業種

第一種 海運業者又は荷主との間の請負契約に基き船積又は陸揚荷捌の作業をなす事業
第二種 海運業者又は荷主との間の請負契約に基き船内荷役作業及び其の下請をなす事業

第三種 輕船又は曳船による運搬をなす事業
第四種 輕船の積卸又は上陸への搬出入をなす事業及び其の下請をなす事業

第五種 木材の積卸後組及び運搬をなす事業
逓信省告示第九百九十一號
昭和十六年九月二十日

港灣運送業等統制令施行規則
第三十條に依る地區別團體を
設立せしむべき地區指定

- 一、東京地區(東京市) 二、橫濱地區(橫濱市及川崎市) 三、東海地區(名古屋、古、四日市、四、大阪地區(大阪市、尼ヶ崎市及堺市) 五、神戶

- 六、地區(神戶市、廣畑町及飾磨市) 七、關門地區(門司市、下關市及小倉市) 七、洞海灣地區(若松市、戸畑市及八幡市)

一項の規定は地區別團體に之を準用す但し逓信大臣とあるは第十二條第一項に規定する場合を除くの外行政官廳とす

第十九條 民法第七十九條、第八十條及第八十二條第二項、非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條及第三十七條の二の規定は中央團體及地區別團體の清算に之を準用す

附 則
本令は昭和十六年九月二十日より之を施行す
逓信省告示第九百八十九號
昭和十六年 九月二十日

港灣運送業等統制令施行規則
第一條に依る、指定地域

- 小樽市、函館市、室蘭市、留萌町、岩内町、釧路市、八戸市、釜石市、鹽釜町、船川港町、秋田市、酒田市、東京市、川崎市、橫濱市、新潟市、伏木町、富山市、七尾市、敦賀市、清水市、名古屋、半田市、武豊町、四日市、大坂市、堺市、神戸市、飾磨市、廣畑町、尼崎市、和歌山市、尾道市、廣島市、三原市、下關市、宇部市、小野田市、徳山市、新居濱市、門司市、若松市、福岡市、小倉市、戸畑市、八幡市、大牟田市、唐津市、長崎市

鐵鋼關係

鐵鋼需給統制規則

(昭和十五年三月二十日) 商工省令第十九號

(改正昭和十六年九月一日) 商工省令第七十六號

第一條 本則に於て鐵鋼とは別表甲號に掲ぐるものを除くの外鉄鐵、鑄鐵管、鋼塊、壓延鋼片、シートバー、ティンバー、スケルプ及壓延鋼材を謂ふ

第二條 鐵鋼の製造業者(以下製造業者と稱す)の組織する團體にして商工大臣の指定したるもの(以下生産統制機關と稱す)は製造業者に對し豫め商工大臣の承認を受けたる製造業者別の鐵鋼の種類別生産割當數量を當該製造業者に指示すべし

前項の指示を受けたる製造業者は其の指示に従ひ鐵鋼の製造を爲すべし

第三條 製造業者は其の製造したる鐵鋼にして別表乙號に掲ぐるものを商工大臣の指定したる者(以下配給統制機關と稱す)以外に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の

限に在らず
第四條 配給統制機關以外の者は製造業者より其の製造したる鐵鋼にして別表乙號に掲ぐるものを買受くることを得ず但し前條但書の許可を受け賣渡す鐵鋼を買受くる場合は此の限に在らず

第五條 製造業者は鋼鐵製造用の原料又は材料として使用する場合を除くの外生産統制機關より交付を受けたる鐵鋼使用承認書に定むる鐵鋼の種類別數量を超え其の製造したる鐵鋼を使用することを不得す

第六條 生産統制機關は鐵鋼使用承認書を發行し之を製造業者に交付すべし
前項の鐵鋼使用承認書は商工大臣の定むる鐵鋼の種類別數量の限度を超え之を發行することを不得す

第七條 配給統制機關及鐵鋼の販賣業者(シヤリング業者を含む以下販賣業者と稱す)は販賣(前斷して爲す場合の販賣を含む以下同じ)の目的を以て買受けたる鐵鋼を販賣以外の用に供することを不得す

第八條 配給統制機關は商工大臣の承認を受け販賣業者に對し其の鐵鋼の販賣に關し必要なる事項を指示することを不得

商工大臣は鐵鋼の配給の圓滑を圖る爲特に必要ありと認むるときは販賣業者に對し前項の指示に従ふべきことを命ずることあるべし

第九條 鐵鋼は官廳に於て又は商工大臣の指定したる者若し團體(以下需要統制機關と稱す)に於て發行したる鐵鋼割當證明書と引換ふるに非ざれば之を賣渡し又は豫受くることを得ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず
一 左の各號の一に該當する鐵鋼を賣渡し又は買受くるとき
イ 御料品
ロ 配給統制機關又は販賣業者(別表乙號に掲ぐる鐵鋼に在りては當該鐵鋼に付配給統制機關の指定したる販賣業者に限る)が販賣の目的を以て買受くる鐵鋼
二 特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたるとき
三 天災事變其他己むを得ざる事由ありたるに因り鐵鋼割當證明書に依ることを得ざるるとき

前項第三號の規定に依り鐵鋼割當證明書に依らずして鐵鋼を賣渡したる者は遅滞なく

第十四條 鐵鋼割當證明書と引換へ鐵鋼を賣渡したる者は遅滞なく當該鐵鋼割當證明書の相當欄に賣渡したる鐵鋼の數量、賣渡の年月日並に自己の氏名名稱及住所を記入すべし

前項の規定は鐵鋼使用承認書に依り鐵鋼を使用したる製造業者に之を準用す
第十五條 鐵鋼割當證明書と引換へ鐵鋼を賣渡したる者當該鐵鋼割當證明書に定むる數量の全部に相當する鐵鋼を賣渡したるときは其の翌月十五日迄に當該鐵鋼割當證明書を商工大臣の指定したる配給統制機關に提出すべし

配給統制機關は前項の鐵鋼割當證明書を其の提出ありたる月の末日迄に生産統制機關に提出すべし
製造業者鐵鋼使用承認書に定むる鐵鋼の種類別數量の全部に相當する鐵鋼を使用したるときは其の翌月十五日迄に當該鐵鋼使用承認書を生産統制機關に提出すべし

第十六條 製造業者は毎月末日迄に前月中に於ける鐵鋼の種類別の生産數量、買受數量、賣渡數量並に前月末に於ける鐵鋼の種類別在庫數量を記載したる報告書を生産統

制機關に提出すべし
第十七條 販賣業者は毎月十五日迄に前月中に於ける鐵鋼の種類別の買受數量及賣渡數量並に前月末に於ける鐵鋼の種類別在庫數量を記載したる報告書を商工大臣の指定したる配給統制機關に提出すべし

第十八條 需要統制機關は毎月二十日迄に前月中に發行したる鐵鋼割當證明書に定むる鐵鋼の種類別數量を記載したる報告書を生産統制機關に提出すべし
第十九條 配給統制機關は毎月二十日迄に前月中に賣渡したる鐵鋼の賣渡先別種類別數量を記載したる報告書を生産統制機關に提出すべし

第二十條 生産統制機關は毎月二十日迄に第十六條及前二條の規定に依り前月中に提出ありたる報告書の概要を商工大臣に報告すべし
第二十一條 販賣業者は帳簿を備へ左に掲ぐる事項を記載すべし
一 買受けたる鐵鋼の種類別數量及價格、買受の年月日並に買受先の氏名稱及住所
二 賣渡したる鐵鋼の種類別數量及價格

其の事由を具し其の賣渡先別種類別數量を記載したる報告書を商工大臣に提出すべし
第十條 需要統制機關は商工大臣の定むる鐵鋼の種類別數量の限度を超え鐵鋼割當證明書を發行することを不得す
需要統制機關に於て發行する鐵鋼割當證明書は別記様式に依るべし

第十一條 鐵鋼を使用する作業又は仕事を請負ひたる者當該作業又は仕事に使用する鐵鋼を買受ける爲証文者より鐵鋼割當證明書の交付を受けたるときは當該鐵鋼割當證明書を自己の屬する需要統制機關に提示し之に其の證印の押捺を受くべし

第十二條 鐵鋼割當證明書は之を他人に讓渡し又は他人より讓受けることを得ず但し鐵鋼を使用する作業又は仕事を請負ひたる者が當該作業又は仕事に使用する鐵鋼を買受ける爲証文者より鐵鋼割當證明書の交付を受ける場合は此の限に在らず

第十三條 鐵鋼割當證明書と引換へ買受けたる鐵鋼は之を他人に讓渡し又は他人より讓受けることを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

鐵鋼割當證明書の發行者、賣渡の年月日並に賣渡先の氏名及住所

三 毎月末に於ける鐵鋼の種類別在庫數量

第二十二條 商工大臣又は地方長官必要ありと認むるときは當該官吏をして販賣業者又は需要統制機關の帳簿其の他の検査を爲さしむることあるべし

附 則

本則は昭和十五年四月十日より之を施行す但し第十八條及第十九條の規定は昭和十五年五月一日より、第二十條の規定は同年六月一日より之を施行す

鐵鋼配給統制規則は之を廢止す但し本則施行前從前の罰則を適用すべかりし行爲に付ては仍從前の例に依る

本則施行前に發行したる鐵鋼配給統制規則第二條の鐵鋼割當證明書は之を本則に依る鐵鋼割當證明書と看做す

第十四條第一項の規定は前項の鐵鋼割當證明書には之を適用せず

別表甲號

一 一 燐の含有量一萬分の三以下の鉄鐵

二 電氣爐、坩堝爐又は酸性平爐に依り製造したる鋼を材料として製造したる鋼塊

本令は公布の日より之を施行す

鐵屑配給統制規則

(昭和十三年十一月廿一日商工省令第九十七號、改正昭和十四年五月五日商工省令第二十號、改正昭和十六年五月五日商工省令第三十四號)

第一條 本則に於て鐵屑とは本邦内に於て發生したる鐵又は銑の屑又は故を謂ふ

第二條 鐵屑を業務用の原料又は材料として使用するものは商工大臣の指定したる者(以下統制會社と稱す)及其の指定したる販賣業者(以下指定販賣業者と稱す)以外何等の名義を以てするを問はず自己の所有に屬せざる鐵屑を受入るることを得ず但左の各號の一に該當する場合は此の限に在らず

一、軍より鐵屑を受入るるとき

二、鐵屑を業務用の原料又は材料として使用する者にして鐵屑の販賣業を營むもの販賣の目的を以て買受くるるとき

三、鐵屑の少量使用者として地方長官の指

に表面加工したるものを含む)、帶鐵

四 鋼管

五 鑄鐵管

▲鐵鋼需給統制規則第二條の規定に依り左の通指定す

(昭和十五年四月六日 商工省告示第百三十八號)

日本鐵鋼聯合會

▲鐵鋼需給統制規則第三條の規定に依り左の通指定す

(昭和十五年四月六日 商工省告示第百三十九號)

鐵鋼需給統制規則表乙號の一に掲ぐる鐵鋼

に付ては日滿鐵鋼販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則表乙號の二に掲ぐる鐵鋼

に付ては日本鐵材販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則表乙號の三に掲ぐる鐵鋼

に付ては第二鋼材販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則表乙號の四に掲ぐる鐵鋼

に付ては日本鋼管販賣株式會社

▲鐵鋼需給統制規則第九條の規定に依る指定

省略す

(改正昭和十六年九月一日 商工省令第七十六號)

附 則

定したる者が自己の用に供する燈解用以外の鐵屑を受入るるとき

四、特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたるとき

第二條の二 左の各號の一に該當する鐵(以下特殊鐵と稱す)を業務用の材料として使用する特殊鐵の屑又は故を統制會社及其の指定したる蒐集業者以外の者に讓渡(昭和十四年五月卅一日以前に爲したる契約に依る引渡を含む以下同じ)し又は鐵屑を業務用の原料若し材料として使用する者に委託加工其の他何等の名義を以てするを問はず之を引渡すことを得ず

但特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

一、ニッケルの含有量千分の十以上の鋼

二、モリブデンの含有量千分の二以上の鋼

三、クロムの含有量千分の百以上の鋼

四、マンガンの含有量千分の百以上の鋼

五、タングステンの含有量千分の十以上の鋼

六、コバルトの含有量千分の二十以上の鋼

前項の蒐集業者は前項の屑又は故を統制會社以外の者に讓渡すことを得ず

第三條統制會社及指定販賣業者以外の鐵屑の蒐集業者又は販賣業者は第二條但書の場合を除くの外鐵屑を業務用の原料又は材料として使用する者に對し鐵屑を販賣(本則施行前になしたる契約に依る引渡を含む以下同じ)することを得ず

第四條 鐵屑の販賣業者は販賣の目的を以て買受たる鐵屑を販賣以外の用に供することを得ず

第四條の二 統制會社は商工大臣の承認を受け鐵屑の蒐集業者又は販賣業者に對し其の鐵屑の蒐集又は販賣に關し必要なる事項を指示することを得商工大臣は鐵屑の配給の圓滑を圖る爲特に必要ありと認むるときは鐵屑の蒐集業者又は販賣業者に對し前項の指示に従ふべきことを命ずることあるべし

第五條 商工大臣特に必要ありと認むるときは販賣の價格及期限を定め鐵屑を所有する者に對し之を統制會社に販賣すべきことあるべし

第六條 統制會社又は指定販賣業者は商工大臣、地方長官又は商工大臣の指定したる者若し團體に於て發行する鐵鋼割當證明書と引替ふるに非ざれば鐵屑を業務用の原料又

は材料として使用する者に對し鐵屑を販賣することを得ず、但し官廳に對し販賣する場合、統制會社第二條の二第一項の屑又は政を販賣する場合又は特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第七條 前條の規定に依り商工大臣の指定したる者又は團體は商工大臣の定むる數量の限度内に於て鐵屑割當證明書を發行することを要す

第八條 商工大臣の指定したる團體に所屬する者は鐵屑使用承認書に定むる數量を超え自己の事業場に於て發生したる鐵屑を業務用の原料又は材料として使用することを得ず

鐵屑使用承認書は商工大臣の定むる數量の限度内に於て之を發行し前項に掲ぐる者に交付す

第九條 前條第一項に掲ぐる者は毎月十五日迄に自己の事業場に於て前月末日迄に發生したる鐵屑にして前條第一項の規定に依り業務用の原料又は材料として使用することを得ざるものに付統制會社若しは鐵屑の蒐集業者に對し賣渡の申込を爲し又は統制會社

若しは鐵屑の蒐集業者の爲したる買入の申込を承諾すべし但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第十條 第八條第一項に掲ぐる者前條の規定に依り統制會社に對し鐵屑の賣渡の申込を爲したるときは其の賣買契約に關しては價格受渡時期、受渡時期、受渡場所其の他の條件に付統制會社の指示する所に従ふべし但し商工大臣正當の事由ありと認め許可したる場合は此の限に在らず

第十一條 第八條第一項に掲ぐる者及統制會社は前條の契約に従ひ鐵屑の引渡及受入を爲すべし但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第十二條 鐵屑は商工大臣の許可を受くるに非ざれば讓渡し又は業務用の原料若しは材料として使用する目的を以て之を移出することを不得す

第十三條 鐵屑割當證明書と引換へ鐵屑を賣渡したる指定販賣業者當該鐵屑割當證明書

に定むる數量の全部に相當する鐵屑を賣渡したるときは其の翌月十五日迄に當該鐵屑割當證明書を統制會社に提出すべし

第十四條 指定販賣業者は毎月十日迄に前月中に於ける鐵屑の買受數量及賣渡數量並に前月末に於ける鐵屑の在庫數量を記載したる報告書を統制會社に提出すべし

統制會社は毎月末日迄に左に掲ぐる事項を記載したる報告書を商工大臣に提出すべし
一、前月中に於ける鐵屑の買受數量及賣渡數量
二、前月末に於ける鐵屑の在庫數量
三、前項の規定に依り提出ありたる前月分の報告書の概要

鐵製品製造制限規則

(附則 昭和省令第八十二號 昭和十六年九月二十三日)

屬する者に在りては當該團體を経由し之を提出すべし
附則 本令は昭和十六年五月二十日より之を施行す但し第十四條及第十五條の規定は昭和十六年六月一日より之を施行す

商工省令第二十一號(昭利十四年五月五日)
鐵屑配給統制規則第二條、第三條及第四條中熔解用の鋼又は銑の屑又は故に關する規定並に第六條及第七條中熔解用の鋼又は銑の屑又は故に關する規定は昭和十四年六月一日より之を施行す

商工省令第二十九號(昭和十四年六月十七日)
鐵屑配給統制規則第二條、第三條、第四條、第六條及第七條中化學反應用の鋼又は銑の屑又は故に關する規定は昭和十四年七月一日より之を施行す

商工省令第三十五號(昭和十六年五月五日)
鐵屑配給統制規則第二條、第三條及第四條及第四條中未だ施行せざる規定は昭和十六年五月二十日より之を施行す

第一條 本則に於て鐵とは銑鐵(ニッケルを含有するものを除く)普通鋼及特殊鋼(ニッケルの含有量千分の四以上のものを除く)並に此等の屑及故を謂ふ

第二條 商工大臣の指定したる物品又は其の部分品は鐵を以て之を製造(鑄造する場合を含む以下同じ)することを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

前項に於て鑄造とは可鍛鐵と爲す場合の鑄造を含むものとす

第三條 前條第一項の規定は同條二項の規定に依り商工大臣の指定したる物品又は其の部分品にして其の指定の際現に製造中のものに付ては之を適用せず但し指定の日より一週間以内に第四條第一項各號に掲ぐる事項を地方長官に届出づべし

第四條 第二條第一項但書の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を地方長官に提出すべし

一、製造する物品の名稱及數量

二、鐵の種類別使用數量

三、鐵の取替方法

四、製造期間

五、製造を必要とする事由

六、註文者の氏名稱及住所

前項の許可申請書を提出せんとする者當該物品又は部分品に關する工業組合又は工業組合聯合會の組合員又は所屬の工業者なる場合に於ては當該工業組合又は工業組合聯合會を経由して許可申請書を提出すべし

第五條 他人の註文に基き第二條第一項但書の許可を受け物品又は部分品を製造したる者は當該物品又は部分品を註文者以外の者に讓渡することを不得す但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

附則

本則は昭和十六年九月二十五日より之を施行す

銑鐵屑物の製造制限に關する件及鋼製品の製造制限に關する件は之を廢止す

銑鐵屑物の製造制限に關する件又は鋼製品の製造制限に關する件に依り爲したる許可は

之を第二條第一項但書の規定に依り爲したるものと看做す此の場合に於ては第三條の規定は之を適用せず

本則施行前銕鐵鑄物の製造制限に關する件又は鋼製品の製造制限に關する件に依り爲したる許可の申請は第二條第一項但書の規定に依り之を爲したるものと看做す

商工省告示第八百四十八號

鐵製品製造制限規則第二條第一項に依り左の通物品を指定し昭和十六年九月二十五日より之を施行す 昭和十六年九月二十二日アルコールランプ、安全剃刀ノホルダー及容器、衣裳入箱、椅子及腰掛、犬用金具、印形、印形入金具及肉池、インク壺及インクスタンド、印刷用機械器具、腕輪、運動靴用金具(スタイクアイゼン、ガンヂキ等を含む) 繪具容器及繪具皿、エスカレーター(工鑛業用のものを除く) エレベーター(工鑛業用のものを除く) 演藝用照明機械器具、鉛筆金具(鉛筆キャップ等を含む) 鉛筆削、王冠栓抜き器(縫切等を兼用したるものを除く) 置時計、置物、桶及桶の蓋、押板、帶留及帶座、オペラグラス(倍率五以上のものを除く) 街頭照明柱(鐵芯を有

するセメントボールを除く)

街頭樹保護板、鏡及鏡臺、花器及花止器具類及額受、樂器及樂譜臺、角砂糖挾、カクテルシェーカー、掛時計のケース及文字盤籠類、傘立及傘巾、風窓、菓子籠、菓子器ガス器具(醫家用又は工鑛業用のものを除く)

活字鑄造用機械器具、映畫攝影機、映寫機及映畫用録音又は發聲裝置、カーテン用金具、カードケース、カード立及カード差金具、カードリング、金網(ラス及工鑛業用のものを除く) 電鏡の座カフスポタン、カラー止及カラーボタン、髪飾品、蚊帳の釣手及釣具並に蚊帳の骨、蚊遣器(蚊遣線香臺を含む) カレンダー金具、皮剝器(工業用のものを除く) 玩具、看板、徽章(法令其他之に準ずるものに依り制定せられたるものを除く)

喫煙用具(煙管を除く) 脚立、急須、競技用障害物、競漕又は遊戯用短艇クラッチ、魚類觀賞用容器、霧吹器(香水吹金具を含む) 金庫(手提金庫を含む) 金錢登錄機及釣鐘機、空氣銃、鎖(工鑛業

用、漁業用又は船舶用のものを除く) 藥玉

裝飾金具、靴洗器、屑入、靴下止金具、靴籠、頸飾、車渡鐵板、掲示板、指示板及標札類、化粧品又は齒磨用品の容器(蓋を含む)

蹴込板(自動車及電車等のものを含む) 建築物の柱、壁、天井、庇廻し等の裝飾金物、幻灯機、劍道用面、廣告塔及、告板、格子、交通標識、香爐、五右衛門風呂炬燵及寢爐、コップ及碗類並に同蓋、漆及臺五徳、子供用乗物、コーヒーマシ、米磨器、コルセット用金具、ゴルフ用具、コンバクト、杯、櫛、皿(受皿を含む) 及コンボイド類、箆、シガレットケース、仕切用金物(カウンタースクリーンを含む) 七輪及焔爐、自轉車立、自動番號機、自動販賣機、寫眞引伸機、寫眞現像機附用品及寫眞仕上用品、寫眞機用三脚及雲臺、寫眞立、燭臺、食卓用ナイフ、漏斗(工鑛業用のものを除く)

機關用のものを除く) 抽斗箱、火消壺、尾錠、柄杓及杓子(金網製のものを含む) 並に同容器、火鉢、日除用金具、ファイナル、フィンガーボール、風鈴フォーク、筆洗器、筆立(ペン立を含む) 及筆架布帛掛、プロロチ、噴水金物、文鎮分銅及平衡錘(衡器用のものを除く) 塀、ペーパーナイフペン皿及ペン軸、便所用紙器、辨當箱(特殊鋼製品に限る) 帽子、額縁等の掛金具、紡織、編組、染色又は整理用機械器具(針布製造用機械器具を除く)、墨汁籠、ポスター用又はピラ用金具、ボタン(スナップを除く)

ホチキス、ホールスタンド及衝立、盆、盆景用具類、本立(ブックエンドを含む) 機寸容蓋、窓扉開閉調整器、魔法機、マンホールの蓋及座(機械と一體となりたるもの及鐵芯入コンクリート製のものを除く) 溝蓋、水差、名刺刺及傳票刺、メガホン、メダル、持送り、物干器具及門柱、野球用マスク郵便受箱、湯タンポ、指輪、鑿器用具(歯子、耐火煉瓦、セメント、人造砥石又は電氣用炭素製品の製造用器具を除く)

賞杯、如露、寢臺、炊事用ボール、水筒(麥茶冷し類を含む) 吸取器、水盤、スキヤキ鍋類、スケート用具、硯水入れ、ステツキ金具、ストープ及同飾金物、ストロー立、スプーン、二臺、ブランコ及棒登り、止止、ズボン伸張器、炭挾、スライドフアスナー、製本用機械器具、石輸入、石炭用バケツ、扇風機(工鑛業用のものを除く)

掃除器、足温器、袖丸み形板、算盤球の心棒、大根等の下金、タイムレコーダーのケース、卓子、卓上日記金具、卓上呼鈴、棚煙草セット、玉子 燗器(特殊鋼製品に限る) 鹽及鹽の籠、簞笥金具(蝶番及錠前を除く)

たん壺及同臺、暖房用ラヂエター、同カバー及同給湯器、著音機及著音機用針、茶托茶壺、茶零し、茶濾し及茶濾入及茶濾入、茶焙じ機械、茶道用風爐釜、茶挽機械、調味料容器(調味料容器立を含む) 調理用又は厨房用鍋釜(特殊鋼製品に限る) 貯金箱、塵取、陳列用器具、圖畫用水筒及油壺、机、釣鐘及鐘、手洗器及洗面器並に同臺、庭球用ネット、手摺、ドイツシ

楊枝入、洋式風呂、洋服掛、ライター、欄干、ランプシエード、冷蔵庫（醫藥用のものを除く）織物（鉤鉤を除く）理容用機械器具（バリカン又剃刀を除く）ワイシャツ袖釣金具

▽左に掲ぐる物品又は其の部分品を製造する専用機械器具

鉛筆及クレヨン、菓子（アイスクリームを含む）金網、紙及同製品（ペライターペーパー特殊の紙を除く）金屬箔、香水、清涼又は致酔飲料、石鹼、セルロイド又同製品、蓄音機用レコード、鐵釘（蹄釘を除く）、紙（リベットを除く）ブラシ及刷毛、帽子、襪、萬年筆

製鐵設備制限規則

（昭和十五年七月二十七日）
（商工省令 第四十號）

第一條 左に掲ぐる製鐵設備の新設又は増設を爲さんとする者は商工大臣の許可を受くべし
一 製鐵能力一の場所に於て一年五千二百五十噸に達せざる設備を以て營む鋼製品又は鐵鋼品の製造事業に使用する製鐵設備

備

二 製鐵能力又は製鐵能力一の場所に於て一年二千五百噸に達せざる設備を以て營む電氣製鐵事業（製鐵事業法施行令第一條第六號に掲ぐるものを除く）、坩堝製鋼事業又は製鐵事業法施行令第二條第五號に掲ぐる事業に使用する製鐵設備又は製鐵設備

第二條 前條の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を商工大臣に提出すべし
一 製鐵設備を新設し又は増設せんとする工場の名稱及位置

二 新設し又は増設せんとする製鐵設備の概要（設計圖を添附すべし）及其の能力
三 新設し又は増設せんとする製鐵設備に依り製造すべき製品の種類

四 工事の着手及完成の豫定時期
五 製造方法
六 原料の取得方法
七 工事費豫算
八 製造及販賣の豫定計畫
前項の許可申請書には法人に在りては定款登記簿の謄本、財産目録、貸借対照表、損

益計畫書及利益の處分に關する書類を添附すべし

附 則

本則は昭和十四年八月十日より之を施行す

製鋼原鐵製造獎勵金

交付規則

第一條 商工大臣は製鋼原鐵の製造を獎勵する爲左に掲ぐる製鋼原鐵の製造事業を營む者に對し本則に依り毎年度豫算の範圍内に於て獎勵金を交付す
一 海綿鐵
二 粒鐵又は粗鐵（純鐵及ショットを含む）
三 含ニッケル特殊鐵又は含クロムの特殊鐵
四 其他商工大臣に於て適當と認むるもの

前項各號に掲ぐる製鋼原鐵は鐵鑪又は砂鑪より直接製造したるものに限る
第二條 獎勵金は前條第一項各號に掲ぐる製鋼原鐵にして商工大臣の指定したる規格に該當するものに付其の製造數量に應じ之を交付す但し一の工場に於ける製造數量が月

四 事業收支決算額が事業收支豫算額と著しく相違したるとき

附 則

本則は公布の日より之を施行す

昭和十六年度に於ける製鋼原鐵製造獎勵金は昭和十六年四月一日以降製造したる製鋼原鐵に付之を交付す
第三條 中四月三十日迄とあるは昭和十六年に在りては十月十日迄とす（様式略）
商工省告示第 號
製鋼原鐵製造獎勵金交付規則第二條第一項の規定に依り規格左の通指定す
年 月 日

商 工 大 臣 名

一 海綿鐵 鐵鑪より製造する場合に在りては金屬鐵含有量千分の七百以上にして炭素含有量千分の十以下、砂鐵より製造する場合に在りては金屬鐵含有量千分の六百三十以上にして炭素含有量千分の十以下
二 粒鐵又は粗鐵（純鐵及ショットを含む） 金屬鐵含有量千分の九百以上にして炭素含有量千分の十以下
三 含ニッケル特殊鐵又は含クロム特殊鐵

平均百噸に達せざる場合は此の限に在らず前項の製造數量一噸に付交付する獎勵金の額は商工大臣之を告示す
第三條 獎勵金の交付を受けんとする者は毎年四月三十日迄に様式第一號に依る申請書を商工大臣に提出すべし
第四條 獎勵金交付の指令を受けたる者前條の申請書に記載したる事項を變更せんとするときは商工大臣の承認を受くべし
第五條 獎勵金は當該年度に於ける製鋼原鐵の製造豫定數量の製造を終了したる後之を交付す但し特別の事由あるときは此の限に在らず
第六條 獎勵金交付の指令を受けたる者は作業日誌を備へ作業の状況を記載すべし
第七條 獎勵金交付の指令を受けたる者は作業日誌に基き毎三月間に於ける作業状況に關し其の期間經過後二週間以内の様式第二號に依る報告書を商工大臣に提出すべし
第八條 獎勵金交付の指令を受けたる者當該製鋼原鐵の製造事業の全部若は一部の廢止又は三月以上に亘る休止を爲さんとするときは商工大臣の承認を受くべし
第九條 獎勵金交付の指令を受けたる者他人

金屬鐵含有量千分の八百以上且ニッケル又はクロムの含有量千分の十以上にして炭素含有量千分の二十以下

商工省告示第 號

製鋼原鐵製造獎勵金交付規則第二條第二項の規定に依り製鋼原鐵の製造數量一噸に付交付する獎勵金の額左の通り

商工大臣名

海綿鐵 十五圓以内

粒鐵又は粗鋼(純鐵及ショットを含む)二十圓以内

含ニッケル特殊鐵又は含クロム特殊鐵 二十五圓以内

故五ガロン罐配給

統制規則

(昭和十六年二月二十四日) (商工省令 第九號)

第一條 本則に於て故五ガロン罐とは錫又は錫及鉛の合金を鍍したる鋼板を以て製造したる空罐にして五ガロン入のもの故を謂ふ

第二條 故五ガロン罐は修理の目的を以てする場合を除くの外之を開削(胴部を切り又

は之に孔を穿つことを謂ふ)し又は開底(底部を切り又は之に孔を穿つことを謂ふ)することを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第三條 故五ガロン罐を業務上使用する者は商工大臣の指定したる者(以下統制機關と稱す)及其の指定したる販賣業者(以下指定販賣業者と稱す)以外の者より故五ガロン罐を買受ける何等の名義を以てするを問はず自己の所有に屬せざる故五ガロン罐を受入ることを得ず但し左の各號の一に該當する場合は此の限に在らず

一 石油の販賣業者以外の石油の販賣業者より故五ガロン罐を買受ける又は受入るとき

二 石油の販賣業者が故五ガロン罐の蒐集業者又は石油の使用より故五ガロン罐を買受ける又は受入るとき

三 特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたるとき

第四條 統制機關及指定販賣業者以外の故五ガロン罐の蒐集業者又は販賣業者は故五ガロン罐を業務上使用する者に對し之を賣渡

し又は何等の名義を以てするを問はず相手方の所有に屬せざる故五ガロン罐を引渡すことを得ず但し前條但書の規定に依り買受け又は受入る者に賣渡し又は引渡す場合は此の限に在らず

第五條 指定販賣業者又は故五ガロン罐の蒐集業者若し販賣業者は故五ガロン罐を使用することを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第六條 指定販賣業者は毎月十日迄に前月中に於ける故五ガロン罐の賣渡先別賣渡數量を記載したる報告書を統制機關に提出すべし

統制機關は毎月二十日迄に前項の臣定に依り提出ありたる前月分の報告書の概要を商工大臣に報告すべし

附 則

本則は昭和十六年二月十五日より之を施行す但し三條乃至第六條の規定は同年三月十五日より之を施行す

非鐵金屬關係

輕金屬製造事業法

(昭和十四年四月二十八日) (法律 第八十八號)

第一條 本法は國防の整備及産業の發達を期する爲本邦に於ける輕金屬製造事業の確立を圖ることを目的とす

第二條 本法に於て輕金屬製造事業と稱するはアルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの製造を爲す事業を謂ふ

第三條 輕金屬製造事業を営まんとする者は政府の許可を受くべし但し命令を以て定むる輕金屬製造事業に付ては此の限に在らず本法に定むるもの外前項の許可に關し必要なる事項は命令を以て之を定む

第四條 前條の許可を受くることを得べき者は帝國法令に依り設立したる株式會社にして其の株主の半數以上、取締役の半數以上資本の半數以上及議決權の過半數が帝國臣氏又は帝國法令に依り設立したる法人に屬するものに限る

非鐵金屬關係

前項の法人は其の社員 株主若しは業務を執行する社員の半數以上又は資本の半數以上若しは議決權の過半數が外國人又は外國法人に屬せざるものなることを要す

前條の許可を受けたる者前二項の規定に該當せざるに至りたるときは許可は其の効力を失ふ

第五條 第三條の許可を受けたる會社(輕金屬製造會社)は政府の指定する期間内に其の事業を開始すべし

政府は正當の事由ありと認むる場合に限り前項の期間の延長を許可することを得

輕金屬製造會社前二項の期間内に其の事業を開始せざるときは第三條の許可は其の効力を失ふ

第六條 輕金屬製造會社其の設備を曾設し又は變更せんとするときは命令の定むる所に依り政府の許可を受くべし

第七條 輕金屬製造會社政府の認可を受け本法施行後五年以内に於て政府の指定する期間内に命令の定むる規模以上の設備を新設し又は増設したるときは設備完成の年及其翌年より五年間其の新設し又は増設したる設備を以て營む輕金屬製造事業に付所得

税及營業收益税を免除す

前項の輕金屬製造會社其の設備完成前其の一部を以て輕金屬製造事業を營む場合に於ても其の事業に付所得税及營業收益税を免除す但し前項の規定に依る期間内に設備を完成せざるときは此の限に在らず

第八條 北海道、府縣及市町村其の他之に準ずべきものは前條の規定に依り所得税及營業收益税を免除せられたる輕金屬製造會社には其の免除せられたる事業に對し課税することを得ず但し特別の事情に基き政府の認可を受けたる場合は此の限に在らず

第九條 第九條の規定に依り所得税及營業收益税の免除を受くべき事業を繼續する者又は其の事業を繼續するものと認むべき事實ある者は前事業者が第七條の規定に依る所得税及營業收益税免除期間内に在るときは其の期間を承續す

第十條 輕金屬製造會社其の事業の爲に必要な器具又は機械を政府の認可を受け輸入するときは本法施行の日より五年間命令の定むる所に依り輸入税を免除す

第十一條 輕金屬製造會社の營む輕金屬製造事業は土地收用又は使用することを得る事

業とし同法を適用す

第十二條 輕金屬製造會社は事業擴張の場合に於て政府の認可を受け其の事業に關する設備の費用に充つる爲株金全額を前と雖も其の資本を増加することを得

第十三條 輕金屬製造會社は政府の認可を受け其の事業に關する設備の費用に充つる爲商法に規定する限を超えて社債を募集することを得但し債の總額は拂込みたる株金額の二倍を超ゆることを得ず

最終の貸借對照表に依り會社に現存する財産が拂込みたる金額に満たざるときは前項の規定を適用せず

第十四條 輕金屬製造會社は依り募集する社債に付ては工場抵當法に依り會社の事業に屬するものを抵當と爲すことを要す但し特別の事情ある場合に於て政府其の必要なしと認めたるときは此の限に在らず

第十五條 輕金屬製造會社は命令の定むる所に依り事業計畫を定め政府に之を届出づべし之を變更せんとするときは亦同じ政府必要ありと認むるときは事業計畫の變更を命ずることを得

第十六條 政府は輕金屬製造會社に對し業務及會計に關し監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得

第十七條 政府は輕金屬製造會社に對し業務及會計に關し監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得

第十八條 政府軍事上其の他公益上必要ありと認むるときは輕金屬製造會社に對し其の設備の擴張若は改良又は製造方法の變更を命ずることを得

第十九條 政府軍事上必要ありと認むるときは輕金屬製造會社に對し命令を以て定むるアルミニウム、アルミナ若はマグネシウムの原料若は其の製造に必要な材料の貯蔵又はアルミニウム、アルミナ若はマグネシウムの製造に關する特殊事項の研究を命ずることを得

第二十條 第十八條又は前條の規定に依り爲したる命令に因り生じたる損失は勅令の定むる所に依り政府之を補償す

第二十一條 政府は命令の定むる所に依り政府の指定する原料又は製造方法に依るアルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの製造に關する研究又は試験を爲す者に對し豫算の範圍内に於て奨勵金を交付することを得

第二十二條 政府アルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの需給の圓滑及價格の公正を圖る爲必要ありと認むるときは勅令の定むる所に依り政府の適當と認むる會社に對し左の各號に掲ぐる事業の全部又は一部を行ふべきことを命ずることを得

- 一 アルミニウム又はマグネシウムの買入、販賣、輸入、移出及移入
- 二 アルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの原料及其の製造に必要な材料の買入、販賣、輸出、輸入、移出及移入
- 三 その他アルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの需給の圓滑及價格の公正を圖る爲必要な事業

第二十三條 前條の規定に依る命令を受くることを得べき會社は帝國法令に依り設立したる株式會社にして其の株式を記名式とし株主の全部が政府、公共團體、帝國臣民又は帝國法令に依り設立したる法人に屬し且其の資本の三分の二以上及議決權の三分の二以上が二以上の輕金屬製造會社に屬するものに限る

前項の法人は其の社員、株主若は業務を執行する役員の数以上又は資本の半額以上

非鐵金屬關係

非ざれば其の効力を生ぜず

第十五條 輕金屬製造會社は命令の定むる所に依り事業計畫を定め政府に之を届出づべし之を變更せんとするときは亦同じ政府必要ありと認むるときは事業計畫の變更を命ずることを得

第十六條 政府は輕金屬製造會社に對し業務及會計に關し監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得

第十七條 政府は輕金屬製造會社に對し業務及會計に關し監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得

第十八條 政府軍事上必要ありと認むるときは輕金屬製造會社に對し其の設備の擴張若は改良又は製造方法の變更を命ずることを得

第十九條 政府軍事上必要ありと認むるときは輕金屬製造會社に對し命令を以て定むるアルミニウム、アルミナ若はマグネシウムの原料若は其の製造に必要な材料の貯蔵又はアルミニウム、アルミナ若はマグネシウムの製造に關する特殊事項の研究を命ずることを得

第二十八條 受命會社借入金爲さんとするときは命令の定むる所に依り政府の許可を受くべし

第二十九條 受命會社は其の命ぜられたる事業に付命令の定むる所に依り業務規程を定め政府の認可を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ

第三十條 受命會社は其の命ぜられたる事業に付命令の定むる所に依り事業計畫を定め政府の認可を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ

第三十一條 政府は受命會社に對し其の命ぜられたる事業の業務及會計に關し監督上必要な命令又は處分を爲すことを得